

平成 23 年

塩竈市議会会議録

(第136巻)

第2回臨時会 4月28日 開 会
4月28日 閉 会

第2回定例会 6月10日 開 会
6月23日 閉 会

塩竈市議会事務局

平成 2 3 年 4 月 臨時会 日程表

会期1日間（4月28日）

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
4. 28	木	本会議	会期の決定、諸般の報告、承認第1号ないし第17号、議案第33号ないし第37号、議員提出議案第4号、東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会の設置	1

平成 23 年 6 月 定例会 日程表

会期 14 日間（6 月 10 日～6 月 23 日）

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
6. 10	金	本会議	会期の決定、諸般の報告、議員提出議案第 5 号、議案第 38 号ないし第 49 号	1
11	土	休 会		2
12	日	”		3
13	月	”		4
14	火	本会議	施政方針に対する質問 13:00～ ①中川 邦彦 議員 ②阿部かほる 議員 ③佐藤 英治 議員 ④鈴木 昭一 議員	5
15	水	”	施政方針に対する質問 13:00～ ⑤鎌田 礼二 議員 ⑥小野 幸男 議員 ⑦伊藤 博章 議員 ⑧小野 絹子 議員	6
16	木	休 会	総務教育常任委員会 10:00～	7
17	金	”	民生常任委員会 10:00～	8
18	土	”		9
19	日	”		10
20	月	”	産業建設常任委員会 10:00～	11
21	火	”	東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会 10:00～	12
22	水	”	議会運営委員会 13:00～	13
23	木	本会議	議案第 38 号ないし第 49 号(各常任委員会委員長議案審査報告) 請願第 14 号（民生常任委員会委員長請願審査報告） 議員提出議案第 6 号 東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会委員長中間報告	14

塩竈市議会平成23年4月臨時会会議録

目次

塩竈市議会平成23年6月定例会会議録

(4月臨時会)

第1日目 平成23年4月28日(木曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
承認第1号ないし第17号	5
提案理由説明	5
質 疑	27
伊勢由典君	27
小野幸男君	35
東海林京子君	44
佐藤英治君	52
阿部かほる君	61
曾我ミヨ君	66
菊地進君	72
浅野敏江君	79
鎌田礼二君	85
中川邦彦君	87
志賀直哉君	92
伊藤博章君	96
今野恭一君	101
吉川弘君	106
採 決	112
議案第33号ないし第37号	112

提案理由説明	112
質 疑	117
伊 勢 由 典 君	117
佐 藤 英 治 君	121
小 野 絹 子 君	125
浅 野 敏 江 君	129
鎌 田 礼 二 君	130
伊 藤 博 章 君	131
今 野 恭 一 君	135
菊 地 進 君	139
採 決	144
議員提出議案第4号	144
提案理由説明	144
採 決	145
東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会の設置	145
閉 会	146

(6月定例会)

第1日目 平成23年6月10日(金曜日)

議事日程第1号	147
開 議	149
会議録署名議員の指名	149
会期の決定	149
諸般の報告	149
質 疑	150
伊 勢 由 典 君	150
吉 川 弘 君	155
佐 藤 英 治 君	160
議員提出議案第5号	164
提案理由説明	164
採 決	165
議案第38号ないし第49号	165
提案理由説明	165
総括質疑	180
曾 我 ミ ヨ 君	180
伊 勢 由 典 君	184
伊 藤 博 章 君	190
菊 地 進 君	195
散 会	201

第2日目 平成23年6月14日(火曜日)

議事日程第2号	203
開 議	205
会議録署名議員の指名	205
議案第38号ないし第49号(施政方針に対する質問)	205
中 川 邦 彦 君(一括質問一括答弁方式)	
(1) 定住について	205

①北浜地区の緑地護岸整備計画と防潮堤について	
②津波による陥没と浸水対策について	
③浸水地への工場や住宅の建設について	
(2) 交流について	206
①災害時の避難所の運営について	
②災害時の炊き出しについて	
(3) 連携について	207
①防災計画の中に原発事故や対応について明文化する	
(4) 市政運営の基本方針について	207
①第5次長期総合計画と災害復興計画の関連について	
②暮らしの再建で半壊や一部損壊の補償について	
阿部 かほる 君 (一括質問一括答弁方式)	
(1) 市政運営の基本方針	221
①長期総合計画と震災復興計画との整合性と優先順位は	
(2) 定住	221
①災害に強いまちづくりについて	
・ 公共施設、住宅等耐震・補強政策と被害状況及び今後の取り組みについて	
・ 避難マニュアルについて	
②生きる力を育む教育について	
・ 震災を語り継ぐための取り組み	
③生活基盤の整備	
・ 被災住宅の建設場所等について	
(3) 交流	222
①水産業・水産加工業の早期復活の取り組みについて	
・ 浅海漁業を含めた復活の手だては	
②港湾機能の強化促進について	
・ 石油基地、防災基地、水揚げ港としての塩釜港の役割	
③商店街の再生への取り組みについて	
・ 浸水地区の商店街の復興計画は	
(4) 連携	223

①危機管理の強化について	
・安定給水のための今後の取り組みと応急給水の補完としての井戸水の活用は	
・放射能汚染の健康被害に備える方策は	
②広域行政の連携強化	
・自治体相互のデータ集積・電算機の共有について	
・被災地塩竈市への応援自治体との今後の連携について	
佐藤 英治 君（一括質問一括答弁方式）	
(1) 市政運営の基本方針	236
①震災復興計画と長期総合計画の基本的な考え及び整合性について	
②従来の制度や規制への抜本的な改革への考え	
(2) 定住	237
①危機管理と災害の検証	
②児童・生徒の安全徹底	
③同報無線の見直しへの考え	
(3) 交流	237
①食料供給基地として緊急的復旧への取り組み	
②浦戸漁業協同組合への支援	
③魚の風評被害対策	
④オーナー制への市としての対応	
⑤防災港としての取り組み	
⑥がれき撤去と衛生への対策	
⑦商業者への支援	
鈴木 昭一 君（一括質問一括答弁方式）	
(1) 市政運営の基本方針	253
①今後の災害時に耐え得る対策について	
②地域経済の再生について	
③市民の連携強化について	
(2) 定住促進対策の施策	254
①中学生と赤ちゃんとのふれあう交流事業について	
②特別養護老人ホームの待機者解消について	

③市営住宅の給水方式の変更について	
④NEWしおナビ100円バスの運行体制の見直し	
(3) 交流の取り組みについて	254
①被災された事業者の支援について	
(4) 連携について	255
①震災時の自主防災組織の見直しと各町内会同士の連携強化をどう図るのか	
②消防事務組合と環境組合の複合事務組合の見通しは	
散 会	267

第3日目 平成23年6月15日（水曜日）

議事日程第3号	269
開 議	271
会議録署名議員の指名	271
議案第38号ないし第49号（施政方針に対する質問）	271
鎌 田 礼 二 君（一問一答方式）	
(1) 市政運営の基本方針	271
①震災復興計画の柱となる思い切った事業が必要では	
②「第5次塩竈市長期総合計画」の見直しが必要では	
③「震災復興本部会議」について	
(2) 定住	276
①定住促進課と定住人口戦略プランについて	
②坂のまち塩竈憩いパーク事業について	
③市立病院について	
④学力向上について	
(3) 交流	281
①エネルギー供給基地としての役割について	
②仙台港区と塩釜港区の機能分担について	
③り災商店再生支援事業について	
(4) 連携	285
①防災無線の更新について	

②防災マニュアルの見直しについて	
③広域行政について	
小野幸男君（一問一答方式）	
(1) 施政方針 はじめに	290
①仮設住宅での課題について	
(2) 市政運営の基本方針	290
①復興計画の策定について	
②住まいと暮らしの再建について	
(3) 「定住」	291
①災害に強いまちづくりについて	
②震災後のエネルギー政策について	
③児童生徒の心のケア・サポートについて	
(4) 「交流」	292
①中心商店街の復興対策について	
(5) 「連携」	292
①危機管理機能の強化について	
②浦戸地区の復旧、復興について	
伊藤博章君（一問一答方式）	
(1) 市政運営の基本方針	307
①第5次長期総合計画と震災復興計画について	
②震災復興計画の策定について	
③住まいと暮らしの再建について	
④産業・経済の再建について	
小野絹子君（一問一答方式）	
(1) はじめに	322
①被災状況と地域指定について	
(2) 定住について	322
①藤倉児童館の復旧について	
②新浜町保育所の安全性と存続について	
③住まいの対策について	

・木造住宅耐震化、住宅リフォーム、浦戸の市営（集合）住宅について	
(3) 交流について	323
①塩釜港の役割と整備について	
②港湾の集約化について	
③中小企業基盤整備機構の制度活用について	
(4) 連携について	324
①市立病院の役割とガイドラインの見直しについて	
散 会	338

第4日目 平成23年6月23日（木曜日）

議事日程第4号	341
開 議	343
会議録署名議員の指名	345
議案第38号ないし第49号（総務教育常任委員会委員長議案審査報告）	345
（民生常任委員会委員長議案審査報告）	347
（産業建設常任委員会委員長議案審査報告）	348
採 決	350
請願第14号（民生常任委員会委員長請願審査報告）	350
採 決	351
議員提出議案第6号	351
提案理由説明	351
採 決	352
東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会委員長中間報告	353
閉 会	355

平成23年4月臨時会	4月28日	開会
	4月28日	閉会
平成23年6月定例会	6月10日	開会
	6月23日	閉会

議案審議一覽表
請願審議一覽表
議員提出議案

塩竈市議会 4 月臨時会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (平成22年度塩竈市一般会計補正予算)	原案承認	23. 4. 28
	承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (平成22年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算)	原案承認	23. 4. 28
	承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて (平成22年度塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算)	原案承認	23. 4. 28
	承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて (平成22年度塩竈市水道事業会計補正予算)	原案承認	23. 4. 28
	承認第 5 号	専決処分の承認を求めることについて (塩竈市行政組織条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)	原案承認	23. 4. 28
	承認第 6 号	専決処分の承認を求めることについて (災害による被害者に対する市税の軽減又は免除に関する条例の一部を改正する条例)	原案承認	23. 4. 28
	承認第 7 号	専決処分の承認を求めることについて (塩竈市保育所条例の一部を改正する条例)	原案承認	23. 4. 28
	承認第 8 号	専決処分の承認を求めることについて (塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例)	原案承認	23. 4. 28
	承認第 9 号	専決処分の承認を求めることについて (災害による被害者に対する国民健康保険税の軽減又は免除に関する条例の一部を改正する条例)	原案承認	23. 4. 28
	承認第10号	専決処分の承認を求めることについて (塩竈市介護保険条例の一部を改正する条例)	原案承認	23. 4. 28

塩竈市議会 4 月臨時会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
	承認第11号	専決処分の承認を求めることについて (塩竈市営汽船事業条例の一部を改正する条例)	原案承認	23. 4. 28
	承認第12号	専決処分の承認を求めることについて (平成23年度塩竈市一般会計補正予算)	原案承認	23. 4. 28
	承認第13号	専決処分の承認を求めることについて (平成23年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算)	原案承認	23. 4. 28
	承認第14号	専決処分の承認を求めることについて (平成23年度塩竈市公共駐車場事業特別会計補正予算)	原案承認	23. 4. 28
	承認第15号	専決処分の承認を求めることについて (平成23年度塩竈市一般会計補正予算)	原案承認	23. 4. 28
	承認第16号	専決処分の承認を求めることについて (平成23年度塩竈市水道事業会計補正予算)	原案承認	23. 4. 28
	承認第17号	専決処分の承認を求めることについて (塩竈市と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託について)	原案承認	23. 4. 28
	議案第33号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	23. 4. 28
	議案第34号	塩竈市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	23. 4. 28
	議案第35号	塩竈市震災復興本部設置条例	原案可決	23. 4. 28
	議案第36号	塩竈市震災復興計画検討委員会条例	原案可決	23. 4. 28
	議案第37号	平成23年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	23. 4. 28
	議員提出 議案第4号	塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	原案可決	23. 4. 28

塩竈市議会 6 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
総務教育	議案第38号	塩竈市市税条例の一部を改正する条例	原案可決	23. 6. 23
	議案第40号	塩竈市集会所条例の一部を改正する条例	原案可決	23. 6. 23
	議案第41号	塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例	原案可決	23. 6. 23
	議案第42号	平成23年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	23. 6. 23
	議案第48号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決	23. 6. 23
	議案第49号	塩竈市集会所の指定管理者の指定の変更について	原案可決	23. 6. 23
民 生	議案第39号	塩竈市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	23. 6. 23
	議案第42号	平成23年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	23. 6. 23
産業建設	議案第42号	平成23年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	23. 6. 23
	議案第43号	平成23年度塩竈市交通事業特別会計補正予算	原案可決	23. 6. 23
	議案第44号	平成23年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算	原案可決	23. 6. 23
	議案第45号	平成23年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算	原案可決	23. 6. 23
	議案第46号	平成23年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算	原案可決	23. 6. 23
	議案第47号	平成23年度塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算	原案可決	23. 6. 23
	議員提出 議案第5号	塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例	原案可決	23. 6. 10
	議員提出 議案第6号	東日本大震災からの復興に関する決議	原案可決	23. 6. 23

塩竈市議会 6 月定例会 請願審議一覧表

受理番号	件 名	受理年月日	付託委員会名	審議結果	議決年月日
第14号	高すぎる国民健康保険税の 引き下げを求める請願	22.12.1	民 生	継続審査	23.6.23

議員提出議案第4号

塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成23年4月28日

提出者 塩竈市議会議員

曾 我	ミ ヨ	中 川	邦 彦
小 野	絹 子	吉 川	弘
伊 勢	由 典	東海林	京 子
伊 藤	博 章	浅 野	敏 江
小 野	幸 男	嶺 岸	淳 一
志 賀	直 哉	佐 藤	英 治
伊 藤	栄 一	菊 地	進
今 野	恭 一	阿 部	かほる
鈴 木	昭 一	鎌 田	礼 二
木 村	吉 雄	香 取	嗣 雄

塩竈市議会議長 佐 藤 貞 夫 殿

「別 紙」

塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例（平成23年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成23年4月1日」の次に「（ただし、第2条の改正規定は塩竈市行政組織条例の一部を改正する条例（平成22年条例第31号）の施行の日）」を加え、「平成23年5月1日」を「次の一般選挙により選出される議員の任期初日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第1項の規定は平成23年3月31日から適用する。

（提案理由）

東日本大震災により平成23年4月1日を実施日としていた行政組織の見直し及び一般選挙が延期されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものである。

議員提出議案第5号

塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例

上の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成23年6月10日

提出者 塩竈市議会議員

曾 我	ミ ヨ	中 川	邦 彦
小 野	絹 子	吉 川	弘
伊 勢	由 典	東海林	京 子
伊 藤	博 章	浅 野	敏 江
小 野	幸 男	嶺 岸	淳 一
志 賀	直 哉	佐 藤	英 治
伊 藤	栄 一	菊 地	進
今 野	恭 一	阿 部	かほる
鈴 木	昭 一	鎌 田	礼 二
木 村	吉 雄	香 取	嗣 雄

塩竈市議会議長 佐 藤 貞 夫 殿

「別 紙」

塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例

塩竈市議会委員会条例（昭和47年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「5人」を「4人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年6月10日から施行する。

（委員に関する経過措置）

- 2 この条例施行の際、現に改正前の塩竈市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づき在職する議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員は、改正後の塩竈市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員になるものとし、その任期は、旧条例の規定に基づく議会運営委員会委員の残任期間とする。

（継続審査事件に関する経過措置）

- 3 この条例施行の際、現に旧条例の規定に基づく議会運営委員会に議会閉会中の継続審査事件として付託されている案件は、新条例の規定に基づく議会運営委員会に新たに付託されたものとみなす。

（提案理由）

議会運営のより一層の充実と円滑化を図るため、所要の改正を行おうとするものである。

議員提出議案第6号

東日本大震災からの復興に関する決議

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成23年6月23日

提出者 塩竈市議会議員

曾 我	ミ ヨ	中 川	邦 彦
小 野	絹 子	吉 川	弘
伊 勢	由 典	東海林	京 子
伊 藤	博 章	浅 野	敏 江
小 野	幸 男	嶺 岸	淳 一
志 賀	直 哉	佐 藤	英 治
伊 藤	栄 一	菊 地	進
今 野	恭 一	阿 部	かほる
鈴 木	昭 一	鎌 田	礼 二
木 村	吉 雄	香 取	嗣 雄

塩竈市議会議長 佐 藤 貞 夫 殿

「別 紙」

東日本大震災からの復興に関する決議

平成23年3月11日午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、巨大津波は東日本沿岸各地を襲い、人的被害は死者・行方不明者合わせて約2万3千人に上ると推定され、本市にも甚大な被害をもたらしました。

本市においては、45名（6月23日現在）もの尊い命が失われ、避難所及び仮設住宅での生活を余儀なくされている方々をはじめ、今なお多くの市民の皆様が困難な生活を強いられております。

巨大津波により、市域の沿岸部一帯が浸水し、多くの家屋や車両が流出するなど、依然として市民生活や本市産業は深刻な状況にあり、大きな打撃を受けております。特に水産・港湾関連施設は甚大な被害を受け、浦戸諸島は壊滅的な被害などにより、存亡の危機に立たされております。

本市議会は、ここに、犠牲となられた方々に対し、深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に関心をお見舞いを申し上げます。

本市議会では4月28日に東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会を全議員で立ち上げ、これまで5回に亘る市内の災害状況の現地調査及び被災者の実情を議論し、市当局に早急なる被災者への復旧対策や支援策を要望してきました。

この未曾有の大震災にあたり、本市議会は市民生活の再建・安定と産業の復興に向け、被災者の支援と災害からの復興に最大限の努力を傾注し、本市の一日も早い復興を目指し取り組むことを表明します。

以上、決議します。

平成23年6月23日

塩 竈 市 議 会

平成23年4月臨時会 4月28日 開会
4月28日 閉会

塩竈市議会会議録

平成23年 4 月 28 日（木曜日）

塩竈市議会 4 月臨時会会議録

（第 1 日目）

議事日程 第1号

平成23年4月28日(木曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 第4 承認第1号ないし第17号
 - 第5 議案第33号ないし第37号
 - 第6 東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会の設置
-

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第6

追加議案 議員提出議案第4号

出席議員(21名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 曾我ミヨ君 | 2番 | 中川邦彦君 |
| 3番 | 小野絹子君 | 4番 | 吉川弘君 |
| 5番 | 伊勢由典君 | 6番 | 佐藤貞夫君 |
| 7番 | 東海林京子君 | 8番 | 伊藤博章君 |
| 9番 | 浅野敏江君 | 10番 | 小野幸男君 |
| 11番 | 嶺岸淳一君 | 12番 | 志賀直哉君 |
| 13番 | 佐藤英治君 | 14番 | 伊藤栄一君 |
| 15番 | 菊地進君 | 16番 | 今野恭一君 |
| 17番 | 阿部かほる君 | 18番 | 鈴木昭一君 |
| 19番 | 鎌田礼二君 | 20番 | 木村吉雄君 |
| 21番 | 香取嗣雄君 | | |
-

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	副市長	内形 繁 夫 君
市立病院事業管理者 兼 院長	伊藤 喜 和 君	総務部長 兼 危機管理監	佐藤 雄 一 君
市民生活部長	佐々木 真 一 君	健康福祉部長	棟形 均 君
産業部長	荒川 和 浩 君	建設部長	金子 信 也 君
総務部 政策調整監	三浦 一 泰 君	総務部次長 兼 政策課長	田中 たえ子 君
総務部次長 兼 行財政改革推進専門監 兼 財政課長	神谷 統 君	会計管理者 兼 会計課長	星 清 輝 君
市民生活部次長 兼 環境課長	澤田 克 巳 君	健康福祉部次長 兼 社会福祉課長	福田 文 弘 君
産業部次長 兼 水産課長	小山 浩 幸 君	建設部次長 兼 下水道事業所長	千葉 正 君
総務部総務課長	桜井 史 裕 君	総務部税務課長	赤間 均 君
市民生活部 浦戸交通課長	佐藤 修 一 君	総務部 防災安全課長	村上 昭 弘 君
市民生活部 市民課長	菊地 辰 夫 君	産業部 商工観光課長	阿部 徳 和 君
総務部総務課長補佐 兼 総務係長	安藤 英 治 君	市立病院事務部長	菅原 靖 彦 君
市立病院事務部 業務課長	川村 淳 君	市立病院事務部 経営改革室長	鈴木 康 則 君
水道部長	千葉 伸 一 君	水道部次長 兼 総務課長	尾形 則 雄 君
水道部 工務課長	大友 伸 一 君	教育委員会 委員長	菅原 周 一 君
教育委員会教育長	小倉 和 憲 君	教育委員会 教育部長	渡辺 誠一郎 君
教育委員会教育部次長 兼 生涯学習課長	郷古 正 夫 君	教育委員会教育部 総務課長	佐藤 俊 幸 君
教育委員会教育部 学校教育課長	星 篤 君	選挙管理委員会 事務局長	鈴木 正 信 君
監査事務局長	白澤 巖 君	監査委員	高橋 洋 一 君

事務局出席職員氏名

事務局長	伊藤 喜 昭 君	事務局次長 兼 議事調査係長	相澤 勝 君
------	----------	-------------------	--------

議事調査係主査 齊 藤 隆 君 議事調査係主事 西 村 光 彦 君

午後 1 時 開議

○議長（佐藤貞夫君） 去る 4 月 21 日告示招集になりました平成 23 年第 2 回塩竈市議会臨時会をただいまから開会いたします。

会議に先立ち、このたびの東日本大震災で犠牲となられた皆様に、心から哀悼の意を表するとともに、被災されたすべての方にお見舞いを申し上げます。

それでは、犠牲となられた皆様のご冥福をお祈りし、慎んで黙祷を捧げたいと思います。全員ご起立を願います。黙祷。

終わります。ご着席願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の議事日程は、日程第 1 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

携帯電話等をご持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤貞夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、19 番鎌田礼二君、20 番木村吉雄君を指名いたします。



日程第 2 会期の決定

○議長（佐藤貞夫君） 日程第 2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は 1 日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、本臨時会の会期は 1 日間と決定いたしました。



日程第 3 諸般の報告

○議長（佐藤貞夫君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、塩釜地区消防事務組合議会議員より議長あてに提出されました平成 23 年第 1 回塩釜地区消防事務組合議会定例会概要報告 1 件、塩釜地区環境組合議会議員より議長あてに提出されました平成 23 年第 1 回塩釜地区環境組合議会定例会の概要報告 1 件

であります。

これより質疑に入ります。

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第4 承認第1号ないし第17号

○議長（佐藤貞夫君） 日程第4、承認第1号ないし第17号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

市当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 去る3月11日、大規模な地震と大津波により我が国史上において未曾有の被害をもたらしました東日本大震災が発生をいたしました。お亡くなりになりました多くの市民を初めとする方々のご冥福を心よりお祈りを申し上げますとともに、被災に遭われました方々の1日も早い復興に向け、塩竈市の総力を結集し、誠心誠意努力をいたしてまいります。

本市といたしましては、この大震災に対する緊急的な対応が求められておりますことから、本臨時会を招集をさせていただきました。本臨時会の提案理由のご説明を申し上げます前に、この東日本大震災の概要と本市の対応につきまして、ご説明を申し上げます。

平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生をいたしました。本市に設置されている震度計では震度7を観測し、午後4時過ぎには最大4メートルという大津波が来襲いたしました。

本市では、地震の発災と同時に直ちに対策本部を設置し、市内73カ所の防災行政無線から津波避難の緊急一斉放送を繰り返し行い、防潮堤の閉鎖、避難所の開設を行うとともに、市公用車及び消防団による広報活動、消防、警察、自衛隊など防災協力機関とともに一丸となり、さまざまな災害初動体制のもと、その対応に取り組みをいたしました。しかし、残念ではありますが、この未曾有の大災害により昨日現在市民45名の方々の尊い命が奪われ、行方不明となっておられます方が1名、さらには家屋の全壊が358棟、大規模半壊が1,024棟、半壊が366棟にも及ぶなど、本市防災計画における宮城県沖地震の第3次被害想定をはるかに超える、

余りにも大きな被害が発生いたしましたところでございます。

本市では、被災した水道や道路の復旧作業、冠水箇所の復旧作業等を行うとともに、危険箇所へのバリケードの設置や応急修理、浦戸諸島の復旧支援のために市営汽船の臨時便を運行いたしました。また、被災された皆様の生活再建を支援する総合相談窓口を開設するとともに、市独自の災害見舞金の支援など復興へ向けた取り組みを行ってまいりました。この度の大震災において、市内の皆様からも数々の温かいご支援が寄せられております。災害時総合応援協定を締結しております山形県村山市を初め、長野県、秋田県、山梨県などの自治体やアメリカのNGOを初めとしたさまざまな民間団体、数多くのボランティアの皆様による人的・物的ともに多大なご支援をいただいているところでございます。

震災直後に市の指定避難所及び民間施設等に避難されていた方々早く9,000名にのぼっておりますが、現在も避難生活を続けられている500名ほどの皆様の生活復興に向け、仮設住宅の建設を国県に働きかけ、本日から第1次仮設住宅への入居が始まっているところであります。また、ライフラインも市内におきまして復旧が進んでおり、魚市場の再開、JR線などの交通機関の一部開通や、民間の方々による復興市の開催、21日には市内小中学校において新学期が始まり、入学式が行われるなど、復興に向けた動きが始まっております。

今回の大災害における被害は市の全域に及んでおりますが、特に津波被害の大きかった浦戸地区や市内沿岸地区におきましては、ご家族を亡くされたり生活の基盤を失われた方々が多数いらっしゃいます。本市といたしましては、皆様から寄せられました温かく力強いご支援にこたえるためにも、市民の皆様が1日も早く笑顔と活力を取り戻せますよう全職員が一丸となり、復興へ向けた本格的な取り組みを行ってまいり所存でございます。

それでは、ただいま上程いただきました承認第1号から17号までにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この議案は、いずれも地方自治法第179条第1項の規定に基づき、特に緊急を要するため専決処分をさせていただきました内容について、そのご承認を求めるものであります。

まず、平成23年3月15日付で先決処分を行いました内容についてご説明を申し上げます。

承認第1号平成22年塩竈市一般会計補正予算であります。東日本大震災に伴い被災されました市民の方々の救助関係費を計上した補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ1億3,300万円を追加いたしまして、総額を213億7,326万4,000円にしたものであります。

歳出といたしましては、生活用品、衛生用品、暖房用燃料、炊き出し用食材など、避難所に

必要な経費となる需用費といたしまして571万円、避難所用発電機などの機械賃借料といたしまして135万1,000円、避難所の従事等に係る職員手当といたしまして8,477万9,000円などを計上いたしております。このほか、今回の震災に対し全国から多くの温かい義援金をいただいておりますが、今後被災されました市民の方々への支援に活用してまいりますために、平成22年度内にいただきました義援金3,935万9,000円、災害救助支援基金に積み立てるものがございます。これらの財源につきましては、災害救助に係る県負担金といたしまして427万2,000円、寄附金といたしまして3,935万9,000円、繰入金といたしまして8,936万9,000円を計上いたしております。

また、繰越明許費につきましては、今回の震災に伴い本市の公共事業に多大な被害を受けたことや、事業者の被災及び災害復旧への業務移行、あるいは物流機能の著しい低下などによりまして、年度内の完了が困難となりました交通安全対策事業など計15件、限度額6,731万5,000円を追加いたしますほか、集会所環境整備事業など計5件の限度額6,018万2,000円増額変更し、合わせまして1億2,749万7,000円繰越明許費を計上したものでございます。これらの繰越明許費につきましては、国の予算計上上の取り扱いや今後の災害復旧事業の実施に伴う事業者の業務量増加による事業遅延への対応のほか、本市の各事業の状況をお示しするために計上したものでございます。

このほか、玉川保育園施設整備補助事業につきましては、県の指導によりまして事故繰越といたしております。今回の繰越明許費、事故繰越の額等につきましては、今後事業内容を精査いたしまして、次の定例会にご報告をさせていただきます。

また、債務負担行為につきましては、震災に伴い災害廃棄物が大量に発生しましたことから、これらの早急な対応を図るため災害廃棄物運搬業務委託、災害廃棄物仮置場管理業務委託のほか、被災をいたしました清掃工場電気集塵機補修費の計3件、限度額合計で1億6,300万円を追加したものであります。

次に、承認第2号平成22年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算であります。今回の震災に伴い公共下水道築造事業の被害、事業者の災害応急復旧への業務移行などによりまして、震災以降事業が停止しましたことから、公共下水道築造事業の繰越明許費の限度額を1億5,270万円から1億9,938万4,000円に増額変更したものであります。

また、債務負担行為につきましては、雨水・汚水の各ポンプ施設が被害を受けましたことから、早急な対応を図るため施設の復旧事業を追加するとともに、津波被害を受けましたポン

プ施設の清掃等業務委託の2件、合計8,600万円を追加したものであります。

次に、承認第3号平成22年度塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算であります。今回の震災に伴い港町海岸通り線道路工事箇所などが被害を受けましたほか、事業者の災害応急復旧への業務移行などによりまして、震災以降事業が停止をいたしましたことから、土地区画整理事業の繰越明許費の限度額を4,080万円から5,390万7,000円に増額変更したものであります。

次に、承認第4号平成22年度塩竈市水道事業会計補正予算であります。今回の震災に伴い、導水管・送水管に甚大な被害を受けましたことから、施設の復旧や給水対応など早急な対応を行うため、災害復旧事業に係ります債務負担行為として1億9,850万円追加したものであります。

以上、承認第1号から第4号につきまして、被災をされました市民の方々の救助や各施設の復旧事業などの緊急的な対応を行うため、平成23年3月15日付で専決処分をさせていただきました内容について、承認を求めるものであります。

続きまして、平成23年3月31日付で専決処分を行いました内容についてご説明を申し上げます。

まず承認第5号は、塩竈市行政組織条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、本年4月1日を実施日といたした行政組織の見直しを延期するため、塩竈市行政組織条例の一部を改正する条例の施行日を交付の日であります平成22年12月20日から記載して6月超えない範囲内において規則で定める日に改正したことについて、承認を求めるものであります。

次に承認第6号は、災害による被害者に対する市税の軽減または免除に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、東日本大震災に伴い被災された方々に係る市民税の額を減免するため、従前の規定では被災した日が属する年度の納期末到来分の税額のみを減免するといたしていたものを、1月1日から3月31日の間に被災された場合には、翌年度の市民税を減免する規定を追加することとしたものであります。また、市民税及び固定資産税の減免申請期間は原則として被災から2カ月間ありますが、市長がやむを得ないと認めた場合につきましてはその認める期間までに申請期間を緩和いたしましたことについて、承認を求めるものであります。

次に承認第7号は、塩竈市保育所条例の一部を改正する条例についてであります。これは、

東日本大震災の影響により保育所を休所としたことに伴い、保育できなかつた期間について保育料の還付を行うため、還付規定を追加したことについて承認を求めるものであります。

次に承認第8号は、塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてであります。これは、東日本大震災の影響により放課後児童クラブを休所したことに伴い、開設できなかつた期間について利用料の還付を行うため、還付規定を追加したことについて承認を求めるものであります。

次に承認第9号は、災害による被害者に対する国民健康保険税の軽減または免除に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、東日本大震災に伴い被災された方々に係る国民健康保険の額を減免するため、1月1日から3月31日の間に被災された場合には翌年度の国民健康保険の額を減免する規定の追加等を行いましたことについて承認を求めるものであります。

次に承認第10号は、塩竈市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。これは、東日本大震災に伴い被災者の介護保険料の減免申請期間を限定していた規定を削除いたしますとともに、これまで4月1日から同月末日といたしておりました介護保険料の普通徴収に係る第1期の納期を、平成23年度に限り5月1日から同月末日に変更いたしましたので、承認を求めるものであります。

次に承認第11号は、塩竈市営汽船事業条例の一部を改正する条例についてであります。これは、東日本大震災に伴い災害復旧支援に係る貨物等の運賃を免除するため、公益上必要があると認める場合には貨物等の運賃の全部を免除することができる規定を追加したことについて、承認を求めるものであります。

次に、承認第12号平成23年度塩竈市一般会計補正予算であります。承認第1号平成22年度塩竈市一般会計補正予算に引き続きまして、東日本大震災に伴います市民の救助関係費を計上いたしましたほか、津波被害により大量に発生をいたしました災害廃棄物の処理経費及び施設の修繕等を計上した補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ7億3,200万円を追加いたしました。総額を201億5,200万円としたものであります。

歳出といたしましては、

生活用品、衛生用品、暖房用燃料、炊き出し用食材など避難所に係る需用費といたしまして

1,319万2,000円

避難所の食料供給委託費といたしましてといたしまして	396万円
被災住宅の応急修理費といたしまして	3億6,400万円
地震津波により亡くなられた方の火葬手数料といたしまして	1,708万5,000円
災害廃棄物処理事業費といたしまして	1億8,320万円
魚市場施設の災害復旧費の主要経費に係る魚市場事業特別会計への繰出金といたしまして	183万円
同じく公共駐車場事業特別会計への繰出金といたしまして	300万円
被災した事務室に係る復旧費や各施設の修繕など、今後必要となる経費に係る予備費として	1億円

などを計上いたしております。

これらの財源につきましては、災害廃棄物処理事業に係ります国庫補助金といたしまして

	9,160万円
災害救助に係ります県負担金といたしまして	4億2,504万8,000円
繰入金といたしまして	1億2,375万2,000円
市債として	9,160万円

を計上いたしております。

また、地方債につきましては、災害廃棄物処理事業に係る災害対策債9,160万円を追加いたしましたものであります。

次に、承認第13号平成23年塩竈市魚市場事業特別会計補正予算であります。今回の震災に伴い魚市場内の岸壁土間の沈降や津波により給排水設備等に甚大な被害を受けましたことから、これらの早急な対応を図るため災害復旧事業費を計上し、歳入歳出それぞれ3,063万円追加いたしまして、総額を1億7,093万円にしたものであります。

また、地方債につきましては、災害復旧事業に係る公営企業災害復旧事業債2,880万円を新たに計上したものであります。

次に、承認第14号平成23年度塩竈市公共駐車場事業特別会計補正予算であります。今回の震災に伴い中央公共駐車場の外壁が剥離崩落し、危険な状態となりましたことから、周辺施設等への安全確保のための外壁撤去費等を計上し、歳入歳出それぞれ300万円を追加いたしまして、総額を1,600万円としたものであります。

以上、承認第12号から第14号につきましては、平成22年度予算に続き平成23年度におきまして

も、被災されました市民の救助や各施設の復旧事業など継続的な対応を図るため、平成23年3月31日付で専決処分をさせていただきました内容について承認を求めるものであります。

続きまして、平成23年4月7日付で専決処分を行いました内容についてご説明を申し上げます。

まず、承認第15号平成23年度塩竈市一般会計補正予算であります。今回の震災によりまして尊い市民の命が奪われ、また多くの家屋が流出損壊をいたしましたことから、早急な支援措置として見舞金及び貸付金を計上し、歳入歳出それぞれ5億5,000万円を追加いたしまして、総額を207億2,000万円にしたものであります。

この補正予算では、災害弔慰金の支給等に関する法律における災害弔慰金、災害見舞金のほかに、1日も早い安定した市民生活を取り戻すため全国から支援をいただきました義援金を活用いたしまして、本市独自の見舞金を支給するものであります。

歳出の内容といたしましては、

本市単独の見舞金といたしまして	1億5,000万円
災害弔慰金といたしまして	1億8,250万円
災害障害見舞金といたしまして	750万円
災害援護資金貸付金といたしまして	2億1,000万円

を計上いたしております。

歳入で増額する主なるものといたしましては、

地方交付税として	5,209万9,000円
県支出金として	1,260万9,000円
繰入金として	7,057万2,000円

などを計上いたしております。

これらの財源につきましては、

特別交付税といたしまして	3,981万2,000円
災害弔慰金、災害障害見舞金に係る県負担金といたしまして	1億4,250万円
寄附金といたしまして	3,348万5,000円
繰入金としまして	1億2,420万3,000円
市債といたしまして	2億1,000万円

を計上いたしております。

また、地方債につきましては、災害援護資金貸付金に係る災害救助債 2 億1,000万円を追加いたしましたものであります。

次に、承認第16号平成23年度塩竈市水道事業会計補正予算であります。今回の震災に伴い水道施設に甚大な被害を受けましたことから、これらの早急な対応を図るため導水管復旧工事や市内送配水管復旧工事のほか、給水対応経費などの災害復旧事業費として 1 億9,850万円を追加したものであります。

以上、被災されました市民への見舞金の支給や生活等に必要な資金の貸し付けなど、市民生活の支援としての早急な対応や水道施設の早期復旧を図るため、平成23年 4 月 7 日付で専決処分を行いましたので、承認を求めるものであります。

次に承認第17号は、塩竈市と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託についてであります。これは、東日本大震災に係る本市の災害等廃棄物処理の事務を宮城県に委託することについて、地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき、平成23年 4 月14日付で専決処分を行いましたので、承認を求めるものであります。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお補足を必要とする部分につきましては、それぞれ担当部長からご説明をいたさせますので、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤総務部長。

○総務部長兼危機管理監（佐藤雄一君） それでは、私の方からまず承認第 1 号平成22年度一般会計補正予算の概要につきまして、ご説明申し上げます。資料No. 5 の 1 ページをご参照いただきたいと思います。

この表は、一般会計及び特別会計の総括表でございます。今回の専決処分によります補正額は、一般会計が 1 億3,300万円でございます。これによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は、一番下の合計欄に記載してございますが379億3,484万5,000円となりまして、補正前に比べますと0.4%の増となります。

続きまして、4 ページ、5 ページをご参照ください。一般会計の補正予算の概要につきまして、まず歳出の方からご説明申し上げます。ここでは、歳出を目的別に分類してございます。

費目 2 の総務費3,935万9,000円でございますが、右側の備考欄をご参照ください。災害救助支援基金積立金といたしまして、今回の震災に伴います22年度の義援金を基金に積み立てる

ものでございます。それから費目3の民生費9,364万1,000円でございますが、災害救助費といたしまして避難所の運営に係る関係経費、それから今回の震災に係ります特種勤務手当や非常勤臨時職員等の賃金を計上してございます。

次に、2ページ、3ページをご参照ください。歳入につきましてご説明申し上げます。

費目15の県支出金427万2,000円でございますが、これは災害救助法に基づきます災害救助費に係る県の負担金でございます。費目17の寄附金3,935万9,000円でございますが、これは今回の申請に伴いまして平成22年度中に本市が直接支援いただいた義援金でございます。費目18の繰入金8,936万9,000円でございますが、今回の補正に伴います一般財源主要額に係る財政調整基金からの繰入金でございます。

6ページ、7ページには、歳出予算の性質別比較表を掲載してございますので、後ほどご参照していただければと思います。

それから引き続きまして、承認第1号平成22年度一般会計補正予算の詳細につきまして、ご説明申し上げたいと思います。恐れ入りますが、資料No.3でございます。一般会計特別会計補正予算説明書をご参照いただければと思います。

説明の都合上、歳出の方から説明させていただきます。5ページ、6ページをお開き願います。2款1項19目災害救助支援基金費でございますが、平成22年度では77件、3,935万9,000円の義援金をいただきましたので、災害救助支援基金に積み立てまして、次年度以降にその金額を被災されました市民の皆様への支援措置に活用しようとするものでございます。

続きまして、7ページ、8ページをお開き願います。3款4項1目災害救助費9,364万1,000円でございますが、今回の震災によりまして多くの市民が被災されましたことから、避難所の開設に伴う諸経費を計上したものでございます。

主な内容といたしまして、3節職員手当でございますが、これは震災発生時の初動体制や避難所での救助活動及び管理のための職員動員に伴います特種勤務手当として8,477万9,000円。それから7節賃金でございますが、臨時職員の雇用、それから時間外勤務といたしまして117万5,000円。11節需用費でございますが、避難所におきます生活用品、清掃用品などの消耗品といたしまして332万2,000円、それから避難所の暖房費用や炊き出しの燃料費として93万4,000円、現場巡回車両などの修繕費といたしまして39万4,000円、避難所の炊き出し用食材といたしまして106万円。それから12節でございますが、津波被害に伴いますし尿汲み取り手数料として62万6,000円。14節の使用料及び賃貸料でございますが、これは避難所用の発電機

や暖房機器の賃貸料として135万1,000円を計上したものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。3ページ、4ページをお開きください。

15款1項1目民生費県負担金427万2,000円でございますが、これは避難所開設経費など災害救助費に係ります県の負担金でございます。それから、17款1項1目一般寄附金3,935万9,000円でございますが、これは歳出で今ご説明申し上げましたように平成22年度分の義援金でございます。それから、18款1項1目財政調整基金繰入金8,936万9,000円でございますが、これは災害救助費に係ります一般財源の所要額でございます。私の説明は以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 渡辺教育部長。

○教育委員会教育部長（渡辺誠一郎君） 引き続きまして、承認第1号に係る教育委員会の所管する内容についてご説明申し上げます。

資料番号5、第2回市議会臨時会議案資料の10ページをお開きください。

承認第1号資料「災害救助法に基づく学用品の給与について」説明申し上げます。

最初にその趣旨ですが、今回の東日本大震災により災害救助法の適用を受けたことに伴って、住んでいる家が全壊・全焼・流出・半壊・半焼または床上浸水によって学用品を喪失または損傷し、就学上支障がある児童生徒に対して各用品を給与しようとするものであります。

学校による調査の結果、今回全壊・全焼・流出・半壊・半焼または床上浸水以上の被災した児童生徒と学用品が必要な児童生徒の数は、表にまとめているとおりであります。内容としましては、小学生118人、中学生67人の合計185人となっております。この中で、学用品が必要と希望した児童生徒の数は、小学生66人、中学生32人、合計98人となっております。

学用品の支給につきましては、災害救助法の趣旨に沿って、児童生徒の被害の実情に合わせて学用品の現物の支給となっております。予算額につきましては、40万6,000円となります。この算出といたしましては、災害救助法の規定に基づきまして小学生の児童で1人あたり4,100円以内、中学生の生徒で4,400円以内を基本としております。支給する学用品の内容につきましては、記載してありますとおり文房具を中心としまして、ノート、鉛筆、消しゴム、はさみ等、そのような内容となっております。なお、教科書を流出してしまった児童生徒に対しては、教科書を再給与するような内容となっております。塩竈市の児童生徒については、52人ほど教科書を流出したという届出があります。

今ご説明した学用品の給与に係る歳入歳出予算につきましては、先ほど総務部長が説明申し上げた内容ですので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） それでは、承認第2号平成22年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算についてご説明をさせていただきます。

資料No.5の33ページをお開きいただきます。

説明の前に大変恐縮でございますが、資料の訂正をお願いしたいと思います。2番建設部管理施設の被災状況の表のうち、③下水道ポンプ場8カ所となっておりますが、18カ所の誤りでございますので、大変恐縮ですがご訂正をお願いいたします。大変申しわけございません。

それでは、説明を続けさせていただきます。下水道施設につきましては、ただいまの表の3に記載のとおりこれまでの調査結果によりますと、管路につきましては9.2キロメートルが管路本体及び人孔に破損が発生していると判断され、現在テレビカメラによります2次調査を行っているところでございます。また、地震及び大津波によりまして電気、機械設備等が被災しておりましたポンプ場につきましては18カ所となっております。

恐れ入りますが、同じ資料の11ページにお戻りいただきたいと思っております。11ページにつきましては、ただいまご説明したそれぞれ被災を受けた箇所的位置をお示しをさせていただきます。雨水施設につきましては、藤倉排水機場及び第2ポンプ場を個別施設といたしまして数えますと、10施設となっております。また、雨水幹線であります新町1号幹線につきましても、護岸が流出するなどの被害が生じているところでございます。汚水施設につきましては、表のとおり8施設となっております。債務負担行為によりまして、これら施設の被災状況の確認のための清掃等業務委託費及び配電盤等の応急復旧に要する費用を計上させていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 千葉水道部部長。

○水道部長（千葉伸一君） 水道部から、平成22年度塩竈市水道事業会計補正予算についてご説明いたします。

資料No.4、1ページの方をお開き願いたいと思っております。今回の補正は、3月11日に発生しました東日本大震災における水道施設の被害に係る経費について補正を行うものでございます。

補正の内容でございますが、第2条として債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、災害復旧費として平成22年度から23年度の2カ年にわたり1億9,850万円の債務負担行為をお願いするものでございます。これは、平成22年度において災害復旧のための費用が発生しているものの、年度、区間、費用の確定など現時点での整理が不可能

な業務状況になっていることから、工事の起工、契約行為を可能とするための債務負担行為の設定を行うものでございます。

なお、支払いについては次ページに示すとおり23年度以降となりますので、経費の内容につきましては、後ほど承認第16号の平成23年度塩竈市水道事業会計補正予算の中でご説明させていただきます。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤総務部長。

○総務部長兼危機管理監（佐藤雄一君） それでは私の方から、引き続き承認第12号平成23年度一般会計補正予算の概要につきましてご説明申し上げます。

資料No.5の25ページをお開き願いたいと思います。この表は、一般会計及び特別会計の総括表でございます。今回の専決処分によります補正額は、一般会計が7億3,200万円、魚市場会計特別会計が3,063万円、公共駐車場事業特別会計が300万円、合わせまして総額7億6,563万円となるものでございます。このことによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は、一番下段にございますように361億5,473万円となり、補正前に比べますと2.2%の増となります。

次に、28、29ページをご参照ください。一般会計の補正予算の概要につきまして、まず歳出からご説明申し上げます。この表は、歳出予算を目的別に分類したものでございます。

費目3の民生費4億4,397万円でございますが、これは災害救助費といたしまして、被災住宅の応急的な修理をする場合にその費用の一部を支援する被災住宅応急修理費や、避難所の運営にかかわります関係経費のほか、災害により亡くなられた市民、身元不明者の火葬料、それから今回の震災にかかわります特種勤務手当や非常勤臨時職員の賃金等を計上してございます。

費目4の衛生費1億8,320万円でございますが、これは災害廃棄物処理事業費といたしまして災害廃棄物の運搬、処理費用などを計上してございます。

それから、費目6の農林水産業費183万円でございますが、これは魚市場事業特別会計への繰出金を計上してございます。これは、当該施設が被災したことによります災害復旧関係費を計上したことによるものでございます。

費目8の土木費300万円でございますが、これは公共駐車場事業特別会計への繰出金でございます。この内容につきましては、今回の震災によりまして本市公共駐車場の外壁が剥離しましたことから、撤去など緊急的に対応しようとするものによるものでございます。

それから、費目14の予備費1億円でございますが、施設の各種修繕や被災事務室の復旧関係など、緊急に必要となる復旧関係費に対応するため、一括して計上しているものでございます。

続きまして、26ページ、27ページをお開きください。歳入につきましてご説明申し上げます。

まず、費目14の国庫支出金9,160万円でございますが、これは災害廃棄物の処理に係る国庫補助金でございます。

費目15の県支出金4億2,504万8,000円でございますが、これは災害救助法に基づきます災害救助費に係る県負担金でございます。

それから、費目18の繰入金1億2,375万2,000円でございますが、これは今回の補正に伴います一般財源所要額に係る財政調整基金からの繰入金でございます。

それから、費目21の市債9,160万円でございますが、災害廃棄物の処理にかかわります地方負担分について、災害対策債を充てるための市債の計上でございます。

30、31ページにつきましては、歳出の性質別比較を載せてございますので、後ほどご参照いただければと思います。

それから、続きまして23年度塩竈市一般会計補正予算の詳細につきましてご説明申し上げますので、資料No.7をご用意いただければと思います。

まず、歳出の方からご説明申し上げます。

3款4項1目災害救助費でございます。4億4,397万円を計上してございます。

1節報酬172万1,000円でございますが、これは非常勤職員の時間外手当分を計上してございます。。

それから、3節職員手当でございますが2,794万円、これは災害対応職員の時間外勤務分等の内容でございます。

それから、7節賃金1,607万2,000円でございますが、これは臨時職員の雇用、時間外勤務分、それから災害復旧業務等の事務補助としての時間外等による数値でございます。

それから、11節需用費でございますが、消耗品といたしましてこの内容は避難所の生活・衛生用品、生活活動用品、それから毛布の購入代といたしまして1,136万7,000円、燃料費といたしまして82万5,000円、それから被災住宅応急修理費といたしまして3億6,400万円、食料費といたしまして100万を計上してございます。

それから、12節役務費でございますが170万1,708万5,000円を計上してございます。これは、

災害により亡くなられた市民の方及び身元不明者の方々の葬祭費用として、この金額を計上しているものでございます。それから、13節委託料396万円でございますが、避難されている方々への食品給与としての委託料として計上しているものでございます。

次に、7ページ、8ページをご参照ください。4款2項2目塵芥処理費でございます。1億8,320万円を計上してございます。

その内容でございますが、まず13節委託料でございます。これは、廃棄物の仮置場の警備委託料といたしまして350万円、それから震災ごみ搬入車両誘導及び場内管理などの災害廃棄物仮置場管理業務委託費といたしまして1,176万円、道路上の瓦れき等の除去及び震災ごみ積み込み、運搬業務に係る災害廃棄物運搬業務委託料として1億2,854万円、それから廃自動車処分委託料として270万円、そして産業廃棄物運搬のための災害廃棄物処理業務委託料として1,320万円を計上してございます。

それから、14節350万円でございますが、これは浦戸地区及び災害従事車両の簡易トイレのトイレリース費用として計上してございます。

それから、15節工事費2,000万円でございますが、これは災害廃棄物仮置場の整備工事としての予算計上でございます。

続きまして、9ページ、10ページをご参照ください。6款2項2目水産業振興費183万円でございますが、これは魚市場事業特別会計におきます災害復旧事業の所要財源として、一般会計からの繰出金を計上しているものでございます。

それから、11ページ、12ページをご参照ください。8款5項7目駐車場費300万円でございますが、これは駐車場事業特別会計におきます災害復旧事業の所要財源として、一般会計からの繰り出しを行ったものでございます。

それから、13ページ、14ページをお開きください。14款1項1目予備費1億円でございます。これは、先ほども申し上げましたが、被災した事務室にかかわる復旧費や各施設の修繕など、今後必要となる経費に係る予備費として計上しているものでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。3ページ、4ページをご参照ください。

14款2項3目衛生費国庫補助金9,160万円でございますが、これは災害廃棄物処理事業費としての国庫補助金分でございます。

それから、15款1項1目民生費県負担金でございますが、これは災害救助費の県負担分として4億2,504万8,000円を計上してございます。

それから、18款1項1目財政調整基金繰入金1億2,375万2,000円でございますが、これは今回の災害救助にかかわる所要一般財源を、一般財政調整基金から繰り入れようとするものでございます。

それから、21款1項6目災害復旧事業債でございますが9,160万円、これは災害廃棄物処理事業費として市債を充当しようとするものでございます。

私の方からは、以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） それでは、続きまして承認第12号のうち、建設部関連資料についてご説明をさせていただきます。資料No.5の33ページをお開き願います。33ページでございます。

建設部管理施設等の被災状況及び今後の対応についてであります。1番といたしまして震災直後の対応といたしましては、市民の安全を最優先といたしまして、地震発生後幹線道路や崖地の状況調査、また浸水区域における排水対策の実施、パトロール結果に基づく事故防止のための応急対策、それから主要ルート確保のための障害物の除去を実施してございます。また、4月7日の余震後につきましても、同様の対応を実施してきておるところでございます。

続きまして、2番目建設部管理施設の状況といたしましては、浸水地域以外の調査では45路線で道路の亀裂陥没が発生しております。公園では千賀ノ浦緑地でカラー舗装ほかの被害、それから下水道につきましては先ほど説明をさせていただいた内容となっております。市営住宅におきましても、壁面亀裂などの大規模損傷を確認しておるところでございます。

3. 今後の対応といたしましては、記載の内容となっておりますが、5月上旬からは災害の査定、7月以降におきましては査定結果に基づく復旧事業を開始する、こういうことになってございます。

4番、住宅応急修理につきましてでございますが、記載のとおり修理限度額1世帯当たり52万円を限度として支援をしてみたいと考えてございます。補正計上といたしましては、700件を予定してございます。

次に、34ページをお開き願います。34ページでございます。こちらでは、道路上の瓦れき撤去の位置図をお示しをしておりますが、太線で囲まれている浸水区域における道路上や道路沿線の住民からも多量の瓦れきが発生しておりましたので、安全な通交の確保や道路環境の

保全、こういったことを目的といたしまして瓦れきの撤去を実施したところでございます。この瓦れき撤去につきましては、数回にわたり繰り返し実施をしてきておるところでございます。ほぼ収束に近づいておるといことでありますが、なおゴールデンウィーク等を控えてございますので、さらなる片づけもあるかと思っております。連休明けにおきましてもパトロールを実施し、必要な措置をとってまいりたいと、このように考えてございます。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 荒川産業部長。

○産業部長（荒川和浩君） それでは、産業部にかかわる承認第13号、それから承認第14号につきましてご説明させていただきます。資料番号5番の35ページをお開き願います。

最初に、魚市場の被害状況についてご説明させていただきます。今回の東日本大震災によります魚市場の被害状況につきましては、地震によるものと津波によるものとの二通りの被害があります。最初に地震による被害といたしまして、図の①番、②番、⑦番、⑧番、⑩番につきましては岸壁、荷捌き場の土間や道路等の陥没等の被害であります。それから④番につきましては電気施設の損傷、それから③番につきましては給排水設備の損傷になります。それから、この番号にありませんけれども、2階貸し事務所の階段の損傷、それから、⑨番ガラス等の破損、それから⑥番のベランダ等の壁の落下等の被害が数多くありました。

次に、津波の被害といたしましては、③番の給排水施設の中にポンプ施設があります。そのポンプは8基も損傷してしまいました。そういった中で、津波の後に魚市場前面の泥による被害、それから先ほどお話ししました電気施設、給排水施設、それから瓦れき散乱等の被害が相当ありました。

一方、魚市場の再開に向けて早急な対応を図りたいというふうなことで、まず必要なところを修繕していこうというふうな形で考えておりました。業界と一体となりながら4月4日に再開する運びになったわけでありまして、そのまた3日後に、大きな余震により被害が拡大してしまいまして、再々スタートを余儀なくされた現状でありました。それで、やっと4月14日に震災後初入港することができました。少しずつではありますが、復興に向けた第一歩ということで、今後の受入体制等も含めて業界関係者と一体となって邁進していきたいというふうな考えております。

続きまして、36ページをお開きください。承認第14号塩釜中央公共駐車場外壁軽量気泡コンクリート撤去につきまして、ご説明申し上げます。

魚市場同様、東日本大震災及び余震により公共駐車場においてもかなりの被害がありました。一つには、屋上階の外壁の落下、それからエレベーターモーターの設置場所の破損、外壁等のひび割れ、事務所の全壊、津波によりまして精算機、それから消防施設の破損等々、大きなダメージがありました。また、度重なる余震のため、屋上階の外壁やひび割れ類の悪化によりまして、近隣それからJR東日本の高架への被害の拡大を防ぐために、軽量気泡コンクリート壁面を撤去することにしております。

魚市場も中央公共駐車場も、どちらも応急措置として今回計上させていただいたものであります。以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤総務部長。

○総務部長兼危機管理監（佐藤雄一君） それでは私の方から、引き続き承認第15号平成23年度一般会計補正予算（その2）の概要につきましてご説明申し上げます。

資料No.5の37ページをお開き願います。この表は、一般会計及び特別会計補正予算額の総括表でございます。専決処分による補正額は、一般会計が5億5,000万でございます。これによりまして、一般会計及び特別会計の補正額の予算総額は、一番下段にありますように367億473万円となりまして、補正前に比べますと1.5%の増となっております。

次に、40ページ、41ページをご参照ください。一般会計の補正予算の概要につきまして、まず歳出の方からご説明申し上げます。

費目3民生費5億5,000万円でございますが、右側の備考欄をご参照ください。本市独自の対応によります災害見舞金、それから国の災害弔慰金の支給等に関する法律、並びに本市条例に基づきます災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金貸付金を計上してございます。

次に、38ページ、39ページをお開きください。歳入につきまして、ご説明申し上げます。

費目10の地方交付税3,981万2,000円でございますが、これは今回の震災に伴います特別交付税の増額を見込んで補正計上したものでございます。

それから、費目15の県支出金1億4,250万円でございますが、これは災害弔慰金、災害障害見舞金の支給にかかわります県負担金でございます。

それから、費目17の寄附金3,348万5,000円でございますが、これは今回の震災に伴いまして平成23年度に本市が直接支援いただいた義援金でございます。

それから、費目18の繰入金1億2,420万3,000円でございますが、今回の補正に伴います一般財源使用に係る財政調整基金からの繰入金、それから災害救助支援基金からの繰入金の合わ

せた合計額になってございます。

最後に、費目21の市債2億1,000万円でございますが、これは災害援護資金貸付金の元金を市債として借り入れるためのものでございます。

それから、引き続きまして承認第15号の平成23年度一般会計補正予算の詳細につきましてご説明申し上げますので、資料No.9のまず5ページ、6ページをご参照いただければと思います。

3款4項1目災害救助費5,000万円でございます。内容につきましては、6ページの節区分をご参照いただければと思いますが、扶助費が3億4,000万円、中身につきましては災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金の合計の3億4,000万円となっております。それから21節貸付金2億1,000万円でございますが、これは災害援護資金貸付金という内容になってございます。

それから、歳入につきましてご説明申し上げます。3ページ、4ページをご参照ください。

まず、10款1項1目地方交付税でございますが、3,981万2,000円を計上してございます。今回の災害に伴いまして、特別交付税に関する政令に基づきまして交付見込額を計上したものでございます。

それから、15款1項1目民生費県負担金でございます。これは、災害弔慰金、災害障害見舞金の県負担金を計上してございます。

それから、17款1項1目一般寄附金でございます。3,348万5,000円、これは今回の震災に伴いまして平成23年度に本市が支援いただいた義援金を計上したものでございます。

それから、18款1項1目財政調整基金繰入金8,484万4,000円、これは今回の一般財源使用に係る財政調整基金からの繰入金と、それから同じく7目災害救助支援基金繰入金3,935万9,000円でございます。これも、22年度に積み立てました義援金を取り崩し、見舞金に充てようとするものでございます。

最後に、21款1項7目民生債でございます。災害援護貸付金の元金分として2億1,000万円を市債として計上しているものでございます。

私からは、以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） それでは、私の方から承認第10号の内容につきましてご説明申し上げます。

議案資料の5の44ページ、45ページをお開きいただきたいと思います。災害弔慰金等の支給についてということで、この欄につきましては災害弔慰金、それから災害障害見舞金、それから災害援護資金貸付、この3項目につきまして記載してございます。

まず、1番目の災害弔慰金でございます。災害弔慰金につきましては、災害により亡くなられた方のご遺族に対しまして、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づきまして支給される内容になってございます。対象となる方は、災害により亡くなられた方のご遺族ということでございます。支給額につきましては、生計維持者が亡くなられた場合につきましては500万円、その他の方が亡くなられた場合につきましては250万円という支給額になってございます。支給の範囲につきましては、配偶者、子、父母、孫、祖父母の範囲になってございます。申し込みに必要な書類につきましては、記載のとおりでございます。

今回予算額といたしまして、1億8,250万円の計上をしてございます。500万円の対象者が29名、250万円の対象者が15名ということで計上しているものでございます。財源につきましては、国・県・市がそれぞれ2分の1・4分の1・4分の1ということで、制度設計上はこういう形の予算組みになっておりますけれども、市の歳入といたしましては国・県の合計額が県支出金として算入とするという内容になってございます。

次に2番目、災害障害見舞金でございます。これは、災害によりまして精神または身体に著しい障害を受けた場合に、同じような形で災害弔慰金の支給等に関する法律に基づきまして支給される内容でございます。対象となる方につきましては、ここに記載のとおり両眼を失明された方、あるいは両上肢をひじ関節以上で失った方等々でございます。支給額につきましては、生計維持者が250万円、その他の方につきましては125万円、申し込みに必要な書類につきましては、記載のとおりでございます。

45ページ、右側の方になります。予算額、今回750万円を計上してございます。250万円の対象者が3名ということでございます。財源は、国・県・市それぞれここに記載のとおり2分の1・4分の1・4分の1という形になっておりますが、先ほど申し上げましたように市の歳入の中では国県合わせまして、県支出金として算入するという内容になってございます。

3番目、災害援護資金貸付でございます。これは、災害により負傷または住居、家財の損害を受けた方に対しまして、同じ法律に基づきまして生活の再建に必要な資金を貸し付けるものでございます。対象となります方は、ただいま申し上げました被害を受けられました世帯主になります。貸し付けの限度額につきましては350万円、利率、償還期間につきましては3

年、10年という状況になってございます。申し込みに必要な書類につきましては、記載のとおりでございます。

予算額は、今回2億1,000万円を計上してございます。350万円対象者約60名ということで計上してございます。制度設計上は国・県、それぞれ3分の2・3分の1となっておりますけれども、前段総務課長が説明いたしましたように市債として計上するという内容になってございます。

46ページでございます。塩竈市災害見舞金の支給についてでございます。この見舞金につきましては、さきに発生いたしました今回の大震災並びにその後の余震によりまして被災された方の生活再建を支援するために、市独自の災害見舞金を支給するものでございます。対象となる世帯につきましては、ここに記載のとおり、市内に住所を有している方で、みずから居住する家屋に被害があった世帯ということで、災害区分と見舞金といたしましては全壊または流出が10万円、大規模半壊が7万円、半壊が5万円でございます。必要な書類はここに記載のとおりでございますが、既に被災者の生活再建支援金、これを申請されている方につきましては、新たな申請は必要ないということでございます。この対象につきましては、既に全壊または大規模半壊ということを私どもの方で把握しておりますので、これについての新たな申請は必要ないということで周知をしているところでございます。

見込額と財源でございます。総額1億5,000万円ということで、4月上旬時点での被害住宅数を勘案いたしまして、それぞれの金額を乗じた形で、全壊358棟、大規模半壊1,024棟、半壊366棟、被害区分ごとに見舞金を乗じまして算定しているものでございます。財源は、義援金が7,300万円、一般財源が7,700万円という状況になってございます。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 千葉水道部部長。

○水道部長（千葉伸一君） それでは私の方から、承認第16号平成23年度塩竈市水道事業会計補正予算についてご説明させていただきます。

資料No.10の1ページの方をお開き願います。今回の補正は、先ほどご説明させていただきました平成22年度水道事業会計補正予算の債務負担行為について、平成23年度で支出する経費について補正を行うものでございます。

補正の内容でございますが、第2条は第1項営業費用に災害復旧事業費1億9,850万円を新たに増額し、1款水道事業費用の総額を17億1,539万6,000円とするものでございます。

第3条は、たな卸資産の購入限度額を3,305万2,000円に改めるものでございます。これは、

地震災害により破損した導水管及び配水管等の復旧用資材の購入費として3,000万円を新たに計上するもので、今回の災害で流通経路が機能できなかったために、災害復旧資材として水道部が直接業者から購入し、支給材として取り扱うこととしたものによるものでございます。

2ページの方をお開き願います。補正予算に係る実施計画、3ページの方は給与費明細書となっております。

次に、4ページの方をお開き願います。これは、補正予算に係る説明資料で、主な経費の内容についてご説明させていただきます。

初めに、手当等として災害復旧に従事した職員の特種勤務手当として1,950万円、賃貸料として一つには浦戸海底管が被災したため、洗い水など生活用水として海水を淡水に変える浄水器を野々島に1台、寒風沢に2台設置しており、その借上料として。

2番目として、浦戸海底管被災による調査及び復旧作業に係る船の賃貸借上料。

3番目として、公用車が津波被害により水没し、使用不能になったことによる軽自動車の借上料として合わせまして730万円、材料費として先ほどご説明いたしました導水管及び配水管等の復旧用資材の購入費として3,000万円、負担金として全国からの給水応援事業隊に対する応援経費の負担金として800万円、委託料として市内の漏水調査、浦戸海底管調査、災害査定に係る設計業務委託、水道調査業務委託費として2,500万円、工事費として導水管の復旧工事、市内送水管の復旧工事、浦戸海底管復旧工事として1億500万円を計上してございます。

また資料No.5の方、水道施設に係る被害状況を示しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。資料No.5の12ページをお開き願いたいと思っております。東日本大震災における被害状況、3月11日の本震と4月7日の余震とに分けて記載してございます。

初めに、1の本市に係る被害状況でございます。(1)の①と②に被害状況を記載しておりますが、この地震により本市の水源である大倉水系からの導水管並びに仙南・仙塩広域水道の送水管の2系統が被災し、本市への水の供給が停止したことにより、市内全域の断水となりました。市内配水管の被災については47箇所の破損が確認され、また浦戸地区については本土と桂島での海底配水管の無事は確認されたものの、石浜・野々島間の2系統の海底管の破断、そして野々島・寒風沢間、野々島・朴島間の海底管、調査中とありますけれども、最新の情報としまして破断されていると確認されてございます。いずれも管が引き抜かれるような被害となっております。また、水道部庁舎については津波による資機材及び公用車3台の水没被害と、地震による建物及び敷地被災、特に建物本体を囲む敷地等の陥没・隆起等

に伴う被害が生じてございます。

次に、復旧状況についてでございます。記載のとおり、初めの震災被害は県内でもいち早く復旧できたものと考えてございますが、2に記載してございます4月7日の大きな余震によりまして大倉水系の導水管が破断され、再度市内全域断水となり、復旧そのものが振り出しに戻ったというふうな状況になってございました。しかしこのとき、仙南・仙塩広域水道管の受水がまだ続いていたということもありまして、導水管修復と市内通水作業を同時に並行することができ、4月12日浦戸桂島を含めます市内全域の通水を完了してございます。

なお、②に記載の仙南・仙塩広域水道は、12日に利府町内で漏水による本市を含む2市3町の送水停止となりましたけれども、本市については大倉水系の復旧によりまして断水を回避することができております。

また、現時点での浦戸の復旧状況でございます。石浜・野々島間の仮設海底配水管により、4月20日に野々島地区の通水を完了しており、現在野々島・寒風沢間の海底管の仮設作業中であり、順調に進めばあすころには寒風沢に通水できる見通しとなっております。また朴島につきましては、寒風沢に引き続き作業を実施しまして、5月10日前後には通水をめどに作業を進めているところでございます。

水道部からは、以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 佐々木市民生活部長。

○市民生活部長（佐々木真一君） 私からは、承認第17号塩竈市と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託についてご説明いたします。恐れ入りますが、資料番号1番の41ページをお開き願います。1番です。

提案理由にも記載のとおり、東日本大震災に係る災害等廃棄物処理の事務を宮城県に委託するための規約を定めたものでございます。

規約の内容につきましては、43ページをお開きください。第1条は、宮城県に委託する根拠法を定めたものでございます。第2条は委託する事務の範囲として、廃棄物の具体的な処理について。第3条は、委託する事務の管理及び執行方法について。第4条は、委託する経費の負担について、塩竈市の負担方法について。第5条補足の第2項は、委託に関し必要な事項は塩竈市と宮城県が協議をして定めることを規定しております。

なお、この規定に基づきまして、臨港地区内の飼料工場の災害廃棄物の処理を宮城県に委託しております。また、今後予定されます宮城県で設置いたします瓦れき処理等の第2次仮置

場の処分場の委託にも関連してまいります。私からは、以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） これより、承認第1号ないし第17号の質疑に入ります。

念のため、議員各位に申し上げます。発言時間は答弁を含めてお一人30分以内といたしますが、質疑の回数は制限いたしません。なお、発言と答弁は簡潔明瞭にされますようお願いいたします。

5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） まず、亡くなられた方々に、そしていまだに行方不明になっている方にお見舞い申し上げます。そして職員の皆さんも、被災後昼夜兼行を問わず、市長を先頭に復旧に当たられたことに対して敬意を表したいと思えます。

そこで、私の方から初動について、3月11日の地震の関係で何点かお尋ねをしたいと思えます。

といいますのは、先ほどの提案理由、承認関係の1号から17号の最初の冒頭に、1ページのところで「3月11日2時46分、マグニチュード9の地震が発生した」ということが述べられております。直ちに緊急一斉放送が繰り返し呼びかけられたことは、私も承知をしております。市内での74カ所の同報無線が一斉に放送がされたということは、多くの人命を救う上で役割を果たしたのではないかというふうに思うところであります。

ただ、この関係で私どもも震災の2日目あたり、被災をしたところの関係で言いますと非常に「聞こえなかった」という、私どもへ市民からの問い合わせなりあるいは苦情が随分言われました。例えば佐浦町のところでの関係では、音が聞こえないと。津波のそうした発生に対しての放送の音が聞こえないということが言われましたし、それから新浜町の地域、それから東塩釜の駅のこっち側の方でも聞こえなかったということが数々言われました。また、さきおととい寒風沢の方に伺いまして、寒風沢の方でも伺った際、支所の方から山沿いから聞こえてしまったので、音が反響して十分聞こえなかった。ただ、津波ということは察知したので、消防団等々お寺の方に急遽避難をしていったということで、それぞれとっさの判断で人命を救助するという対応は、それぞれされていたという経過はございます。

ただ、改めて今回の地震の災害の関係で言いますと、そうした点で同報無線の関係でこれだけ大規模な地震被災の中でやはり聞こえにくかったという問題は、やっぱりこうした大災害のときの対応として課題として解決をしなければならない。聞こえるようにするための点検や増設が必要ではないかと。初動の関係で欠くことのできない点ですので、まずその点につ

いてお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤総務部長。

○総務部長兼危機管理監（佐藤雄一君） 防災行政無線につきましては、今伊勢議員の方からお話がありましたとおり、全市74カ所設置してございまして、今回の震災にあたりましては82回の緊急一斉放送を行いながら、市民に避難を呼びかけてまいりました。防災行政無線でございしますが、今ご指摘のとおり毎年定期点検をしまして、専門的な調査を行った上で放送された音声聞こえるような取り組みをしているところではございますけれども、そのときの気象条件、それから地形の関係、また接近してございます子局との関係で、共鳴しあったりして聞き取りにくい地域もあるというふうなことは認識してございます。

今後、毎年実施してございます無線施設の定期点検などと合わせまして、音量の調整とかスピーカーの角度などの改善を図ってまいりたいというふうに考えてございます。引き続き、速やかな呼びかけができるような機器の調整を、今後も続けてまいりたいというふうに考えてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） そこで、この同報無線についてはバッテリー等が整備されているというふうに私どももとらえているわけですが、これは大体想定としてはどのくらいバッテリーがもつのかお聞きをしたい。今回は、バッテリー等について十分機能が果たし得たのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤総務部長。

○総務部長兼危機管理監（佐藤雄一君） 附属のバッテリーにつきましては、48時間くらいもつような状況になってございます。停電になりましたが、13日までは何とかこのバッテリーを活用して放送しているという結果になってございます。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） そこで、この震災のときに一番私が痛感したのは、市民に情報がほとんど伝わらないと。一体何が、地震はまず自分たちのそれぞれの立場で被災して痛感をしたわけですが、被災の大きさをそれぞれの方々がその直後にあいました。ただ、一番肝心かなめの点で言いますと、一体どの時点でこの大震災の関係で、一体どういうふうになるのか、この放送が一体なかったと。津波は警告がありましたし、私どももそのとおりいろいろな対応をされたと思いますが、実は私もたしか被災2日目にここに来たとき、この塩竈市本庁が震

災対策本部の拠点として機能していたと思います。ところが、電力が一切ないということもありまして、とにかく私たちも情報をどう伝えればいいのかということが、できなかったんですね。

そこで、同報無線そのものはそういう一定の機能は果たして、今後の関係で先ほどもお話しございましたが、今回の震災の関係で言うところの震災対策本部になったここに電源設備があるのかどうか。その点についてどういうふうに対応されたのか、お聞きをしたいと思います。これは、重大な問題なんですね。電源設備がなければ、ライフラインの関係でいいますと一切我々は情報をつかめませんので、その辺について本部として本庁がどういうふうに対応されたのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤総務部長。

○総務部長兼危機管理監（佐藤雄一君） 3月11日の地震とともに停電が発生いたしました。それにあわせて、私どもといたしましてはポータブルの発電機を活用いたしまして、まず本部会議の会議が運営できるような体制を整えたところでございます。それから、翌12日には東北電力と、災害時の契約に基づきまして電源車両の活用等によりまして電気が復旧し、役所内は通常の対策本部の打ち合わせ、それから指示等ができるような体制になっておりました。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） そういうことも含めて、最初はポータブルですから本当に対応としてはわずかだったと思います。つまり、私たちは議会に身を置く者として、むろん私たちも被災にあい、自分でやれる限りの復旧はやったつもりであります。ただ、災害対策本部のそうした情報について、私たち自身はせいぜい知るのはこの災害対策本部のニュースくらいなものですよね。これでしか私たちは、情報を知り得ません。震災後2日目、3月13日のときに初めてこういうペーパーものをもらって、災害対策本部ニュースの第5号というのをもらって、そこで水道関係の13カ所の破断があるとか、先ほど水道所長の話だとか、やっと情報が議員自身にも伝わり始めた。やっと情報を断片的にですがつかまえることができたというのが、実際に現実ではないかといふふうに思うんです。災害対策本部の方は、昼夜兼行で対応をされていたというのはそれはまず前提にしながら、その辺でのいわば対応について、あの直後ですからここまでの対応しかできないということ、それはそれで現実でしょうけれども、市民のそうした情報が閉ざされた中での対応について、どういうふうにされたのかお聞きをした

いと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 伊勢議員のご質問にお答えいたします。

発災当時、非常に混乱があったということは事実であります。我々も、市民の皆様方のさまざま要望に、まずはでき得る限りの確におこたえをしたいというのが、我々の初期対応の状況でありました。その間、一部の議員の皆様方には本部会議に欠かさずお出でをいただきまして、その席で我々の状況をつぶさにごらんをいただきながら、我々の活動を補助していただいたということにつきましては、心より感謝を申し上げるところであります。また、十二分な対応ができなかったことについては、我々も今後の大きな反省材料だと思っております。こういった災害が発生した際今後はしっかりと対応できるよう、なお努力をいたしてまいります。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） 重大だと思うんですね。つまり、議会の議員の皆さん、21名いらっしゃいます。限られたところでの対応というのは、やっぱり重大だと思うんですよ。確かに、私たちも自分の住んでいるところで対応に追われたことも現実だし、それぞれ復旧に全力を尽くしていたということは、皆さんもそのとおりやっていたらっしゃったと思うんです。しかし、しかるべきときに必要な情報をやっぱり議会の側にも示すと、災害対策本部そのものとの関係で、残念ながらこれはやっぱり十分今回の反省点ではないかというふうに思うんですね。そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 本日実は臨時会議ということをお願いしておりますので、その範囲の中でお答えをさせていただきますが、我々そのために全員協議会も持たせていただき、一定程度情報がまとまった段階でそういったものも議員の方々にお知らせをさせていただきながら、今日まで対応いたしてまいりました。繰り返し申し上げますが、まずは市民の方々の救助をいかに対処していくかということを重点的に取り組ませていただきましたので、不行き届きの点がございましたらお詫びを申し上げますが、我々としてはでき得る限りの努力をいたしてまいったというふうに申し上げさせていただきます。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） そういうことも踏まえて、今後しかるべきこういう危機的な状況のとき

に、やっぱり必要な対応を議会にもさまざま対応していただきたいというふうに思うところ
であります。

次に承認第4号について、水道の関係で何点かお尋ねをしたいと思うんですね。先ほど水道
部長の方からもさまざまなことで承認4号や、その後の対応等については説明がございまし
た。これも、実は市民の立場、議会との関係から言いますと、大変この問題で市民の皆さん
にとっては本当に日々自分たちのライフラインとしての重要な水が一体いつ来るのか、水が
いつ来るのかということと同時に、一体なぜ断水をしているのか、復旧のめどはいつの時期
なのかということが、残念ながら私たち示せなかったんですね。それで、この災害対策本部
の方で出したニュースを何とかこちらの本庁の事務所の方の受付でもらって、それでそれぞ
れ給水を受けている方々に届けたり、当時はまだ電気ありませんからマス刷りもできません、
コピーもできませんから、これで口頭でお伝えするという方法しか手段はございませんでし
た。

それで、こうした点でこの給水を受けている方々からどういう意見が出たかということ、この
ニュースを見ますといろいろな水道部の対応としてやられているところで、さまざまな努力
が払われたことは、私はその点も含めて大変ご苦労さまでしたというふうに述べたいと思
います。しかし、待っている市民にとってはあの寒い時期に、人によっては3時間、あるいは
人によっては1日かけて、本当にわずかなペットボトルみたいなそういう容器に、本当に飲
み水程度の水を確保するのに大変な苦勞を要したというのが実態になっているわけなん
ですね。

ですから3月11日の震災後、最終的には3月25日に98%の通水、まだ浦戸関係であした通水
するという答弁がございましたが、この辺は私どもも市民の皆さんと顔をあわせると、非常
に辛い思いをしましたよ。給水車9台で稼働しているというのはわかりました、このニュー
スを見て。ただ、3時間、5時間、6時間、その給水箇所ですべて待っている市民の気持ち
を思うと、本当に我々としても忸怩たる思いが込み上げてくるんです。だからこそ、情報
がやっぱり必要なんだと。努力は払ったものの、私自身も残念ながらそういう対応に解
決はできなかったというのが、本当に残念だというふうに思うんですね。その辺につい
て、初動ですからもちろん断水した状況の中、復旧をどうするかというのは最善は尽
くされたと思いますが、こうした断水した状況の中で極限状態に置かれた市民の
そうしたお気持ちについてどう受けとめ、そしてそれを復旧の力にしていくところ
にしたのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今回断水したことについて、我々も大変忸怩たる思いがありました。ただ、ご理解をいただきたいんですが、沿岸部でほとんどの市町が残念ながら大きな地震、津波で断水をしてしまったということは、まずご理解をいただきたいと思います。そういった中で、本市につきましてはいち早く復旧作業に着手をさせていただきました。先ほどどこがどういった状況で故障したかというのは、先ほど担当部長からご報告をさせていただいたとおりであります。導水管につきましても、5カ所くらいが断裂をしておったという状況であります。そういった状況を、職員が24時間体制の中で何とか復旧作業を続けてまいりました。

その間、給水活動という中で多くの市民の方々にご不便をおかけいたしましたことについては、我々も大変申しわけなく思っております。ただし、でき得る限りの給水車等をかき集めまして、余り長くお待ちいただかないように定点的に、あるいは時間的なものをでき得る限りお知らせしながらやってきました。こういったときに、できれば正確な情報とと思いながら、何せ地下に埋まっている管の話であります。なかなか正確な情報がかめないままに、毎日対策本部会議の中でそのことを本当に議論いたしてまいりました。おかげさまで、たしか3月27日でありましたか、市内全域について浦戸を除いて一定程度給水が開始されたということにつきましては、塩竈市の最大の努力の結果ではなかったかなと思っております。

ただ、その後の4月に入りましてからの余震で、また残念ながら給水がストップしてしまったということについては、先ほど部長からご報告を申し上げたとおりであります。それらにつきましても、市内についてはほぼ3日後にはまた復旧をさせたというようなことであります。我々としては、あらゆる手を尽くして今日に至ったと思っておりますが、その間多くの方々から給水についてご理解をいただきながら、このような取り組みを進めてまいったということについては、市長としても心から御礼を申し上げるところであります。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） 今後の課題に生かすべき点は、給水の関係で言いますと、先ほどそれぞれの定点的な箇所での給水活動をされたら、そういう努力は払ったと思いますが、広報がないというのが残念だったと思うんです。給水車が来て、とまって初めて周りの人たちが車が来たというのがわかって、やっとそこに何時間も立っておられた方がそれで給水を受けるとというのが現状だったんですね。ですから、これはやっぱり今後の課題としての関係、今後こ

ういった水の関係で、経過はそのとおりだろうと思うんですが、しかし市民の受けたさまざまな苦勞というのは、そういう問題を含んで行われたというのはぜひお考えいただき、今後のさまざまな対策の中にぜひ教訓と課題として生かしていただきたいというふうに思います。

次に、資料No.5のところを確認をさせていただきたいと思います。と言いますのは、承認15号というところになっていきます。それで、承認15号のところでは先ほど報告がございました。資料No.の方がわかりやすいので、そちらの方で何点かお尋ねと確認をさせていただきたいと思います。

資料No.5の46ページのところで、塩竈市の災害見舞金の支給というのが触れられております。先ほど提案理由もございましたので、全壊または流出10万円、大規模半壊7万円、半壊5万円と、こういうふうな罹災証明を申請していた方に市独自の見舞金というものを支給すると、こういう制度でございます。

ただ、私はこの制度の関係で言うと、実はこういうお尋ねがございました。これは、市の海岸通りのある商店主の方なんです。実は、大規模半壊として認められたという方でございますが、大家は山形県、そして住いは市内のところ、住いの方は大きく被災はしていなかったようですが、しかしお店は海岸通りで営んでいると。そうすると、この基準からいうと、災害見舞金が支給されない対象になってしまうんですね。国基準でいえばそのとおりかもしれませんが、等しくこうした大規模半壊で被害を受けた方であることは間違いない。もちろん財源の関係もあるでしょうし、先ほどの義援金等も含めて財源を組み立てて、そしてそれで組んで給付をしたということなどの説明がございましたが、国と同じ横並びで住いのみを対象にすると、中心商店街のあらかたの方々がこの給付を受ける対象ではなくなってしまうということなんです。やっぱり、この現実の問題はきちんと踏まえていただきたい。

生活再編支援金というのは、一定改善は国の制度としても行われましたが、しかし市の独自の諸制度の関係でそうしたことがないとすると、残念ながらその方々への取り扱いについて差が出てしまう。せっかくのこういった被災にあった方々への、さまざまな見舞金としての気持ちといいますか対応といいますか、そこら辺がやっぱり伝わらないで国の制度の基準に沿ってということになってしまうと、やはりこれはそういった方々への支援にはならないのではないかと。だとすると市長の判断で、財源の問題もあるかもしれませんが、その分についてそうしたことも含めて基準を緩和させるというのはどうなのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 伊勢議員のご質問にお答えいたします。前段の国の制度というのが、被災者生活再編支援法だと思います。こういったことに基づきまして、一般住居については一定程度の国の援助受けられるという制度であります。塩竈市におきましても、今回独自災害見舞金というものを制定させていただきました。ただ、受け取る方々が混乱を来すということも、一方にはあるわけであります。

私も、ご質問の趣旨は十分理解をいたしております。でき得れば、すべての方々にこういったことが行き渡るようにということで、つい先日開催されました宮城県市長会におきましても発言をさせていただきましたが、制度的なものが二つあるということについては受け取る方々からすると、こちらは受け取った、こちらはもらえないと、そういうことになる可能性がありますので、我々もそのような選択の中から今回被災者生活再編支援法に基づくという形で対象を指定させていただいたところであります。

なお、商店街あるいは非住家の方々等については後ほど提案をさせていただきますが、家屋の解体等々では、できる限りそういった障害がないようにということで今進めさせていただいておりますので、そのようなことをご理解いただければと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） これは一つ、後半の部分のところでの解体の点は、これは解体は解体ですから、やっぱり私が言っているのはそういった見舞金で、やっぱり被災にあった方々への気持ちを伝えてほしいと。手を差し伸べるということが、私はそのことを述べているんです。国の枠、あるいはいろいろなことで二つの制度がある、そういうことはそれはわかっています。一番の問題は、そこを踏まえてやっていただきたいと。そうでなければ、被災した方々のお気持ちも救われなし、「よし、頑張ろう」と、やっぱりこれだけの震災があったら頑張るエネルギーを、復活のための決意を市民の皆さんに持っていただく、これが議会として市当局が一丸になって今度の被災に臨む決意と立場と、そして市民に対する呼びかけだと思っておりますよ。このことを私は申し上げたい。事務的な話じゃないんです。気持ちだと思っております。心だと思っております。そうでなければ、そうした被災にあった方々のこうした声に我々はこたえることができない。そのことを最後に申し上げて、私の質問にさせていただきます。

○議長（佐藤貞夫君） 10番小野幸男君。

○10番（小野幸男君） それでは私の方からも、第2回市議会臨時会におきまして承認第1号から第17号についての質疑をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、今回の東日本大震災でお亡くなりになられた方々、またご遺族の方々に心より哀悼の意を表しますとともに、被災された方、不自由な避難生活を余儀なくされておられる方々に、心からお見舞いを申し上げます。私も、1日も早い復興に向けて全力で取り組んでまいります。

それでは、私の方からは議案資料5の中から主に質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。今回の地震は未曾有の事態で、対応が追いつかない、備蓄または薬品、燃料、食品などの需要はすべて想定以上であったという、そういったこともわかった上で質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案資料5の8ページの承認第1号・第12号資料ということで、東日本大震災の災害関連業務従事状況。1に平成22年度、また2に平成23年度見込みということで載っておりますけれども、この中からちょっと質問させていただきます。また地震があった後の状況と、また今後の対応についての答弁をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、避難所の開設運営ということで（1）にございますけれども、物資不足が避難所を直撃されたということで思っておりますけれども、毛布等も全然足りなかったというようなこともございますけれども、その物資不足の点についていかがお考えか、お話を聞きたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤総務部長。

○総務部長兼危機管理監（佐藤雄一君） 避難所運営に当たりましては、3月11日に地震が発生いたしまして、12日からは県の支援物資が届いてきてございます。特にパンを中心に、それからカップ麺等は9,000食が、12日から支援を受けているというような状況でございまして、これは1日に1回程度ということではございますが、最低限の食料は確保できたのではないのかというふうに考えているところでございます。

ただ、避難所運営で今回一番苦勞した点は、やはり想定以上の避難された方がいらっしゃったということで、それに対応する職員が大体三、四千人の避難される市民を想定しての配置状況でございましたが、やはりマックスでは9,000人を超えるという中で長期の避難所運営に当たらずにちやいけないうふうなことで、かなり職員の疲労がたまってきたというのが

一つの大きな課題として考えているところでございます。

もう一つは、やはり燃料不足でございます。3月11日、本当に寒い日に地震が発生いたしまして、毛布等の供給もなかなかままならない中で、灯油等の供給体制がなかなか回復しない中で、避難所の暖房についてかなり苦慮して避難している方々にご迷惑をかけたというふう
に考えているところでございます。今後に当たりましては、この燃料をいかに確保するか、寒さ、防寒対策というふうなものが大きな課題になっているのではないのかというふう
に考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 小野幸男君。

○10番（小野幸男君） わかりました。

それで、避難所によって救援物資が多くあったところ、または救援物資が多く来たところと
少なかったところがあったと、こういったことも聞いておるんですけれども、こういった点
は各避難所で情報交換とか連携を取りながら、この点平等というかある程度平均にできな
かったのかどうか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤総務部長。

○総務部長兼危機管理監（佐藤雄一君） 支援いただきました物資、特に食料につきましては一
括管理をしてございまして、各避難所には平等に行き渡るような配送をしてございました。
ただ、各避難所によりましては、近所の例えば水産加工業者の方々が近くの避難所の方にお
でんとかかまぼことかをお持ち寄りいただいて、食料の支援に当たったという避難所もござ
いしましたが、基本的に食料の配送につきましては一括管理をして、不平等が生じないよう
な形で対応してきたものというふうと考えてございます。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 小野幸男君。

○10番（小野幸男君） わかりました。この点、各避難所の情報交換というか、そういったこと
は行われていたんでしょうか。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤総務部長。

○総務部長兼危機管理監（佐藤雄一君） やはり、最初の1日、2日につきましてはなかなか携
帯電話等も通じずに、本部との連絡が滞ったというふうなこともございました、現実的に。
ただそれ以降につきましては、きちんと各避難所からの要望に対しまして、食料だけでなく
支援物資等の配給につきましては何とか対応できたのではないのかというふう
に考えてございます。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 小野幸男君。

○10番（小野幸男君） わかりました。それで、救援物資の方も地震が起きてすぐにはちょっと対応が追いつかないというか、そういった点もあるとは思うんですけども、物資が行き届いて来るといふ時期もあると思うんですけども、そういった場合避難所に行けない人、または介護施設、あとは自宅にいる方とか、あとは集会所に避難されている方、地域の方のところへ避難している方もおりました。それで、避難所以外で過ごす方への救援物資という点がちょっと行き届かない状況も、無理なところもあるとは思うんですけども、こういった点もちょっと見逃せない点だと思うんですけども。

また家で避難している方も、やっぱり状況で食料が底を突いてしまって食べ物がないというような状況も多々あったと市民の方からお聞きをいたしました。この点について、今後の対策というかそういった意味も込めまして、考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤総務部長。

○総務部長兼危機管理監（佐藤雄一君） 避難所に避難している方につきましては、滞りなく食料等の支援は行ってまいりました。ただ、体が弱って外に出れなくなった高齢者の方、要援護者の方につきましては、町内会長を通しまして食料の支給を行ってまいったと考えてございますが、なおいたらなかった部分につきましては、今後改めてその対応方について検討課題とさせていただきます。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 小野幸男君。

○10番（小野幸男君） わかりました。こういった点も、もう少し充実をもたせるような何か対策等を今後考えて、近くまたあるという話もありますので、しっかりと対策を練っていききたいなと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

あと介護施設が被災したとか、あとは在宅介護をしてうちが被災されたという、こういったときにこういった方のための避難所の体制、本当に大切ではないかと思っておりますけれども。とにかく、今回そういった方が行き場がないという状況も時が過ぎるに当たって聞かれた部分でありますけれども、こういった点はどうお考えでしょうか。

○議長（佐藤貞夫君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） 今回の避難の関係で、こういったことを想定いたしまして、通常の避難所とは別に福祉避難所といったものを私の方で想定しておりました。特に避難所の中で具合が悪くなられた方、あるいはある程度介護が必要な方も当然時間が長くなります出

てまいりますので、そういった意味では民間の施設等をお借りいたしまして、福祉的なサービスを提供していただくということでやってまいりました。具体的には清水沢のデイサービス、こういったところにつきましても避難所で具合が悪くなられた方、こういった方につきましても、あるいは普通の病院の方からも含めて受け入れていただいたという経過もあります。今後とも、そういった福祉避難所の受入体制につきましても、たまたま今回余り大きな状況といえますか、重度な状況でありませんでしたので受入体制が十分可能であったわけがありますけれども、今後改めて福祉避難所の充実を含めて対応したいというふうに考えています。

○議長（佐藤貞夫君） 小野幸男君。

○10番（小野幸男君） あと、介護施設等があるんですけれども、介護施設等に避難物資とかが届いていなかったというような声も聞かれたんですけれども、この点の対策等はどうお考えですか。

○議長（佐藤貞夫君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） 地震発生後非常に混乱している中で、そういった状況があったことは事実でありますけれども、後段物資担当の方と十分連携を取りまして、それから福祉施設の方からもあるいは病院の方からも、例えば水でありますとか食料でありますとか具体的なオーダーがありましたので、そういった部分につきましてはきちっとマッチングをさせて、介護福祉施設・病院を含めて後段の方につきましては支給したという状況でございます。なお十分なそういった対応ができるように、今後ともしてまいりたいというふうに考えています。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 小野幸男君。

○10番（小野幸男君） わかりました。あと、避難所生活が長期化になってくるということで、それを考えた避難所の食事とか、あとは食物アレルギーを持っておられる方への配慮の点とか、あとはミルクが今回も足りないとかという話もありましたし、これにもアレルギー対応の粉ミルクというそういった備蓄関係の部分でも声が上がっていましたが、この点についてのお考えも聞いておきます。

○議長（佐藤貞夫君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） 福祉避難所を含めて、粉ミルクも含めて、実は当初支援物資が非常に少なかったわけがありますけれども、ある程度期間がたちますといろいろな形で支援

物資が入ってまいりました。特に紙おむつも含めまして、あるいは粉ミルクも含めまして入ってまいりましたので、いち早く私どもの方としては他市町村に先駆けて、例えば紙おむつの無料配布でありますとか、あるいは粉ミルクにつきましても無料で配布をして、とにかくみえられた方につきましましては支給しているという状況でございます。支給先につきましても、例えば粉ミルクであれば市内の各保育所、それから紙おむつ等につきましても市庁舎初め必要な公共施設において支給をしているという状況にあります。多分、粉ミルク、紙おむつ、こういったものにつきましましては他市町村よりかなり早く対応してきたのではないかとこのように思っているところであります。

なお、食物アレルギーの関係も含めて避難所の栄養の部分につきましましては今後の大きな課題だというふうに思っておりますが、一次避難所を集約する段階で管理栄養士、それから食改（食事改善委員会）の皆様方のご協力をいただいで、十分そういった栄養が行き渡るようなそういう対応もいち早くしてきたつもりでありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 小野幸男君。

○10番（小野幸男君） あと、もう一つ声があったのは、高齢者の方で在宅で医療関係をつけている方で、流動食というんですか、入れるやつが供給が足りなくなった部分とか、あとは紙おむつですね、それもね。テレビ等では情報で字幕で流れている部分があるんですけども、そういった情報、これも無料配布できているという話が後からわかった人が声を上げていましたけれども。そういうことで、テレビとかでは字幕で出る部分があるんですけども、なかなかそういった情報もそういったときに無料で福祉の方でいただけるというような、そんな情報もなかなか市民の皆様には届いていなかったという状況あるわけですけれども、この点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（佐藤貞夫君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） 私どもの方といたしましては、例えばテレビに限らずFMベイエリア、あるいは広報等を通じたあらゆる媒体を通じ、あるいは父兄の方々を通じて実施をしてきたつもりでありますけれども、なお今後多くの方にそういった情報が提供できるように、なおしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤貞夫君） 小野幸男君。

○10番（小野幸男君） わかりました。この点については、ケアマネージャープランの方とかあとは訪問看護の皆さんの方から連絡をいただいで、「何か困りごとはありませんか」という

ことで本当にわかって、そういうところと変えさせてもらえる部分もありますので、そういったところを心より感謝申し上げていきたいと思えます。

また、一番困ったのは燃料の確保という部分で、本当に緊急車両が優先ということでありましたけれども、こういったところを市として、こういった場合市内のガソリンスタンドの契約というか、そういった点はどのような契約をしているのか、またはしていないのか。その点ちょっとお聞きしておきたいと思えます。

○議長（佐藤貞夫君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 燃料のご質問でございました。市の公用車、あるいは施設で使われる石油、あるいはA重油、そういったものにつきましては、単価契約を行いまして、例えば何々部はどここのスタンド、あるいはどここの施設については石油をそのスタンドの方が定期的に入れていただくと、そういうような契約をしております。しかし、今回の発災以来、もともと電気が停電になりまして、まず給油機能がなくなったと。油はあるんだけど、入れられない。あるいは、油もあつたんですけどもなくなったということで、なかなかスタンドに入ってこないということでございましたので、我々としましても給油班を改めてつくりまして、それで現金買いで市内はもちろん市外、そして仙台、そういったところに10リットルあるいは20リットル、そういったような確保をしながら、緊急車両用の燃料等については何とか確保させていただいたところでありました。

なお、こういう燃料事情等につきましては、市長もそれぞれ国の方からいろいろな方々が見舞いに参りましたが、その都度燃料事情の改善について特段のご配慮を賜りたいということで、市長の方からも折に触れて陳情していたところがございます。以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） 小野幸男君。

○10番（小野幸男君） なぜかといいますと、自宅で避難されている方の声なんですけれども、人工透析を行っている方が本当にガソリンが不足でないために、病院に通えないという状況があつたわけなんですけれども、こういった方の部分でも一部緊急車両を認めていただいとすることもお聞きいたしましたけれども、ガソリンがなければ搬送のそういった対策をするなり、搬送のそういった手段ができなければやっぱりその家庭にガソリンを給油できるそういったような対策を、今後あつた場合に行っていかなければいけないのではないかと思っておりますけれども、そういった点ではどうお考えなのか、その点お聞きしておきたいと思えます。

○議長（佐藤貞夫君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 民間、一般家庭での人工透析の送迎等につきましては、本市といたしましても一定程度の配慮はさせていただいたところがございます。なお、今ご提案のありました、そういったような緊急車両の燃料等についての配慮ということでございますが、今後そういった部分を十分に念頭に置いて、燃料等の備蓄あるいはスタンドとの契約、そういったものをちょっと配慮してまいりたいと思っております。以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） 小野幸男君。

○10番（小野幸男君） わかりました。この点も、何とか充実できるようにお願いをしておきたいと思っております。

あと、（3）なんですけれども、これは給水活動ということでもありますけれども、避難所では給水が行われておりますけれども、水をもらいに行けない高齢者、または体の不自由な人、またそういった方に対する配慮的な部分はどう考えているか、お聞きしたいと思えます。

○議長（佐藤貞夫君） 千葉水道部部長。

○水道部長（千葉伸一君） まず、水道部の方としての給水活動の方からお話しさせていただきたいと思えます。残念ながら、市内全域で個々の家庭までちょっとそういう形で給水活動していくというのは現実的に困難だということで、通常であれば町内会の方々にそういった体制をつくっていただきたいということをお願いしているわけですが、今回の場合なかなかそういう体制まで踏み込んでできなかったということもありまして、いろいろな形で給水活動の細かい形の対応の仕方、いろいろな反省点を今回いただいておりますので、水道部の中でそういった面でのとらえ方、考え方をまとめていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 小野幸男君。

○10番（小野幸男君） また、避難所で給水が行われたんですけれども、被災された地域にも何かすぐすぐではなくても給水に来てほしかったという声もありますし、給水に来ていても給水しているのがわからなかったというような声もあるわけなんですけれども、給水に来た方が騒いで回っていたというのは私も見かけておりますけれども、この点については反省点なり今後の対応をどうしていくかについてお聞きしておきたいと思えます。

○議長（佐藤貞夫君） 千葉水道部部長。

○水道部長（千葉伸一君） まず、給水活動の中で、今お話ありましたように給水に行った時点

でまず騒いでほしいという形のご要望もいっぱいいただいております。広報しながらやっではいるもののなかなか聞こえなかったりとか、あとその台数の中でマイクを確保できなかったとか、いろいろそういった面もございますので、そういったものも含めて給水の体制のあり方についてももう少し考え直させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 小野幸男君。

○10番（小野幸男君） わかりました。よろしくお願ひしたいと思います。

また、公共施設の応急と復旧の部分なんですけれども、学校関係ですと今回耐震化の100%完了という時点でこういう地震が起きました。または、本庁におきましても見ましたけれども、その耐震を行ったところの被害状況と、または行っていなかったところの被害状況ですか、そういった状況をちょっとお聞きしておきたいと思ひます。

○議長（佐藤貞夫君） 渡辺教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（渡辺誠一郎君） 教育委員会の関係の施設についてお話ししたいと思います。まず学校施設ですけれども、学校施設につきましてはおかげさまですべて耐震工事が終了していたということもありまして、躯体の破損まで及ぶ被害はなかったという状況でした。ただ、例えば第二小学校や第二中学校、第三中学校の屋内運動場の外壁の一部が剥落、落下したという状況がありますが、これらについても躯体の破損には至っておりませんので、できるだけ早く補修したいと思いますし、補修も技術的にはそんなに難しいことではないというお話を伺っております。それ以外について、いろいろなガラスの破損、あるいはプールの排水・給水等の管の破断、そういう細かいところが幾つか見られるものがあります。

それ以外、例えば図書館ですと本の落下がありましたが、基本的には施設については大きな損傷はありませんでした。ただ、エレベーター2基ありますが、そのうちの1基については一定程度抜本的な補修が必要だろうということで、今見積もり等いただいているところですし、体育館についても屋根の天井部分の落下、あるいはプールについても内部の壁の一部大きなひび割れ等があります。それについてもできるだけ早く見積もり等を取りながら、対応して補修してまいりたいと思ひています。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 10番小野幸男君。

○10番（小野幸男君） 済みません、わかりました。

それじゃあ、時間がないので次にいきますけれども、被害調査の点でちょっとお聞き

しておきたいと思います。今調査を行っていただいておりますけれども、調査に来る方によって調査の仕方といいますかそういった不満的な声も聞かれているんですけれども、外側だけを見ていく方、または中の状況も見方、または見ないで帰る方ということで、基本的にはどういった調査となっているのかちょっとお聞きしたいんですけれども、屋根を見て外壁を見て基礎を見てというそういった部分、また中の壁のひび割れとかそういった点ありますけれども、そういった基本的な調査の仕方とはどういうふうになっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 赤間税務課長。

○総務部税務課長（赤間 均君） まず、被害調査の項目ですけれども、一次調査としまして外壁、あと屋根、基礎、傾斜、そういうものをまず見ます。一応それで一次判定を出しまして、その内容について一見危ないとか、そういう部分については二次調査の方で、今度は中の方言われた部分を見ます。まず一次調査というのは、内閣府の方で出しました簡便な方法、一定それでもって大きな被害ですので、早目にまず調査をする。それで、一次調査の部分で異議とかそういうふうな部分がありましたら、うちの方からまた二次調査、そういうものに入らせていただきます。それで、二次でもどうしても納得しない場合は第三次、そういう部分もありますので、そういう部分で一応対応してまいりたいと思っております。

○議長（佐藤貞夫君） 10番小野幸男君。

○10番（小野幸男君） わかりました。この点、一部損壊とか半壊とか大規模半壊とか全壊とあるわけですけれども、こういった判定で全然支援的な部分も違ってくる部分もありますので、しっかりとお願しておきたいと思います。

あと、同じ資料No.5の46ページに、塩竈市災害見舞金の支給というのがありますけれども、これはいつころから支給されるのか、その点をちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） お答えいたします。塩竈市の災害見舞金の支給についてということで、46ページに記載のとおりでございます。下の方に総額が一応5,000万円、全壊、大規模半壊、半壊ということでまとめてございます。トータルで1,478件ということでございますけれども、既に4月27日段階で534件の振り込みを終えている状況にあります。なお、引き続いて早く振り込みができるように、なお努めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 暫時休憩します。

再開は15時30分です。

午後 3 時 1 5 分 休憩

午後 3 時 3 0 分 再開

○議長（佐藤貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



○議長（佐藤貞夫君） 7 番東海林京子君。

○7 番（東海林京子君） 今回の災害について、私も当事者の一人となってしまったわけですが、皆様方に本当にお見舞い、そしてお悔やみも申し上げたいと思います。

今、二人の方からご質問がありましたけれども、予算に関する専決ということでの質問に対して一般質問的だみたいなことも、中には思っていたらっしゃる方もいらっしゃるのかと思いますが、いろいろ市民からのご不満なり、私たち議員の目で見ているいろいろ感じたことも含めて専決された分ですので、その辺はぜひ当局もご理解いただいて、そして聞いていただきたいというふうに思います。

今回の災害は、やっぱり想定外だということですので、本当にここまでこうなるかというところで非常に不便な点が出てきたというふうに思います。しかし、すべて想定外だという言葉に片づけられる問題でもないというふうに、私は思うんですね。やはり、こういうことも想定した方がよかったんじゃないのというようなことを、今お二人の方から、やっぱり考えていることは皆同じなんだなということで、私も大体その辺に集中して質問になるかと思えますけれども、そういう点で質問させていただきたいと思います。なるべく簡単にしたいというふうに思います。

まず避難所の問題ですが、初動体制としては非常に私もたまたま外にいて地震にあいましたけれども、すぐ報道がされたということで、「津波のあれが来ますよ」と言われたことは早かったなというふうに思います。それで、2日間の中で広報といいますか無線がとまってしまったということで、非常にこれは私たちもやっぱり市民から一番言われたのはそこでしたね。「何で代がえのものがいないんだ」ということで、「停電でそういう広報ができないような体制では、とても災害に対応しているという体制にはなっていないんじゃないか」というようなことで、非常にそういう点は言われたと思います。それで、代がえする無線のものが

民間から一つや二つ、三つくらい借りておくとか、そういうものは常に備えていかなければならないんだというふうに思います。

本当に情報の伝達が非常に悪かった。市民は何をしていいのか、パソコンを見て、パソコンでインターネットで取っている人はいいんですけれども、そうでないお年寄りなんか、あるいはパソコンが家がない、そういう人たちにとっては何もできなかったというのがあります。もちろん停電になったわけですから、パソコンも最初は全く情報を取れなかった。ニュースも市役所に来なければもらえない、それから避難所には回っていたようだけれども、避難所のところでは見られたようだけれども、そういうのが全く市民の中には家にいたりよそに避難している人については全くなかったということが、非常に残念だったなというふうに思います。

それから避難所の体制として、私が一番最初に感じたのはやはり行ったときに「こういう人おりませんか」という尋ね人の人がいっぱい来る。家族のこととか親戚のこととか心配して来る。皆皆とは言いませんけれども、ここに避難している人の名簿がなかったということがありました。だれが避難しているのか、そういうことは家族が来てもわからない。家族の人は、来た人が何のだれそれさんとか家族の名前を書いて、そしてそこに私たちはここにおりますからねということを知らせていくデータはありましたけれども、この名簿にだれだれがいるというようなことは当初なかったということで、後からは充実したと思いますけれども、まず最初はそれでないのかなというふうには私は感じましたので、そういうことをぜひこれからもやっていただきたいなというふうに思います。

それから、きょうで体育館に避難している人も「どこかに移ってください」ということで言われていると。そういう人たちで、全く行くところがないという人たちがいるわけですが、その後どうなるのか。本当に行くところがない人たちがいることに対してどう対応してきたのか、その辺をひとつ教えていただきたいなというふうに思います。

最初はその辺で、避難所とそれから無線のことですね、そのことについてお答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤総務部長。

○総務部長兼危機管理監（佐藤雄一君） 情報の伝達につきましては、残念ながら停電で防災行政無線が48時間使用できなくなったということは事実でございますが、今回は特に災害時の協定を結んでおります地域性の高いベイFMというふうなものを活用いたしまして、24時間

体制で安否情報や水道の給水場所などの最新情報を片方では放送し続けたという実態もございいますので、そこら辺はひとつご理解いただければなというふうに考えているところでございます。

それから、避難所の名簿作成につきましては、早い避難所では翌12日までには名簿は完了してございました。ただ、すべての名簿が本部に届いたのが3月20日過ぎと、これはやはり当初先ほど東海林議員さんもおっしゃいましたが、一つの指定避難場所では当初予定したのは400人くらいの避難される方を予定してございましたが、今回は1,000人を超えるような避難される方がお見えになったということで、その対応にまず食事、それから寝る場所の確保等々につきまして、職員がそこら辺で忙殺されまして、なかなか対応が難しかったと。初期には避難者の出入りが多く、名簿作成までには至らなかったといった実態もございいますので、そこら辺もあわせてご理解いただければと思います。おっしゃるように、確かに避難者名簿は早期に作成するような体制づくりはしていかななくてはならないということで、毎年我々もいたしましてもマニュアルに基づきまして職員につきましては説明会を行ってございますし、防災訓練では実際の避難場所で市民の皆様のご協力をいただきながら、避難場所の開設・運営訓練を行ってございます。今回のことを教訓にしながらも、なお一層そのような取り組みに努めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 東海林京子君。

○7番（東海林京子君） そのマニュアルのことを言いますと、本当にあわてて私たちの地域でも、本当はそういう避難訓練をやっていた中で、まず地域の町内会が動くということになっていたわけですが、実際になってみると動けない状態といいますか、そういうことになってしまうわけです。それでそのマニュアルなんです、例えばマニュアルどおりに全くいっていない、今言った名簿の問題。それから、地域の人たちに例えば班を分けて避難所でやって、それでだれがどういう担当をするのか、地域の人に手伝ってもらおうというようなことを私たちも避難訓練の中で知ったわけですが、そういうのも全くなかったのかなというふうに思います。

それから、避難所に大勢がばさっと入っていて歩くところもないとか、やはりそういう点では少しずつ通路をつけて、後ではそうやってきましたけれども、通路もなかったとかそういう点ではぜひ皆さんが本当に1日でも2日でも疲れのないような、本当にここにいるのがいや

になったというようにならないように、ぜひそういう点ではこれからもやっていただきたいなというふうに思います。

それから、同じく避難のことなんですけれども、そういう点では想定外の津波で大変だったということにはなりますけれども、本当にマニュアルをしっかりしてほしいなと思います。地域的には皆さん訓練して、市役所の人たちをお呼びして勉強しているはずなんですけれども、それが全く本番になるとならない。本番からやっぱり学ぶことがたくさんあるんだと思うんですね。本番で初めて「ああ、これも、あれも」ということが「習ったっけな」というか、そういうことになっているんだと思うんで、ぜひこれからは本当にしっかりとマニュアルについてもう1回地域の方に来て、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

それで、先ほども言いましたけれども、防災無線の放送がいつもの調子で、「大きな地震が来ます。海岸の方には行かないでください」とか、それで今回は「何メートルの津波が来ます」という放送されましたけれども、声の調子がいつもと同じなんですよね。そうすると何か緊迫感が、だれが言ったか言わないかのことを言っているんじゃないですよ。やっぱり緊迫感がない。「ああ、またか。どうせ30センチだべ」とか、そういう感じで市民の方がいたので、家から出なかったという人も中にはいるわけですね。そういう点なんかも、本当に出ない方が悪いんですけれども、でももう少し緊迫感のある放送にしたらよかったんじゃないかという声もなかなか聞かれましたので、それはそれで「わんわんと鳴るから、そういう放送はできないんだ」ということをよくこれまでも言われていましたけれども、やっぱりそれはそれなりに場を変えて、変えていかなければならないということもあると思うんで、ぜひその辺についてお願いしておきたいと思います。ひとつ、ご回答いただければと思います。

（「どこの専決の問題なのか、それを言ってから質問して。わからない、どこの専決を質問しているか。どこの専決が、何番だか、専決のことで質問してください」の声あり）そうですね、災害体制の1と2です。よろしくお願いします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤総務部長。

○総務部長兼危機管理監（佐藤雄一君） 声の緊迫感といいますか、受け取り方によりまして確かに切迫したような声で放送した方が臨場感があって、すぐ避難しなくちゃいけないという気持ちになる場合、ケースもあるかと思います。ただ、こういうケースのほかに、やはり冷静に事実、実情を皆さんにお知らせするという伝え方もあろうかと思います。人さまごまでございますが、やはり問題は津波が来たらまず逃げるというふうな意識をきちっと持って

いただくということが、一番肝要かと思います。声の緊迫感以前に、市民の皆様が津波がいかに怖いものかということ、改めて今回の震災を教訓にして学んでいただければ、我々も大変今後の取り組みにつながっていくものというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 東海林京子君。

○7番（東海林京子君） それから、先ほど被害の調査のことがありましたので、その辺についてもお尋ねしたいと思います。

今、罹災証明をどんどん発行していると思うんですが、あれについては皆さんのところでいろいろ聞いてみますと、例えばこの地域は全壊、この地域はというふうに、まさか地域別になっているとは考えにくいんですけども、そういうふうになっているというふうに理解をされている方もいらっしゃると思うんです。それで一次調査とか、それで異議があれば二次調査をするというふうに言われているんですけども、既に罹災証明を取られて、そして保険とかいろいろなところへ出している方もいると思うんです。それで、3月11日の被害とそれから2回目の地震が来ましたよね、4月7日。あれで大分違ってきているという部分があるんだと思いますが、その辺についてはどうなんでしょうかね。罹災証明を出した後と、初めのやつとの違いなんか、改めてまた罹災証明を発行していただけるのかどうか、調査によって。

○議長（佐藤貞夫君） 赤間税務課長。

○総務部税務課長（赤間 均君） では、まず地震・津波の部分での浸水地域の全壊とか、そういうふうなご質問でしたが、まず私の方では建物の部分で何センチメートル上がったか、要するに床上の部分で何センチメートル、一応床下か、あと天井まで行ったかどうか、そういう部分でまず津波の方では判断します。地域の部分で全体的に「ここはそうです」というふうにならないで、すべて1棟1棟調べております。

あと一次調査、3月11日の大震災、その後の4月7日の余震ですけれども、地震の被害調査については4月7日の午後の方から入っております。ですから大部分については、地震では余震後の部分での調査になっております。それで、第一次調査と申しまして内閣府の方から示されております一次の簡便法、それをまず用いて、あとその部分で内容的にどうしてももう一度調査をお願いしますというときは、二次調査に入らせていただいております。二次調査の方も、今実施しております。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 7番東海林京子君。

○7番（東海林京子君） よろしく、その辺もお願いしたいというふうに思います。

それから承認第1号ですね、避難所の運営の関係についてなんですが、先ほど当局の方からも言われましたけれども、食事の件なんか非常に最初は大変苦勞して、皆さん本当に行き届かなかったという部分があったというふうに思います。後からはもう「余っているんだってね」みたいな感じになっていましたけれども、例えばこういう話も聞きました。大変職員の方は一生懸命頑張っていたらっしゃったと思います。職員の中でも、被災された方もいらっしゃるし、もう交通の関係で家に帰れないんで頑張っている部分の人たちがおりました。しかし職員の、本当に細かい話だというふうに皆さん取られていると思うんですが、例えば食事の関係で自分で調達しなさいというような言い方が、前のときもあったと思うんですね。そして、今回もまたかという話が聞かれるんですけども、そういう点についてはやっぱりそれだったら来るとき弁当持ってこいとかそういうふうになるんだと思いますけれども、ぜひそういう点では皆さんおなかをすかせては本当に戦はできないという言葉もありますけれども、そういう点についてもしっかり考えてやってほしいなというふうに思います。

○議長（佐藤貞夫君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 被災された市民の方々につきましては、その対応については先ほど申し上げましたとおりでございます。なお、そういった市民の方のお世話をする職員につきましては、まずは市民ということで対応させていただきました。職員の方々には、本当に辛い思いをさせて申しわけなかったんですが、まずは市民の方々に行き渡るようにということで食事を提供させていただきました。

なお先ほど申しましたように、県とかそういったような支援が届くようになりまして、やっと1日1食程度くらいの食事を職員に提供できるということになりましたが、まずは市民というようなスタンスでやらせていただきましたので、その辺はご理解いただきたいと
思います。以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） 7番東海林京子君。

○7番（東海林京子君） じゃあ、これからはしっかりそういう点も対応していただくように、やっぱりどれだけ避難所にそういう食料とか何かが物量的なものがあるのかというところで、本当に想定外だったから今回はそこまでいかなかったというふうには思いますけれども、やっぱりそういう点ではぜひ完璧にできるように、想定内というか、想定ってどこまで想定し

ているのという感じなんですけれどもね。宮城県沖地震は相当大きいのが来ますよと言われて
いる中で、やっぱりもう少し対応できなかったかなと、私たち自身もです、家庭でも「ま
さかまだ来ないだろう」みたいな感じがあったもんですから、そういう点ではいつ来てもし
いように、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、承認第2号の資料の5の東日本大震災におけるポンプ場、このことについてお
尋ねしたいとします。はっきり言って、今回十何カ所のポンプ場、18カ所ですか、ほとん
ど災害でだめになったと。そういうふうになると、何のためのポンプ場で今までかけてきた
お金がどうなっているのか。これも想定外で、大地震だったし、大津波だったからしょうが
ないと言えましょうがないのかもしれませんが、やはり全然機能しなかったというこ
とについてどうお考えになっているのか。

私は、藤倉2丁目の2区といいますかあそこなんですけど、もと2中跡地なんですけれども、
全く水が引かなくて10日以上自分の家に戻れない状況だったんです。やっぱり被害の多いと
ころが、例えば本当にライフラインも最後の最後まで来ない、やっときょうガスが来たわけ
ですけれども、水だって20日過ぎに来たような状況なんですけれども、そういう点でひどい
ところから瓦れきの撤去とかそういうものを作ってほしいわけですが。そういう点について
は、わかります、交通も遮断されていて大変なんだと思いますけれども、どういう基準にな
っているのか。その辺ひとつお聞かせいただきたいとします。

それから、ポンプ場の全然機能しなかった部分についてはどうなのか、お尋ねいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） ポンプ場の部分について、わたしの方からお答えしたいと思います。

まず初めに、ポンプ場につきましては確かに想定外の水という言い方になるかと思いますが、
ポンプ場の大部分が浸水したというのが、大きな原因がまず一つあるかと思ひます。特に中
央ポンプ場につきましては、停電等々がありまして発電機等も含めて水没したと。さらには、
長期間のわたる停電ということもありまして、国道45線についてはかなりの期間冠水したと
いう実情にございます。ただ、我々はできる限りのポンプを集めまして排水に努め、また東
北電力さんのご協力もいただきながらポンプ場にいち早く通電をさせていただいて、可能な
限りのポンプを回して排水に努めたということもありますので、ひとつご理解をいただきた
いと思ひます。

それから、藤倉につきましても同じように配電盤まで水没したということもございましたの

で、そういった部分でポンプが回らなかったという実態もございます。

なお、可能な限り速やかにポンプについては回る状態にしておりますので、今後そういった部分の水没対策については、改めて検討を加えていきたいと、このように考えてございます。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 7番東海林京子君。

○7番（東海林京子君） そういうときのためのポンプ場ですので、ぜひこれから改善していただきたいというふうに思います。本当に、「何のためのポンプ場だ」というので皆さんも怒ってましたので、ぜひそういう点では速やかに改善して、起動していただくようお願いしたいと思います。

それから、承認第15号災害見舞金のことなんですが、やっぱり市民の方は裸一貫で追い出されたというか、そういう感じの方がたくさんいらっしゃいます。もう生活の部品が全くないという状況の中で、避難所暮らしをしている方が多いと思うんですね。今やっぱりお金が欲しいと、そういうものを買うのに、電化製品なりそれから生活の物資を買うのにお金が欲しいというふうに言っているわけです。ですから、ぜひそういうものは早目に支給していただくという方向でやってくださいという、わざわざ私の家にまで訪ねて来られた方もいらっしゃいます。「そういうものがないと、私たちは生きていけないんだ」ということでございますので、ぜひそういう点ではご努力をお願いしたいと思います。あとの議案の方にも入ってきますけれども、「じゃあ、義援金はいつももらえるんですか」とか、「見舞金はいつももらえるんだ」とか、そういうことでお尋ねになってくる方もいらっしゃいますので、ぜひその点については本当に生きる道の糧ですので、ぜひそういう点ではお願いしたいというふうに思います。その辺について、どのように今お考えになっているのか。

○議長（佐藤貞夫君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） 今の制度の中で、特に緊急に生活がお困りになって必要な方につきましては、社会福祉協議会の方に別途窓口が設けられておりまして、緊急の小口融資というものが手続きがなされる状況でございまして、件数としてはかなりの件数が申請をして、そして当座の生活資金を支給されているという状況にございます。金額は10万円、場合によっては20万円ということでありまして、当座の部分につきましてはそういう形で社会福祉協議会の窓口で申請をして、そして一定の期間の中で早期に支給されているという状況がありますので、こういったものもご利用いただきたいというふうに思います。それから、

現在の制度の中であります生活支援の中で、いろいろな給付制度、こういったものもござい
ますので、こういったものもぜひご利用いただきたいというふうに思います。それから市の
見舞金、これにつきましても先ほど申し上げましたように、早急に支給できるように実施を
してまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） きょうは本当に臨時議会ということで、大変復旧に向けて市長初め全職
員頑張っている中で、この臨時議会を開いていただきましたことをまず本当に感謝しながら、
そしてまたいろいろな承認案件、いわゆる22年度の補正予算、23年度の補正予算、1次、2
次にわたってまず緊急な補正を出して、私も見させていただきまして大変適切だなというふ
うに思っております。そういう中で、この承認をするに当たって何点か質問していきたいと
思っております。よろしく願いします。

まず、今東海林さんからも想定・想定外ということで出ていますけれども、まさに未曾有の
災害ということで、本当に菅首相も想定外だからいろいろ原発も含めて、我々の行政を超え
る問題だというふうな形で言っておりますけれども、この危機管理の観点からすれば、私は
危機管理というのは平常じゃなくて想定外のことを対応すべきなのが危機管理だと思うん
ですけれども、そこら辺の概念についてどういうふうに認識しているのか、お願いします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 佐藤議員から、今危機管理についてご質問いただきました。本県におき
ましては、過去に昭和35年でありましたかチリ地震津波というのがございました。津波対策
につきましては、これが観測された最大の記録として残っているものであるということでご
ざいまして、沿岸の各都市はこのチリ地震津波のときに残っております既往の最高水位を守
るのだということで、さまざまな防災対策に取り組んできたものと認識をいたしております。
したがって、我々塩竈にございます津波防災施設につきましても、たしか高さが3メー
トル60センチメートル、これがチリ地震津波の既往最高潮位であります、これを守るよ
うにということで取り組みをいたしてまいりました。

また地震であります、これは宮城県沖地震、それも連動型というものを想定して震度6、
たしかマグニチュード8であったかと思いますが、そういったものを想定しながらそういつ
たものが連動して発生し、なおかつチリ地震津波想定規模の津波が来た場合にどういった区
域が浸水するかということで、さまざまな取り組みを行ってきたというふうに認識をいたし

ております。

今回、残念ながらこのように大きな被害になったということにつきましては、少なくとも地震についてはかなりの地域が地震からしっかりと守られたのではないかと考えていますが、残念ながら津波の方については結果としてこのような大きな被害につながってしまったということで、大きな反省材料と考えております。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 私、きょうちょっと来るとき新聞を見ました。今、いろいろな報道関係が今までいわゆる避難者に対するいろいろな物資とか、あるいは支援金とか、そういうものが非常に落ち着いてきて、本当に今度の津波というのがどういうものなのかということで、いろいろな論調が出されております。そういう中で、きのうのこれは朝日新聞なんですけれども、「3.11津波はまた来る」というタイトルなんです。非常にこれは、我々は今復旧・復興というふうにいるいろいろな叫んでいますが、しかしあしたまた来るかもしれない。忘れたところに災害はやってくるというのが、今までの常識ですけれども、あした来るかもしれない。

ちなみにこの報道の中身をちらっと見たんですけれども、この大地震の後に余震がすごく起こっているという内容なんです。大きいマグニチュード7が5回、マグニチュード6が75回のそういう余震ですね。そういう意味で今回の地震は、私も余りわかりませんが、プレートが非常に250キロメートルの幅と500キロメートル、そしてまさに日本は地震列島だと言われたのが、本当にどこでも今これの連動で動いているということなので、非常にいつでもあしたから地震が起きるかもしれないということで、津波対策、本当に津波への対応というのを市長は今この8年間なさっていて、私は市長のお話を4年間聞いてきましたし、その中で耐震の対策というのを非常に強めて、いろいろな補助とか対応をしてきたということは、私も理解しています。津波への対応というのは、市長自身どういうふうに行われているのか、お伺いします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど申し上げましたとおり、宮城県全体が津波については、一つは「既往の」といいますか、チリ地震津波のときの津波を何とか導入できれば、津波から守れるのではないかとというのが出発点でありました。昭和35年になります。それ以来、約50年近くたつわけでありました。実は私も、そういった考え方でありました。既往の最高のものを何

とか守れるような、そういった塩竈の防災対策であるべきだろうということで、例えば海岸通りの高潮施設でありますとか、これから先実は整備するはずでありました北浜地区の緑地護岸、すべてそういった既往最高潮位の津波が来ても大丈夫だろうという出発であったわけでありましたが、今回は残念ながらそういった想定が全く崩されたわけでありまして。でありますから、今後我々がこの塩竈の津波防災ということを考えますときに、しからば今回受けた3.11の津波をクリアできれば間違いなく地域を守れるのかということ、そういったことも今は実はなかなかそうでありますということを言いにくい状況であります。恐らくこれから先、日本全体が、そして宮城県が、それを受けて我々塩竈市も塩竈の津波防災をどうするべきかということは、本当にさまざまな角度から議論をしていかなければならないと思っています。大変申しわけないんですが、今この時点でどういうふうなということの持ち合わせはございませんが、そういったことがぜひ必要であるという認識でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 私、本当にこういう小さなところで、津波、想定以上のものをぼくは守れるということは、絶対あり得ないと思います。やっぱり自然と人間の戦いは、それは全然問題外なんですね。新聞にも「無情」と書かれておりますけれども、まさにそういうことを、まず我々は自然というものはどういうものかということ、本当に経験あるいは真摯に考えなきゃいけない、今回の災害だなというふうに思っております。そういう中で、本当に昼だったからよかったなと思っております。もし夜だったら、これは大変な問題です。

もう一つ、先ほどずっと一貫して伊勢議員、あるいはまた東海林議員もおっしゃって、あるいは小野議員もおっしゃっていましたが、やっぱり情報の問題なんですね。そしてこの情報というのは、ある新聞によると命の次に情報が大切なんだという考え方の方もおります。そういう中で、今回同報無線というのがまさにそういう災害の危険を発信するという大きなポイントなんで、ところがこれも想定外だったんだろうけれども、電気が切れたら同報無線が使えないという、あるいはさっきポンプ場もそうですよね、電気がなければもう処理できないという、ここら辺は十分にこれは考えていかなきゃいけない大きな私は問題だなというふうに思っております。ぜひひとつ、その考え方については今後よろしくお願したいと思っております。

きょうは時間がありませんので、質疑していきたく思います。特に、私は承認第1号の避

ますか、副市長。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 議員からおっしゃられましたとおり、まさに塩竈市もたびたび津波の被害を受けてまいりました。計画的に避難場所等については、市内に案内板を設置をさせていただいております。電柱に添えておりますので、ごらんになった方々もおられるかと思えます。観光客の方でも津波で避難する場合には、その誘導板にしたがって避難していただければ、高台にたどりついていただけるというような案内の設置をさせていただいております。また、今ご質問いただきましたように、緊急時にはやはり海際にあるビルの4階とか5階に逃げていただくというよう、避難ビルというのも既に塩竈市では指定をしております、そういったものが皆様方のお宅に配られております防災のしおりの中に入れていただいておりますし、沿岸部のビルについては指定の避難場所ですということも明示をさせていただいております。今回も、例えばイオンの屋上でありますとかマリゲートでありますとか、あるいはパチンコ屋さんの屋上に逃げていただいて、安全に避難をしていただいたという方々もおられるようですが、なおこういったことをしっかりとPRをいたしてまいりたいと考えております。

それから、バッテリーの問題であります。大変申しわけなく思っております。実は、今放送設備のバッテリーであります。本来は、バッテリーに電力が通っておりますと、充電してそれで長時間といいますか、長い時間でも放送できると。ところが、今回電力が破断してしまいました関係で、七十何カ所の放送所が残念ながら、2日間で断絶してしまいました。これは、我々大きな反省材料であります。今後そういったことも防災対策の想定に入れていただきながら、検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） よろしくひとつ申し上げます。

それで、これからちょっと市民の声を中心に質問していきたいと思えます。

まず仮設の関係なんですけれども、塩竈市は新聞によると500世帯となっているんですけれども、伊保石に今2カ所建設され、入る段階まできているんですけれども、今後残りの部分の考え方、あるいはまた用地のめどというのはどうなっているのか。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 仮設住宅についてお答えします。今現在決定しておりますのが、第1次

で決定しております60戸、これについてはきょうからもう引っ越しが始まっております。昨日、担当部長から26戸の方が無事お入りいただいたというお話を受けたところでありますし、あとは連休期間中に移られるという方々、併せて60戸の方々がこの仮設住宅でお暮らしをいただくことになっております。

第2次で、その道路を挟んだ向かい側であります。当初40戸でありましたが、その後調査をいたしましたところ48戸建てられるということで、48戸プラス集会所を建設していただいております。この仮設住宅にお住まいの方々がときどきお集まりになって、さまざまな意見交換等もいただけるようなということであるかと思えます。そこまでが、今建設中のものであります。

次の段階として、今県の方をお願いしておりますのが、大体その状況で市内の長期間の避難所暮らしの方々が60名を切るような状況になるものと思っております。一方では、浦戸の方であります、依然として300名を超える方々が避難所暮らしをされているわけであります。我々の方でも、ぜひ浦戸の方の方々にも仮設住宅をご提供させていただきたいということで、今3カ所に避難生活をしていただいておりますが、それぞれの避難所単位で各区長様方に、浦戸の仮設住宅にお入りになりたい方々、あるいは市内の仮設住宅を希望されます方々、さらにはこの機会に例えばご子息の方のところに身を寄せられますという方々等々、大別して3種類のお願いをいたしております。例えばある島では、やはり島内にどうしても20戸くらいの仮設住宅をお願いしたいというような地域もございますし、一方では10戸も必要ないのではないかなというご意見等もちょうだいいたしております。その辺をもう少し精査をしていただきながら、第3段階としては浦戸の方に仮設住宅をお願いさせていただきたいと思っております。

次の第4段階であります。私も、県知事には「500戸を」というお願いをさせていただきました。しかしながら、今108戸です。浦戸に例えば30戸から40戸建設しても、148戸くらいというふうになるわけですが、今仮設住宅の申し込みをもう1回整理をさせていただきたいと思っております。4月30日が第2期の締め切り期日でありますので、第1期の積み残しの方々が38戸ございます。第2期の方々に、そういった状況がどのように改善されるのか、今後仮設住宅を希望される方々がどれくらいおられるのかと、そういったことを精査しながら、そういった方々の一定程度の希望数がまとまれば、市内の第3段階として「ここに仮設住宅を建てたい」というような土地は既に用意をいたしているところでありますので、遅滞

なく仮設住宅の建設を進めていただくよう要望いたしてまいりたいと思っています。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 今市長から詳しく、なぜ500なのかなというその根拠がちょっとわからなかったし、なおかつ浦戸のやっぱり被災は大きいし、ぜひ浦戸の方の建設もバランスよく、よろしく願いたいと思います。

あと承認5号の件なんですけれども、これは6カ月の期間で延ばしたということなんですけれども、非常に行政組織って大事な問題だと思っていますので、これは見通しをどういうふうに市長は考えているのかお願いします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 本来ですと、7月から組織機構の改革に着手すべきであったわけですが、3月11日の地震・津波で大変厳しい行政環境になってきております。そういった状況を踏まえまして、当面7月いっぱいはい何とか緊急の対応をさせていただきたいということで、このような取り組みをいたしてまいりました。ただ、今いろいろご質問いただいておりますとおり、被災に遭われた方々の生活が安定するということころまでは、まだまだ立ち至っておらない状況にあります。やはり、もう1カ月くらい何とか行政として、この方々のご支援をしっかりとできるというような体制で臨むべきではないかというふうに考えておりました、組織機構につきましては6月1日を目標に取り組んでまいりたいというのが、今の私の考え方でございます。よろしく願います。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 私も本当に、前4月いっぱいだというふうな話を聞いたんですけれども、やっぱり今は本当に緊急に市民の生活、あるいはライフラインをきっちりやっていくためには、本当に人材、人が、職員が足りないんじゃないかなというふうに思っておりましたので、ぜひ私は2カ月でも3カ月でも本当に落ち着くまできっちりお願いしていただきたいと思っています。

次に承認第11号、汽船の運行が3月末に始まっていますけれども、いつころから正常な浦戸への運行がされるのか。あともう一つは、利用する人の対象、今無料でやっていますが、この対象者に不公平感が出るんじゃないかなという意味で、その決まりというか規則みたいなものを決めているのかどうか。この2点について、ひとつお願いします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤浦戸交通課長。

○市民生活部浦戸交通課長（佐藤修一君） それでは、まず第1点目に、市営汽船の運行の見通しについてご説明をさせていただきたいと思います。市営汽船の航路についてですが、災害発生後航路や各寄港地の港内などに多数の漂流物、それから海中堆積物がありましたほかに、浮棧橋の流出や損傷、航路標識の流出もありまして、市営汽船を運行できる状態ではございませんでした。その後、浦戸地区の住民の方々の協力によりまして、港内清掃作業をしていただいたり、県事業による本航路沿いの支障物除去作業、また浦戸交通課職員による漂流物の撤去作業などによりまして、馬放島から代ヶ崎、水島、石浜崎を回る沖合のルートを通って石浜に入る航路の航行が可能となりまして、宮城海上保安部の許可を得て、塩竈・石浜間で運行再開しまして、塩竈・石浜間の直行便を、午前午後各1往復ずつ運行したところでございました。また、その後4月13日からは、塩竈・寒風沢間で下り4便、上り6便の運行体制をとることができるようになりました。

それで今後の見通しでございますが、馬放島から北東に回る通常の青葉航路という航路でございますが、もともと水深が浅いことに加えまして、今回の津波の影響でさらに水深が浅くなっていることや、桂島付近でも海中に崩れた岩のようなものがあって、その水深では市営汽船の船舶が安全に航行できる状態ではないこと、また夜間航行に不可欠の航路浮標等が流出していることなどがございまして、当面の間は現行の沖合を回るルートで臨時ダイヤで航行せざるを得ないものと見込んでいるところでございます。大変島民の方、利用者の方にはご不便をおかけしますが、しばらくご理解をいただきたいと思います。

それから、乗船できる乗船客の基準ということでございますが、3月26日に運行を再開いたしました際に、復興支援船として無料でそれ以降運行をいたしております。航路の事情などから、小型船での運行となりまして定員に限りがありますので、島民やその近親者の方、島外にお住まいの方でも住居を島内にお持ちの方、また復興支援業務に従事する方を優先させていただいた経過がございました。ただ、土日など乗船者が多い場合については、1便について定員がいっぱいになった段階で出航し、戻ってきてまた残されたお客さんを乗せて出航したり、2往復したりして運行した経過もございます。

4月13日に寒風沢まで行くようになりましたが、今は利用者の多い時間帯には桂島まで中型船も運行してございますので、島の関係の方、それから復興業務に従事される方、ほとんど乗れる状況となっておりますので、この点についてはご不便をおかけすることはないというふうに認識してございます。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 正常化をぜひ早めて、あと船が何隻か、2隻くらいあったと思うんですけども、そこら辺がもう1隻小さいのが今あるんですけども、大きいのは大丈夫なのかどうか、もう1回。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤浦戸交通課長。

○市民生活部浦戸交通課長（佐藤修一君） 船の運行についてですが、今ご説明しましたように中型船が2隻と、それから小型船が1隻ございまして、今は利用者の多い時間帯については中型船で運行してございますので、お客さんも以前の小型船だけの運行に比べれば乗船客もふえて、容量が大きくなっている状況でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 次に、庁舎が非常に破壊していると。特に宮町の産業建設ですか、あと保健センターもそうだし、この辺の状況の復旧への考え方というのを、やっぱりいろいろこれから国のお金なども活用して、3分の2が出るとかいろいろあると思うんですけども、そこら辺はこれからの考えなら考えでいいですけども、そこら辺どういうふうに考えているのか。

○議長（佐藤貞夫君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 被害を受けた庁舎の利用についてのご質問でございます。

まず保健センターにつきましては、職員が本当に泥まみれになりながら1日も早い復旧ということで、おかげさまで今庁舎として活用してございます。ただ今後の活用のあり方について、やはり今までどおり1階で事務スペースがいいのかどうか、これらについては今後今回の被災をちょっと検証いたしながら、執務室のあり方について検討したということでございます。

なお、宮町庁舎につきましては、現在産業部、建設部、仮庁舎の方に移転をして執務しております。宮町庁舎につきましては、ちょっと時間をかけて検討してまいりたいと思っております。以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） あと、時間ないんであれですけども瓦れきの問題、この間も市長から県がいろいろ対応してくれると。あと、魚市場の岸壁の問題、非常に県との関係で要望が出てくると思うんですけども、ぜひよろしく県との情報交換、あるいはまた支援をお願いし

ていただきたいなと思っております。

最後に、学校は先ほど入学が始まりました。この災害によって入学がおくれたことによる、教育行政への影響というのを、簡単で結構です、どういうところがやっぱり課題なのか、お願いします。

○議長（佐藤貞夫君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 学校は、21日から入学式、始業式が始まったわけですが、でも、まず授業時数等の確保については、夏休み等の長期休業を活用しながら、それを図っていきたいと考えております。

それから給食については、物資等の関係もありますけれども、給食は今週の月曜日からはほぼ、やや簡易給食的な部分もありますけれども、開始しております。そういう形で、今早く正常に戻るような形で頑張っております。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 17番阿部かほる君。

○17番（阿部かほる君） よろしく願いいたします。

3月11日の震災から、きょうでちょうど私数えましたら49日目になります。お亡くなりになりました方々に対しまして、こころからの冥福をお祈りいたしたいと思えます。また、被災されました市民の皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

この四十数日間、本当に市民も、そしてまた行政の職員の皆さんも頑張っていたいただきました。災害対策本部におきまして、市長から「市民の笑顔を取り戻すため努力を、職員一丸となって」という、大変総力で臨めばできないことはないといった励ましの言葉をいただきながら、職員の皆さんには頑張っていたいただきました。そしてまた、陸上、海上自衛隊、海上保安部、警察の方々、また消防の方々、多くの国土交通省あるいは県の職員の皆様、一体となって塩竈を助けていただきました。

また、全国から消防車、救急車、そして私たちのために力を注いでくださったボランティアの皆様、多くの方々の全国の支え、自治体の支え、それから電力、ガス、水道関係者の皆様のお力によって、どうにか塩竈は落ち着きを取り戻してまいりました。これほど私たちが助けていただいて、感謝の気持ちを市民の皆様も本当に言葉を尽くして言ってくださいました。みんな我慢もしました。確かに、初期にはさまざまな手違い、あるいは足りないところもあったのも、事実でございます。私たちも夢中になって動いておりましたけれども、本当に想定外という言葉がございますが、考えられない災害を受けたわけでございます。

市民の皆さんの笑顔を取り戻すには、私たちはこれからどうしていけばいいのかということが、この災害復興の第一歩であると思っております。またこれまでの初動の不手際といえますか、いろいろな足りなかったところは、今後の防災計画の中で私たちが課題としていかしていかなければならない点もあるかと思えます。

それで、この中で二、三質問させていただきたいと思えます。

まず承認12号のところで、災害廃棄物処理事業として出ておりますけれども、大変敏速に塩竈は瓦れきの撤去、あるいは放置自動車の撤去ということがなされまして、市民の皆さんも「塩竈早いね、一生懸命頑張ってくれていますね」ということは、大変おっしゃっていただいております。ただ港町地区は、非常にちょっと一歩おくれておりましたような気がいたします。それで、私は災害対策本部の方でお話をさせていただきました。「港町をよろしくお願いします」というお話をしましたところ、早速次の日から入っていただきまして、ごみ処理あるいは肥料会社のさまざまな流出分など、撤去の処理を今やっただいております。

そのことで、ちょっとお話をさせていただきたいと思えます。これは、地元の地域の方からのお話なんです、まず港町地区だけでもごみ処理は何十トンとなるだろうと。そうして、また自分たちの力ではとてもごみ処理、あるいは泥の流出そして物の処理はできない。高齢化が進んで、なかなかそれができない。そこできのうから、ボランティアの方が入っているようなんですね。それは、カトリック教会に寝泊まりをしてボランティアさんが入っていただいている。ところが、地域の方がみんな炊き出しとか感謝の気持ちをもって炊き出しなどもなさったようで、大変本当に相互の理解のもとに助けていただいたり、あるいは感謝の気持ちをあらわしたりということで、大変本当にありがたいと思えました。ただ、塩竈ではボランティアの受け入れ、これがどうも5月初めころをめどに縮小、あるいは廃止という方項にあるというようなお話を、ちょっと地域の方に伺いました。これはどのような方向づけでなっていますでしょうか、お聞きしたいと思えます。

○議長（佐藤貞夫君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） まずお答えいたします。ボランティアセンターを災害がありましたからいち早く立ち上げていただきまして、エस्पを会場にいたしまして本当に多くの方、県内・県外含めてお越しいただいて、本当に一生懸命やっただきました。そういった中で、ボランティアセンターがエस्पから社会福祉協議会の前ヘルパーステーションの方に実は移っております。移った段階で、一定程度ボランティアの執行状況を報告したわけであ

りますけれども、一次300人くらい登録されておられました。そういった状況の中で、仕事と実際の需給関係が少しずつ逆転しているような状況がありまして、お昼休みにどうも待っていらっしゃるボランティアの方がいらっしゃるという状況が何日か続いて、若干縮小しながら進めているという状況にあることは事実でございます。ただ、5月初め廃止ということは、私どもの本部の方にはまだ上がってきておりません。現段階で廃止については本部の方でも考えておりませんので、引き続きボランティアセンターと十分協議しながら、多分需給関係が逆転している関係で縮小している状況が多分あるかと思いますが、十分そういった部分について連携をしながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤貞夫君） 17番阿部かほる君。

○17番（阿部かほる君） ありがとうございます。地域の皆さん、ほっとなさったと思います。ボランティアさんの力というのは大変大きくて、やはり高齢化社会が進んでおりまして自分たちではとてもとても処理できない部分を、一生懸命若い方たちが今頑張ってやってくださっているということでございました。実態を見て、きめ細やかな対応というものを、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それともう一つ、やはり早く瓦れきなりそういった飼料の流出のものなりを処理していただくということは、衛生面で大変今懸念が出ておりますので、塩竈は特に食品を扱っている水産加工の方たちも多いわけですので、ぜひひとつもう1日も、1時間でも早く、この処理をしていただければというふうにお願ひをしておきたいと思ひます。

それからもう一つ、次に承認第15号、先ほど以来議員の皆さんからも出ておりました塩竈の見舞金の支給についてであります。これも専決という形で出てまいりまして、市民の皆さんのためには本当に1日も早いこういった手当てというのが必要でございまして、本当に塩竈は早目に手を打っていただいたなというのは私も喜んでおりました。ただ、判断準というのがやはりちょっとどうも不満が出ているものになっていると。一つには居住地域、これは住宅はまず問題ございません。それから商業店舗、これは居住していないということがはっきりしているわけですが、ところが塩竈の場合は1階がお店で上に住んでいるとか、そういったお店と居住が一緒になっている方たちも結構商店街の方はいらっしゃるんですが、そういった場合でも下に例えば災害を受けても、結局下にはだれも住んでいる形跡がないという店舗と見なされてという基準があるんですが、この辺の取り扱いはどのようになっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） お答えいたします。

基本的には、塩竈市見舞金支給の中で非住家の場合は、商店のみあるいは倉庫に限定しておりますので、住居と一体となっている場合につきましては対象としているということでご理解いただければというふうに思っております。

○議長（佐藤貞夫君） 17番阿部かほる君。

○17番（阿部かほる君） ありがとうございます。実はいろいろなお話が錯綜しておりまして、できればこういう本当に千年に一度と言われる災害ですので、枠は大きく取っていただいて市民の皆さんが本当にきょうから立ち上がろうという意欲のもとになりますので、どうぞこういう予算というのは少し私は多目に取っていただいてもいいのかなというふうに思います。皆さん本当にそれぞれに被災されているわけですので、なかなか行政の方は線引きが大変難しいと思いますが、せっかくのお見舞金ですので皆さんに喜んでいただけるような方法を、ぜひお願いしたいと思います。

それからもう一つは、やはり仮設住宅について一つお願いがございます。といいますのは、きょう、あすにかけてけさの会議では自衛隊の方々が輸送してくださって移転するわけですが、私がちょっと心配いたしましたのは、優先世帯の方たちですね。第一弾として選ばれて移るわけなんです、心理で当然なんです、要介護の方あるいは障害のある方、妊産婦、幼児のいる方、75歳以上の高齢者あるいは病弱者への優先度、これは本当にこのとおりでございます。ただ一つ心配なのは、そういう方々が一つのコミュニティーとして60世帯まとまるわけですが、この中に健康な人がどのくらいいるのか。あるいはお世話ができる人がどのくらいいるのかということも、一つの重要なポイントではないかと思うんですね。一つの町内会と言ってもいい地域ができ上がるわけですので、そこで皆さんがコミュニティー、本当に親しくおつきあいしながら助け合いながら生活をするという部分では、やっぱりちょっとそれが新たな人たちがそこにいらっしゃるわけですので、やはり被災者の方は平凡な毎日の自宅での生活、それをある日突然災害に見舞われて避難所生活、そして今度は長期避難所ということで移る。そして、また今度仮設へ移るということで、大変本当に心が痛むんですが、また新たな生活になりますので、ぜひここには行政の方からどうぞひとつ支援をしてくださる、フォローしてくださる人員の配置というものをひとつ考えていただけたら、当座だけでも結構だと思っておりますが、例えば1カ月、2カ月のスタンスで心のケアをしてくだ

さったり、あるいはいろいろなことを相談できるような方を配置するというのもとても大事なことはないかと思いますが、その辺のご配慮はいかがでしょうか。お聞かせください。

○議長（佐藤貞夫君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） 仮設住宅につきましては、議員がおっしゃいましたように優先順位の高い方を含めて入所していただくという形なわけですけれども、特に今回の1DKをちょっと例にとりますと、20世帯の定数があるわけでありましてけれども、その中で先ほど言いました優先順位の高い世帯の例をとりますと、12世帯の方が実は優先順位が高い方ということでもまず選定されている。それ以降につきましては、残りの28世帯が比較的そういった優先順位の高くない方を選定いたしまして、その中で抽選をして実施をしているということですので、まるきり障害の方とかあるいは高齢の方がコミュニティーを形成するというような状況にはなっておりませんし、そういった配慮をまいっておりますし、今後もそういった対応をしたいというふうに思います。

それから、この選考会議につきましては、行政だけではなくて社会福祉協議会、あるいは民生児童委員協議会、町内会の代表者の方にも入っていただいて、そういう視点からも選考してもらっているという部分もありますので、その辺は十分今後も意を用いて実施をしたいというふうに思っております。

それから、仮設住宅に移りましても、従来の避難所で実施をいたしました保健師の保健指導でありますとか、あるいは医療期間の医療支援等でありますとか、先日も院長先生に直接実は避難所の方に行っていただいて、診ていただいた状況にもありますけれども、そういった部分につきましても仮設住宅に移ってからも、ある程度保健師の指導でありますとか場合によっては医療支援、こういったものも考えていく必要があるのかなというふうに私どもは思っておりますので、なお引き続きまして検討していきたいというふうに考えています。

○議長（佐藤貞夫君） 17番阿部かほる君。

○17番（阿部かほる君） ありがとうございます。安心いたしました。なかなかその辺懸念していたところでした。本当によろしくお願ひしたいと思います。

それともう一つは、塩竈市の場合仮設に入らずに結構な方が多くの方のご厚意で間借りをしたり、あるいはご親戚に身を寄せている。あるいは賃貸住宅を借りて何とか生活を自分たちでやろうという方たちがあるんですが、その方たちに対する手当というものは考えていらっしゃるでしょうか。もしあれば、お答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） 今回60世帯の仮設住宅、プレハブの方の応募に対しまして、当然避難所に入っている方もいらっしゃいますし、あるいは避難所に入っていない方で仮設住宅に申し込んでいらっしゃる方もいますので、そういった方を含めまして例えば先ほど言いました優先順位を踏まえ、なおかつ優先順位の若干低い方は抽選をするという形でやっておりますので、避難所等に入っている方、それから避難所に入っていない方で例えば親戚の方にいらっしゃるとか、そういう方も含めてご応募をいただいて、調整会議の中で整理をして入居していただくという状況にしておりますので、今後ともそういったスタンスで実施をしてみたいというふうに考えています。

○17番（阿部かほる君） ありがとうございます。

○議長（佐藤貞夫君） 1番曾我ミヨ君。

○1番（曾我ミヨ君） 私も、1日も早く市民の方々が元通りの生活に戻れるようにというふうに思いながら、質疑をさせていただきたいというふうに思います。

一つは承認1号、12号ですが、No.5の8に書いてあります被害調査の罹災証明書の関連です。先ほどから税務課長さんは、「簡便法でやっている」という話をされました。二度、三度行って「もう一回調査をしてくれ」という状況でいる方も、私は実際に遭遇しました。多賀城市では、この簡便法ではなく積み上げ方式を取り入れています。つまり、1メートル以上が大規模半壊だというふうな判断でやっていると思いますが、そうではなくて内壁、例えば80センチメートルと1メートル以上で何が違うのかと。たんす一つ取ったって、80センチメートルと1メートルでそんなに違いはないだろうと、こういうことになるわけですね。

それで、内壁の中で濡れて、しかも今の断熱材などは長期にわたってポンプがとまってしまえば、水をずっと吸い込むわけですね。そういうことを全体を見ながら、やっぱりそれを大規模半壊にするというふうな積み上げ方式にしないと、行ったり来たり本当に不満やる方ない状況にいるのに、「もう一回、もう一回」というやり方が本当に親切で、1日も早く復興を望む行政のあり方なのかと。そういう点でこのやり方を、相当やっぱり多賀城の税務課の方は内閣府のやつをいろいろ調べて、「これならば救える」という方向を取ったようであります。そういったやっぱり「1日も早く笑顔を」と言うのであれば、皆さんの直接の金というよりも、これだけの災害で1人でも救われる方法に切りかえるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤貞夫君） 赤間税務課長。

○総務部税務課長（赤間 均君） 議員さんのおっしゃられていることは、よくわかります。ですけれども、内閣府で出しております第一次の簡便法としまして、先ほど言いましたように床上でも1メートル以上の場合は大規模半壊、天井まで上がった場合は全壊、そして1メートル以下とはいっても塩竈市の方も、1メートルというそのぎりぎりの線で私たちは見ているわけではありません。やはり一応痕跡が残っている部分というのは、ある程度落ち着いてからです。ですから、それは1メートルの痕跡の部分じゃなく、約50センチメートルくらいの痕跡があれば波があったでしょうということで、それは1メートルくらいに上げて大規模半壊、そういう部分を罹災関係では出しております。ですから、その1メートル基準をびっちり当てはめるんじゃなくて、そういう部分では波の高さ、そういう部分も考慮に入れながらやっています。

ですから、そういう一次の部分でどうしてもご不満があるのであれば、もう一度あとうちの方に二次調査の方に申し出くだされば、うちの方ではそのようにまた対応いたしたい、そのように思っております。

○議長（佐藤貞夫君） 曾我ミヨ君。

○1番（曾我ミヨ君） そういうふうな努力をしていることはわかるんです。だけれども、やっぱりみんなの気持ちは積み上げ方式でやった方が、行ったり来たり二度も三度も「調査をしてくれ、床の下見てくれ、階段落ちているでしょう」とか、そういうことをいちいちやることについて、市民は逆に行政に対する不満を持つわけです。だから、むしろ「ああ、4隅何センチメートルで、これはもう使えない」と。はがせばもちろんそれがもう水を吸っているとかいう状況がありますし、そういうのを一つ一つ積み上げればむしろ私は救われる方が多いと思いますので、努力しているのはわかるんですよ、それは。だけれども、本当にまるごと今被災されている方々の気持ちに対して対応するのであれば、多賀城方式の積み上げ方式が「45センチメートルだから、あんたは大規模」じゃあ「35センチメートルならどう」だのというよりも、そんな人の担当課が違うごとになるようなことではなくて、だれが見ても積み上げ方式であれば公平で明確な取り組みになるのではないかと思いますので、その辺をまだ1年間もあるわけですから、その辺も十分検討されて、改善方をお願いしたいというふうに思います。それから時間が余りないので、その辺後で答えていただきます。

それから、最近非常に3.11、それから4.7の地震で、皆さん見ても地域を歩きますと応急処

理でブルーシートをかけて、特に屋根瓦ですけれども、そういう状況があります。私も芦畔なんかも随分見ましたが、屋根瓦が落ちたから一部損壊みたいに見えますけれども、実は足洗い場がぐんと犬走りが落ちたり、それから風呂場がもうぼろぼろだったり、よく見ないとわからない状況も出ています。もちろん下から揺すぶられていますから、そういう点もじゃあいつだれがどう見てくれるんだということも、よく市民の方にはわからないんです。今まで、津波被害を受けたところはわかりますよ。だけれども、最近ずっと山手から見ますと相当ブルーシートがかかっている。それらについて、どうすれば半壊なのか一部損壊なのか大規模半壊となるのか、その辺の手続きの関係をぜひ市民にわかるように教えてください。

○議長（佐藤貞夫君） 赤間税務課長。

○総務部税務課長（赤間 均君） まず、地震の部分での調査の方法ですけれども、一次調査の部分については屋根が10%、外壁80%、あと基礎10%、そういう部分の基準があります。それで、一部損壊はそういうものの積み重ねで20%以下、19%までですね。20%から39%までは半壊、そして40%から49%までが大規模半壊、そして50%以上になった場合全壊、そういう部分が一応基準でうちの方では調査しております。

○議長（佐藤貞夫君） 1番曾我ミヨ君。

○1番（曾我ミヨ君） 何%、何%というところ、こういうパーセントとかいろいろあるようですけれども、私しろうとでわかりません。市民の方も「屋根瓦が落ちたな」「床がギシギシいっている」「トイレも壊れたな」「風呂場もどうも壁まで傷んだな」という思いですよ。それらの人が罹災証明をもらうのに、どうすればいいのかということですよ。そのことをちゃんと教えてください。

○議長（佐藤貞夫君） 赤間税務課長。

○総務部税務課長（赤間 均君） 罹災関係は、罹災証明願いの申請書が税務課の方にありますので、自分の家が被害を受けたという方については税務課の方に印鑑をお持ちになって申請書に書いてもらえれば、あとうちの方で調査に行きます。そういう部分で対応しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 1番曾我ミヨ君。

○1番（曾我ミヨ君） わかりました。罹災証明をもらうのに、申請書を出せばあと調査に来ていただけるということでもありますので、ぜひ市民の方々もそれらを大いに活用して、対応方をしたらいいのではないかと思います。

それから瓦れきの問題です。当議員団としては、国会でのやり取りもありまして、早くから工場とかそれから住宅が全壊でもうどうにもならないというものも、実は自分が財産を放棄すると言えば、それをすぐやるかどうかは別にしても、市町村が、国が全部金額は財政的に持つんですが、「それを壊してください」と言って申し込めばちゃんと対応できるように、「プレハブの総合相談所に、きちんとその手続きの書類も置くべきですよ」ということを再三言ってきました。ところが、そこでも戻りつ出入りつがあるんですよ。そういう点で、この瓦れきの撤去の問題で、資料でいけば47ページに書いてございますが、改めてこういう臨時議会でありますので、市民の皆さんにわかるように、特に事務手続きのフローについてわかりやすく答弁していただきたいと思うのですが、お願いします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐々木市民生活部長。

○市民生活部長（佐々木真一君） 議案37号で提出しますので。

○1番（曾我ミヨ君） わかりました。ごめんなさい。

○議長（佐藤貞夫君） 曾我ミヨ君。

○1番（曾我ミヨ君） 済みません、ちょっとそれは後でやっていただくことにしまして、それで先ほども言いました港町の関係です。港町は、津波、地震、それから地盤沈下、そしていまだ側溝から海水が上がってくる状況が続いておりますし、先ほども言われたように1丁目の方からの飼料工場からの肥料が宅地内を含め、あそこから中の島の公園のヤマザワの方まで流されたという、こんな重いものまで流された状況があります。それで、道路の方は比較的きれいになりましたが、今困っているのは再建のためにヘドロとかそれから飼料とか、いろいろな残材が入ってそれを取り除かないと、床下も掃除ができないという状況があるわけです。

それで、私がちょっと心配しているのは、多分今まで建物の中にガラスウールというんでなくて何ですか、断熱材とか吹き付けたアスベストとか、それから船からの油とか、土を取ってみればわかりますがものすごい色と匂いです。あそのところを、やっぱり下からきれいにそれを取り除かないと、ただ「乾いたから畳張れ」だけでは済まないような状況があるんじゃないかと思います。それで何か消毒液もいろいろな形で入っているようですが、その辺のマニュアルというか、ある財産を復旧させるのにやっぱりきちんと私は防塵マスクなんかも体育館とかに来ているのであれば、手袋だとかそういう手拭いだとかもそういう地域にちゃんと下ろして、きちんと再建できるような手続きをもっと的確にすべきではないかと考え

ていますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤貞夫君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 港町地区の瓦れきあるいは汚泥処理等につきましては、順次計画的に今進めておるところでございます。なお、今議員がおっしゃられました各家庭に対してそういう防塵マスク、あるいは衛生等の薬品等について支援物資、救援物資の中にあるならば提供すべきでないかということにつきましては、我々としてもそういった部分で配慮できる部分については配慮させていただきたいと思っています。以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） 1番曾我ミヨ君。

○1番（曾我ミヨ君） それで、その処理の仕方ですよ。多分高齢者の方は、下までもぐってそれを取り除くことはもう不可能だと思います。そういう点でのやっぱりマニュアルなりボランティアも言いましたけれども、それらも含めて改めて応急处理的にはざっと片づけたと。だけれども、本当にその財産をきれいにして再建、復興できるようにする、もう一段の工夫が必要だと思いますのでぜひ検討していただいて、それらの取り組みやマニュアルができているのであれば、それらも全国の災害で何かいろいろなマニュアルがあるかもしれませんが、そういう取り組みについてぜひ検討して、出していただければと思います。その点について、後でお答えいただきたいと思います。

それから、浦戸の関係ですが、確かに仮設住宅を早くという声もありました。この間議員団で浦戸全島回りましたが、実は2年間だけ仮設に入ってた、仮設つくるんだって浦戸ですから大変ですよ、運ぶの、つくるの。そして、2年間たったらまた壊してどうするかということになると、むしろ何棟かの公営住宅を建てることの方にエネルギーを注いでくれた方が安心できるという意見もありました。同じ公費を使うのであれば、それらも含めて検討できないのかと。特に、水洗の関係だのいろいろなことが出てくると思います。電気の関係だとかいろいろ出てくると思いますが、確かに浦戸一小、二小なんかはずっと高台の裏側とかあったりしますけれども、いろいろそれでも仮設にしてもそういうこと、トイレのこと、給排水のことを取り組まなきゃならないと思うんですが、一つの意見として浦戸の方でもありましたので、ぜひ長期になるかと思いますがその辺は工夫を、学校を少し仮設住宅みたいにしながらも、そういったことも含めて検討はできないのかということをお願いしたいと思います。ちょっとお答えをお願いします。

○議長（佐藤貞夫君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 浦戸に対する仮設住宅については、先日県の担当者と現地を確認させていただきながら、検討を加えたところでございます。特に浦戸につきましては、議員ご指摘のように運搬費等々かかるというのも、まずあります。それから、お話がありましたように、仮設住宅はまだ水洗化タイプには、現地の方は水洗化を受けられるような状況にはないので、合併浄化槽を附属した形で作るということで、かなりコストは高くなるということでございますが、県ではぜひ建てていきたいという思いがありますので、そういった意味で仮設住宅については今後スピードを上げてつくっていききたいといふふうに、私の方ではお願いしているところでございます。

それから、アパートの件については今の制度上はまだありませんので、まずは仮設住宅に入ってくださいというのが、まずは第一段階かなというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 1番曾我ミヨ君。

○1番（曾我ミヨ君） それから、義援金のことについて伺います。できるだけ早く、この義援金を市民のもとへ届けたいという思いはわかりました。それで、10万円、7万円、5万円という形で1億5,000万円の予算を組んでいたようであります。実は、多賀城市では宮城県が全壊に35万円、行方不明者に35万円、半壊・大規模半壊に18万円を出すということをキャッチしまして、全体で多賀城市では全壊に50万円、行方不明者に50万円、半壊・大規模半壊に25万円という金額で出すようであります。今後、今一時的に塩竈市はこういう予算を緊急に組んだのかもしれませんが、これらの関係でまだ義援金はさらにふえていくと思いますが、今後どのように考えているのか、県の関係も含めて伺います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 義援金の問題についてお答えいたします。

今回塩竈市がこのような対処をさせていただくということについては、2市3町の各首長にお話をさせていただきました。それぞれまた同じ思いで受けとめていただけたものと私は思っておりますが、例えば女川町さんでは2万円ということでありましたが、それは被害の度合いとかいろいろ財政的な事情とか、義援金の集まり方があるんで、額の多寡についてはご容赦をいただきたいと思いますが、塩竈市としてはいただいた義援金をもとに、一般会計から不足分をプラスしまして、今1億5,000万円で計上させていただいておりますが、恐らく2億円を超える金額になるのかなと思っております。そういったものにつきましても、一般会計

の方から何とか繰り出しをしながら、対処させていただきたいと思っております。

また、今後寄せられる義援金等がございましたら、またでき得る限り先ほど来ご議論いただいております商店主の方々にとっては、なかなか本当に光が行き届かなくて私も忸怩たる思いではありますが、いろいろさまざまな角度からそういった義援金がより多くの方々に行き渡るようなことを検討させていただきたいと思っています。

○議長（佐藤貞夫君） 議事の都合により、あらかじめ会議時間を延長いたします。

15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） 私も、ちょっと質問させていただきます。

その前に、きょうは四十九日に当たると思いますので、亡くなられた方の本当にご冥福と、そのご家族の方に弔慰を表したいと思います。ご冥福を祈りながら、そして被災された方に本当にお見舞いを申し上げながら、承認案件関係の質疑をしたいと思います。

まず、承認第1号で提案の説明書の中に、3ページ、思いやりをもってというか、今回の災害で大変な思いで当局は避難所の皆さんのために一生懸命頑張ってくれたなと思います。私は、皆さんと違った数字、金額的なことで、ちょっと思いをお伺いしたいと思います。全国から、先ほども義援金の話が出ていました。今回、第1次補正関係で約4,000万円の寄附金があったわけですよ。しかしながら歳出の方を見ると、「これだけではないんだよ」と言われるかもわからないんですが、歳出の方を見ると何か寂しいような感じがします。というのは、避難所発電機などの機械賃借料として135万円、そして生活用品、衛生用品、暖房用燃料、炊き出し用の食材など、るるなって571万円。しかしながら、寄附金として約4,000万円なんですよ。だからこの数字を見ると、こういった数字、4,000万円をこういうものに使っているのであればいいと思うんですが、このほかにも「見えないところにあるんだよ」と言うけれども、こういうものがわからないようにするのが、私は災害に遭われた方に対して、そして我々議員として市民の声、意見を聞いている人間からすれば、こういったところの配慮があってもいいんでないかなと思いますので、こういった予算の割り振り、当初から4,000万円近くであったものをドーン投入すると、そういった考えがなかったのかどうか、その辺お伺いします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど来ご説明させていただきましたとおり、多くの方々からお寄せいただいた義援金については、22年度分とそれから23年度分を合算をさせていただきまして、

市民の方々の見舞金の資金の一部に充てさせていただくというご説明をさせていただいたところであります。概略の話です、1億5,000万円のうち約7,000万円くらいをお見舞いで、それから市の単独費について8,000万円超を充当させていただきまして、1億5,000万円の財源にさせていただいたというご説明をさせていただいたところがございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） 全体的でなく当初の、ですから3ページにある数字を見ればそうでないかなと、ですから最初言ったとおり、寄附金として約4,000万円あったと。しかしながら、1、2、3、こっちも3項目あったんで、ですからこういう数字を見ただけですとそういった感じで、4,000万円だったら4,000万円を被災された方のために使ってもらったのかなというそういう疑問ですので、これから集めてどうのこうのというのはこれからしていただければいいし、やっぱり皆さんの全員がスピーディーに届くように、今後ともお願いしたいと思います。

それで、一つ弔慰金の関係なんですけど、亡くなられた方が44名で不明が1名ということですよ。いいんですか、この議案書関係と。そうすると、片方では45名という数字が、亡くなった方が45名とあるんで、そのほかに不明者1人というのと、ですから1人が生きてるか死んでいるかでは大きな問題ですので、その辺ちゃんと整理されていた方がいいんじゃないかなというふうに思います。その辺で、人数的には44人なのか45人が亡くなっているのか、どちらなんですか。そして、不明者が1人だというふうになっているんで、どっちが正しいのか。

○議長（佐藤貞夫君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） お答え申し上げます。実は、4月7日現在で専決させていただきました。そのときは、公に発表されているのが44名、プラス5名の行方不明者ということで、我々はそういうふうにとらえております。現在になりまして、精査されまして45名のお亡くなり、そして1名の不明者ということでございます。

なお、これらに要する費用等につきましては、補正等あるいは既存予算等で対処させていただきたいと思っております。以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） 15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） わかりました。亡くなった人の人数、1人違って大きな、家族の方にすれば望みがあるのかなと、そういう思いがあります。

それで、一つだけ弔慰金の関係で、これは塩竈市に住んでいる方、それとも教えてください、確認したいと思うんですが、例えば塩竈市内で亡くなった方だけなのか、塩竈に在住で例えばほかで亡くなった方も含まれているんですか、それだけ教えてください。含まれているか、含まれていないか。

○議長（佐藤貞夫君） 福田健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉課長（福田文弘君） この弔慰金につきましては、塩竈市内に住んでいる方が他市町村で亡くなっても、塩竈市内に住んでいるということで塩竈市が支給いたします。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 15番。

○15番（菊地 進君） その辺は、下の市民課なんかで死亡届けというか、そういういわゆる戸籍の除籍なんかで苦労しているんだっちゃんね。でないと、急にふえたり減ったりすると困るんで、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、14号の駐車場の件なんですけど、基本的に36ページです。それで確認をしたいというよりも、先日の説明では塩竈市の市営駐車場の外壁が落下して、その処理云々っていいました。そこで、やはりその外壁を処理するというのはわかるんですが、そのときの説明では何か「落下したところの弁償云々」というふうな話も聞いたんで、やっぱり落下したものを処理するのは当然だと思うんですが、弁償とかそういったものとなるとちょっと違うんでないかなど。いろいろな方々にお伺いすると、天災とかそういう大きな災害のときに、「弁償するだなんていうのは、ちょっと違うんじゃないですか」というふうに保険会社関係の人からお伺いしましたので、その辺の認識はどうなのか。

先日も言ったんですが、そういった弁償だ何だというふうになると、民民の話になれば本当に塩竈市内で「おら家の隣の人になった」、「隣の人のお家が倒れてきてどうの、こうの」って、そういう民民の争いになるんで、この大震災というところで皆さん「仕方ない」と我慢しているんで、その辺のあと行政の建物が被害を及ぼしたんだから弁償するのは当然だというと、ちょっと保険会社関係の方からいうと、「それら違うんじゃないですか」って言うんですよね。ですからその辺の認識、どういうふうになっているのか。本当に塩竈市の建物で、相手方に迷惑をかけたというのわかるんだけど、この大震災という中でのその考え方、教えてください。

○議長（佐藤貞夫君） 阿部商工観光課長。

○産業部商工観光課長（阿部徳和君） 今回のコンクリートの撤去については、確かに落ちまして隣の方の屋根に損害を与えたということがございます。どのくらいの補償とか、どういふふうなことをやっていくかというのは、予算をつけていただいた後に弁護士等と相談しながら補償内容、それから地震での対応について考えていきたいというふうにおせっております。

なお、今回 J R 東日本が試験運転等が始まりまして、J R がとても近接している場所でございますので、そういった部分で囲いをするための緊急的な対応が必要になったというふうな予算づけでございます。

○議長（佐藤貞夫君） 15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） 近隣に J R が走っているからといっても、それはわかるんだけど、それと J R に被害を及ぼさないように直すというのはわかるんですよ。壊れたところの弁償をするというから、それは違うんでないのということなんです。公共交通機関である J R に迷惑をかけないように処理するというのはわかりますよ。当然だと思いますよ、二次災害にならないように。ただ起こったもので、その民家だかどこかわからないけれども弁償するというのが、今のこの時点で補正で幾ら専決だからって、出してくるというのがわからないんですよ。それよりも、もっともっとひどい被害を受けている方がいるんですよ。それを考えれば、私は違うんでないかなと思うんですよ。

だったら、あとこの市営駐車場の今後の取り扱いをどうするのか。その辺をちょっとお示ししていただきたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今の話は、私が議長団説明のときに申し上げた部分だと思います。基本的に、原因者が特定されるものということでありまして。今、例えば今回の3月11日の地震あるいは4月7日の地震によりまして、民地と民地の間の擁壁等が崩れて結果として隣の人家あるいは土地に損傷を与えているというケースが数多く出ておりますし、多くの議員の方々からそういったものが何とかできないのかというお声を寄せていただいています。これは民と民の問題ではありますが、過去の判例等でやはり土地の所有者が、基本的にはそういった原因が発生した場合には対応するということが、私は原則ではないかなと思っております。今回も、明らかに塩竈市所有の駐車場から外壁が落下して、結果として隣の建物を傷つけたということであれば、基本的にはそういったことに対する責任というのは発生するものかなと思っておりますが、なお先ほど担当部長が説明をいたしましたとおり、支払い等に当たりま

しては顧問弁護士等と十二分に、今議員のご意見等も参考にさせていただきながら、ご相談の上対処させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） だからその辺の認識が、皆さん本当に素晴らしい、今回の大震災について本当に不眠不休で頑張っていた、本当に敬意を表します。しかしながら、ちゃんとした信念に基づいてしないと、片方にはこういうふうにしますよ、あと片方は市民の民民だってなった場合、塩竈市民にとって引っ越してどこかに行くんだったらいいんだけど、ずっと一生隣近所で力を合わせて住んで行くんですよ。そういう人たちに、やっぱり今回の震災だというような説得ができるように、私はしてほしいと思うんですよ。そのために、この間も議長団の説明のときにも言ったつもりなんです、私はそれが本当の思いやりじゃないかなと。さっきの義援金だって、約4,000万円だから4,000万円つぎ込みましたと、金額にあらわれるのが思いやりでないかなと私は思うんですよ。

そのほかに、さっきのことに戻るわけじゃないけれども、人件費が1億円近く出ていて、繰り出しだか繰入金も1億円出ている。おかしいと思いませんか。人件費に1億円使って1億円やるというんでなく、さっきの5ページの件はまず人件費と繰入金で同等の金額ですよ。しかしながら、避難所関係のが少ないから、それはそのくらいの同等の寄附されたお金を使ってくださいという、ただそれだけです。それが市民にとって、そして寄附されたこの塩竈を心配してくださった方の思いというのが市民の方に通じるんでないかなという思いをしたものですから聞いたわけですので、よろしくお願いいたしますと思います。

あと、市営駐車場を今後どうするのか。あと、通称で言っているヤミ市のところの駐車場と、あと海辺のところの駐車場がまだ稼働していませんので、そういうすぐできるもの、そういうものに私は専決をして、もう早急にやっているといいんだけど、何か市民生活にエネルギーが出るような予算の配分というか、そういうものにもっと頑張ってもらえれば、本当に「ああ、よかったね」とこう言えるんですが。ちょっとその辺気がつきましたので、その駐車場の件。

というのは、そこで働いていた人も「失業になったんだ、どうするべ」というふうに来たものですから。だから、その辺でやっぱりこの震災で失業している方、市がかかわって失業だなんていうと、ちょっと寂しく思いませんか。民間の企業とかそういうので、やむなく工場とか会社が流されてだめになったというならだけでも、市にかかわるところで働いていて

失業だなんていうのは、ちょっと情けないなと思いますので、その辺のことで駐車場をどうするのかというのをお聞かせください。

○議長（佐藤貞夫君） 阿部商工観光課長。

○産業部商工観光課長（阿部徳和君） 公共駐車場の今後につきましては、躯体にも大きいダメージをどうやら受けているようでございますので、きちんと調査した上で存続するかそれから廃止をするか、それについては改めて議会の方にご報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 15番菊地君。

○15番（菊地 進君） よろしくお祈いします。海岸通りの商店街の方も、「復興して本当にまた商売をしたいんだ。だけれども、駐車場とかそういうのがないと困るんだよね」と、切実に言われていますので、本当に全体的に塩竈市をレベルアップするには、やっぱり個別のこともいいけれども、全体的なものを見てやっていってほしいなと思っております。よろしくお祈いします。

それで、今回のこの専決関係でうんと期待していたんです。私は欲張りなものですから、この塩竈市が本当によくなってほしいし、復旧して復興してほしいと、そう願うものです。しかしながら、このこれまでの補正の中でなかなか見出せなかったのが、まず港湾関係のことがない。あと、先ほど二又ポンプ場の電源がどうのこうのっていつていますが、そういった整備のお金というのはちょっと私探しかねたんですが。あと、やっぱり浅海漁業の方の水産関係の専決関係で、市長さんが思い込んでそのためにすぐ使ったお金というのがなかなか見出せなかったんで、これからだと言われればそうなんですけれども、ぜひともその辺のお考えなりを示していただければ、なぜ今回できなかったのかなという。

この間野々島に行ってきたんですが、そのときヘリコプターの隊長さんとお会いしました。そうしたら、「我々は、ヘリコプターがとまれる場所をちゃんと確保してもらえば、いつでもどこでも飛んできますんで」というふうな力強い隊長さんのお言葉で、「ああ自衛隊の皆さん、本当にすごいな」と思っていましたので、いろいろ塩竈市内にもそういった感じのすぐできること、場所さえあればできると言っていましたので、そういった考えがあるのかどうなのか、お答え願いたいと思っております。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今回提案をさせていただいております専決につきましては、緊急性が極

めて高いものについて提案をさせていただいたつもりであります。議員の方からご提案いただきましたさまざまな復旧対策につきましては、今後しかるべき整えた形で改めて議会の方をお願いをさせていただきたい。これは、地震が発生して、そういったものにまずは緊急的に対応しなければならないという予算を上げさせていただいたということで、ご理解をいただければと思います。今後、今ご提案いただきましたような内容については、しっかりと受けとめてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○15番（菊地 進君） 議長、もう1点だけ。

○議長（佐藤貞夫君） 15番菊地君。

○15番（菊地 進君） 緊急性のものをやってくれたと、それでよかったと思います。しかしながら、やっぱり私なんかはさっき言ったとおり、この塩竈が本当によくなってほしいし、本当に災害に遭われた方に早目に立ち直っていただきたい、そういう思いがいっぱい強いものですから、そして欲張りなものですから、これもしてほしかった、これもしてほしかったと、そういう思いがあります。それは、市民の声であります。別に私がこういうんでなく、市民の声を私はここで今述べさせてもらいました。浅海漁業の方も、本当に緊急性なんですよ。「あしたからどうやって生活するんですか」「海に出たくたって船がない、どうするんですか」「船つける岸壁も壊れている、どうするんですか」「仕事をしたい。避難所にいてもいいけれども、どうやって生活するんですか。あしたどうするんですか」そういう声がいっぱい来るんですよ。商店主にしたって、あと加工業の人にしたって。ですから、緊急性のものでやったというのであればそれはそれでいいんですが、いろいろな私先ほども言ったとおり欲張りなものですから、どうせ専決でやるんだったらいっぱいそういった専決処分できるくらいの予算を使っただけであればよかったのになと思っております。よろしくお願い致します。

あと、済みません。義援金の関係でまた戻るわけなんですけど、教えてください。市関係者だかわからないんですが、津波が床上50センチメートルか1メートルくらいまで上がったところに行って、1メートルかそれより上がっているところに行って、「100万円もらえますので手続きしてください」って、それは行政がやっているんですか。それともだれか市民がやっているんだかわかりませんが、お金の話は「隣に来たけれども、こっちは来ない」とかってなると、ちょっと義援金100万円、ここは全壊と同じですから100万円出ますよと言っていた方がおられるというので、そうすると「その100万円って何なの」というふうになりますので。

それは、行政はもちろんしていないと思うんで、その辺のことが言われて「何でうちは100万円もらえないのさ」って私なんか聞かれても、「全壊したところで、建て直せば200万円プラスで300万円出ますよ」というような説明はしますけれども、「100万円もらえるから、手続き云々」って言ったっていうんで、その辺行政側ではそういった指導はなされていないっちなね。その辺の確認お願いしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 今議員おっしゃられたこと、我々としては職員に共通認識のもとで、総合相談窓口の中できちっと対応するよということ指導しておりますので、職員は決してそういったようなお話を市民の方にしたとは思っておりません。以上であります。

○15番（菊地 進君） 終わります。

○議長（佐藤貞夫君） 9番浅野敏江君。

○9番（浅野敏江君） では、私の方からも短めに質問したいと思います。主に資料No.5の8ページからお伺いいたします。

東日本大震災の災害関連業務従事状況の一般会計の中からですけれども、先ほど公明党の小野幸男議員からお話がありましたけれども、市が指定避難場所としている場所以外に当日かなりさまざまなところに避難している方がいらっしゃいました。私が住んでいる新浜町にいたしましても、やはり身近なユープールの方に避難された方も大勢いらっしゃいましたし、また高台にあります運送会社のところに避難されて、そこで面倒を見ていただいたという方もたくさんいらっしゃいました。

その中で、今回避難所に指定されているところには確かに支援物資から給水車から、また情報も数多くいただきましたし、市からだけでなく私たちが避難させていただきました杉の入小学校の方には、地元の関連企業のかまぼこ屋さんやさまざまなところから支援物資もいただきまして、私たちの方で教頭先生なり市の職員の方たちのご近所にいらっしゃる方たちにも支援物資をお分けしたり、またユープールの方の方たちの状況も聞きながらいらっしゃった方にお渡ししたりということがありましたが、今後の対応としましてぜひ提案させていただきたいのですが、そのような指定されている避難所を中心としまして、その周りにある仮の避難所といいますか、市が把握していなかったところをいち早く確認していただければ、そこを中心として支援物資を各小さな避難所の方に届けられるというふうなシステムがあれば、いちいち市の方から「こっちの集会所に来てください」とか「あちらの方の介護施

設に持ってきてください」というんでなくて、大きな本部からまた小さな各指定の避難所を中心の核としまして橋渡しができる、そのようなことが今後の対応の中で検討できれば、本当に対策本部の方もニーズに合わせてその都度出したり、また行かなかったり、要請したけれども来なかったというふうなことが今後なくなるのではないかと思いますので、その点についてお考えを伺いたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤総務部長。

○総務部長兼危機管理監（佐藤雄一君） 今回の震災に当たりましては、指定避難所以外の自主防災組織、町内会、集会所、公共機関、それから民間事業所など、今申し上げた指定避難場所以外の場所に受け入れをしていただきまして、大変対応がスムーズにいったというふうに考えてございます。我々としても、そういう指定外の避難所につきましては、できる限り食料等については搬送していたということは、ご理解いただけるものと考えてございます。なお、今後今ご提案のありました指定以外の避難所のあり方等につきましては、検証しながら対応方を検討してまいりたいというふうに考えてございます。ありがとうございました。

○議長（佐藤貞夫君） 9番浅野敏江君。

○9番（浅野敏江君） ありがとうございます。

あと今回の避難場所で、2日、3日というわけでなくて例えば今回の地震、津波で家が倒壊しなくても、ライフラインが戻らないために長期間にわたって避難生活していらっしゃる方もたくさんいらっしゃいました。中には高齢者の方、それから赤ちゃんをお連れの方、また妊婦の方もいらっしゃいましたし、さまざまな障害をお持ちの方もいらっしゃいました。また、ペットをお連れの方もいらっしゃいました。本当に、そういった中でそれらの方々にすべてのニーズにこたえるというのはなかなか難しいと思いますが、幸い学校が避難場所に指定されているために、体育館以外の教室も使用させていただいたために、杉の入小学校の例を申し上げさせていただきますと、2階の方にはさくら学園藻塩の方もいらっしゃいましたし、ペットをお飼いの方たちは一部会議室の方で避難されたという方たちもいらっしゃいました。そういった対応は、大変にありがたかったと思います。

その中で、ひとつ多くの皆さんが悩んだことは、着替えをする場所がなかったと。やはり、プライバシーが守られる空間というものがなかなかなくて、当初体育館の方の用具の入っている、マットが入っている場所をと思ったんですが、途中でインフルエンザの感染の方も若干出たために、そこが隔離室というような形をとったために、やはり着替える場所がないと。

先日テレビで見たんですが、何か段ボールで小さく普段折り畳みをしていて、組み立てるだけでそこが簡単な着替えの場所だったり、赤ちゃんの授乳の場所ができるという段ボールでできた簡単なものがあります。ぜひそういったものを、各避難場所の備蓄倉庫の中に1個はあっていいのではないかなと思いますので、今後のためにぜひご用意いただければと思っております。

また車いすですが、やはり足の悪い方とかトイレに夜立ち上がるにも人の手を借りなければいけないという方がたくさんいらっしゃいました。ぜひ避難所に少なくとも1個、車いすも用意していただければ大変助かるのではないかと思いますので、これらのことは私自身も今回経験して気がついた、またご要望があった点でございますので、今後の中でそれを考えていただきたいと思っております。

関連いたしまして、先ほどから仮設住宅のお話が出ております。本市におきましても、本当に早い対応をしていただきまして、ありがとうございます。その中で、今県の方の情報としてお聞きしたんですが、仮設住宅に入居する前に今県の方でも仮設住宅という形で民間の賃貸住宅を借り入れしようと思ったけれども、もう津波があった翌日からさまざまな不動産のほうに借り入れがあって、これまでなかなか借り手がつかなかった賃貸住宅も、あつという間に埋まってしまったという声を聞いております。ぜひそういった中で、今県の方ではこのように借り入れした賃貸住宅も仮設住宅並みの扱いをするという情報を聞いておりますが、本市の方の対応がどのようになっているのか、お聞きしたいと思っております。

○議長（佐藤貞夫君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） 3点ほどご質問ございましたので、お答えいたします。

まず、避難所でのプライバシーの確保の関係で、段ボール等を利用した形でできないかというご提案でございました。ご指摘のとおりだというふうに思っておりますので、そういう対応を今後検証を含めて実施したいというふうに思っております。

それから、車いすの関係なんですけれども、お申し出いただければ私の方で車いすもご用意いたしておりましたが、なお私どもの方からそういうニーズにこたえられるように、今後もしてまいりたいというふうに思っております。

あと、民間の賃貸住宅の関係につきましては、今回の仮設住宅の特にプレハブ以外にも民間住宅あるいは公営住宅、あるいは雇用促進住宅、こういったものも仮設住宅として取り扱うということになっておりまして、実は公営住宅あるいは民間賃貸につきましても一定程度需

要がありまして、今回第1次で入っていただけるという方も何世帯かいらっしゃいます。今後とも、特に民間住宅につきましては入る側とそれから住宅を提供する宅地宅建の協会のマッチング作業が非常に今難しい状況にはなっておりますけれども、なお宮城県等々を通じまして私どもの入りたいという人と、それから宅地宅建業界の方で空き家情報をきちっとつかむと、そういう中で今整理をしているところでありますので、なお引き続いてそういった要請も私の方からしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤貞夫君） 9番浅野敏江君。

○9番（浅野敏江君） ありがとうございます。県の方では、既に借りているところもさかのぼって仮設住宅の扱いをするというような情報も聞いておりますので、ぜひその辺も今もう現在なけなしのお金で入っている方もいらっしゃいます。そこで、津波また先ほど何回もお話が出ていますが、認定の中で全壊だったとか、それから大規模半壊で住むことができなかった、またこれから多く出てくるのは一たんアパートに引き返したら、アパートがかなり傷んでいるために大家さんから「出て行ってほしい」という声が多く上がってきて、これから第二次の避難民が出てくるのではないかと、そういったような懸念もありますので、ぜひその辺の対応方もよろしくお願ひしたいと思っております。

もう1点、今備蓄倉庫の中のもの、さまざま毛布が足りなかったとかというお話もありましたが、確かに子供用のおむつとか大人用のおむつは、これは備蓄されていたという声もありまして、大変ありがたいと思っております。それにしても、枚数が少なくてさまざまところから救援物資をいただいて、塩竈市は本当に保育所なり本市の本庁なりで必要な方に必要な分だけ差し上げていただいたことは、心から感謝しております。それにあわせて、女性の生理用品、これもぜひ備蓄倉庫の中に用意していただければと思っております。これはなかなか言い出しにくい部分もありまして、困っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃいました。ぜひそういったところの配慮もお願ひしたいと思っておりますので、それについてのお返事をお聞かせください。

○議長（佐藤貞夫君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） 今回の備蓄の関係を含めまして、例えば今お話がありました例えば子供のおむつでありますとか、あるいは大人用のおむつ、あるいは粉ミルクも含めて、あるいは女性の生理用品も含めて、後半は大分いろいろな団体から支援をいただいて、ある意味で潤沢な状況になってきておりました。その時点で、必要な方については提供でき

るような形にしておりますし、これからもそういった部分につきましては在庫がまだある状況でありますので、必要に応じて提供してまいりたいというふうに考えております。今後の備蓄の関係につきましても、大きな課題だというふうに思いますので、その辺も踏まえて今後の備蓄のあり方について生かしていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤貞夫君） 9番浅野敏江君。

○9番（浅野敏江君） ありがとうございます。

それでは、10ページの方の学用品の給与についてお尋ねいたします。今回さまざま学用品を本当に用意していただきまして、大変ありがとうございます。先日前お聞きしましたところ、ランドセルについてはちょうど震災があった時間帯に子供たちがまだ学校にいたため、ランドセルの方は大丈夫なんですというお声をいただきました。一たん安心はしましたが、この間の21日の入学式のときには、東松島市やまた石巻市の方から被災された児童が多く転入されております。そういった子供たちが、例えば新入生だったり、ランドセルだったり、そういった部分で不足がなかったのか、その辺のお答えをいただきたいと思っております。

○議長（佐藤貞夫君） 渡辺教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（渡辺誠一郎君） 今回、災害救助法に基づく学用品の給与について、資料をお出しいたしました。今のご質問、ランドセル等の対応につきましては、4月21日入学式あるいは始業式については問題なく、子供たちに対応しているところであります。

今回、災害救助法に基づく学用品の給与ということでしたけれども、これで必ずしも十分ではありませんので、これにつきましてはいろいろな各地から救援の物資が寄せられております。子供たちの鉛筆、消しゴムの類から始まって、もちろんランドセルあるいはいす等も寄せられておりますので、不十分な点は救援物資で十分賄うような状況にありますので、ぜひご安心いただければと思います。よそから来た子についても、そのような対応をしておりますので十分です。

○議長（佐藤貞夫君） 9番浅野敏江君。

○9番（浅野敏江君） ありがとうございます。

それでは、私も資料5番の36ページ、承認第14号の部分について重ねてお聞きいたします。先ほどもご質問がございましたが、今回この300万円の需用費、修繕費という中身ですが、先ほどのお話を聞きますと今後崩落、また被害を及ぼさないための予防措置、また今まで落石した部分の修理というふうに考えておりますが、先ほどは何か隣の方に落ちた部分の弁償の

部分も含まれるというようなニュアンスのお答えがあったようにお聞きしているんですが、この辺もう少しはっきりお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 阿部商工観光課長。

○産業部商工観光課長（阿部徳和君） 36ページの市章のマークの写真がありますけれども、その左側に穴が開いておりまして、この穴の開いているこの丸まんまのものがかなりの大きさになっておりますけれども、これが隣家の屋根の方に落ちまして、屋根を破っているというふうな状態にあります。隣家の屋根を、これは地震に原因がありますけれども、隣の敷地の方に市が管理する建物の物が崩落をして損害を与えたというふうになりますので、これは現状を復旧するというような責務がございます。その責務に関しまして今見積もりを取っております。見積もりを取ったものを計上させていただいておりますけれども、こちら通常であれば市有物件の方の保険の対象となりますけれども、地震ということで対象になりませんので、こういった額を積み上げをさせていただいております、お金がない以上交渉というかそういった民衆の交渉もできかねますので、お金がある程度見通しがついた段階でお金の交渉等をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 9番浅野敏江君。

○9番（浅野敏江君） こういった話が適切かどうかわからないんですが、先日やはり今回の地震で月見ヶ丘の墓石も大分揺れたり倒れたり、中には欠けたりというのがありまして、ご相談いただいた方がやはりこの地震でお墓の石が倒れて隣の石に傷をつけたと。「こういった場合、お宅で弁償してくれるんですよね」というようなニュアンスだったということで、眠れなくて、本市の法律相談に一緒に行きました。そうしたら、弁護士さんが開口一番「これは天災です。天災ですから、それは支払う必要はありません。ただし、前からこれが危なくて、修理しなさいと言っているのにやらなかったと、これは別ですよ」というような話をいただきました。今回の場合は、そのどちらかに当てはまるのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 阿部商工観光課長。

○産業部商工観光課長（阿部徳和君） 先ほどもご答弁させていただきましたように、落ちた日というのは屋根に落ちた方からご連絡をいただいて確認したというふうなところがございます。落ちた日、それから我々としてはきちんと状況等を把握しかねていたという、4月7日等の地震でございますので夜中であつたというふうな部分もございますので、そういったこ

とでまずは弁護士等に相談しながら対応していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 9番浅野敏江君。

○9番（浅野敏江君） これは、もともとうちの方の駐車場が耐震的に弱くて、耐震補強しなきゃならないというふうに思って今までいたのか、それとも耐震補強しなくても大丈夫だと思っていたのか、その辺ちょっとお聞きいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 阿部商工観光課長。

○産業部商工観光課長（阿部徳和君） 昨年耐震診断の方の調査をいたしまして、耐震補強の必要性はあるというふうに認識しておったものでございます。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 9番浅野敏江君。

○9番（浅野敏江君） わかりました。耐震補強しなければならないと思っていたという、うちの方の弱みがあるのかなと思いますけれども、今回それこそ皆さんが何度もおっしゃるように想定外の天災でありました。ぜひこのところが、市の方でこれをひとつ認めてしまうと、先ほど言ったように民民の関係、それから先ほどのお墓の関係、それから弁護士さんはこのようにもおっしゃってました。「例えば、瓦が落ちて隣の家のポルシェを壊したとしても、それは天災ですから仕方ないんですね」という、「これが返事です」と明快に約1分で弁護士さんの返答が終わったんですが、ぜひその辺のことも考えていただきたいと思っています。私の質問は、これで終わります。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） 大分時間が経過しておりますので、ストレートにお聞きしたいと思えます。私は承認第15号ですか、これについて2点質問させていただきます。

まずは災害弔慰金についてでありますけれども、これで支給額として亡くなられた方500万円と、これは生計維持者が死亡した場合ということですね。その他の者については250万円とあるんですが、行方不明者ですね、現在のところ、そういったことについてはもう四十九日ということで大分経過をしているわけですが、そのことについてはどういった対応になるのか、今後の見通しについてはどういうことなのか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 福田健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉課長（福田文弘君） 身元不明の方については、警察の方に捜索願いを出しまして身元不明扱いになるわけでございます。民法上の取り扱いで3カ月経過しますと、死亡の取り扱いができるような状況になりますので、3カ月経過した時点でその方と

お話しさせていただきまして、これの支給対象に該当するような形になります。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） ありがとうございます。

もう1点は、この3番目の災害援護資金貸付ですか、これについてお聞きをしたいと思えます。貸付限度額が350万円ということですから、今どきちょっとした瓦やら壁やら落ちたところの修理やら、いろいろちょこちょこつとやるともうすぐこのくらいの金額になっちゃうと。面積が大分広ければ、それがもっとかさむということになりますが、この350万円というのはちょっと余りにも少な過ぎるんじゃないかというふうに思うんですが、これについてかさ上げができないかどうか。

そういうことと、それからここで利率が3%ということになっているわけですが、この災害で被災された方がこの3%の金利を払うのも大変な時期であろうと思うんですが、これはいわゆるほかの市からの金利をカバーしてもらおうといたしますか、補助してもらおうといたしますか、そういったことはできないものか。そういう考えはないものか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 福田健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉課長（福田文弘君） この制度につきましては、国県の歳入が入っているのがわかるように、国の指導のもとにこのような制度ができてございます。実は窓口で受け付けしておりますと、やはり3%は高いということと、それから350万円は少ないというお話は承りますけれども、国の方がそのような基準でつくっておきまして、塩竈市がこの制度を変えるような状況にちょっとないのが現状でございます。ただ、そのような窓口に来られた方の要望がございまして、その部分についてはしかるべきときに国なり県の方に、このような要望があったということは伝えていきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） ありがとうございます。やはり私だけではなくて、実際そういった方がおられるのかな、考える人がおられるのかというふうに思いますので、今言われたように強く要望をどんどん出していただいて、少しでもこの金額を変えていく方向で、お願いしたいと思います。

それから、先ほど金利についての市で利子補給とかはできないのかという回答についてはなかったかと思うんですが、もう一度お願いします。

○議長（佐藤貞夫君） 福田健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉課長（福田文弘君） 本市が単独でやるというよりも、この制度は先ほども言いましたように国県の制度が基本でございますので、そちらの方の金利を下げていただきますと、市が単独でという形じゃなく日本全国で、あるいは被災を受けた市町村の方々皆さんが利益になるわけでございますので、そのような動きの方が大事かと考えてございます。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） ありがとうございます。それがだめだということであれば、この金額のかさ上げについて今後強く要望をお願いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 2番中川邦彦君。

○2番（中川邦彦君） 簡単明確に伺いますが、先ほどの民間住宅の借上げのことで確認したいと思うんですけれども、23日の河北新聞では「宮城県は22日、仮設住宅の入居資格を持ち、同日までに民間住宅を借りた被災者に対し、家賃を国と県が負担する方針を決め、各市町村に説明した」と。これは、4月24日からということになるので、その点についてどうなのか。先ほどの答弁だと、何か違うように感じましたので、改めて伺います。

○議長（佐藤貞夫君） 福田健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉課長（福田文弘君） この制度につきまして、実は4月22日に宮城県の方から説明会がございまして、「4月22日の取り扱いについてこうするよ」というようなお話がございました。非常にわかりにくい取り扱いでございまして、口頭でうまく説明できるか自信がない部分があるんですけれども、4月22日以前に民間住宅に契約してお入りになった方、その民間の住宅が仮設住宅としての要件を満たす場合は、例えばそれが4月30日に宮城県に申請して、お宅は仮設住宅扱いにいたしますよとなった場合に、宮城県は新たにその住宅の所有者と契約を結ぶ形になるそうでございます。その契約の時点で、仮設住宅でございますので敷金の一部、礼金の一部とか必要経費についてはそこで担保するし、それから先の使用料は仮設住宅と同じくただにいたします。

実は、その方は4月22日以前、例えば3月の末くらいから契約しているわけですから、その3月の契約時点から4月30日の新たな契約までの家賃なり敷金なり礼金はどうなるんですかという話になるわけですが、その取り扱いについては貸主といいますかアパートの所有者と入っていた個人の話し合いで決めてくださいというような制度でございまして、非常に実

際的に運用する場合には難しい形になるのかなと思います。ただ、先ほど言いましたように県の基準を満たして仮設住宅相当ですということが認められれば、その時点で宮城県は仮設住宅という指定をしまして、新たに契約を結ぶというような取り扱いになると伺っております。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 2番中川邦彦君。

○2番（中川邦彦君） わかりました。それは、ひとつはやっぱり遡及になるというふうに理解しておきたいと思うんですが、今、やはり仮設住宅のもとで、やっぱりなかなか第1期の今度のやつにははずれてしまったんだけれども、次に当たるのかなと、そういうふうに言っている方もいますので、その点はぜひ市長も先ほど答弁されたように、次の建設をどうしていくかということも念頭に置いているということだったので、ぜひ実現する方向でお願いしたいというふうに思います。

先ほども、浦戸のことでお話が出たようですけれども、一つは浦戸の避難所で、私も桂島、それから寒風沢、野々島を見てきました。共産党市議団と一緒にやって行ったんですけれども、こんなこと言ってどうかと思うんですが、野々島の体育館が避難所になっていますよね。学校の校庭の狭いところで、確かに体育館そのものが避難所になっていて、子供たちの利用についてどうなのかということもあるんですけれども、一番私は思うんですが、寒風沢に行ったときもそうですけれども、やっぱり避難所でトイレが使えないでいるというのがあります。なかなか下水道のあちこち断裂して使えないとか、そういうのがあるというふうに思うんですが。

やっぱり、今我々は水洗でいつでも流せばというようなそういう気持ちもあったり、勝手に使い放題にやっているとは思いますが、島に行って囲われたところがトイレだと聞かされるまで、「あれ、何かな」というふうに思ったんですが、ああいう避難所にせめて本土で我々がよく使っている仮設トイレを持って行ってでも設置できないのかどうか。やっぱりそういうことを考えていかないと、同じ避難所でありながらシートで囲われたようなトイレでいいのか、きちっとしたトイレで流している避難者もいれば、島だから特殊だとかそういうことで私はないと思うんで、その点どういうふうに思うのか、まずそこから伺いたいというふうに思います。

○議長（佐藤貞夫君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 離島の3島に避難されている方々、避難所で生活されている方々の衛

生面、特にトイレというようなお話でございます。私も、寒風沢の方の避難所に行ってまいりました。そういう中で、今おっしゃるとおりそういったような、本当の仮設の仮設のトイレということでお使いになっている姿を見て、本当に私も胸の痛む思いでございました。おっしゃるとおり、本当に1日も早くそういった部分では快適なトイレができるように、そういったような環境整備に配慮してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思えます。以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） 2番中川邦彦君。

○2番（中川邦彦君） 副市長が行ったのはいつだかわかりませんが、私らもこの間行って、二、三日前ですけれども、期間がやっぱり空けていていいのかどうかということがあると思うんですよ。やっぱり衛生面とか、今どきにまあいう囲いがトイレだということでもいいのか。やっぱりそれは、同じ塩竈市民にとってもある面では侮辱的なものだというふうに思えますよ。そこのところは早急に、仮設トイレって2人でもたなけるんですから。現場で使うようなトイレできえ、あとは汲み取りをどうするかというのは、また利用している方たちと協議すればいいことなんです。それをやらないで、そこは言われるまでもうどれだけになります、1カ月半以上になるんです。きょうは、先ほどみんな言われたように四十九日だということであれば、49日過ぎているんです。そういうことがあっていいのか。それから、私ら吉川議員なんかと一緒にいったんですけれども、山の中にちり紙が散らかっているとか、そういうことがあるんです。やっぱり、そこのところはよく考えたらどうかなというふうに思えます。

それから、私も何回か避難所の洗濯機の問題をやりましたけれども、やればいいのかという問題じゃなくて、行ったときにすぐ私も洗濯機どうなんだと言ったら、「囲いもしたら」「机も入れたら」と言ったら、早速公民館の方でやっていただいたんですけれども、やっぱり今どき避難所の中で、何十人という方がいる中で、洗濯機と乾燥機の一つも、やっぱり家庭用のものばかりでなくて業務用のことだってできますし、そういうことができないのかどうか。やっぱり1時間も2時間もかかるような洗濯機でなくて、乾燥機だって今の業務用のことであれば、長い時間かけないで乾燥機だってできることもあるわけですから、そういうところもぜひやっていただきたいというふうに思えます。

それから、浦戸のことでもう1点伺いたいんですけれども、下水道の復旧工事、その見通しはいつころになるのか。それから、水道が野々島に行ったときは仮設の水道ということもあ

ったようですけれども、全体に対してライフラインについて、電気や水道や下水道についていつころの開通を目指しているのか、その点伺いたいというふうに思います。

○議長（佐藤貞夫君） 小山産業部次長。

○産業部次長兼水産課長（小山浩幸君） 私の方からは漁集排、漁業集落排水環境ということで、寒風沢と野々島の施設につきましてご報告申し上げたいと思います。今回の津波によります被害で、処理場施設につきましてやはり一定の被害を受けております。ただし、幸いなことにかかなり外構施設がかかなり強固だったということもありまして、中のモーターですとかブロワーですとかそういったものを交換すれば、ある程度早い時期に使えるというふうに思っております。ただし管渠の方が、瓦れき等がかかなりございまして、マンホールの上とかにもあるという中で、今調査の方はしていただいておりますけれども、管渠の中にまだまだ汚水がたまっているような状況がございます。

ですから、今回いち早くなるべく早目に処理場の方を直しまして、なるべく海洋投棄するようなことを避ける意味でも処理場を早目に直すということを県と相談しております、連休明けにも県の方が水産庁の方の了解をいただいて、早目には暫定仮復旧をするというようなことで調整をしておりますので、なるべく早く処理施設を直して、その後管渠の方を直して接続していきたいというふうに思っております。

ただ、そうは言いましても5月早々ということにはなかなかならないと思いますけれども、なるべくこれは急いでやるということで取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 電気の部分についてお答えしたいと思います。電気は仮設道路をうちの方でつくって、電力と協議しながら電柱を建てさせていただいて、そういった打ち合わせをさせていただいておりますので、その内容についてご報告をしたいと思います。

現在、電気については宮戸の方から送電することになっていまして、聞くところによりますと石巻の変電所から来るということですので、変電所からの送電は当然まだやってございません。ただし、宮戸の方に高圧の発電車を置いて供給するというので、既に4月25日の午後から寒風沢、それから野々島の一部については通電をやってございます。その後4月29日、あした以降になるようございしますが、予定では4月29日、4月30日に野々島の残り分、それから桂島の避難所までは何とか送電をしたいということで、頑張らせていただいております。

ただし、桂島の集落については、さらにその先になりますので、何とか5月中旬くらいまでには全部通電をさせていきたいと、このように報告を受けていますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 千葉水道部部長。

○水道部長（千葉伸一君） それでは、水道の方の浦戸の状況でございます。先ほど申し上げましたけれども、4月20日に野々島の方は通水してございます。それからきょうはかなり風が強いですが、もし順調にいけばあすには寒風沢の方に通水できるかと。その後に朴島という形で、野々島から朴島間が5月10日前後という形で、天候の状況によりますけれども、そういった形のスケジュールで今進めさせていただいてございます。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 2番中川邦彦君。

○2番（中川邦彦君） 水道の方はわかりました。それで下水道なんですけれども、島の方ですね。住民の人は、今学校でも何でも流せないでいますよね、トイレなんかでも。結局、先ほど言ったようにまだまだ改善されていないということなんですけれども、ほしいのはやっぱり仮設的でもいいです、仮でもいいからトイレなんかでも流せるところは流せるようにできないのかどうかということも、要望しているようです。だから、全体的なスケジュール的なものはわかりました。そうじゃなくて、今一番避難所でもどこでもみなそうですけれども、見ているとやっぱりなかなかトイレを自由に使えないと、そういうところもやっぱりあるんですね。だから、暫定的にできる方法として何かないのか。そういうものにこたえられるものがあれば、伺いたいというふうに思ひます。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤教育委員会総務課長。

○教育委員会教育部総務課長（佐藤俊幸君） 野々島の浦戸中学校、浦戸第二小学校の部分について、ちょっとお答えさせていただきたいと思ひます。今漁集排の方のことでご質問でございますが、野々島の中学校につきましては単独の浄化槽を持っておりまして、用を足した後はプールからの水を運んで流しているということです。それで、先ほど建設部長からもありましたように通電をいたしましたので、電気の方も通ったということで浄化槽も回りだしたということで、委託をしております業者さんにも現況確認をいただいて、今使えるような状況になっているということでございます。以上でございます。

○2番（中川邦彦君） もう1点。

○議長（佐藤貞夫君） 2番中川邦彦君。

○2番（中川邦彦君） わかりました。

改めて別な問題でございますけれども、3月11日の日に中学校は卒業式ですよ。小学生はまだ学校にいて、下校するかどうかという時間帯だというふうに思うんですが、津波の発生までの間各学校どういう対応をしたのか、伺いたいというふうに思います。塩竈、本土関係も含めて。

○議長（佐藤貞夫君） 教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 中学校は卒業式でしたので、早目に帰りました。小学校の場合は、地震発生と同時に学校にまだおりましたので、そのまま各学校では通常の地震のときの避難体制をとりまして、学校におきまして保護者が迎えに来るまで、保護者に完全に引き渡しをするまで学校に置きました。だから、中には学校の方に泊まった子供も何人かおられます。

○議長（佐藤貞夫君） 2番中川邦彦君。

○2番（中川邦彦君） やっぱり、そこが分かれ目だというふうに思うんですよ。塩竈で、私も学校を議員団で訪問して伺ったときに、校長先生が言っていたのは、帰した方がよかったのか、学校に引きとめておいた方がよかったのかと。そういう判断をしたときに、学校に子供たちをまず置いて、親が迎えに来るまで待ったと。それで、次の日になっても2人くらい学校に残ったとか、そういう判断はやっぱり野蒜の小学校の問題とか大川小学校の問題とか、やっぱりいろいろ判断の違いが生命をそういう岐路に立たせるといいますか、そういう面で学校の対応が今後うんと生かされてくるというふうに思うんですよ。だからこそ、これからの防災の全体を含めてですけれども、やっぱりもう1度考えてみると。

塩竈の学校は割と高台にあるから、まだ安心だという部分もあると思うんですけれども、やっぱりそういう分だけ上にいればいるほど下の動きというのがわからないわけですから、やっぱり学校の判断がこれから大きなものになるというふうに思いますので、私も先生からその話を聞いたときにほっと一安心したと言いますか、そういう安堵を覚えたことはありました。以上で終わります。

○議長（佐藤貞夫君） 12番志賀直哉君。

○12番（志賀直哉君） 私の方からも、一つだけ質問させていただきます。

先ほど伊勢さんもちょっと言われていたんですけれども、承認15号についての質問ですけれども、見舞金のことで商店街の人には貸店に対しては出せないという、いろいろ制度がある

ようでございます。ただ、我々は今回の地震において、中心地にある量販店が全滅したということで、本当にその近所の店屋さんが早目に復興していただきまして、普通の生活に戻れたのは確かでございます。我々ですと車があるんですけども、本当にお年寄りの方が市でいろいろ配給して、配達はしていただきましたが、家に戻って生活する場合、「本当にこれでいいのかな」というような感じがします。本当に商店街の方々かこのままやめちゃったら、塩竈はどうなるんだろう。早目に市、商工会議所と一緒にその施策を、やっぱり借入金の無利子とかそういうものを打ち立てていかないと、商店街の人はやめちゃいますよ。本当に今菊地議員も言ったんですけども、海岸通りの方なんていつまでもどうしたらいいかわからないような感じで、そうして「駐車場なくなるんですか」というような話もありましたし、今からやろうという矢先にやっぱりそういう具体的な、「これで何とか復興してください」と。

それであそこには「まちの駅」ですか、3月いっぱい一応おやめになった経緯もございます。そういう形で、いろいろな面で本当に商店街の使途が今ここで立ち上がってもらわないと、やっぱり今おかげさまで水産の方が何とか市・県の努力によって立ち上がることができましたけれども、我々は本当に心配しています。そういった形で、市も早目にそういう施策を打っていただきまして、何とか商店街の人にもう一度元気に復帰していただきたいというのが気持ちです。答えがありましたら、お願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 阿部商工観光課長。

○産業部商工観光課長（阿部徳和君） 震災後いろいろ商店街回りをした折に、「もうやめたいんだ」とか「どこか津波の来ないところで商売を」というお話は、大分いただきました。そういったこともありまして、3月の末でございましたか、全振連という、全国商店街振興組合振興センターというところから、商店街の瓦れき等を除去するというふうな、申請期間が3日間だけしかない部分の支援金が、上限500万円という制度がございまして、そういったもので何とか「まちの駅」なんか復活できないかということで、商業協同組合の方にお話を申し上げましたところ、商業協同組合は事業の大きな柱としては「とっとちゃんスタンプ」であるとか商品券事業であるとかそういったものが今回流出してしまっていて、事業の柱が失われてしまったということで、「まちの駅」だけでは商業協同組合はなかなか事業が成り立たないんだというふうなお話がございまして、「ならば」ということで海岸通り商店街のアーケードの補修をその全振連の補償制度を使って緊急的に修繕をさせていただいております。

アーケード自体は立派なものに、また壊れることがないようにしているわけですが、けれども、アーケードができたからといってその場所で商店を続けるかどうかというのは、今大変皆さん心が揺らいでおる状況でございます。

駐車場が商業を支えるかどうかというのはまた別にしまして、なお本町通り、それから海岸通り、駐車場の需要というのはゼロではございませんので、そういった駐車場の需要台数は私ども調べたところでは、今今のところ14台の需要というふうになっております。中央公共駐車場は、都市計画決定しました駐車場という都市施設でございますので、これを今今すぐ廃止というわけにもいきません。有利な制度等を見つけながらまた商店街の方に客足を戻せるような、なお商業を続けていただけるような、ハード的なサポートだけではなくていろいろなソフト的なサポートも考えてご提案を申し上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 12番志賀直哉君。

○12番（志賀直哉君） 今いろいろな施策で、やれることをやっていくということなんですけれども、やっぱり特に海岸通り前は地盤沈下がひどくて、今からでも高潮になったりすると水が上がる。将来的にはその海岸通りの町をどうしていくか、やっぱり国の施策で水産業に対しては、加工などはそういう協同組合などには国で施設をつくってあげますよというような施策もあるようです。ならば、商業界においても「一時的にそこで商売してください」とやってもらって、将来的にはあそこをやっぱりかさ上げして、何年後かにはそういう形で。今アーケードつくったって、水があそこでなっていればどうしようもないんだわ、私から言えば。やっぱり塩竈市としてまちづくりをどうするかということを考えていって、もう少し真剣に、今アーケードつくればいいというよりも、その分金出してやったらいいっちゃ。もし入ったら、市として。そういう感じで、やっぱりいろいろな面で大変だと思うけれども、やっぱり商店街の火を消さないためにはどうしたらいいかというのを、もう少し5年間据え置きで市で融資しますよくらいのそういう気持ちでやってもらわないと、なかなか立ち上がらないんでないかな。やっぱり、そういう施策をやっていただけたらなと思ひまして。

あと、まちづくりに対してはもう少し、今アーケードという感じは持っているようなんですけれども、あのままでいいのか、やっぱり地盤沈下しているから。そういうことを考えながらまちづくりをしていかなくちゃんじゃないかなと思うんですけれども。市長、何か見解ありましたら。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今後商店街、塩竈市のまちづくりについてのご質問でありました。

今宮城県におきましては、沿岸の塩竈だけでなく例えば気仙沼、南三陸町、石巻、さらには名取、岩沼、あと山元ですか、そういった沿岸の都市が同じような被害を受けている。そういった地域の新しいまちづくりを「復興まちづくり計画」という名前と呼んでいただいているようではありますが、まだ一定程度の方々がまちづくりまでまだ十分に手が回りかねる状況にある、実は塩竈市もそうであります。そういったことを配慮していただいて、県の方で今一定程度動きだしております。

具体的に、塩竈をどうするかということについて、つい先日も県の土木部から次長に足を運んでいただいて、私の思いは伝えたところであります。もともと塩竈は地盤が低い。あるいは埋立地盤でありますので、さまざまな難題、課題が発生している矢先に、今回のような大津波でありました。これから立ち直るということについては、さまざまな取り組みメニューを用意していかなければならない。例えば北浜4丁目、地域の方々はほとんど工場、人家がなくなってきているわけではありますが、例えばああいったところについては地域全体をかき上げするというようなことが、比較的とりやすい政策ではないかなと思っております。

また、港町地区であります、既に宅地も地番を上げまして、一定程度合意をされた方々については今回の津波でもまたその地域に住み続けられる方々もおられるようではありますが、その間本当に住めないという方々も多数おられるわけであります。例えば、こういった地域の新しいまちづくりをどうするかということでもあります。そういったもののさまざまなメニューを今県の方に用意いただきまして、そういったものを地域の皆様方とひざを詰めて話しをさせていただきながら、その地域のまちづくりが今後どうあるべきかというようなことについて、議論を深めさせていただきたいと思っております。

後ほどの提案となりますが、本市におきましても復興対策本部を設置しまして、復興計画を策定させていただくことになっておりますが、そういった復興計画の基本にも今後のまちづくりをどうしていくかということが、大きな命題になるものと思っておりますので、我々もしっかりと取り組みをさせていただきたいと思っておりますし、今志賀議員の方からご提案いただきました、中小企業庁の方では塩竈市内仮店舗といいますが、何件かが入っていただけるような長屋的な仮店舗を国の方で整備しますというような申し出をいただいております、今そういったものについても商工観光課の方でそれぞれの商店主の方々のところにお邪魔をさ

せていただいて、いろいろご希望等もお伺いをしているところであります。

また、例えば新浜地区の今回被災を受けられました水産加工業界の方々にも、仮設の工場的なものもというようなことをご検討いただいているようでありますので、このような制度を最大限に活用させていただきながら、やっぱり我々もこの塩竈の商業、製造業の方々の火を消さないような努力をいたしてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 8番伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君） それでは、私の方からも質問させていただきたいと思います。

私も商業関係を大変心配をしております、ぜひ荒川部長にちょっと質問したかったのは、今現在1件1件商業者を回りながら、被災した商業者に対してどのようにお声がけをなさっているのか。「一緒にやっぺいこうよ」という気持ちにしなければ、その方々は「また改めて、ここで頑張ろう」なんて考えないよね、いろいろなメニューだけ示したりしても。だから、そういうことが今市役所側から全然聞こえてこない。商工会議所もやっぺい機能を回復してこれからなんでしょうけれども、最大の効果というのは「一緒にやろうよ」という気分を盛り上げないと、今商業者の方は本当にどうしようかと必死になって考えている、余り前向きじゃないふうを考えているように私はいろいろお話は聞くので、そういったことをどうやって前向きになるような形を、実際産業部の方々含めてやられているのか。

今回は、市役所側がいろいろな情報提供で、「こういう事業ができますよ」「こういうこと、塩づくりもできますよ」「何あります」って言ったって、それ以上にもう自分たちで回復するためにはマイナスを受けているような状態があるわけですから、今までの手法は通用しないんだと思うんです。ですから、その辺のところをどういうふうと考えて、これから地場の商業を守っていかうとなさっているのか、1点ちょっと聞いたかったんです。

それともう1点は、被害認定の件です。これはわかります、23年度の東北地方太平洋地震に係る住家被害認定の調査方法ということで、4月12日改訂版が出されていますよね。多分これを見て、いろいろ簡易による判定とか何とかという形で、いろいろなものが出ているんだと思います。それは十分わかった上でお話をしますが、できれば今住民の皆さんから言われているのは、これを見る限りは津波による被害というものの想定はしていないんで、今回水害という部分で対応してもいいよという形でやっているわけですよね、この法律上とか指針上の問題は。

それで、そのときに航空写真等とか衛星写真等を撮って、これは全壊、もう倒壊とか流出と

かそういうものを判定できるものについては、もうさっさとこうやって判定していいよということなんですが、そこでもう1点できれば国にも働きかけをしてもらいたいのは、よくこういう住宅でいうと点での調査になるんですね、どうしても目視にしたって。でも、津波というのはやはり地域一体がそれなりの被害を受けるんだと思います。ですから、そのところこの中にも入っているんですが、要は津波被害とか水害を受けた場合に泥等が流出をして、そこに匂い等がひどくて住むことができ得ないという場合は全壊と認めてもいいという条項もありまよね、中には。これは改築等が前提になるようですけれども、改築の場合の基準として全壊として認めていいよと、半壊でもというそういう特別基準もあるんですが、できればそういったところの運用をうまく使っていただいて、ほとんどが多分大規模半壊になっているんでしょうが、やはり全壊の方がいいという方もいらっしゃるんです。

その理由は、この罹災証明を発行されて、その罹災証明書を判断材料とした被災者支援制度というのが、給付でいくと被災者生活再建支援金、義援金もそうですね。それから融資としては、独立行政法人の住宅金融支援機構の災害復旧住宅資金融資、それから災害援護資金。それから減免・猶予でいきますと、税、社会保障保険料、公共料金、それから現物支給としては災害に係る住宅の応急修理、公営住宅等の一時的な入居、応急仮設住宅の供与というのが、多分これまでの災害時における罹災証明書を判断材料とした被災者支援制度と言われているものだと思うんですが。その中で国の方も今この被災者生活支援法を積極的に柔軟に活用するよということ、今しきりに県を通じて市町村にも言ってきているかと思いません。

それで、じゃあこれは市の方から出していただいた資料を見ると、被災者生活再建支援制度を見ると、災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給しますと。支援金は、全壊等が100万円、大規模半壊は50万円ということになりますよね、今の基準でいくと。ですから、このところがやはり罹災証明をまず受けた方においても、やはりこれだけ半分くらいの金額になるんでは、今多分皆さん方も見ていると思いますが、大規模半壊の方々で畳も濡れてもう使い物にならないんで、外に出して市に処分していただいて床板を上げて乾かしながら、今基礎のところを一生懸命乾かしていると、まず。その上で、匂い等を取るために今後どうするかということ、大工さんなんかと相談なさっているんだそうです、今。炭を入れたりいろいろなことをこれからはなきゃならないらしいんですが、そうやってやっぱり努力もしなきゃいけないんですよ。そうなってくると、こ

の罹災証明の発行手続にかかわる部分については、これは市町村がどんどん県を通じて国にやはり基準の緩和、特によく想定外と言うじゃないですか、大規模災害、今のことは。そういう現状ですから、ぜひこの緩和をしてほしい。地域一つを丸々全壊扱いにしてもらえるような、そういうふうな積極的な活動が政治的にも、我々議会もかもしれませんが必要だと思います。そういったところで、手続上今現場の方々が苦勞なさっていることはわかった上で話しをしておりますので。

被害があるようでしたらやめていただいて構いませんので、それまでの間質問だけさせていただきます。関係者の方は、ぜひその対応、現状等確認していただけるように議長の方から申し入れていただければ、職員の退席はしていただいて構いませんので、お願いをしたいと思います。

それであわせてお伺いしたいのが、1点ちょっと私もわからないのは、被災者生活再建支援法において長期避難世帯の認定というのがあるんですね。これは、沿岸部で大津波により地域集落全体が壊滅的な被害を受け、社会的インフラが失われたような地域については被災者生活再建支援法の長期避難世帯に該当すると。長期避難世帯に認定された場合、当該地域の被災世帯は住家の被害の程度にかかわらず、全壊世帯と同様最大300万円の支援を受けることができる。この長期避難世帯が被災者生活支援資金の申請を行う場合、市町村が発行した長期避難世帯に該当する旨の証明書を添付すればいいとなっているんですが、この辺のところぜひこれは新しい、4月12日改訂の参考2の迅速に被害者支援を実施するための措置という内容に書かれておりますので、この辺のところのお話をいただきたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 阿部商工観光課長。

○産業部商工観光課長（阿部徳和君） 一番初め、地場の商業振興をこれからどうするのというふうなお話でございました。私どもは、まず商工会議所の方が会員、非会員関係なくいろいろな地元の企業を調査、それからお見舞い等で回ったということで、そういった情報も共有しております。今商業者の方々はやはり支援という中では融資というものしかございませんので、それ以外の支援制度というものを望んでいるという声が非常に強うございます。そういった部分で、市単独費となるのかそれとも何か新たな制度が出てくるのか、そういったところを見極めながら取り組んで、何か策を取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、周辺自治体の被害が多かったところから、塩竈市内でぜひ商売をやりたいという

ふうな声もございます。それから、新浜地区で工場をやりたいんだというふうな声もございます。そういったところの相談に乗りながら、塩竈市内なるべく同じ被災した方々の生活が安定化するようにということで、いろいろ相談に乗りながら、被災地としてともに助け合いながら塩竈の商業の発展にもつながればというふうなことで考えております。

それから、先ほど市長もお話しいたしましたが、中小機構が実施をいたします仮設住宅の店舗版のようなもの、こちらのスキームが塩竈市が土地を準備することというふうなことになっております。土地の準備は、余り山手の方の土地でも中心市街地の商業の振興ということにはつながりませんので、今適地を探しておりました、塩竈市以外の土地でも県の土地でも借りて、ここに建ててくださいというふうなことを相談をしながら進めておるところでございます。建てるまでに、プレハブといいながらも建築確認等も必要な建物でございますし、給排水等の設備も伴うということで約2カ月ほどかかるということになっております。いち早く手を挙げさせていただいておりますが、仮設住宅のようにどういう建物ができて、何件くらい応募をかけられそうだということにつきましては、公募をさせていただいて、塩竈で今今お店が全壊等で使えなくなったという方も、そういったところに集約をして営業できるような形で支援をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 福田健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉課長（福田文弘君） 生活再建支援制度についての質問がありましたので、私からお答えさせていただきます。確かに議員おっしゃるように、全壊の場合複数世帯であれば100万円、それから大規模半壊だと50万円という形の取り扱いになります。ただし、大規模半壊でも取り壊しが必要であるという場合にはそれは全壊扱いになりますので、その方の状況がどういうものなのかということをお聞きして、それなりの理由があるのであればそういう対応をさせていただきます。

それから長期避難の制度につきましては、その地域が長期避難地域なのかどうかということを確認する必要があります。これは市町村が勝手に決められるような状況ではございません。当然県と相談しまして、なおかつ住民の人たちがお金だけの形で、そこにしばらく言ってみればいられない状況になるわけでございますので、この取り扱いについては慎重にせざるを得ないのかなと考えられます。制度そのものについては議員おっしゃるような制度でございますが、取り扱いについては今後とも慎重に検討しながら、必要かというのまじょとおかしいんですけれども、必要であれば手を挙げるという形になるかと思っております。以上で

い」というような申し出でございます。非常に難しく、どういうふうにお手伝いすればいいのかというのがすごく難しいという話かと思っております。それをもう実施している市町村もあるようですけれども、近々中に七ヶ浜町さんの方にいらっしゃるということなものですから、その後塩竈市の方にも来てお話しさせていただきますということで、お話をお聞きするような形になってございます。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 16番今野恭一君。

○16番（今野恭一君） このたびの東日本大震災により尊い命が奪われた方々に対し、心からお悔やみ申し上げ、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、家屋の倒壊等被災された方々に対し心からお見舞いを申し上げます。

私の質問は資料No.5で、8ページのところからです。ここにございますのは、承認第1号、そして第12号の資料として出されております。東日本大震災の災害関連業務従事状況ということでの内容であります、その中でまず（1）ですね、避難所の開設運営について伺わせていただきます。

私は、避難命令を告げる防災同報無線を聞き、すぐに町内の方々に呼びかけ、指定避難所であるところの市立第一小学校の体育館に避難しました。夕方になり気温が下がってきたころに、毛布を配布するとのことなので、梱包を解いたり配布を手伝っておりましたが、ある程度配られたところでまだもらっていない人もありましたが、これで終わりですという係の方の声がありました。だれかが「あとないの」と言うと、「あとはありません」という会話がありました。備蓄倉庫には何人分の備品を用意しているのでしょうか、伺います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤総務部長。

○総務部長兼危機管理監（佐藤雄一君） 毛布につきましては、5,600枚ほど保管してございました。今回は最大で9,000名の避難者が各指定避難所等にお集まりになりましたので、その時点で今申し上げましたように、約3,400枚ほどの不足分が生じております。それにつきましては、14日に村山市さんの方から毛布の提供を受け、2,500枚ほどの提供を受けまして、各避難所に支給しているという状況でございます。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 16番今野恭一君。

○16番（今野恭一君） 想定外と言われればそうかもしれませんが、相当数不足が出たということで、避難所では寒さにふるえる避難者の方々が多く散見されたところであります。もちろん私も配る側に回ったものですから、私らはそういうものをまず自分は我慢をするというよ

うなことでしのいでまいりました。そうこうしているうちに、8時過ぎにアルファ米で炊いたごはんが提供されまして、全員に配り終えて私も小さなおにぎりを1個いただきました。その後、担当者の方に「あすの朝食はどうなるの」と聞くと「何もありません」との答えなので、町内の方々や赤十字奉仕団の方々に呼びかけて、「炊き出しをやらなくちゃいけない」、こういう考え方に立ってお声がけをいたしました。でも、そのときは既に深夜でしたので、「まずはあしたの朝状況を見て、それからにしようか。あしたの朝、もしかしたら物資が届いたよというのであるかもしれない」という多少の期待があって、「まず、今夜は寝ることにしよう」と言って、次の朝5時半ころまた担当の方に聞いてみました。けさの朝食は」と聞いたら「いや、何もありません」、そういう答えが返ってきたので、朝5時半ころでしたが、「それでは」とひるがえって自宅に戻り、町内の方々と一緒にまずおにぎりとおにぎりを何人分用意すればいいの」と担当の方に聞いたら、「300人ほどいます」ということだったので、300個のおにぎりとおにぎりに温かい味噌汁をつけて、300食の炊き出しを行ったところでありました。

その際に、それを何日か3月いっぱい続けたわけではありますが、そうした炊き出しの際に給水車で水を供給してくださった水道部の方々やOBのボランティアの方々に、この場をお借りして御礼を申し上げます。

このように、炊き出しを行った赤十字奉仕団の方々が、岩手宮城内陸地震では栗原市の赤十字奉仕団の方々の炊き出し活動が大変役に立ったというふうには、赤十字の研修などで聞いておりますが、本市でも赤十字奉仕団を活用したら、職員の方々の負担が少しは軽減されたのではなかったかな、こういうふうには思うわけでありました。というのは、その後しばらくしてから行って見た公民館では、職員の方々が公民館の調理室を使って、そして炊き出しをしている。とても仕事になるような状況ではなさそうでした。そういうことで、こういった組織を活用するということは考えなかったのかどうなのか。そしてまた、そういうことが行われれば、職員の方々の負担が軽減されたのではなかったかなというふうには思っているところがあります。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今野議員には、赤十字団を指揮していただきまして、第一小学校の避難所運営に大変なご協力をいただきましたことを、感謝申し上げます。

なかなか先ほど来申し上げております、例えば資機材の備蓄につきましても、残念ながら

我々の予想を超える範囲であったということにつきまして、多くの避難者の方々にご不便をおかけしたということについては、再三再四お詫びを申し上げるところであります。ただ、一方では本当に多くの方々のみずから集まっていたいて、さまざまな炊き出し、ご支援、あるいは健康管理、その他ご高齢者の方々の介護、さまざまなご活動をいただきながら何とか今回市内の各避難所の運営ができたのかなと思っております。議員の多くの方々にも、避難所の運営のみずから率先して取り組んでいただいた方々もございました。心から感謝を申し上げます。こういった改めて大災害を考えますときに、やはりそういった形でみずから集まってきて、率先してご活動いただく方々のご活躍、ご支援というものは、大変大きな力になったということ、改めて感じております。今後もそういった方々の力をお借りしながら、避難所等の運営に当たってまいりたいと思っております。どうもありがとうございます。

○議長（佐藤貞夫君） 16番今野恭一君。

○16番（今野恭一君） それから、今回の震災によって被災された方々のご意見を交わしたり、いろいろな要望を受けたりしておりましたが、そんな中でいろいろなことを経験させていただきました。例えば、こんなこともありました。その後、市民の方から「赤十字ではお金を集めるけれども、こういうときには何もしてくれない」、こういう声がありました。ふと私なりに考えてみますと、例えばこういう震災とは別に、市民の方のあるところが火災にあつたりした場合、そんなときにたしか緊急生活セットか何かで、例えば歯ブラシだとかコップ、それにタオルだとか軍手、マスクなどのそういうセットが配布されるはずだと。私自身も配布したことがありましたので、そうとっさに思いました。担当部署に問い合わせをしますと、緊急生活セットが体育館に来ていて、避難所ごとに産業部が配ることになっているという返事がありました。でありましたので、さっそく届けられるものと思っておりましたところ、なかなか配られません。再三再四私は催促もいたしましたし、また市民の方から「まだ来ないだもんね」と、いろいろな声が寄せられました。「いつ来るんだべね」、そういう話もありました。そういう声を受けて、担当の方に催促を何度かした経緯がありましたが、配られたのは4月12日でした。

このような災害に対応できる指揮命令系統が、きちんとできていないのではないかというふうにも思った次第であります。またもう一つはボランティアの方からパーテーションをあげるための用意があると。パーテーションというのは、先ほどもどなたかのお話に出ていま

したが、プライベートを守る仕切りですね。これは、例えばこのくらいの高さで組み立てを
すると、夜休むときに隣同士の姿が見えなくなって干渉しない。あるいは、縦型に立てて使
うと仮設のトイレにも使える、そういうパーテーションの寄付のお話もありましたが、これ
もなかなか返事が返ってこずに、何度も何度もそういうやり取りをしておりましたけれど、
結果的には相手の方から「じゃあ、要らないということでもいいんですね」と。「まだ結論が
出ない」という話しをしたら、「じゃあ、今回は必要ないということでもよろしいですね。よ
そに回しますからね」という念を押されて、そういう話もなくなりました。

そんなときに、今のようなこういった災害に対応できる指揮命令系統が、きちんとできてい
ないのではないか。突然やってきた災害ですから、みんな恐らく驚いたり、どう対応したら
いいかにとまどいや迷いがあったかもしれませんが、やはりこういったようなときこそ組織
力というのがものを言うのかと思いますので、そのところをご答弁願います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 災害対策時の指揮命令系統について、ご説明を申し上げます。3月11日
に地震が発生いたしましたから、直ちに災害対策本部を設置いたしました。各部長あるいは
それぞれの担当者、並びに関係機関の方々であります。今日まで、百数十回の対策本部会議
を開催させていただいております。議員の方々にも出席いただいている方々がおられますの
で、どういった内容を議論してきたかということについては、つぶさにお聞きをいただいた
ものと思っております。大きな本市として取り組むべき方針につきましては、すべてその対
策本部の中でしっかりと議論をさせていただいたものと思っております。もちろん、最高責
任者は私でありますので、すべてのことに対する責任については市長の責任であるというふ
うに考えて、今回の災害対応をいたしてまいったところであります。

また、今ご質問の件については、それぞれ担当よりご報告をいたさせます。

○議長（佐藤貞夫君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 今議員よりご指摘をいただきました、日赤の配布物資でございます。
緊急セットということで、1,200個確かに体育館の方にいただきました。今申し上げましたと
おり、当時最高で9,000名、そして8,000名、7,000名というような、そういう状況の中で、そ
の1,200個をどうお渡しするかという部分について、確かに悩んだところでございます。

ただ、今現在体育館と公民館に縮小した時点で、それぞれお家にお帰りになっていただく
方々に対しましては、その緊急支援セットにつきましてはお渡し申し上げましたし、あと浦

戸の方にはこういったような支援物資が届いていますので、ぜひそれぞれの避難所にお送りしたいということで紹介をしながら、その結果を待ちながら対応させていただいたところがございます。日赤さんの、本当に緊急支援セットということで、本来ならば早急に対応すべきところがございますが、本当に今申し上げましたとおり、なかなかこう言ったらおかしいんですが、平等に手渡しするということに関しましてはなかなか数が調整つきかねたということで、そういうタイミングになったことには大変我々も申しわけないなと思っておるところでございます。なお、今後そういったようなケースがございましたら、本当に早急に対応できるような体制でまいりたいと思っております。

またパーテーションにつきましては、議員が中に入っていて、支援していただく方が1人みえられて、担当部の方で協議をさせていただきました。そして協議の結果、その時点での対応等については、今のところそのパーテーションの支給等について受け入れについては判断つきかねるというような状況がありましたので、ちょっとそういう交渉の時間、日数がかかったために、そちらの方で判断をされたということでございます。決して要らないものを断ったわけではなくて、担当部の方で体育館の方の受け入れ状況等、こういった勘案した中でそういった時間がかかったということをご理解いただきたいと思っております。以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） 16番今野恭一君。

○16番（今野恭一君） 赤十字の緊急セットについては、形をいえばこんなバックに入っていて、あれは4人セットなんです。ですから、1人に1個ずつあげれば足りなくなるのは当然ですね。しかし、あれは4人家族を想定して標準家族という形でセッティングされているわけですね。一人暮らしの方も二人暮らしの方もいますね、避難所に来る方は。そういうときはそれを分解して、そして例えばタオルなら1本ずつ、それから歯ブラシもコップも1個でいいわけですよ。でありますから、そして避難所に来た段階で、着の身着のまま来わけですから、そういう方に素早く配るといって、それがやっぱり緊急セットの意味であって、それがなされて初めて用を足せるというようなものでないかというふうに思います。

それが、こともあろうに1カ月も過ぎてから歯ブラシセットをもらったって、タオルもらったって、果たしてありがたいと思いませんか。そこが大事だと思います。こういう緊急時であるからこそとっさの判断、そういうものが必要とされるのであって、市長が先ほど「最高責任者は私だ」とおっしゃっておいりましたけれども、結局そういう責任を一生一人で背負うん

ではなくて、やはりそれぞれの担当の部長がおり、課長がおるんですから、そういう方々でやはり役割分担なり責任の分担なりをしながら、やはり素早い対応というものが不可欠ではないかというふうに思っておるところであります。それがリーダーに求められるリーダーシップではないかというふうに思っておるところであります。

あと時間も大分経過しましたので、このことについては以上で終わります。

○議長（佐藤貞夫君） 4番吉川 弘君。

○4番（吉川 弘君） じゃあ私の方からは、承認の第7号の保育所条例の一部を改正する条例について、まず伺いたいというふうに思います。

保育できなかった期間について保育料の還付を行うために、3月31日付で専決処分を行ったと、そういうふうに説明されておりますけれども、その還付金の額はどのくらいになったのかお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（佐藤貞夫君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） まず今回の保育所条例の一部改正の内容が、議案資料に載ってございますけれども、これまで従来の条例につきましては、還付の規定が実はなかったわけがあります。今回、市長が特別の理由がある場合と認めるとき、その保育料または一部を還付することができるという条項を設けまして、利用者の利便に供するという内容で設けた内容でございます。

還付額は、3月の保育料の調定額約1,318万円くらいになりますけれども、その各保育所の休所日数を除きまして算定した額ということになりますので、現段階ではおおむね約500万円程度というふうに算定してございます。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 4番吉川 弘君。

○4番（吉川 弘君） 1,318万円のうち約500万円だと、わかりました。それで当市議団としては、4月19日に市内の公立、それからあと民間の保育所をずっと視察をいたしました。特に親の場合、やはり職場が被災されたということで解雇されたり、あとさらには自宅待機と、そういう方が結構おりました。ある保育所の場合は、85名の奥さんのうち7名の親がそういう状況に追い込まれたと。ですから、やっぱり今後保育を続ける上で所得が非常に減ったということで、保育料が非常に重荷になってきていると、そういう状況が生まれておりますけれども、この件に関して保育所の親たちの状況、どのようにこれをきちんとつかまれているかどうか、その辺をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（佐藤貞夫君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） 今までこういう形で災害で現場の復旧に今全力を挙げてきて、なおかつ保育所を1日も早く開けようということで、職員一同努力をしてまいりまして、多分ほかの市町村と比べましても保育所を開けた日は、非常に早かったのじゃないかというふうに思っております。ライフラインの復旧も含めて、特に水道の復旧も他市町村と比べてかなり多分早くて、それに基づいて保育所を開ける、こういうことに全力を尽くしてまいりましたので、その辺の部分につきましてはまだ私の方で、これから捕捉をします。当然、減免の関係とかに収入が著しく失業等によって減少する場合、こういったものに該当すると思いますので、そういうことを含めてなお十分聞き取りをしながら、対応したいというふうに考えております。

○議長（佐藤貞夫君） 4番吉川 弘君。

○4番（吉川 弘君） 保育所の職員の方は、やはり本当に市の対応の早さとあといろいろ丁寧にやっていただいたということには、非常に感謝しているというのを聞かされました。あとあわせて、市の保育所条例の中にやはりこういう事態の場合、市長が特別の事情ということでやはり認めた場合には、保育料の減免をすることができると、そういうふうになっているんですね。ですから、本当に今後とも奥さんをしっかりと継続して保育所に預けられると、そういう保証をつくる上でも、ぜひ減免制度、これを23年度の補正予算でぜひ活用していただきたいというふうに要望しておきます。さらに、この件に関しても今部長が言われたとおり、そういう状況だというふうに言われましたけれども、ぜひ対象となる親たちに周知徹底をお願いしていただきたいというふうに思います。

あと続いて、承認1号、12号について伺います。No.5、この資料の8ページになりますけれども、この中で平成22年度、23年度、災害関連業務従事状況ということで、その中での（1）の避難所の開設運営について伺いたいというふうに思います。本土の避難所の場合は、これまで公民館とそれから体育館、この2カ所が大体中心に行われてきましたけれども、昨日のニュースにはこの2カ所で167名の避難者がいると、そういうふうに思っておりますけれども、今後やはり体育館の避難者がなくなるという、そういう人が公民館にどのくらい来るかわかりませんが、そういう事態の変化と、あとさらに第1次の仮設住宅、これがきょうからずっと連休にかけて入っていくということで、それで公民館の避難者がすくなくなるということもあると思いますけれども、その辺では今後どのくらいの公民館への避難者の

数と見込んでいるのか、その辺について伺いたいというふうに思います。

○議長（佐藤貞夫君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） まず、現在公民館とそれから体育館に避難されている方なんですけれども、基本的に体育館につきましては短期の方を中心に避難生活をしていただいている。例えばライフラインがまだ復旧していないとか、あるいは家を若干ちょっと直さなければならぬとか、そういう形でなるべく短期でお家に帰られる方を対象にしているという方が体育館。それから公民館につきましては、当然家屋をなくされている方とか全壊、そういった形で帰る家がない、こういった方が入られている。そういった長期の方に入所していただいているという状況でございます。

当然公民館につきましては、ライフラインが復旧している、あるいは復旧した状態、あるいは物資もある程度近くで入手できるような状態、こういったことができる状況になれば当然お家の方に返っていただいていると、こういう状況になります。どうしても遅くなる方は、家を若干ちょっと直さなければならぬとか、そういう方についてはちょっとお家に帰られるのが遅くなるという状態でございますけれども、105名おられた方が最終的には体育館の方は大体10名程度になるのかなという感じがいたしておりますが、こういった方が公民館の方に場合によってお移りいただく方。それから、公民館につきましては現在98名、約100名くらいいるんですけれども、今回仮設の方に約40名の方が入られますので、残られる方が約58名ということで、大体60名台の方が残っていくのかなという感じがいたしておりますが、なお二次募集がもう始まっていますので、二次募集の中でこういった仮設住宅含めて入っていただけるような状況をつくっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 4番吉川 弘君。

○4番（吉川 弘君） 60名前後だというふうに言われておりますけれども、特に長期になるだけにやっぱりストレスも非常にたまっていきますし、体力をしっかりとつくる上で食事が非常に大事になるというふうに思っております。そして、26日の河北新聞でも県内の避難所のいろいろな食事調査をやらされましたけれども、その中でカロリーベースでいけば約9割とか、特にタンパク質、それからビタミン、これが7割、8割ということで非常に少ないと、そういうふうに報道されておりますけれども、その辺で資料の9ページにここに出しておりますけれども、炊き出し用食材として米が約106万円、これが専決処分されておりますけれども、これは米ということなんで、ほかの材料費はどういうふうになっているのか、その辺について

伺いたいというふうに思います。

○議長（佐藤貞夫君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） 避難所の基本的なかかわり方なんですけれども、避難所生活されている方についてはとにかく保健師が週に1ないし2回行っておりますし、それから医療支援ということで民間のお医者さん、あるいは県外のお医者さん、もちろん市立病院の先生方も含めて避難所の方の医療支援をしてもらっておりますし、あわせて歯科医、歯のお医者さん、こういった方も入られて歯科の医療、あるいは口腔ケア、こういったこともさせていただいている。それから、当然精神的なケアも必要ですので、そういった医療チームにも入っていただいて万全を期して今までやってきたところであります。

それから食事の関係なんです、確かに1カ月くらいはどちらかという市の職員でありますとかボランティアの方を中心に食事を提供してきた経過がありますが、私どもの方としては既に今問題視、あるいは新聞で問題視されている以前に、栄養管理の問題でありますとかいわゆる衛生面、こういったものをきちっと配慮する必要があるということで、4月の中旬から既に事業者を入れまして、事業者と食改の委員の方々含めて衛生管理、食事管理含めて、それから管理栄養士も含めてそういった食事に万全を期しているという状況でありますので避難所の食事は公民館を見させていただきますとわかりますように、かなりバランスのいい食事が今提供されているというふうに思っておりますので、そういうことを含めてなお食事の充実に今努めているところでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

これは、避難所に炊き出しとかする場合の材料費として、例えばこの9ページに載っているこの項目は、生活衛生用品とか炊き出し食材とか米とか、そういった部分として載っている一部ですので、それを踏まえてなおかつ私の方で野菜も含めて、果物も含めて事業者の方をお願いをして提供しているということでございます。支援されている食材も、野菜等も含めてそういった事業者の中で利用していただきながら、在庫管理をきちっとして出しておりますので、かなり栄養的なバランスは取れているというふうに思っておりますし、そういった部分で細心の注意を払って提供しているということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤貞夫君） 4番吉川 弘君。

○4番（吉川 弘君） そうすると、106万円のうちには米だけでなくほかの材料費も入って

いるという、そういうことでいいと思うんですね。それで、確かに事業者も入っていろいろ栄養バランスを考えているというふうに言われましたけれども、当市議団としても4月21日、もう1カ月以上たった時点で公民館とあと体育館、いろいろ視察を行いました。私も公民館の方に行きましたけれども、そこで避難者の意見として朝と昼間はパンなんですね。そしてごはんは夜だけなんですよ。ただ、メニューとしては非常に大体そろってきていると。そして、野菜も本当に最近はお出るようになったと。ただ、魚については1週間に1回出るか出ないかと、そういう返事でした。そのために外でおにぎりを買ったり、それから会社から弁当を持ってきていただいて、そこで食べたりと。やはり、高齢者が多いだけに今までごはんしか食べたことがないと。パンはなかなかなじまないというか、そういう意見とか、あと菓子パンはもらうんだけど、結局それは残しているというそういう方もおりました。ですから、そういう面で確かにバランス取れているということですが、やはり避難者のいろいろ要望とか意見は、その辺どのように聞かれているのか伺いたいというふうに思います。

○議長（佐藤貞夫君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） 少なくとも、今言ったようなパンだけを提供しているとか、それは大分最初のころはあったかと思えますけれども、少なくとも事業者が入って、食改の調査が入ってやっている段階ではそういう提供はしていないはずですし、私が直接行きましたときも基本的に例えば夜の食事は中華飯でありますとか野菜サラダでありますとか、そのときは塩釜汁、こういったものを提供している部分もありますので、かなり内容としては充実している分もあるのかなという感じがいたしておりますので、ぜひご理解いただければと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 4番吉川 弘君。

○4番（吉川 弘君） 4月21日時点での聞き取りの中で出された意見ですから、確かにずっと経過がありますけれども、それが改善されているのは非常に私も安心しました。その辺で、ぜひ今後とも避難者の要望・意見、それを聞いていただいて、そしてそれにこたえた内容で進めていただきたいというふうに思います。

災害救助法でいけば、被災者救助のこの費用、これは国と県で負担すると、そのようになっておりますけれども、そして1人当たり1日1,010円、ですから1食当たり約340円ですか、そういうふうになっておりますけれども、今回23年度の避難所の食料提供、これは委託料として396万円になっておりますけれども、これは大体1日1人当たりどのくらいの額になるの

か、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（佐藤貞夫君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） 災害救助法に定めます炊き出し関係の単価といたしますのは、今議員がおっしゃったように1日1,010円という形になっております。当初災害救助法の中では7日間しか現実的には認められていないという状況だったんですが、それが2カ月伸びたということを踏まえて、私の方で先ほど言いましたように地元の事業者を利用した食事提供ということをしております。基本的には、災害救助法の1,010円を踏まえた中で考えているということでご理解いただければというふうに思っております。

○議長（佐藤貞夫君） 4番吉川 弘君。

○4番（吉川 弘君） それでは、阪神淡路大震災のときには850円だったんですね、基準として一般基準額が。これがそれではやっぱり低いということで、兵庫県では県がやはり特別基準というのを決められるということでこれを1,200円に引き上げたんですね。ですから、やっぱりそういう面では現在1,010円で1食当たり340円ってなっておりますけれども、本当に避難者の体力を考えていただくということになれば、もしこれが低いということであればぜひ県の方に要望していただいて、この額を特別基準に引き上げていただくという、そういう考えはあるのかどうかお聞かせ願いたいということで、終わりたいというふうに思います。

○議長（佐藤貞夫君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） この1,010円だけの議論ではなくて、実はお昼にいろいろな方面で炊き出しがいっぱい入っております。ですから塩竈市以外の市町村、あるいは地元の団体も含めて大きな炊き出しの日程がかなりお昼に入っておりますので、そういったことを踏まえてトータルで事業者の方に栄養管理をお願いしているという部分もありますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思いますし、救助法の1,010円の取り扱いについては、ちょっと私どもの検討課題にさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第1号ないし第17号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、承認第1号ないし第17号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第1号ないし第17号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤貞夫君） 起立全員であります。よって、承認第1号ないし第17号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

再開は、7時半にします。

午後7時18分 休憩

午後7時30分 再開

○議長（佐藤貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



日程第5 議案第33号ないし第37号

○議長（佐藤貞夫君） 日程第5、議案第33号ないし第37号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程いただきました議案第33号から37号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第33号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第34号塩竈市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例であります。この2議案は、本年5月から平成24年3月までの間、給料月額を市長については15%、副市長については10%、教育長につきましては7%をそれぞれ特例的に減額するため、所要の改正を行おうと

するものであります。

次に、議案第35号塩竈市震災復興本部設置条例であります。この条例は、本市が震災により重大な被害を受けた場合、震災復興事業を速やかにかつ計画的に実施する塩竈市震災復興本部を設置するため、新たな条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第36号塩竈市震災復興計画検討委員会条例であります。この議案は、本市の震災復興計画に関する重要事項を調査検討するに当たり、地方自治法第138条の4第3項に基づき附属期間として、塩竈市震災復興計画検討委員会を設置するため、新たな条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第37号平成23年度塩竈市一般会計補正予算であります。県から一次配分を受けました東日本大震災災害義援金や地震津波により倒壊の恐れがある市内の建物の解体経費のほか、今後本市の1日も早い復興に向けた取り組みを進めるため、震災復興本部設置経費などを計上し、歳入歳出それぞれ17億9,245万円を追加いたしまして、総額を224億9,445万円にしようとするものであります。

歳出の内容といたしましては、東日本大震災災害見舞金といたしまして1,715万円、危険物・危険建物解体業務委託料といたしまして17億6,980万円、震災復興計画費といたしまして550万円を計上いたしております。これらの財源につきましては、災害廃棄物処理事業に係る国庫補助金といたしまして12億8,100万円、寄附金といたしまして1,715万円、繰入金といたしまして550万円、市債として4億8,880万円を計上いたしております。

また、地方債につきましては、災害廃棄物処理事業に係る災害対策債を5億8,040万円に増額変更しようとするものであります。

本議案につきましては、今回の震災に伴います緊急的な措置としてご提案をさせていただきましたが、今後国の災害査定に基づきまして公共施設の災害復旧事業を補正予算として計上し、1日も早い復興に努めてまいります。

以上、各号議案につきましてご説明を申し上げましたが、なお補足を必要とする部分につきましては担当部長から説明をいたさせますので、よろしくご審議の上ご協賛を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤総務部長。

○総務部長兼危機管理監（佐藤雄一君） それでは私から、議案第37号平成23年度一般会計補正

予算の概要につきましてご説明申し上げます。資料№.5の51ページをお開き願います。

この表は、一般会計及び特別会計補正予算額の総括表でございます。今回、4月補正予算で補正いたします額は、一般会計が17億9,245万円でございます。これによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は、表の一番下段でございますように384億9,718万円となり、補正前に比べますと4.9%の増となります。

続きまして、54ページ、55ページをお開き願います。

一般会計の補正予算の概要について、まず歳出の方からご説明申し上げます。費目2の総務費550万円でございますが、右側の備考欄をごらんください。震災復興計画費といたしまして震災復興検討委員会の設置に伴います報酬や需用費、コンサルタントへの委託料などの諸費用を計上してございます。費目3の民生費1,715万円でございますが、災害救助費といたしまして県内外から義援金受付団体に寄せられた義援金につきまして、東日本大震災災害見舞金として計上してございます。費目4の衛生費17億6,980万円でございますが、倒壊の恐れのある建物の解体業務委託のための廃棄物処理事業費でございます。

次に、52ページ、53ページをお開きいただきたいと思えます。歳入につきましてご説明申し上げます。

費目14の国庫支出金12億8,100万円でございますが、災害廃棄物処理事業費に係る国庫補助金でございます。それから、費目17の寄附金1,715万円でございますが、これは宮城県災害義援金配分委員会からの第一次配分によります東日本大震災災害義援金でございます。費目18の繰入金550万円でございますが、今回の補正に伴います一般財源所要額調整のための財政調整基金繰入金の補正でございます。それから最後でございますが、費目21の市債4億8,880万円でございますが、これは災害廃棄物処理事業費に係る災害対策債の計上でございます。

続きまして、議案第37号の一般会計補正予算の詳細につきましてご説明申し上げたいと思えます。恐れ入りますが、資料№.12の一般会計補正予算説明書をご用意ください。

説明の都合上、まず歳出の方からご説明申し上げます。5ページ、6ページをお開きいただければと思えます。

2款1項7目企画費550万円でございますが、1節報酬費52万5,000円、これは震災復興計画検討委員会の委員の報酬でございます。それから9節旅費2万3,000円でございますが、これは検討委員会開催に伴います委員の旅費として計上させていただいてございます。それから11節需用費192万4,000円でございますが、震災復興計画印刷経費など、それから消耗品・食

料費等について計上させていただいてございます。それから12節の役務費でございますが、通信運搬費として1万8,000円、それから13節委託料300万円、これは震災復興計画策定に係りますコンサルへの委託料として計上させていただいてございます。それから14節使用料及び賃借料1万円、これは検討委員会開催に伴います会場使用料として計上させていただいているものでございます。

続きまして、7ページ、8ページをお開き願います。3款4項1目災害救助費、総額で1,715万円となっております。内容につきましては、20節の扶助費ということで、これは東日本大震災災害義援金として計上させていただいているものでございます。

続きまして、9ページ、10ページをご参照ください。4款2項2目塵芥処理費17億6,980万円でございますが、今回の地震や津波によりまして倒壊のある建物等につきまして、所有者の申請や承諾をいただきながら解体・撤去・収集・運搬及び処理を行おうとするもので、今年度事業として見込まれます所要額を計上したものでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。3ページ、4ページをお開きください。

14款2項3目衛生費国庫補助金12億8,100万円でございますが、危険物の解体、撤去など災害廃棄物処理事業に伴います国庫補助金でございます。

それから、17款1項1目一般寄附金1,715万円でございますが、これは東日本大震災災害義援金でございます。

それから、18款1項1目財政調整基金繰入金550万円でございますが、これは震災復興計画比に係ります所要の一般財源を繰り入れようとするものでございます。

最後に、21款1項6目災害復旧事業債で4億8,880万円でございますが、これは災害廃棄物処理事業に係ります災害対策債でございます。

続きまして、議案第35号塩竈市震災復興本部設置条例及び議案第36号の塩竈市震災復興計画検討委員会条例の概要につきましてご説明申し上げますので、資料No.5の50ページをお開きください。

まず、1の震災復興本部についてでございますが、先ほど市長からも説明申し上げましたが、震災復興本部は本市が震災により重大な被害を受けた場合におきまして、復興計画の策定や復興事業を迅速に実施するために設置するものでございます。また、復興本部の本部長は市長が担うこととなりますが、震災復興事業を総合的に調整するため、事務局である震災復興推進室を設置することといたしてございます。

次に、2の震災復興計画検討委員会の設置についてでございます。震災復興計画検討委員会は、本市の震災復興計画に関します重要事項を調査検討するに当たりまして、地方自治法の規定に基づき附属機関として設置しようとするものでございます。委員会の所掌事務でございますが二つございまして、一つが塩竈市震災復興計画に関する事、二つ目がその他市長が塩竈市震災復興計画上必要と認める事項に関する事との2点でございます。また、委員数は15名以内としてございます。

3の震災復興計画策定に至る流れについてご説明申し上げます。下段の塩竈市震災復興計画策定フローをごらんください。基本方針素案につきましては、震災復興本部において策定してまいります。この基本方針（素案）につきましては、本市の復興の基本的な考え方を掲げてまいりたいというふうに考えてございます。

次に図の左側、復興計画検討委員会に係る内容についてご説明申し上げます。まず、市長から震災復興計画検討委員会の委員長に、復興計画の調査検討について諮問を行います。震災復興計画検討委員会におきましては、まず本市が策定いたしましたこの復興計画基本方針（素案）の内容につきまして検証していただきたいというふうに考えてございます。また、この基本方針をもとに、本復興計画指針の作成と具体的な復興計画を取りまとめ、震災復興計画検討委員会の委員長から、市長に検討結果を答申いただくこととしてございます。あわせて、この計画策定に至るまでの間、地域懇談会及び市民アンケート調査を実施しながら、復興計画に市民のご意見を反映してまいりたいと考えてございます。

私からは、以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 佐々木市民生活部長。

○市民生活部長（佐々木真一君） 私からは、議案37号に関連しまして、資料のご説明をいたします。恐れ入ります、資料番号5番の47ページをお開き願います。

災害により被災した建物等の処理についてでございます。大まかな取り組みフローになりますが、1番目、被災建物処理フローとなります。罹災証明書で全壊もしくは大規模半壊等と判断された所有者からの依頼あります家屋を解体しまして、災害廃棄物となったものを撤去・収集・運搬をしまして、本市の一次仮置き場及び先ほどご提案させていただきました承認第17号宮城県との災害等廃棄物処理の事務の委託に基づきまして、県に委託する予定の県で設置する二次仮置き場に移すという流れになります。注釈にあるとおり、既に解体を実施したケースにつきましても、市が認めた場合は対象となるものであります。

2番目は、事務手続のフローですが、家屋の所有者等が受付窓口に申請をしていただきまして、市で倒壊の危険度合いにより優先順位を決めまして、市で委託する業者に解体作業をお願いしてまいります。

3番事業の概要ですが、被災建物の状況及び該当する見込み件数はこの表に記載のとおりでございます。なお、今後のスケジュールですが、お認めいただいた後速やかにわかりやすいチラシ・申込書を市民の皆さんに周知をいたしまして、連休明けくらいから申し込み受け付けを開始したいと考えております。以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） これより議案第33号ないし第37号の質疑に入ります。

念のため、議員各位に申し上げます。発言時間は答弁を含めてお一人30分以内といたしますが、質疑の回数は制限いたしません。なお、ご発言と答弁は簡潔明瞭にされますようお願いいたします。

5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） 私は、議案第36号について既に提案されていますので、35号ですね、失礼いたしました。35号、そして36号にかかわって何点かお尋ねをしたいと思います。

そこで、災害復興の塩竈市の設置本部条例が35号であります。それで、その塩竈市の災害復興検討委員会条例ということで、48ページのところに条例案が示されております。

それで最初にお尋ねしたいのは、各委員の構成については先ほどの説明にございましたし、15人で構成するというふうなことで第3条のところに明記されております。任期は1年ということですが、なぜ15名だったのか、まず最初にお聞きをしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤総務部長。

○総務部長兼危機管理監（佐藤雄一君） 検討委員会の構成メンバーについての考え方でございますが、まず本市の今後目指すべきまちづくり、地震及び津波災害に備えるための内容を検討していただくメンバーといたしまして、防災科学の分野を初めとしまして工学、環境、社会福祉、産業など、専門的分野における調査検討を行っていただくメンバーを念頭に置いてございます。またそのほかに、現時点におきましては地域住民の代表の方々、地元商工業界の方々、それから学識経験者の方々を委員としてお迎えしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） それで、先ほど承認案件のところでも、皆さんの大体共通の認識になっ

ているのかなと思いますが、いわば復興の出発点との関係で、例えば商業界においても展望が持てない、見通しがまだ見出せない、こういうことで今回のやっぱり大災害との関係で、さまざまほぼ同じ認識に立っているのかなというふうに思っております。志賀議員も水産関係ではいろいろご努力をされて、船の誘致やさまざまな努力を今計らっているわけですが、そうしますと各委員の持っている構成の関係でいいますと、塩竈市の向こう恐らく5年、10年の出発点となるということになれば、やはり水産・商業・浦戸・教育関係・福祉・建設そして医療関係も含めたそういう方々の、これからさまざまな点で対応していく方々の声がどう反映できるかというふうに思います。

もう一つは、直接被災されている方々の対応、いわば代表者も入れていかないと、これはやはり一番今被災を受けて、今後どうするかということも含めて、その方々の声がこの災害復興検討委員会の中にどう生かされていくかということが、すべてのこの復興計画を進めていく上での出発点ではないかというふう思うんですね。住民の意見を聞く場ということになりますし、最終的には住民合意として進めていくことになるわけですが、そうしますと15人では実際は足りないのではないかというふうに思います。既にもう提案されていますから、そうした点でも15人、先ほどいいました学識経験者等々、それはその方々のさまざまな考えはいただきながら、私どもの関係での出発点はそういった被災にあっている方々がどう入れるかというところが、この委員構成の大事な考え方ではないかというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤総務部長。

○総務部長兼危機管理監（佐藤雄一君） まさにおっしゃられるとおりでございます。地域代表というふうなことで先ほどお話し申し上げましたが、その中にはやはり今回の被害地域、藤倉、北浜、港町の住民の方の代表、それから特に浦戸地区の住民の代表の方をメンバーに加えてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） わかりました。それはあと、そういうことを含めてぜひ進めていただきたいと思います。

ただ1点、この点について言うと、6月あたりに県の方の復興計画の素案的なものが示されていく。それから、9月段階でたしか県の方の計画が示されていくということで、マスコミ等の報道がございました。いってみれば、1年間とはいっても今4月ですから、本当に駆け

足で進めていくことになるわけで、来年の4月あたりまでの議論と計画と、県か示した計画とじゃあ塩竈市は実際にどうするかという、その辺のちょっと整理の仕方や対応はどのように反映されるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤総務部長。

○総務部長兼危機管理監（佐藤雄一君） やはり本市の復興計画を策定するに当たりましては、宮城県復興計画との整合性の確保が非常に重要だというふうに考えてございます。今申し上げたメンバーに加えまして、宮城県の方から復興計画にかかわりのあります職員の方を、委員会の委員としてお迎えしながら、今申し上げたような整合性をきちっと図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、復興計画につきましては、我々の目標といたしましてはそれほど期間を置かず、今年度の9月くらいをひとつ目安に進めてまいりたいというふうに計画しているところでございます。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） そこで、私たちがちょっと次の点で懸念しているのは、村井知事の最近の国の方の復興の方の発言でございます。例えば水産業の国営化、集約化、あるいは災害対策税。一言でいうと、災害対策税といいますから、これはやっぱり財源上は消費税に近いというふうにとらえてよろしいかと思えます。そうしますと、こうしたことで本来ならば塩竈の水産業や商工業の関係で言えば、地元のやはりそうした実際に店を開いて再建に乗り出すという方々や、あるいは漁業、浦戸のそうしたさまざまな生業を営んでいる方々の関係で展開されいてく。もうひとつは、小規模な漁港は集約をするということになってしまいますと、聞くところによると、今度は気仙沼と石巻に漁港を集約化するみたいな話も聞かえてきますので、これはやはりこういうことにならない、塩竈が水産業のまさに宮城県の拠点として復興の中で役割を果たすということが、今後の課題の中では重要なポイントになってくるのではないかと思います、その点についてはどうなんでしょうか。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 本市が策定いたします復興計画であります、当然のことながら一定程度県の計画との整合性というものについては、十二分に意識をしていかなければならないと思っています。ただそういった中で、村井知事は村井知事の立場で今国の復興計画策定委員会ですか、そちらの方で発言されていると思われまますので、あえて私が今そのことについて

でのコメントは避けさせていただきたいと思いますが、ただ1点今議員が言った中で、漁港を再編するというのは知事が言っているのは第一種漁港ですよね。塩釜漁港を廃止するというのではなくて、たしか県内に250港あるはずであります、そういった第一種漁港を集約して、能率的な漁村・漁港づくりをしていきたいというような意味で発言されていると思っておりますが、具体的にどういう動きをされるかについては我々も注目をいたしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） その動向はひとつ適時つかんでいただいて、よろしく対応していただきたいというふうに思います。

そこで、先ほどの資料No.5の説明のところで、一定のフレームといいますか枠が示されております。その中で、地域懇談会等を開くんだと、資料No.5の50ページのところに主な大体枠が描かれております。それで、地域懇談会はそれはやっぱり皆さんの声を聞くという、こういった右側に書かれているところ、それからもう一つは市民アンケート調査、これはアンケートそのものは私は悪いとは一概には言いませんが、今大事なのはやっぱり聞き取り調査ではないかと。やっぱりペーパー物で返答をもらうというのは、それはそれで一定の人数をそこから選んでいくというのは大事かもしれませんが、やはり現に困っている問題、今ここ1年、5年、10年で何が必要かと思われるものは、やっぱりその方々の取り分け被災にあっている地域、それから実際にそうした市内の中小企業、これは商業界も含めて聞き取り調査をして、そしてそれを本格的にその声を生かすということが必要ではないかと。そうでないと、ペーパー物でアンケートそのもので、総体としてはやっても何も差し支えないんですが、一番大切なのはやっぱりこの機会にそうした被災にあった地域やこれからの立て直しの、そういう生の声をどう復興計画本部の中に生かしていくのか。検討委員会の中にも生かしていくのかということが課題ではないかというふうに思いますが、その辺のお考えはどうかお聞きをしたいと思えます。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 市民の方々の生の声をお聞かせいただくということは、大変重要かと思っております。そのために、地域懇談会というのを開催させていただくということだと理解をいたしております。それぞれの地域に我々が直接足を運んで、被害を受けられました方々、あるいは山の手の方で地震による被害を受けられました方々、または商業地域の方々のお悩

み、製造業にかかわる方々のお悩みを聞くために、この地域懇談会を開催させていただくという認識でございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） 復興計画の中に盛り込まれるのは、いかに防災に強い町をつくるか、それから塩竈市のいわば産業の立て直しと、そして福祉やその他教育もございすが、そうした問題について向こう1年の再建、足掛かり、向こう5年間の復興の道のり、そして10年間の達成ということになるわけですから、その辺はそういうことを踏まえてひとつ検討を進めていただき、そして対応していただきたいと思ひます。

1点だけお聞きしますが、その復興計画の中には議会としての関係はどのように考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） この後、議会におかれましては特別委員会を編成されるとお伺ひをいたしております。我々の方からは、こういった復興計画の策定にかかわる際に出されたさまざまな意見を、また特別委員会の方にご報告をさせていただくことになるのかなというふうにご考えているところでございます。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） まず、時間もないので簡潔に質問したいと思います。

市長の100分の15、副市長の100分の10、教育長の100分の7のいわゆる削減というか条例改正ということなんですけれども、これは仙台の市長もこれを出していくということでありましてけれども、私は市民は市長あるいはまた職員を含めて一生懸命やっているということは、私は評価していると思うんですね。だから、これを本当にやる必要があるのか、どういう根拠なのかということをお聞きしたいと思います。そしてまた、私は市長は削るということよりも、こういうのは逆に地域のために使っていただきたいというのが私の一貫した考えなんですけれども、市長のまず根拠、考え方をお願いします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 根拠と言われましてもなかなか難しいんですが、我々としては大変厳しい財政状況になってまいります。本日ご提案を申し上げます23年度4月補正予算以降におきましても、財政調整基金も大分底を突いてまいります。また、市民の方々にも大変ご苦勞いただいているわけでありまして。そういった中で、我々の給与のカット分が幾ばくかで

もそういったものにお役立てできることがあればという、ただその1点の思いであります。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 今、いわゆる市長の思いやりということだと思います。ただ、私はやっぱり今国民あるいは市民が政治家なり首長に求めるのは、そういうことも大事なんだけど、いやそうじゃなくてももっともっと今一生懸命努力されているのを、もっと本当にいろいろさらにやってほしいというものだと思いますので、私はそういう意味ではそういう方向もいいのかと、私は思っています。

次に、36号の議案について、復興計画についてお尋ねします。先ほど伊勢さんの方からも地域の懇談会、私はやっぱり広く市民の、いろいろな地域で今回の大震災に対してはいろいろな見方がありますので、ぜひこれは地域懇談会をやっていただきたいと思います。そして、特にその地域懇談会の中でも被災地域、なおもう一步進めれば商業者とか水産関係、ここら辺の声を本当に市長は聞いていると思うんですけども、あるいはまた観光課長なども相当聞いていると思うんですけども、ここら辺本当に時間かけてやっていただきたいなということは思います。その辺の考えが一つと。

そして、もう一つは復興計画ということなんですけれども、今国でもやっています。また、財源がどうあるべきかということもあって、なかなか決まらない。そういう中で、私はやっぱり復興計画というのはある意味では非常に長期的な、あるいはまたすぐ出る問題ではないんじゃないかなとっております。私は今市民が求めるのは、ゼロベースの本来の塩竈、災害のない塩竈を求めているんじゃないかなとっております。また、いろいろな私の年代の人たちの企業の人たちに聞いても、まずゼロベースにしてほしいという、復旧なんだということを言っております。県の村井知事も、私ちらっと新聞の報道で1回見たんですけども、復旧期間3年、発展期4年、復興3年というふうな10年計画の見通しなので、私はこの1年で復興計画というものよりも、本当に復旧の方にまず重点的な視点が大事ではないかと思うんですけども、そこら辺も含めてお願いします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 震災復興基本方針につきましては、後ほどまた具体的にご説明する機会があるものと思っておりますが、本市におきましてもこの復興計画の期間については、やはりおおむね10年くらいの期間がかかるんじゃないかというふうに考えております。ただ、その期間、期間の区切り方についてはまだ具体的な詰めはやっておりません。ただ、今議員の

方からご提案ありましたように、「復興の前に復旧ではないか」ということについては、我々も大変重要な課題だと思っております、現実に今50日を目指してまずやれるものから率先してやろうということで、さまざまな取り組みをいたさせていただいているところであります。

残念ながら、今回の津波によりまして市民の方々の生活基盤が失われてしまったわけですが、そういった市民の方々にまた尊厳をもってこの町に住んでいただけるようなまちづくりでありますとか、やはり安全で安心してお暮らしをいただける災害に強いまちづくり、さらには本市の基幹産業の再生、あるいは地域経済の活性化とあわせて雇用の増大・確保といったようなことを柱にさせていただきたいと考えているところであります、なお詳細につきましてはまた委員会の中で詳しくご審議をいただきたいと考えているところであります。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 市長の考えは私も十分わかりますし、復旧と復興はまさに同次元に進める地域もあります。そういう意味では、ぜひまたそういうものはこれからの一つの最初の考え方なんで、やろうという意欲は非常に私は評価したいなと思っております。

次に、県に委託した部分の47ページについてお伺いいたします。県が本当に瓦れきを撤去していただくということは、非常にありがたいと思っております。それでこの塩竈の瓦れきの問題、まだ市内にはいっぱいありますけれども、この一次仮置き場の問題と、あとまたこちら辺、瓦れき等の処理、収集、運搬をいつごろ終わる予定にしているのかというのが一つ。もう一つは、二次仮置き場は（県）となっていますけれども、これは県が二次仮置き場にするという場所的のところとか、そこら辺のお話し合いというのは進んでいるのかどうかお伺いします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐々木市民生活部長。

○市民生活部長（佐々木真一君） まず、一次仮置き場の状況であります。本市の場合は中倉の埋立処分場が今大体8割程度、約2万トンくらいの瓦れきがあります。それからもう1点は新浜グラウンドに一次仮置き場を置いております。今回、第3の仮置き場として本日お認めいただきますと、越の浦地区に約1万平方メートルの県の土地がございます。これをお借りしまして、一次仮置き場をつくってまいりたいと思います。

それから県の二次仮置き場のことなんですが、既に新聞等で皆さんご承知のとおり、今現在決まっているのは県南、仙南の地域、岩沼、名取、亶理の地域に1カ所決まっております。

それ以外、県では三、四カ所ということでやっておりますが、またその他の近場についてはまだ県では決めていない状況であります。2市3町も足並みをそろえてこの近くにぜひつくれるようなところを、市長を初めとして今県にお願いしているところです。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） ありがとうございます。

あと、事業の概要の被災建物の状況で、2,850件という非常に大きなこれから取り壊し、瓦れき処理ということをやらんだと思いますけれども、特にこれはこういう手続フロー等をしないと、ある意味ではできないという部分もあると思います。しかし、今本当にきょうの地震をみても、いつまた大きな地震が来るかわからない危険な家屋というのがいっぱいあると思うんですね。そこら辺の家屋の危険地域への対応というのは、急いでその所有者との話し合いというのを近々に進めて、瓦れきあるいはまた取り壊し等を急ぐべきではないかと思うんですけども、そこら辺の考え方をお願いします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐々木市民生活部長。

○市民生活部長（佐々木真一君） まず、今回対象とする家屋ですが、個人のお家、それから基本的には罹災証明で全壊とか大規模半壊とかそういう家屋を対象にして、個人で撤去について依頼のあった物件といたしました。特に倉庫、それから店舗、非住家、そういったものも入ってまいります。私どもは、それらをできるだけ市民の皆様にあらゆる手段を使って広報しまして、申し込みの受け付けをいち早くしまして、一番初めに今現在現場確認をしましてもう倒れかかって、そのままで危険な状態ということを点で追っていきます。また、そのほかに有効な手段として面でやった方がいいのか。例えばその地域のエリアでやった方がいいのか、そういったことも確認しながら、有効な方法で進めてまいりたいと思います。以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） あとこの処理に当たって、先ほど県との委託の部分の第5条に載せておりますけれども、いろいろ市と県との協議というのが出ております。その中で、私はこの大震災によるいわゆる雇用とか景気が、非常に心配されております。そういう中でやっぱりこういう瓦れきの処分なり、あるいはまたこういう労務的な関連について、より仕事を失った人に多くの雇用のチャンスをおなほ一層県との協議の中で進めていくべきではないかと思うんですけども、これを最後にお聞きします。

○議長（佐藤貞夫君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 今災害の関係で、「雇用創出をされたらどうだ」というようなご質問でございます。実は、塩竈市の瓦れきの処理は復興連絡協議会の方々とやってございます。それで、定期的に会長さん初め役員の方々と連絡調整会議を行っておりますが、その都度ぜひ雇用を生み出してほしいと、失業されている方々にこういった瓦れき処理についてぜひそれぞれの企業で雇用していただきたいということで、再三にわたってお願いをしているところでございます。以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） 3番小野絹子君。

○3番（小野絹子君） じゃあ私の方からも、今の37号の災害により被災した建物の処理について。今、佐藤議員の方から質疑があつて、さらに理解したところですけども、やっと家屋関係が解体できると、1カ月くらいいろいろ述べてきたんでないかと思うんでありますけれども、やっと今日に至って倒壊家屋あるいは被災家屋を含めて、ここに出ています全壊、大規模半壊、非住家の分、その分も国の予算で解体できるというふうになったということは、やっぱり非常にほっとしているところです。これは、実際に解体を自分の方でやった人の中で100万円くらいかかったとか、あるいはできなくてそのままになっているとか、あるいはいつまでもそのままにして何だということ責められているとか、そういう状態の人もいてノイローゼ気味になっているというのも事実です。そういう点で、この施策が非常に困っていた人たちにとって、明るい見通しになったと思います。部長の方から、5月の連休明けから早速取りかかるということですので、そういう点では周知方をぜひ一層お願いしておきたいというふうに思います。

それで現在この中にも、既にやっている分についても市の方で認めていくということで出されていますから、安心しているんですが。今、そのまま解体したままその土地のところに、運ばれないままそのままなっているというものもありますので、そういった点もどういうふうに回収の方を含めてやっていくかというのを、どうぞご相談に乗って対応していただきたいということを、強く申し上げておきたいと思います。

それから、先ほど出ました雇用の関係で、今被災して仕事がないというような人たちを本当にどういうふうに仕事につけるようにしていくか、実際やっている人たちにお話をしているんだといっても、なかなかそこまで出ていないというのがあると思いますので、もっと具体的にする上では、やっぱりそういう方々のリストというか、市の方できちんと名前を押さえ

ていて、そしてそこに紹介してやるとか、そうしないとなかなか進まないんじゃないかと思うんですね。その辺、ひとつぜひ善処をお願いしていきたいというふうに思いますが、それについてはどういうふうにお考えになるのでしょうか。

○議長（佐藤貞夫君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） まず、ご確認させていただきます。この建物の解体費用の負担ですが、基本的には国が全額負担ということでございますが、その支援の仕組みといたしましては費用の4分の3が補助金、おおよそ4分の3。4分の1が全額起債と。されど、その起債は償還にあわせて交付税で全額見ていただけるということでございますが、交付税でございますのでどこにどういう額がついたというのは、なかなか目には知られざるところでございますので、我々としましては全額補助金という形で国から支援をいただきたいということで、市長会、あるいはいろいろな団体を通してお願いをしているところでございます。

またあと雇用についてでございますが、今こういったような需要が発生しております。きのうも申し上げましたが、塩竈のオール建設業の方々で組織しております災害復興連絡協議会の方々に、道路にあった瓦れきをまずお願いしておるところでございますが、今後こういったようなものも場合によっては需要が出てくるかもしれません。きのう連絡会議を開いた中でも、そちらの方からもやはり雇用の必要性というものを認めておりますので、我々としてもぜひどんな形であろうとも、必ず雇用が発生するような形で今後努力していただきたいということで、お話を重ねてお願い申し上げましたので、今後我々もしっかりと進行管理をしていきたいと思っております。以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） 佐々木市民生活部長。

○市民生活部長（佐々木真一君） 関連して、ちょっとお話ししておきます。

既に解体をしてしまったというお家があると思います。その場合については、相談窓口にも多数来ておりますが、私どもで国の指針ははっきりしましたが、なかなかQ&Aではっきりした答えが中旬まで出てまいりませんでした。ようやく、最近になって出てまいりました。国では、例えば実際実施してもそれは認めますよと。ただ、その工事請求、工事領収書、現場等の写真があって、解体業者が今度市と変更契約にきちんと応じる場合が必要ですよということになっておりますので、その辺だけ市民の皆様にもできるだけ相談に乗るときにはそういうお話をしておりますが、その辺だけ誤解のないようお願いしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 3番小野絹子君。

○3番（小野絹子君） 当然、その手続きをするに当たって市の相談窓口に行かれるわけですね。そこでそういう指導も、ぜひやっていただければというふうに思います。心配されることはわかっていますが、そういうことのないような状況をきちんとしていく必要があるというふうに思っております。

そういう点では、先ほど副市長から出てきました補助金が4分の3だというんでは、これは確かに4分の4で全額見てもらうということを当然当局側も国の方に働きかけると同時に、議会の方でもこの後つくられるそういう委員会の中でも、陳情の中でもぜひ取り上げていくとか、それぞれの政党の中でも働きかけていくとかいろいろあろうと思いますので、一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いしたいと思っております。

それで、あと先ほど出ていました塩竈市震災復興計画の策定についてですが、やっぱり津波が大きかったわけですが、津波だけじゃなくて地震も大きかったというのがあるわけです。特に津波によって町が変わってきているというのがあるわけですね。ですから、私はこの復興計画をつくるに当たって、塩竈市への津波がどういうふうに来たのかということ、これは現に津波を見ている人たちが地域でそれぞれいるんですね。

残念ながら私その瞬間は集会所の方において町内の人たちを二中の方に上げていくためにリヤカーの手配をしたりいろいろやっていたものですから、その津波そのものは見れなかったんですが、その津波の恐ろしさを見ている人たちが塩竈の中でいっぱいおります。ですから、見ている人の意見を聞きながら、この津波の検証をやっぱり私はやる必要があるのではないかと、そして10メートルもあるような防波堤というのはできないというのは事実ですから、そういう意味で今後予測されるものを含めてどういうまちづくりがいいのか、本当に今のところにそのままでいいのかどうか、十分そういったことを含めてどういう復興計画を立てていくのかということが問われていくんだらうと思うんですね。

ですから、そういう点では前段の取り組みが必要だらうというのが一つと、それから委員会をつくる当たっても、やっぱり震災の復興本部が一定まとめるわけですね、方向性を。そして、委員会に諮問するということになるんだらうと思うんですね。そのためにその委員会で、ここの中にも推進室をつくるということでは出ていますけれども、ほかのところも、これは県段階かどうかありましたけれども、要するに当局側でそういう検討会議というか、きちんとそれを持って、そしてそれぞれの分野で復興計画をどうつくるかという方向性を一定分つくて、そしてそういう中で検討会議の中にも出して、そしてさらに市民の意見を十分

聞いていく。それは、何も市の押しつけじゃなくて一定のルールも引きながら、そして市民の意見を十分聞いた取り組みにしていかななくてはならないのではないかというふうに考えているわけですが。それについては前段のところはどういうふうに、推進室をつくるに当たってどういうふうに考えているのか、どこまで検討しようとしているのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 小野議員のご質問にお答えいたします。

前段の部分であります。今日まで我々は、先ほどもご説明させていただきましたとおり、本市の津波対策は昭和35年のチリ地震津波というものを想定して、さまざまな防災を進めてきたということが事実であります。結果としては、こういったものが残念ながら機能しなかったということでもありますので、今議員からもありましたとおり、まずは今回の宮城県沖地震に対する総括的なものが必要ではないのかなというふうに考えております。具体的に申し上げます、地震・津波等のメカニズムについて、これは恐らく宮城県が全体的なものを取り組んでいただく、そういったものから、塩竈市固有のメカニズム等についてもやっぱり明らかにしていかなければならないんだらうなと考えております。こういったことを踏まえた災害に強いまちづくりの方向性というものを、明確にさせていただくものと考えております。

こういったこともございまして、実は今回300万円の委託費を計上させていただいております。もちろん、この金額ですべてを解消するということはできないわけではありますが、今後さまざまな調査分析を行う内容等についても、この委員会の中らご提言がいただけるものと思っております。そういったことから、300万円を計上させていただいたところでもあります。その基礎となるデータで、あるいは防災施設の被災状況を明らかにさせていただき、計画策定業務の議論をより活発にさせていただくような材料を提供してまいりたいと考えております。

また、すべてがこの検討委員会の中で行われるのではないらうというお話でありました。まず私どもの方から、基本方針的なものはお示しをさせていただきたいと思っております。あわせて、こういった基本方針をより正確にしていくためには、先ほどお話をさせていただきました被災に遭われました地域住民の方々でありますとか、あるいはアンケート調査結果等についても一定程度参考にさせていただきながら、基本方針をまとめてまいりたいと思っておりますが、その基本方針をもとに震災復興計画検討委員会の中でさまざまなご議論をいただけ

るものと考えているところでございます。

○議長（佐藤貞夫君） 9番浅野敏江君。

○9番（浅野敏江君） 恐れ入ります。私の方でも、若干質問させていただきます。

議案第35号、36号について。資料No.5の50ページをお開き願いたいと思います。

今回の震災復興本部、市長を本部長といたしまして早速立ち上げるというお話でございますが、先ほどの質問にもありましたように、市長は約10年間のスパンで復興を考えていらっしゃるというお話でございました。細かい何年が何ということはお聞きしませんけれども、今この現時点で先ほど市長の答弁にもありましたように基本方針、これからの復興に対する市長の基本方針、現時点で結構ですのでお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 基本方針につきましては、先ほど小野議員のご質問にもお答えいたしましたとおり、市内の各層、各界の皆様方からさまざまなご意見をお伺いした上で策定させていただくべきと考えております。ただ、前段の基本理念について、3点くらい申し上げさせていただきました。残念ながら生活基盤を失われた方々が数多くおられます現状を考えますときに、やはり市民の皆様方の尊厳の確保ということが何よりも肝要ではないかと。あわせて、安全で安心して暮らしていただける災害に強いまちづくりの推進ということでもあります。三つ目ではありますが、やはり町に活気、元気を取り戻すという意味では、基幹産業の再生でありますとかあるいは災害に強い地域経済の活性化による雇用の確保等々、さまざまな基本理念、このほかにももちろんあるかと思いますが、今現在想定いたしておりますのはこのような基本理念を柱に基本方針というものを、これからまとめてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（佐藤貞夫君） 9番浅野敏江君。

○9番（浅野敏江君） ありがとうございます。

そこで、この震災復興計画検討委員会についてお聞きしたいと思います。今、市長の方から3点の理念についてお聞きいたしまして、基本計画といえますか基本の部分についてはこれから市民の皆様からもご意見をお聞きしてというお話でございました。それで、そこに諮問を設ける委員会はいつころ立ち上げて、いつころ答申をいただく、そのようなお考えなのでしょうか。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今議会にこういった議案をご提案させていただいているわけですが、もしお認めをいただければ、まずは検討委員会のメンバーを今から選出していかなければならないと思います。先ほどさまざまなご意見をちょうだいいたしました。そういったものを踏まえながら、メンバー構成というものを進めてまいりたいと思っておりますし、選定されたメンバーの方々には、それぞれ委員についてのご承認のお願いというものを行いながら、できますれば5月末なり6月初めくらいには、何とか調査検討委員会といったようなものを開催をさせていただく運びにしてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（佐藤貞夫君） 9番浅野敏江君。

○9番（浅野敏江君） その時点で、先ほどこちらの資料12番にありますような委託料、各種事業の委託料として300万円、これはコンサルタントに使われるという中身ですが、具体的にはどのようなことに300万円の委託を使われるのか、お聞かせください。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど小野議員のご質問にもお答えをさせていただきましたが、まずは今回の地震津波が本市に及ぼした被害について、検証をぜひさせていただきたいと思っております。繰り返し申し上げますが、我々は今日まで約50年の期間をかけまして、チリ地震津波想定をいたしました。また、その後に宮城県沖地震というものを想定してさまざまな防災対策に取り組んできたわけですが、そういった防災施設が今回の津波・地震に対して果たした役割というものを、一定程度検証していかなければならないと思っております。そういった検証を踏まえまして、今後どのような基本計画を策定し、どのようなもので地域の安全を確保していくのかということ、一定程度まとめていく必要があるわけですが、そういった基礎データの収集、さらにはそういったものの検討を行うために、今回委託料として300万円を計上させていただいておりますが、もちろんこの金額ですべてを網羅するということについてはなかなか難しいかと思っておりますので、こういったものを踏まえましてそれぞれの課題、問題点についてまた改めて調査が必要なものも出てまいるものと判断をいたしているところでございます。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） 私の方からは、災害により被災した建物などの処理について、1点だけお聞きをしたいと思います。市内に廃屋が結構あるかと思うんですが、これを利用して撤去できないかなということなんですが、その前に市内の廃屋のこの震災での状況、倒壊したと

か傾いているとか、そういったことについて調査をなされているのかどうか、ちょっとまずお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 村上防災安全課長。

○総務部防災安全課長（村上昭弘君） 私どもの方で調査した限りでは、市内に154棟の廃屋がございます。ただ、震災後その倒壊の状況等につきましては、現時点では申しわけございません調べておりませんが、倒壊に至っているということでの連絡は私どもの方には入っておりません。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） これを利用しまして何とか撤去といいますか、持ち主についても多分ここで経費がかかるのであればやらないということで、ずっときた方もおられるかと思うんですね。ここである程度の被害といいますか、傾きが出てきたとか倒壊しそうだとか、そういった項目があれば、これに該当させて撤去することはできませんか。その辺ちょっと。

○議長（佐藤貞夫君） 佐々木市民生活部長。

○市民生活部長（佐々木真一君） まず、私も基本的には今回の地震、津波、そういった方で被災した個人及び中小企業の方々を、優先的に実施したいと思っております。以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） 資料5の47ページのこのフローを見ますと、「所有者など不明の危険建物など」という、そういった項目もここに掲載をされているんですけども、少し考え方を柔軟にして、大きな声では言えませんが、これは国のお金で処理できるものであって、そういったものは十二分に利用してやるべきではないでしょうか。そういったことを意見を述べさせていただいて、終わりたいと思います。いや、回答いただけるのであれば、回答いただいてもよろしいです。

○議長（佐藤貞夫君） 佐々木市民生活部長。

○市民生活部長（佐々木真一君） ここに書いてある所有者等不明の危険建物、これが倒れてきて道路に面しているとか、人を傷つけるとか、そういったものを想定しております。これも、確認をして市が認めたものということになりますので、その辺はご承知おきいただきたいと思います。以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） 8番伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君） 私の方からも、この復興対策検討委員会の設置にかかわる議案について、

何点かお伺いして確認をしたいんですが。まず第1点、宮城県の震災復興基本方針（素案）概要と、それから基本方針（素案）というのはホームページ上で公開をされているのはご存じですね。それで、これに基づいて先ほど市長が提案なされた議案は、多分この素案を見ると特に沿岸部、被災が多かった部分についてはその被災を受けた住民及び市町村が、復興計画について具体的に県に「私の方はこうしたいよ」という形で出してくるものを県としても後押しをするというふうな内容の素案と今なっているように、これは書いていると思うんですが、市長の認識をまずお伺いをしたいと思いました。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 県の震災復興計画というんですかね、そういったものが素案として我々にも送られてきておりますので、内容については確認をいたしているところであります。ただ、それをそのまま踏襲してということではなくて、我々は塩竈市としての今回の被災等をつぶさに検討しながら、今後震災復興計画という形でまとめてまいりたいということで、今回このような議案を提案させていただいたところであります。

○議長（佐藤貞夫君） 8番伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君） そのことを今私は言ったんですけれども、宮城県は県が押しつけるのではなくて、これを見ると「市町村それから被災住民の意見を取りまとめたものを、県の方に申し上げてくださいよ。そうしたら、県はそれを全面的に支援します」と。それで、そのときに私さっきの300万円の件をお伺いをしたい、コンサル委託。なぜこういうときに、今宮城県の方針を見てもわかるんですが、全面的に国・県・市町村それぞれが連携をとってやりましょうということを言っているんですから、今回の津波についてもどういうふうなメカニズムで、各市町村にそれぞれどれだけの影響があったのか、これまでの防災計画とはどう違い、どうあるべきだったのかということ、これは宮城県にやっぱり専門的なあれだけのスタッフをそろえているわけですから、この間復興チームの会議のメンバーの委員の方々にもお会いしてお話を聞きましたが、それはそれぞれの専門家の方々ですよ。

ですからそういうところに、かえって市が自前でコンサルを委託するよりはそういうところに頼んで、沿岸市町も一緒になって頼んで、早急にそういう結論を出してもらおうというのも一つの考え方じゃないかなと思うんですけれども、そういった発想というのは検討はできませんか。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほどのご説明でも申し上げましたとおり、全体的な取りまとめは宮城県がやられるものと我々も期待をいたしております。ただ、塩竈固有の問題も一方ではあるわけでありまして。今回でも、同じ湾内でも大きな被災を受けました地域もございますし、被災が比較的軽微で済んだ地域もあります。そういったものをつぶさに検証させていただきますとともに、例えば防災施設の被災状況等も今後この調査の中で検討させていただきたいと思っております。塩竈市が設置しました防災施設等も数多くあるわけでありまして、そういったものが今回の津波でどういった被害を受けたかというようなことについて、一つ一つ基礎となるデータを収集し、今後計画策定業務を進める上で委員の皆様方から大いにご議論いただければという思いでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 8番伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君） どうも自前で作ったものを評価するということは、ぼくはどちらかというと第三者評価の方がこれはもう今適しているんだと思っているんです。市長もさっき同意されていたようですが、県の方も当面3年間は復旧期と見ていますので、早急にどうも4年目から入る再生期に向かって、具体的な津波を防止するような具体的な工事に入っていくというふうなイメージでいるようですよ、これを見る限りは。

そういった中でいうと、やっぱり塩竈市が独自に国の予算や県の指導などをいろいろ受けながら津波防災対策をやってきたと、それを改めて評価をし直すのであれば、厳しい視点で第三者の評価ということをきっちりやってもらった方がぼくはいいような気がするんですよ。そのときに、自分たちがお金を出して頼んだところというのは、それは厳しくは評価しませんよ、どう見たって。そこのところをもしおっしゃるんでしたら、私は県にあえて沿岸部の被災を受けた市町村が、それぞれこういう別々に全部被災状況が違うわけですから、つぶさにそれぞれ市町村が取り組んだ内容の評価をしてくれと。何がよくて何が悪かったのか、県の指導はそれによってどう影響があったのかとか、そういうふうなことをやっぱり行政のつながりの中でこれまでもやってきたわけですから、ぜひそういった形の県のかかわりというものを、この評価という部分に十分活用していただきたいと思うんですが、そのお考えをもう一度伺いしたいと思っております。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 申し上げている内容は、同じではないかなと思います。ただ、今議員の方からご提案ありました、例えば今我々が出したものについて県で一定程度公平な立場で検

証いただくというようなことも、視野に入れてまいりたいと考えているところでございます。
よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 8番伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君） この300万円が具体的に、歳入歳出の今回の提案で見ると財政調整基金からの繰入金500万円だかが入ってくるのかなと、私は思うんですね。そうすると、少なくとも自前の予算という見方をせざるを得ないのかなと。そうなったときに、宮城県なんかも今回の震災を受けた中で、これは市長もさっきから言っていることですが、今少子高齢化、それから人口減少等、それから今後の復興を応援するための財源確保、こういったことを考えていくと、税収の減少などを考えると、残念ながら相当厳しい行財政運営を進めなければならないという前提でいるわけですね。であれば、私もだったら塩竈の今独自に持っているお金は幾らでも出さないようにしながら宮城県にぜひ、県費はだつて県独自でいろいろ財源については環境税とか何かも使うとしているわけですから、そういった部分で仕事をさせていただくようなことをぜひ首長としては、被害を受けた隣接の首長、沿岸部の首長さん方と一緒に、宮城県に要望したって僕はいいような気がするんですけども、それで申し上げているところでございます。

結果的にはもしかしたら同じことなのかもしれませんが、ただ1点だけ違うのはみずからが委託した事業者であれば、そのお金を出してくれる人のところを何ぼ「評価してくれ」っていったって、そんなにそんなに厳しくするというのはなかなか難しいことなんです。ですから、あえて宮城県の予算の中でやっていただけるように、市費を幾らかでも使わないようにやっていただけるようにすべきでないかと私は思うものですからご提言を申し上げておまして、この300万円があるというのはなかなか復興計画検討委員会とかそのものについては賛成しますよ。ただ、この予算の組み方については全く、委員の選考についても議会がこの条例を認めれば、後でこういう方に決まりましたという報告だけでしょ。それから、この300万円を使ってどういう事業者に対して委託をしたかというのも、事後報告ということになるんでしょ、今のこの流れからいくと。それではあとと言うところがないんで今申し上げているんですが、コンサルを使わなくたって宮城県のそういう専門的な方々を使った方が、お金はかからなくて済むような気がするんですが。その点ご提言を申し上げて、私の考えをあわせて申し上げておきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 16番今野恭一君。

○16番（今野恭一君） 私は、まず議案第35、36号にかかわる点でご質問を申し上げたいと思います。

既にきょうの本会議が開会する前に、過日河北新報に記事が載りました。塩竈市も復興本部を立ち上げるとい記事であります。それを見た市民の方が、意見を寄せておられますので、それにちなんでご質問をしたいと思います。もちろん、被災自治体は次々と震災復興本部を立ち上げておりましたけれども、「塩竈市は一番遅かったじゃないか」と、こういうご意見でもありました。「七ヶ浜町より1週間も遅い」というご意見もいただきました。

しかも、本来ならば復興というのは5年以内ではないのか、それを10年間とはどういうことなんだということだと思います。それから、本部長に市長が就するとのことであるが、ちなみに仙台市では3カ月の期限で復興本部を設置し、本部長には被災地で陣頭指揮を取った若林区長を選任したと。これはあくまでも庁内組織であります。その方からは、「市長みずから本部長を務めるということは、職員を信じていないことの象徴ではないか。そして委員会のメンバーについては、またぞろ学識経験者なのか。塩竈市を知っているのは本来職員であり、そして市民ではありませんか。学者でもなければコンサルでもない。必要があれば、専門家からアドバイスを受ければいけないか」という意見がありますが、どうお考えかお答え願います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 仙台市の事例を取り上げて、本部長に私がというご質問でありましたが、恐らく仙台市におきましては被災の中心が若林区でありましたので、若林区長を本部長に選ばれたものと私はご推察を申し上げるところであります。

また、先ほど来申し上げておりますとおり、10年間という期間をすべて復旧に充てるということではないわけでありまして。先ほど来いろいろご議論いただいております、新しいまちづくりが必要な部分が多々あるわけでありまして。例えば、もう地盤全体を地上げをして全く新しい街区をつくるというような地域も、もしかしたら出てくるかもしれません。そういったものをやはり取り組むとすれば、一定程度の期間がかかるということは、これはやむを得ないというか当然ではないかと思っております。まちづくりというのは、まさにそういうものだと思っております。したがって、私も結果といたしまして長期総合計画の目標年次であります10年というようなものと、恐らくはこういったものを一致させるべきではないかという思いで、今現在私の思いとしては10年間くらいということをお願いさせていただきます。

したが、いずれそういったものにつきましても検討委員会の中でご議論いただくものと思っております。

また、学識経験者はいかがかという話でありましたが、先ほど再三申し上げておりますとおりであります。今回はこのように大きな被害を受けたわけでありますので、この被災の状況をまずは総括をしなければならないということを申し上げました。あわせて、今回の地震・津波のメカニズムも明らかにさせていただくということでもあります。塩竈市におきまして、例えば北側と南側の海岸でどうしてこういう被害の違いが出てまいったのかというようなことも明らかにさせていただく。そういうことを踏まえないと、新しい災害に強いまちづくりの方向性というのはなかなか明確にできないのかなということでもあります。

もちろん、その基礎となるデータ、あるいは防災施設の被災状況等々もあわせて、検討委員会の中にご提案をさせていただくということになりますので、そういった専門の方々がお入りになられて、先ほど伊藤議員からもご質問いただきました、公平・中立な立場でそういったものに対するご意見をちょうだいするということが、何よりも肝要ではないかということで、やはり学識経験者の方々、専門家の方々にもこの検討委員会の中にお入りをいただきたいということでご提案申し上げているところでございます。

○議長（佐藤貞夫君） 16番今野恭一君。

○16番（今野恭一君） 市長には、いろいろなそういう角度からのお考えがあるんだということで、100歩譲っておくことにして、また別のある市民からは「塩竈市のそれは」、「それは」というのはこの震災復興本部ですね、「それは単なるポーズであり、市長みずからのために利用しようとする、極めて市民、被災者を愚弄する何物でもない。傷口に塩を塗り付けるがごときの仕業ではないか」という意見がありますが、そんなことはないと私も念じておりますが。

例えばそれを打ち消す意味でも、議案33号のこの「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、第34号には「教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例」であります。この33号を見ますと現行「100分の20を削減する」ということになっておりますが、これを5月から「100分の15に改正する」ということでありますけれども、きょうは議員各位から被災された市民のいろいろな苦労話も出されましたことでもありますし、そうした先ほどのお話を打ち消すという意味でも、市長ボランティアで6カ月務める気はありますか、伺います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） むしろ私は、今野議員の意見として言っていた方が大変よろしいわけではありますが、今市民の方のというお名前でお申されておられますが、どうも今野議員の思いなのかなと思わざるを得ないんですが。

私が先ほど来ご説明させていただいておりますとおり、我々は今襟を正してこういった難局に取り組まなければならないということで、私並びに副市長、それから教育長、3人の給与の削減ということをご提案させていただいているわけでもありますので、その是非については先ほど佐藤議員の方からもご意見いただきました。さまざまなご意見があるかと思いますが、我々は議案として提案をさせていただいておりますので、あとはご判断をいただければ結構かと思っております。

○議長（佐藤貞夫君） 16番今野恭一君。

○16番（今野恭一君） ただいまの質問の繰り返しになりますが、副市長にお伺いさせていただきます。

○議長（佐藤貞夫君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 市長答弁されたとおりであります。我々市長、副市長、そして教育長が襟を正して、復興を目指して頑張りたいと思います。以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） 16番今野恭一君。

○16番（今野恭一君） 教育長も一緒だということですから、教育長には改めて伺いませんけれども、ここでやはり腑に落ちないのは、23年の3月まで100分の20であったものが、今度の5月からの減額が100分の15、つまり15%であります。どうしてこれを少なくしたのか、私は先ほど我々も一生懸命というお話がありましたけれども、どうも腑に落ちないところでありますので、もう一度ご答弁願います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 2月定例会に給与の削減条例については提案をいたしております。これは、今野議員もご理解の上で今議会に臨んでおられるものと思います。私は、8年間20%削減をやってまいりました。一通りその目的は達せられたものと思います。なお、4月には選挙があるということでございました。そういったものに先立って私が決めるということはいかがかという思いもございまして、私は提案をいたしませんでした。ただ、その後こういった大災害が発生したわけでもあります。この窮状を見るにつけ、やはり我々がみずから襟を

正すべきではないかということで、今回15%カットという提案をさせていただいたというところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤貞夫君） 16番今野恭一君。

○16番（今野恭一君） それから、3月18日には体育館に畑中みゆきさんと上村愛子さんが慰問に来たということは、議員各位もあるいはおわかりかと思いますが、20日には上村さんが帰るという日であって、ちょうどその時間帯に桜井副大臣が市役所で2市3町の関係者から要望を受けておりました。市長は、水産業振興期成同盟会の会長として出席しておられましたけれども、後ろの席に座って途中で席を立たれましたね。その後どちらに行かれたんでしょうか。

○議長（佐藤貞夫君） 議案に関係したことを聞いてください。

○16番（今野恭一君） それではもうちょっと続けて、ちょっと区切るところがうまくないということであれば、もうちょっと話しますが、桜井副大臣にはどういう要望をなされましたか、お聞かせ願います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 議案審議なんで、何とお答えしていいかわからないんですが、私どもは今回の未曾有の大災害を踏まえまして、さまざまな方々にさまざまな要望活動をやってまいりました。一覧表にいたしておりますので、一つ一つご説明をしてもよろしいわけですが。

その日は、桜井副大臣からまず私と利府町長とそれから松島町長が同席をした上で、1市2町から「それぞれの地域の要望について、ぜひ聞かせていただきたい」という話しがございました。約1時間くらい、下の応接室で桜井副大臣にそのような要望をるるさせていただいたところでありまして。その後、桜井副大臣が自分の事務所の判断で、「民間の方々の事業者の方々からご意見をちょうだいしたい。ついては、塩竈市役所の中の会議室をお借りできないか」というお話をされました。我々は、ぜひ民間の方々にも桜井財務副大臣でありますのでさまざまなご意見をお寄せいただければということで、そういう場はセットさせていただきました。その会場まで私は副大臣をご案内してまいりましたが、せっかくのそういう機会でありまして、我々行政が入ることによりまして、民間の方々がなかなか意見等を言いにくいということであれば、我々はあえて控えるべきだろうということで、下に下りたわけでありまして、決して他意はございませんのでよろしくお願いたします。

○議長（佐藤貞夫君） 議案に関係した質問をしてください。16番今野恭一君。

○16番（今野恭一君） 災害の復興に関するどういう要望をしたのかお聞きしたかったのでありますから、議案に全く関係ないものではありません。

それで、ただいまのご答弁については、まず100歩譲って……。 （「100歩譲る必要ないです」「何で、冗談でない」の声あり）いや、わかりました。それはそれで、じゃあ承りました。わかりました。言葉を間違えたとしたら、それは……。

○議長（佐藤貞夫君） 発言は慎重にしてください。

○16番（今野恭一君） 理解をさせていただくことにいたしまして、一刻も早い復興をできますことを念じて、私の質問を終わります。

○議長（佐藤貞夫君） 15番菊地君。

○15番（菊地 進君） 私からは、議案第35号と36号についてお伺いします。

それで、伊藤博章議員も言っていたコンサル関係の予算は、やっぱり違うんでないかなと私も思います。なぜならば、先ほど市長の説明では被害の検証、私はこの塩竈の中で被害の検証というのは市の職員さんだってできるんでないかなと、それくらい優秀な、別に広範囲にわたってある地域でもないし、まずか18平方キロメートルの中のところなんで、その辺はできるんでないかなと思いますので、ちょっと違うんでないかなとまず冒頭申し上げておきます。

それで、ちょっと気になったのは市長の答弁で、いろいろこの震災復興計画検討委員会とかあと地域懇談会をやって、あとこれからできるであろう特別委員会の方にそれをしますよというんですが、私たちこれから間もなくこの審議が終わって特別委員会設置について諮るわけですが、私は議長団やら皆さん、各党派で持ち寄って話した中には、「我々議員が何をすべきか」「何ができるか」ということで「特別委員会をつくりましょう」ということでこれからやるわけですね。ですから私は、今回この特別委員会を設置して復興計画策定等について、我々議会としても意見として集約して当局にぶつけていく特別委員会だとそう思っておりますので、ぜひとも我々のこれからできる特別委員会の意見等も、ぜひともこの震災復興本部さんが耳を傾けていただいて、市民の声として、そして立派な塩竈市の災害復興についての計画等を入れていただければなど、そういう思いでありますので、何か市長のさっきのどなたの答弁かに、そういう話し合ったものを特別委員会の方に上げますって、それは最終的な段階で私はいいと思いますし、我々市民から付託された議員が議員力をもって、議会力

として当局にやろうとしていますので、それを真摯に受けていただける用意があるのか。

あと、この災害復興計画検討委員会が一番なんだよと、それでできたものを議員さんたちが検証してくださいというのでは、私はちょっと筋が違うんじゃないかなと思いますので、私の思いはそういった意味で、我々議員が何かできるか、何をやる気かということで、今回委員会を設置するわけなんで、その辺も「当局の方に迷惑をかけないようにやりましょう」というふうな話し合いもしていましたので、ぜひともその辺をご理解しながら、そのコンサルの関係とかをもう一度整理していただければなと思います。

そして、前段の中で市長が議員さんの答弁に、県の土木の方に市長の思いを話されていたというので、それで先ほど浅野議員さんが「じゃあ、基本方針どうなんですか」と。私はやっぱり、コンサルに頼むんだって何するんだって、市長はここの殿様ですよ。「おれはこういう意味で、この塩竈を守るんだ。こういうふうにしていきたいんだ。こういうまちづくりをしたいんだ」というのがあるからこそ、検討委員会みたいなものをつくるんでないかなという思いがありますので、私は市長の思いというのを県の土木の方にお話しされたということ、ここで少し披露していただければいいと思っています。先ほど3点があって、尊厳と安全・安心とかって言われていましたが、何かそういう話を聞いて本当に我々のこの塩竈が復興に向かっていけるのかなという、そういう力強さ、シグナルがなかなか来ませんので、市長の思いをバーンとここで発表してもらって、「こういう意味だから、こういう提案になったんですよ」というのが何か伝わってこない。そしてコンサル云々となると、ちょっと「ウーン、どうなのかな」と。優秀な職員さんがおられる中、ちょっともったいないような気がしていますので、そういった意味で市長の思いを述べていただければ幸いに存じます。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど私が県の職員とお話をさせていただいたというのは、復興まちづくり計画の話であります。復興まちづくり計画について、県が具体的な支援をさせていただきますというお話があったときに、私の思いとして「これこれ、こういうことです」ということをお話しさせていただいたということでもありますので、今ご議論いただいております復興基本方針策定のためのという意味ではないことを、まずご理解いただきたいと思います。全く目的が違いますので、それはぜひご理解をいただきたいと思います。

それで、震災復興基本方針を今後策定する上での基本理念について、私は先ほど申し上げさせていただいたつもりであります。こういったことを基本理念に、ぜひ個別ごとの具体的な

取り組みについて、また基本計画策定委員会の中でご審議をいただくものと思っております。コンサルの役割につきましてであります、先ほど申し上げましたとおり例えば安全な地域づくりという中で、どういったことで安全を確保していくかということについては、やはり具体的な数値的なものを説明をしないとなかなか議論が進まない。例えば先ほども議論の中でお話いただきました。じゃあ5メートルの防潮堤をつくるのか、あるいは10メートルの防潮堤をつくってまちづくりをやっていくのか、例えばそういう話も当然出てくるわけでありますので、そういった個別個々の具体的な数値等についてはやっぱり一定程度コンサルに作業していただきながら、あわせて今回の津波等の詳細の解析というんですか、数値シミュレーションというんだそうであります。電算機の中にさまざまなデータを入れながら、到達した津波の高さをそれぞれの地点ごとに検証する。もちろん、塩釜湾の入り口については県の方でしっかりとそういった検証を行っていただけるものと思っておりますが、そういったものがなぜ例えば西町まで津波が遡及したかというようなことなどを、一定程度解析をしていかなければならないものと思っておりますが、そういった作業をコンサルの方にお願いであればということでそういったご提案をさせていただいたところであります。

また、議会との関係であります、私は決してまとまったものを特別委員会にご提示することではなくて、その折々に議論している途中経過についてもぜひご報告なりご意見をちょうだいいたしたいということで、先ほど特別委員会の方にもという申し上げ方をさせていただいたところであります。当然、まとめるに当たって議会と執行部、車の両輪であります。議員の皆様方のご意見も十二分に反映させていただくよう、努力をいたしてまいりたいと考えているところであります。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤貞夫君） 15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） いろいろ今説明を受けました。それで、私は復興というのは目標は「日本で一番住みたいまち、塩竈」そのもの、まちづくりでないかなと思っております。津波を防ぐどうのこうのも含まれるまちづくりじゃないかなと、私はそういう高い視点で思っております。

それで、いろいろ例えば山木 滋さんとか行谷佑一さん、佐竹さんという方なんかは、細かくシミュレーションして数字、図、英語でも書いてありますけれども、こういった資料も今出ていますよね。ですから、こういったものをすればコンサルに頼まなくたって市の職員さんがこの狭い塩竈を検証できるんでないかなと思っておりますし、あとこの資料の中にも津波

のこういったいろいろ図、瓦れきのこれはあれですけども、そういうものが皆さんあると思いますので、そういう職員さんの最大限知恵と汗と行動で勝ち取ったまちづくりという方が、私は塩竈に向いているんでないかなと思っています。

そんな意味で、先ほど長期総合計画の10年間のスパンですよと市長さんは言っていますが、私は今回の津波によって浦戸に関していえば長期総合計画からちょっと外れるんでないかなと思いますので、その辺の見直し、また我々のこの塩竈市内の長期総合計画のまちづくりの中での見直しというのは、やっぱり急ぐべきでないかなと。そのための復興計画のまちづくりになるんでないかなと、そういう思いでおりますので、ぜひとも本当に塩竈市民が安心して住めるようなまちづくりを目指して、みんなで力を合わせてすべきでないかなと私は思っています。

そんな意味で、コンサルのお金とかそういう無理・むだというのは要らないんでないかなという、そういう思いがありますが、どうなんですか。やっぱりそういったコンサルの方の力を借りないと、塩竈のこの水害・津波というのは自分たちの考えでできないものですかね。私たちは何度とも、いわゆる大潮だ何だというと、北浜地区とか港町に水が上がっていますよね。そういうのを調べてもらったって、上がるものは上がるんですよ。今回津波が来たところは、津波が来たんですよ。それを書けばわかるんじゃないかなと、単純なことですけどもね。桂島だって、表浜からこっちの方まで来たわけですよ。証人がいっぱいいるんですよ、経験した方が。その人たちの知恵と意見をもってすれば、私はこの塩竈市が何をすべきか、何ができるかというのが見えてくるんでないかなという思いであります。そういう思いをもっていただいて、塩竈の復興のためにみんなで力を合わせましょうや。そして、みんなで住みよいまちを目指すのが私たち議員の役目だと思っていますし、当局もそう思っていると思いますので、私のような考えが違うよというんであれば答弁してもらって結構です。お願いします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 思いは同じであります。ただ、10年間という長いスパンでこの震災復興に当たるわけありますので、その基本方針というのは一本道が通っていないとならないと思っています。そういったさまざまな視点、さまざまな角度から検証させていただきたいと思っています。今議員がお持ちの資料等についても、恐らくはかなりの期間、かなりのデータをもとにまとめられているものと思っています。やはり、今回の津波を検証するた

めにはさまざまなデータが必要であります。ぜひそういったデータを事細かに分析をさせいただきながら、今お話しいただきました桂島からなげ前浜の方まで、本来4メートルである津波が抜けていったかというようなことをまた別な角度からも検証させていただきながら、その防備対策というものを確立していくべきではないかというふうに考えております。決してむだ遣いはいたしませんので、ご理解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） 防備というんでなく、私はまさにまちづくりだと思うんですよ。防ぐというのは、無理だと思います。自然に立ち向かうというのは、かなりの努力をもって資金をつぎ込んだって、自然の偉大さは大きいと思いますよ。だから、被害のならないところに町をつくりましょうという、県だって言っていると思うんですよ。だから、基本はそこに住む人の安心・安全、それが私は基本だと思いますし、そのために水害地域に街区をつくらないというのが一番の基本じゃないかなと、私はそういう思いでおりますので、よろしくお願いいたします。

時間も9時過ぎていますし、このように議論できたということは私本当によかったなと思っていますし、本当に我々議員も復興を願っていますので、これで質問を終わります。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第17号ないし第32号につきましては、全員をもって構成する平成23年度予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第33号ないし37号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、議案第33号ないし第37号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第33号ないし第37号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤貞夫君） 起立全員であります。よって、議案第33号ないし第37号については原案のとおり可決されました。

これより、議案配付のため暫時休憩いたします。

再開は、7時半にします。

午後9時20分 休憩

午後9時22分 再開

○議長（佐藤貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま1番曾我ミヨ君ほか19名から、議員提出議案第4号が提出されました。

この際、これを日程に追加し議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、議員提出議案第4号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。



追加日程第1 議員提出議案第4号

○議長（佐藤貞夫君） 議員提出議案第4号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第4号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第4号について、提出者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案第4号「塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」

については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により行政組織の見直し時期及び統一地方選挙の実施時期が延期されたことに伴い、常任委員会の所管部の見直し及び定数変更の時期についても、これらにあわせるため所要の改正を行おうとするものであります。

以上、ご配付の内容をご参照いただき、皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤貞夫君） ただいま上程中の議員提出議案第4号については、質疑、委員会付託、討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、議員提出議案第4号についてはさよう取り計らうことに決しました。

採決いたします。議員提出議案第4号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤貞夫君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第4号については原案のとおり可決されました。



日程第6 東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会の設置

○議長（佐藤貞夫君） 日程第6、東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りします。東日本大震災にかかわる本市の復旧、復興対策を調査検討するため、議員全員をもって構成する東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会を別紙要綱により設置し、閉会中の継続調査の取り扱いとすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいま設置されました東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会の委員の方々は、本臨時会閉会后直ちに北側委員会室において委員会を開き、正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、招集通知は口頭をもってかえさせていただきます。

以上で本臨時会の日全程は終了いたしました。

よって本日の会議を閉じ、本臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 9 時 25 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 23 年 4 月 28 日

塩竈市議会議員 佐藤 貞夫

塩竈市議会議員 鎌田 礼二

塩竈市議会議員 木村 吉雄

平成23年 6 月 10 日（金曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 1 日目）

議事日程 第1号

平成23年6月10日（金曜日）午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 第4 議員提出議案第5号
 - 第5 議案第38号ないし第49号
-

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第5

出席議員（21名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 曾 我 ミ ヨ 君 | 2番 | 中 川 邦 彦 君 |
| 3番 | 小 野 絹 子 君 | 4番 | 吉 川 弘 君 |
| 5番 | 伊 勢 由 典 君 | 6番 | 佐 藤 貞 夫 君 |
| 7番 | 東海林 京 子 君 | 8番 | 伊 藤 博 章 君 |
| 9番 | 浅 野 敏 江 君 | 10番 | 小 野 幸 男 君 |
| 11番 | 嶺 岸 淳 一 君 | 12番 | 志 賀 直 哉 君 |
| 13番 | 佐 藤 英 治 君 | 14番 | 伊 藤 栄 一 君 |
| 15番 | 菊 地 進 君 | 16番 | 今 野 恭 一 君 |
| 17番 | 阿 部 かほる 君 | 18番 | 鈴 木 昭 一 君 |
| 19番 | 鎌 田 礼 二 君 | 20番 | 木 村 吉 雄 君 |
| 21番 | 香 取 嗣 雄 君 | | |
-

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市 長 佐 藤 昭 君 副 市 長 内 形 繁 夫 君

市立病院事業管理者 兼 院 長	伊 藤 喜 和 君	市民総務部長	佐 藤 雄 一 君
健康福祉部長	神 谷 統 君	産業環境部長	荒 川 和 浩 君
建設部長	金 子 信 也 君	市民総務部理事 兼政策調整監 兼震災復興推進室長	伊 藤 喜 昭 君
市民総務部次長 兼 総 務 課 長	佐 藤 信 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	星 清 輝 君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高 橋 敏 也 君	産業環境部次長 兼水産振興課長	小 山 浩 幸 君
建設部次長 兼下水道課長	千 葉 正 君	市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	菊 地 辰 夫 君
市民総務部 政 策 課 長	阿 部 徳 和 君	市民総務部 財 政 課 長	荒 井 敏 明 君
市民総務部 税 務 課 長	赤 間 均 君	市民総務部 総 務 課 長 補 佐 兼 総 務 係 長	鈴 木 宏 徳 君
市立病院事務部長	菅 原 靖 彦 君	市立病院事務部 業 務 課 長 兼 経 営 改 革 室 長	鈴 木 康 則 君
水道部長	福 田 文 弘 君	水道部次長 兼 総 務 課 長	尾 形 則 雄 君
教育委員会委員	山 田 達 磨 君	教育委員会教育長	小 倉 和 憲 君
教育委員会 教 育 部 長	桜 井 史 裕 君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会 澤 ゆりみ 君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷 古 正 夫 君	教育委員会教育部 学 校 教 育 課 長	星 篤 君
選挙管理委員会 委 員 長	稲 田 喜 一 君	選挙管理委員会 事 務 局 長	鈴 木 正 信 君
公平委員会委員長	村 田 知 彦 君	監 査 委 員	高 橋 洋 一 君
監査事務局長	白 澤 巖 君		

事務局出席職員氏名

事 務 局 長	安 藤 英 治 君	事 務 局 次 長 兼 議 事 調 査 係 長	相 澤 勝 君
議事調査係主査	芥 藤 隆 君	議事調査係主事	西 村 光 彦 君

午後 1 時 開議

○議長（佐藤貞夫君） 去る 6 月 3 日告示招集になりました平成23年第 2 回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の議事日程は、日程第 1 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

なお、本日はお暑いので上着をお脱ぎいただいても結構でございます。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤貞夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、21 番香取嗣雄君、1 番曾我ミヨ君を指名いたします。



日程第 2 会期の決定

○議長（佐藤貞夫君） 日程第 2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は14日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は14日間と決定いたしました。



日程第 3 諸般の報告

○議長（佐藤貞夫君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

6 月 3 日付で鎌田礼二議員から議会運営委員会委員の辞任届が提出され、同日付で議長においてこれを許可いたしましたのでご報告をいたします。

次に、皆様にご配付しておりますとおり、地方自治法第180条第 1 項の規定により、市長に指定されておりました専決処分の報告であります。

専決第19号車両接触事故による損害賠償の額の決定について、専決第20号平成22年度塩竈市一般会計補正予算、専決第21号平成22年度塩竈市交通事業特別会計補正予算、専決第22号平

成22年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算、専決第23号平成22年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算、専決第24号平成22年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算、専決第25号平成22年度塩竈市公共駐車場事業特別会計補正予算、専決第26号平成22年度塩竈市老人保健医療事業特別会計補正予算、専決第27号平成22年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算、専決第28号平成22年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算、専決第29号平成22年度塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算、専決第30号平成22年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算、専決第31号塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例、専決第32号塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、専決第33号車両接触事故による損害賠償の額の決定について、以上15件については、3月11日、3月31日及び4月21日に専決処分がなされ、地方自治法第180条第2項の規定により、6月3日付で議長あてに報告がなされたものであります。

また、監査委員より議長あてに提出されました定期監査の結果報告3件であります。

さらに、報告第1号一般会計、下水道事業特別会計、土地区画整理事業特別会計繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項及び同令第150条第3項の規定により、報告第2号平成22年度塩竈市土地開発公社事業決算について、並びに報告第3号平成23年度塩竈市土地開発公社事業計画及び予算については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、それぞれ6月3日付にて議長に報告がなされたものであります。

これより質疑に入ります。

5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） ただいまの諸般の報告の中で何点か報告されました。

そこで、ナンバー4と、主にはナンバー5、6のところを確認をさせていただきたいと思えます。

一つは、ナンバー4のほうは佐藤市長のほうから佐藤議長に繰越計算書の報告ということで提出をされたものであります。そこで、今、震災といいますか復旧あるいは復興、その道のりはかなり長いと思いますが、そういうことでの対応で何点か繰り越しをした件でお尋ねをしたいと思うんです。

一つは、繰り越しの関係でいいますと一般会計のところを対象になります。といいますのは、この繰り越しの中で木造住宅の耐震診断、それから木造住宅の住宅環境整備、こういうものが繰り越しになっているわけなのです。災害復旧や災害対策、さきの議会の中でのさまざま

な予算は議決をして今執行の途中の過程にあります。その中で災害生活再建支援制度、こういうものでさまざま復旧を重ねていらっしゃる市民の方々がいらっしゃいますが、しかしまだまだ制度が、その点でも、大変復旧をする上で、率直に言えばその修理のためにお金が必要だという話はどこでも聞かれるわけなのです。私もある方にお会いしましたら、半壊ということでお話がございました。住まいとお店が一つのところになっているんですけれども、業者に見積もってもらったら、やはりざっと400万ぐらいかかる。お店のほうのところでのいろんな修理とか、あるいは実際に住んでいる住家のところでのさまざまな関係で相当被害を受けております。そうしますと、半壊の判断ということですので、今の支援制度のもとでは52万でしょうか、現物給付という形になっておいて、そういう住んでいる方の関係で52万ではとてもとても手が及ばないというふうなお話がされております。

そうしますと、例えば繰り越しをしているところでいいますと、今度の震災対応の中でさまざまな事業はあるやには思いますが、例えば耐震診断、木造住宅の改修等、こういうものやはり組み合わせて早目に、繰り越しをしたことはそれはそれとして今年度の事業として進めていくこととなりますが、願いとしてはそういうものを早く進めて、今度の地震の中でさまざまそういう状況にあっている方々の関係でそれはできないものなのかどうか、繰り越しとしての報告はございました。そういういわば一つでも塩竈市が繰り越ししている事業の中でそういうものの対応ができないのかどうか。

また、聞くところによりますと、震災の関係で、例えば住宅の環境整備等についての受付件数はゼロだというふうにもお聞きしていますので、そうしますと、早目の対応や準備が私は必要だし、それに基づくさまざまな諸制度を生かしていく必要があるのではないか、そういうことをちょっと感じていましたので、そういったところで繰り越しにせざるを得ない理由なり、あるいは繰り越しをした上で報告があって、その上で時期としてはいつごろからこういったものを募集していくのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

まず、最初にその点を確認したいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） それではお答えをさせていただきます。

まず、木造住宅耐震改修工事の助成についてでございますが、こちらにつきましてはこれから耐震の工事をやる方を対象とした事業になってございます。これまでも何度かご説明していますが、診断をまず受けていただいて、必要な分については工事に入ってというよう

な制度でございまして、先ほど議員のほうからもお話がありましたけれども、本年度から住環境整備事業というのもセットでやっていくというような中身でございます。

繰り越しの理由ということでございましたが、実は住環境整備事業についてはことし1月の定例会で30件ほどの補正をさせていただいたところでございますが、その時点ではまだ申請等々もございませんでした。その後3月11日の震災によりまして、ご案内のように我々の事務所のほうも被災を受けたということもありまして、一時市民課の奥の部屋に間借りをさせていただきながら事務処理という形で進めてきておりました。ちょっと狭いところもありましたので、なかなか事務の整理が進まないという現実もありましたが、2月の時点ではなかなか応募もなかったということで繰り越しをさせていただいております。

一方、52万円の住宅の補修の部分につきましては、これはあくまで災害を受けた方が住宅を直すための制度でございまして、そういった意味では住宅を直す分の52万円と耐震改修工事というものは別建てだと理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） そこで、当時震災が起きて、2月の応募の関係でなかったということですが、それでこういった繰り越しをして条件が整って公募をいつの時期あたりから考えていけばいいのか。これはあくまでも公募になるかと思えます。市の広報等の発表の中でさまざま希望される方のそういった必要な諸制度が動いていくのではないかと思います。その辺のあたりはいかがなものでしょうか。

○議長（佐藤貞夫君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 改めまして7月の広報紙あるいは市のホームページなどに載せまして、PRに努めていきたいと思っております。そういったことから7月から正式に募集をいたしまして、市民の皆様幅広く活用していただき、早く耐震化の工事につなげていただきたいと思いますと考えております。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） わかりました。そういった対応を待ち望んでいる方もいらっしゃいますので、ひとつよろしくお願いをしたいというふうに思うところです。

もう1点は、地震との関係でちょっとお聞きしたいのは、繰り越しになっているもう一つ事業に移動系防災無線というのがございます。これも繰り越しの対象になっておって、聞くと

ころにはもう既に大分古くなった無線で十分に使えないということもありまして、しかし今まだ震災復旧の過程ですし、余震もたびたび起きるという関係で、それぞれの公共施設や学校、そういうところでのきちんとした連絡網が私は必要ではないかと思うのですが、この繰り越しについても時期の問題でどういう形で進めて配備をして、十分な併用が進められているのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 移動系の搭載行政無線の更新事業でございますが、本来であれば22年度事業として購入する予定でしたが、今回の震災で納期が困難になったということで、繰越事業として議会の議決をいただきながら翌年度の導入を目指そうとしているところでございます。

本事業につきましては、ご承知のとおり、災害初動時に通信手段を確保し、正確な情報収集と伝達を目的に、トランシーバー型の携帯型無線機を市内14カ所の避難所と塩竈消防団、浦戸消防団、それから市役所の各災害対策本部、それからエフエムベイエリア等への配置を予定していたところでございます。これらの携帯型無線機につきましては、何とか5月末には60機を購入いたしまして、現在各部署への再配置に向けた準備を早急に進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） 60機は既に購入をしているということなんでしょうか。（「はい」の声あり）そうするとその繰り越しの、きょうの、6月3日に議長あてにあった時点でもう既にそういったものを配備しているということだとらえてよろしいんでしょうか。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 配備については今いろいろ手配をしているところでございまして、購入は5月末に行っているというところでございます。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） わかりました。ひとつよろしく速やかな手配や配備をお願いしたいと思います。

あと、土地開発公社について何点かだけ確認をさせていただきます。といいますのは、土地開発公社については6月定例会に毎年22年度の決算と予算が示されております。そこで、今

回の決算書を見ますと、土地についてはほぼ取得をしております。最終的に、この資料ナンバー5でいいますと24ページのところに財産目録というのがございまして、その中で、財産目録等の中で1億904万円現金預金が残っているということでの財産目録等が付されております。次の公社の予算を見ますと、あらかた土地開発公社としての予算措置は一切含まれておりません。この中では公共用地、6番のところの1ページのところで、公有地取得なし、公有地売却なし。それから土地造成事業の造成地賃貸事業なしということで、あとは事務的な経費等の計上等々になっております。

そこでこういった、実際には1億904万円ということが残るわけなんですけど、今後は手続等の流れからいいますと、土地開発公社のいわば最終的な清算に移るのか、あるいは1億円をそのまま残していくのか。土地開発公社そのものの理事の方々について新たな新年度のスタートを切られているというふうに切っていますので、そういった論議や方向づけについてはどういふような形で進めようとしているのか。

そして定款を見ますと、ナンバー6の後ろの方に定款等が載っておりまして、その定款の中では最終的に手続等を踏まえて塩竈市に帰属をさせる、……失礼しました。決算書です。決算書のほうの後ろのほうを見ますと、規則、定款等の1ページから4ページのところの最後のところに、解散に至って云々ということでそういうふうな流れになっているようであります。そういうことも含めて、とらえ方、考え方をどういふふうにしていけばいいのか、最近の動きと取り扱い等についてどのような形で進めていこうとしているのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 土地開発公社につきましては、これまで経営健全化計画に基づきまして用地の買い戻しを市のほうにお願いしてまいりました。平成20年度には残るすべての用地の買い戻しを行った結果、公社の債務はすべて解消されてございます。

今お話にございました公社の繰越準備金でございますが、22年度末現在では9,900万ございます。この繰越準備金でございますが、これは設立以来公社が市に用地売却した際の1%の事務手数料と、また公社が独自に民間事業者などに貸し出しました用地収入を積み上げたものでございます。また塩竈市からの出資金1,000万がございます。これらを合わせまして公社の財産が現金として今のところ約1億900万ほどあるということでございます。

土地開発公社そのものの役割というものは時代とともに終えんしつつあるのかなというふう

に考えてございまして、23年度につきましては、このような現状を踏まえて今後のあり方に向けた検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、仮に公社が解散するといった場合につきましては、定款に基づきまして土地開発公社の理事会で4分の3以上の同意を得まして、加えて市議会の議決を経た上で宮城県知事のほうに許可を申し出ることとなります。

以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） そうすると、公社等の理事会の中での議論と市議会での議決を踏まえて県のほうにそういったことを提出するということですが、大体その考え方としては、めどとしてはどの辺の市議会ということになるのでしょうか。流れとしてちょっと教えていただければ。

○議長（佐藤貞夫君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 公社の理事長を務めております。答弁させていただきます。

今、定款25条に基づく公社の解散ということでございます。今担当部長から手続等についてはご答弁申し上げましたが、議会の議決を経て、そして宮城県知事の許可を得た上で、今度は告示、還付を告示ということで3回の手続を踏まなくてははいけませんので、これが大体2カ月くらい要するというところでございますので、例えば23年度中に公社を解散する、ならば約6カ月くらいの期間を要するのかと見てございます。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 4番吉川 弘君。

○4番（吉川 弘君） 私は専決第32号塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対し質疑を行います。

これは国保税の医療分、後期高齢者支援分、介護分、合わせて73万円の限度額を平成23年度から4万円引き上げて77万円にしたものであります。

まず初めに問題にするのは、地方自治法の第180条の1項というのは軽易な事項であります。昨年度も限度額4万円引き上げましたが、そのときの引き上げ額は約1,000万円に及ぶものであります。1,000万円という額が軽易な事項ではないと考えますが、まず見解を伺います。

それから二つ目には、第180条の1項に基づく市長の専決処分は昨年度と今年度行われました。しかし、それ以前は6月議会に議案として提出され、議会で審議を行ってきたのであります。なぜ議案として出されなくなったのか伺います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 専決第32号塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関するご質問にお答えをいたします。

まず、経過ではありますが、2月定例会における自治法第180条第1項の指定を受けまして、3月31日専決処分をさせていただいております。国民健康保険税の課税につきましては、根拠法であります地方税法施行令等の法令を初め、国、県の指導に基づき適切な対応をさせていただいているところであります。

今般の地方税法施行令の改正につきましては、医療分と後期高齢者支援分、介護納付金分の課税限度額がそれぞれ引き上げられる内容となっておりますが、平成23年3月30日に公布され、4月1日から施行するものであり、改正されました政令に準拠すべく地方自治法第180条第1項の指定の範囲内ということで、3月31日専決処分をさせていただいたところであります。

過去に6月議会での審議等もあったのではないかとというご質問にお答えをいたします。これまで、国からの政令改正の通知が4月以降等に行われました場合などにつきましては6月定例会に提案をさせていただいたこともございました。しかしながら、国保税の課税につきましては、賦課期限である4月1日を基準として当該年度の課税が行われることとなりますので、基本的には3月中の条例改正が必要と判断をいたしまして、このような対処をさせていただいたところでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 4番吉川 弘君。

○4番（吉川 弘君） 一つは180条の1項というのは軽易な事項なんです。軽易な事項というのは、地方自治法の解釈では、軽易の認定は議会が行うが客観的にも軽易でなければならない、このように述べているんです。ですから、1,000万円というのは市民にとって大変な影響額になるわけです。ですから、そのところはきちんとさせるべき問題ではないかと思うんです。ですから、そういう面では議会と市当局がしっかりと話し合いを行って、軽易な事項というのはどのぐらいの額なのか、それをやはりはっきりするべきだと思います。

あと二つ目は、31日に国の改正でもって4月1日から施行だと、そういう期間がないという問題がありますけれども、その際にもやり方としては179条、ここでの専決処分がありまして、結局議会を開くいとまがない、そういう場合にも市長が専決処分した場合には、次の議会で

議会の承認を得る、そういうやり方があるんです。ですから、そういう面では180条の1項というのが軽易な事項、それからはやはり該当外れますし、あとは議会の承認も得ることなく報告で済む、そういうやり方なんです。かつては議会に議案として提案していたというものもありますので、ぜひ179条とか、あとは議会に議案としてしっかり審議をしていただいて、それでどういう、やはり白黒はつきりさせるということが重要ではないかと思えますけれども、その辺についてもう一度お願いします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 179条か180条かというようなご質問であったかと思えます。今回の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容につきましては、国会でもさまざまな議論が重ねられてきておられたわけでありまして、恐らく議員各位も国会の動きについては十二分にご了承いただいていたのではないかとご推察を申し上げるところであります。

我々はこのような国の動きを踏まえまして、そういったものを塩竈市の条例に反映させていただくということ判断いたしました。議会には180条第1項で指定をいただいたというふうに認識をいたしているところがございますし、これまでもこのことについては同様の扱いをさせていただいてまいったかと記憶をいたしておりますので、179条ではなく180条であるべきではないかと私は判断をいたしましたところがございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 4番吉川 弘君。

○4番（吉川 弘君） ぜひ議会とも軽易な事項ということについてはやはり話し合いをされるよう要望しておきます。

また、国の動きいろいろありますけれども、やはり毎年ぎりぎりになって国のほうで決めてもう4月1日から施行しなさいと。そういうやり方についてもしっかりと議会で取り上げてやれるように、そういう面でもぜひ要望していただきたいというふうにしておきます。

続きまして、昨年度も限度額4万円引き上げて73万円にして、今年度もさらに4万円、これが引き上げられて77万円になる。そういう面で2年間に8万円の引き上げですけれども、この限度額引き上げについての理由はどのように考えられているのか伺います。

○議長（佐藤貞夫君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 健康福祉部からお答えをさせていただきます。

先ほど市長からもご答弁いたしましたところがございますが、基本的には今回の条例改正、課税の根拠となります政令に準拠するための条例改正ということでございます。

ただ、そのベースとなります国の考え方といたしましては、今後も高齢化や医療技術の向上に伴う医療費の増嵩が想定される中で、いわゆる中間所得層の負担を軽減していくという一定の考え方のもと、厚生労働省の基本的な方針に基づき改正されたものというような内容となっております。この中で、いわゆる所得層の高い方についての限度額の引き上げがあるというような改正と理解してございます。

○議長（佐藤貞夫君） 4番吉川 弘君。

○4番（吉川 弘君） 高齢化の問題、昨年度も高齢化ということが一つの理由です。高齢化の進展、それから医療費の伸びということを言われました。あとはやはり中間所得者層に一定負担を軽くするという事で高額所得者に負担をかける、そういう話もかつては言われてまいりました。

そういう問題について、この間の国保税の限度額の推移を見ますと、平成12年度から介護保険が導入されましたけれども、このときの限度額というのは60万円なんです。それが平成18年度62万円、6年間で2万円の限度額引き上げなんです。ところが19年度から23年度まで、23年度分77万円ですから、この5年間で毎年値上げされて15万円の引き上げなのです。ですから、かつての限度額の引き上げからすれば現在大変な、毎年5年間で15万も上がってきているという、これは全く異常なやり方だと思います。ですから、確かに高齢者、それから医療費の伸びというのはありますけれども、私が考えるのは、国の負担割合が、1980年代は50%の割合を現在では25%以下、もう半分に減っているという問題だと思うのです。ですから、それが結局加入者に大きな負担としてなっているのではないかと思うんです。

ですから、そういう面でやはり国保というのは国民皆保険のセーフティネットという役割を果たしていますし、今回の地震災害に基づいて、本当に離職者が多い中で国保にも入ってくる。そういう状況になっているのではないかと思うんです。ですからそういう面で、言われましたけれども、一番の基本は国の負担割合が下がってきて、かわって加入者に負担を強いてきている、このことが大きな原因ではないかと思えますけれども、それについて見解を伺います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 国保について、今後のあり方というご質問であったかと思いますが、国民皆保険制度の中で果たす国民健康保険の役割というのは非常に重要なものがあります。一方で、国におきましては、今、我が国の社会保障が今後どうあるべきかということについて

かんかんがくがくの議論がされているのではないかと感じております。例えば年金であります。医療であります。それから介護であります。さまざまな課題が今我が日本の国の中に横たわっておりまして、そういった制度を今後どう維持していくかということについては今国でもさまざまなご議論をいただいているというふうに私は理解をいたしております。我々基礎自治体からいたしますと、現行の制度の中で地方自治体が支えていくというのは大変困難な状況になりつつあるというのが我々の実感であります。しかしながら、国民皆保険制度で果たす役割の重要性を考えれば、やはり現行の制度を何とか維持していかなければならないということについても我々の重大な役割であります。この制度がもし破綻したときに一番困るのは利用者の方々であるはずであります。そういった方々のためにも何とか我々は現行の制度の中でいかに対応していけるかということについて、今悪戦苦闘させていただいているというのが実態であります。やはりこれから先、社会保障をどうするべきかという抜本的な議論をしていただかないと、我々基礎自治体はなかなか厳しいということが私の実感でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 4番吉川 弘君。

○4番（吉川 弘君） 今市長が言われたとおり、社会保障のあり方の問題、とりわけ国保会計、これは本当に維持するのが大変な事態になっているというのが全国、本当に地方自治体の姿だと思います。ですからこそ国に対してしっかりと物を言うことが大事だと思います。

それから限度額引き上げですけれども、医療分、後期高齢者支援分、介護分、それぞれが今回限度額引き上がっていますけれども、それによって何世帯、幾らの額が影響額、引き上げになるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 今回の限度額引き上げによります影響世帯数と影響額についてのご質問でございます。国保税の課税は所得や資産の状況で年々変わるものでございますが、平成23年度の課税は今後の作業となりますので、限度額世帯数等につきましては、参考として前年7月本算定時の状況でお答えさせていただきますと、医療分で約300世帯、支援分で約480世帯、介護分で約250世帯と推定いたしておるところでございます。影響額といたしましては、収納ベースで約1,000万ほどと見込んでおるところでございます。

○議長（佐藤貞夫君） 4番吉川 弘君。

○4番（吉川 弘君） 1,000万、昨年度と同じぐらいの額の影響を受けるということになるま

すけれども、そういう面でやはり国のやり方、本当に負担を強いるということで、とりわけ本市の場合も税額が高いわけですから、そういう面で大きな影響を受けるということなので、ぜひ国への要望と同時に、本当に市民の生活を守っていくということであれば、国のやり方、それをそのまま通すということではなく、本当に市民の意見、加入者の意見を聞いていただき、しっかりと生活を守っていただきたいということで終わります。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 私も塩竈市土地開発公社に関する質疑を行いたいと思います

この塩竈市土地開発公社という問題は、意外と市民の間にもなかなかわかりづらいし、時たま塩漬け土地と。塩ザケならおいしいけれども、塩漬け土地の問題というのは非常にいろいろな意味合いがあるし、また税のあり方も問われたというふうには思っております。川瀬市政からずっと三升市政の間、恐らく三十五、六年から40年近く、恐らく歴史的な、いわゆる土地開発公社というのは全国的な自治体でもこれを制度的に利用していろいろな時代的な問題ということの一部改善に向けて進んできたと思っております。

先ほど伊勢委員の話の中にもありましたし、私も聞こうと思ったんですけれども、23年度までで収束するというようなお話もいただきました。そこで、副市長兼理事長である内形副市長にお聞きしますけれども、この36ページの、土地開発公社の決算意見書の2項目の、市長との話し合いがされたのか、またその内容ということをまずお聞きします。

○議長（佐藤貞夫君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） まず確認させていただきます。塩竈市土地開発公社の存廃につきましては、改めまして議会の皆様方に協議をさせていただいた上で方針を決定させていただきたいと存じますので。23年度廃止ありきではございません。先ほど私が期間を言ったのは、議決を得て6カ月程度の期間を要するということを申し上げただけですので、この辺はご理解いただきたいと思います。

また開発公社、昭和48年に設置されまして、土地が右肩上がりで上がっていくというような状況の中で公共用地を先行的に取得いたしまして、そして効率的な土地運用あるいは土地基盤整備、土地を利用してこうというようなことで、そのために先行的に購入しようということで設置された公社でございます。

また、今、決算監査意見書について市長と協議したのかということでございますが、こういったものにつきましては、常々市長に報告をさせていただいた上で議会に報告ということに

させていただいております。

以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 詳しく経過も含めてありがとうございます。

それについて、続きまして、あなたの立場というのは副市長と理事長という二つの立場で、こういう一つの課題であるこの土地開発公社に対して、立場上非常に心苦しいところがあったと思うんですけれども、この点について、絶えず塩漬け土地と言われる土地に対して、あなたはどのようなふう考えた——2年間しかないんですけれども、2年、3年しかあなたの理事長の立場はないんですけれども、ここら辺、両方の立場の中でどのようなふう考えておられましたか。

○議長（佐藤貞夫君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 開発公社、48年から存続していきまして、ピーク時、18年度でございました。保有面積7万強の平米を持っておりまして、資産、簿価で31億1,200万強の額を抱えておりました。いわゆるこれが見えない塩竈市の負債でございます。すべて公社で持っている土地につきましては塩竈市で買い取っていただくというようなことでもございました。当時金利は2%強。ですから毎年6,000万ずつ金利が膨らんでいっておるというような状況で、一方では市から公社の土地を買い戻すというのはなかなかないというような状況で、今両方の立場でどう思われていたかということで、先ほど申し上げましたように毎年6,000万の金利を雪だるま式に負債していくということにつきましてはまことに心苦しく思っておったところがございます。以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） わかりました。本当に毎年6,000万ほど税が流れていかざるを得なかったという話であります。だからいわゆる塩漬け土地というふうに新聞でやゆされてきたわけです。

そこで市長にお伺いするんですけれども、市長はずっと県の中核としてこういう土地問題、当時に8年間就任して、就任してからこの土地開発問題というものは解決しなければいけないという考え方があったのかどうかまずお伺いします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 土地開発公社に関するご質問でありました。

歴代の市長がこの問題に取り組んでまいりました。私も直接買った土地はないにせよ、そういったものを管理運営しなければならない立場ということでの責任は常に感じてまいりました。

先ほど来30数億という金額であります。なおかつこれを支えてきたのは一時借入であります。ここ三、四年、銀行も大分厳しい貸し渋りというような状況になりまして、この土地開発公社の資金を回す一時借入がもしかしたらできないのではないかというようなことを大変危惧いたしてまいりました。もし土地開発公社の一時借入ができないとすれば、それは塩竈市が債務保証をさせていただいておりますので、とりもなおさず塩竈市の財政破綻になってしまうというようなことを大変憂慮いたしました。金額的には大変大きな金額で躊躇はいたしましたが、やはり土地開発公社の経営健全化ということについては、これは取り組まなければならない命題ではないかということで、いろいろその方策を模索いたしておりましたが、たまたま総務省のほうで、全国的にこういった問題があるわけでありますので、そういったものに対する融資制度あるいは起債の充当等について特例的な制度が設けられておりましたので、塩竈市といたしましてもぜひそういった制度を活用させていただき、結果としてはやはり市民の方々にご負担いただくということについては大変心苦しい選択ではありましたが、先ほど来申し上げておりますような一時借入という変則的な資金繰りをせずに、安定的にそういったものを返済していくという道を選ぶべきではないかということでそのような判断をさせていただき、22年度で土地開発公社の土地についてはすべて一般会計の方で取得をさせていただいたということに至ったところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 私、次の質問も市長答えて。総務省、小泉純一郎総理大臣のときの竹中平蔵さんが財政の健全化というものを出品しなければ、いわゆる連結決算というものがなければこれは塩竈も全然手をつけられず今なお収束しないで、今後どうなるかわからない、そういう内容の話だなというふうに私は思っております。まさに国の健全化法がこの土地開発公社の収束をなせた本当の政策だというふうに思っております。

そこで、こういう……、余り詳しくあれですが、最後に、私は市長が行財政改革ということで人員削減を150人ほどしましたけれども、私はやはりここが行財政改革の第一歩ではないかなと思うんですけれども、そこら辺が結局一番手をつけやすいところから改革を進めたとい

うことなのでしょうか、改めてお聞きします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、すべての自治体が行財政改革に積極的に取り組まなければまちの存続というのは大変厳しいという状況だと認識をいたしております。そういった中で率先して取り組むべきもの、まずは職員がみずからできるものを率先してやるということで定数削減等に取り組ませていただきました。

この土地開発公社問題についても大変大きな命題であるということについては先ほど申し上げさせていただいたとおりであります。ただ、塩竈市単独でこれの解決をするというのは残念ながら非常に困難な状況でありました。そういう中で総務省のほうから先ほどのような土地開発公社の健全化に向けたスキームが示されまして、塩竈市でもそういった制度を活用させていただき、この約3年間で土地開発公社の取得しました土地を一般会計のほうで買い取りをさせていただいたというところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 最後に、土地開発公社の定款というのがあります。この第1条に目的が書いてあるんです。「この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。」というふうに書かれているんですけども、土地は取得したけれども、結局計画どおり進まなかったということに対しては、ある意味では市長、この土地開発公社というものを、歴代の市長に遠慮なく、やはりこれは失敗だったのか、あるいはまたここから得る教訓というのはございますかどうかお願いします。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 結果といたしまして、市民の方々に大変なご負担をおかけしているということについては、やはりこの制度の問題に欠陥があったのではないかと考えております。

ただ、ぜひご理解をいただきたいのですが、我々も、例えば10年前、20年前を振り返りますときに、土地神話というものがあつたわけでありまして。1年で20%、30%土地が上がっていくということを現実にこの国はやってきたわけでありまして。そういったときに、1年、2年おくれることによって、結果として市民の皆様方に大きな負担をかけてしまうということ等を配慮しまして、土地開発公社におきまして将来公共の用に供する土地を先行取得という形

で取得させていただいてまいったのかなと思っておりますが、反省材料といたしましては、そういった土地が適正に使われられるものかどうかということをもっと第三者的な立場でご判断をいただくというようなチェック機能が本来は働いてしかるべきであったのかというのが我々の大きな反省材料ではないかと思っておりますし、今後はでき得る限りそういった第三者的な機能がしっかりと果たせるような形にすべての行政をしてまいらなければならないと考えておるところでございます。

○議長（佐藤貞夫君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第4 議員提出議案第5号

○議長（佐藤貞夫君） 日程第4、議員提出議案第5号を議題といたします。議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第5号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第5号について、提案者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案第5号塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例については、議会運営委員会の委員の定数を、現在の5名から4名としようとするものであります。

ご配付の内容をご参照いただき、皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、議員提出議案第5号についてはさよう取り計らうこ

とに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第5号については、原案のとおりに決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤貞夫君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第5号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は14時10分にいたします。

午後1時55分 休憩

午後2時10分 再開

日程第5 議案第38号ないし第49号

○議長（佐藤貞夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、議案第38号ないし第49号を議題といたします。議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○議長（佐藤 昭君）（登壇） 平成23年度の補正予算を初めとする議案をご審議いただくに当たりまして、市政運営の所信の一端と施策の概要を申し上げます。

このたびの東日本大震災は、これまで我が国が築き上げてまいりました社会、地域を一瞬にして変貌させ、まさに国家の根幹を揺るがす大災害となりました。

多くの皆様の尊い命が奪われましたことに心よりご冥福をお祈り申し上げます。また、ご遺族の皆様に心からお悔やみを申し上げます。

さらに、多数の方々が住居や生計の手段を奪われ、皆様のご心労はいかばかりかとお察しを申し上げているところでございます。

現在、被災をされました皆様の一日も早い生活再建に向け、独自の見舞金制度を創設し、でき得る限りの支援に努めているところであります。さらに、中小企業や商店主の皆様につきましても支援制度を創出してまいります。

また、県内でいち早く仮設住宅の入居を果たしたところでありますが、いまだに避難所での生活を余儀なくされている皆様に早期に、入居いただけるよう取り組んでまいります。

未曾有の大震災に当たり混乱のきわみにある中でも、多くの光明がありました。町内会や自主防災組織をはじめとし、市民の皆様は平静を保たれ、物資の提供やボランティアとして住宅の清掃などにご支援をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

また、自衛隊を初め、関係団体の救助並ぶに支援活動に尽力された皆様に最大限の敬意を表するものであります。災害時相互応援支援協定を締結しております山形県村山市をはじめ、全国の自治体からは、物資の提供や職員の派遣などのご支援をいただいております。感謝の念にたえません。さらに、全国はもとより海外からまでも温かい支援の手が差し伸べられております。

今、塩竈市は復興に向け、すべての市民の皆様が一丸となってこの難局に対峙をいたしております。本年は「第5次塩竈市長期総合計画」の初年度であり、都市像実現に向けた基礎づくりを進めるとともに、被災をされました市民の皆様の暮らしの回復や新たなまちづくりに向け、「塩竈市震災復興計画」を策定してまいります。これまでの多くのご厚志や支援に報いるためにも、本市をさらなる発展に導いてまいります。

「第5次塩竈市長期総合計画」は市政運営の基本であり、人口減少社会への対処や地域経済の活性化、本市の魅力を最大限に生かし、にぎわいと活力にあふれ、市民の皆様が安心して住み続けていただけるまちづくりに尽力をいたしてまいります。

また、震災復興計画は、総合計画の安全で安心なまちづくりの分野を担うものと位置づけ、本市のまちづくり計画の両輪として実現に取り組んでまいります。

復興計画の策定に当たり震災復興本部会議を設置いたしました。今後、各専門分野の学識経験者や市民の皆様のご参画をいただくとともに、地域懇談会やアンケート調査などにより幅広いご意見を取り入れてまいります。

計画の基本として、沿岸部や島嶼は甚大な被害でありますことから、計画期間をおおむね10年とし、生活再建を最優先にしながら、より快適で活力あるまちへの「復興」を目指してまいります。

まず、住まいと暮らしの再建であります。生活の基盤となる住宅を早急に確保し、再建を支援してまいります。次に、安全な地域づくりであります。被災の詳細を把握し、今回を超える災害に耐え得る対策を講じ、安全で安心して暮らしていただけるまちづくりを進めてまいります。最後に、産業・経済の振興であります。市内経済の再建に向けた支援策を講じ、地域経済の再生にとどまることなく、活性化と雇用の確保を図ってまいります。

今後の10年のまちづくりにおきましては、“定住人口の確保”、“交流の強化”、“市民の連携強化”が最重要課題であります。

震災により甚大な被害を受けた塩竈市が、艱難辛苦を乗り越え、長期総合計画の都市像、『おいしさと笑顔がつどう みなとまち 塩竈』を早期に多くの皆様に実感いただけますよう、着実に施策の成果を発現させるため、本市の総力を挙げて実現をいたしてまいります。

市政運営の基本施策である長期総合計画における三つの重点戦略の、「定住」、「交流」、「連携」に沿って所信を申し上げます。

初めに、“いつでも住みたい、住んでみたい”まちを目指し、福祉、教育、住宅環境などを充実し、総合的な魅力を高める「定住」の取り組みでございます。

まず、定住人口の確保に向け、実効性のある施策を展開していくため「定住促進課」を設置し、『定住人口戦略プラン』の作成に努めてまいります。

人口の確保につきましては、未来を担う子供たちの健やかな成長と子育て支援が不可欠でございます。そのため、「のびのび塩竈っ子プラン」に基づき、子宮頸がんやヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン接種事業を実施し、妊婦健診や乳幼児外来医療費の助成などに努めてまいります。

さらに、子育て世代の外出支援のため、公共施設に「赤ちゃんの駅」の設置を開始するとともに、絵本を通して健やかな子育ての一助となる「絵本デビュー事業」を継続してまいります。

本市は、3年連続の年度当初の保育所の待機児童ゼロを達成いたしました。年間を通して実現できますよう取り組んでまいります。子育てママリフレッシュ事業や延長保育、認可外保育施設への助成を継続してまいります。また、藤倉児童館の復旧を進め、放課後児童クラブの運営により子育てニーズに対応してまいります。

深刻な社会問題である児童虐待などに対応するため、相談員の増員など、「児童虐待・DV防止スーパービジョン事業」を実施いたします。さらに、命の大切さや思いやりを醸成するため、中学生と赤ちゃんが触れ合う交流事業を継続してまいります。

次に、地域医療の中核である市立病院につきましては、改革プランに全力で取り組み、21年度に続き平成22年度も収支均衡を達成する見込みとなりました。今後も改革プランを推進し、健全経営に努め、市民の皆様の安心・安全を担う病院として救急受け入れ態勢の充実や高齢者医療など、質の高い医療を提供してまいります。

高齢者福祉につきましては、新たに第5期の介護保険・高齢者福祉事業計画の策定を進めてまいります。また、高齢者用肺炎球菌ワクチン接種事業を開始し、特別養護老人ホームへの待機者の解消に向け、地域密着型の小規模特別養護老人ホーム整備を進めてまいります。

さらに、浦戸地区の介護サービスの充実に向け、浦戸いきいきふれあいサロン運営事業や浦戸地区介護サービス提供促進事業を創設いたしました。

障害者福祉につきましては、生きがいくりと生活支援を強化し、「ひまわり園」での専任看護師による相談業務や、地域活動支援センター「藻塩の里」における就労支援に努めてまいります。

健康づくりにつきましては、「健康しおがま21プラン」に基づき、市民健康講座により意識の醸成に努め、がん検診や特定健診、保健指導の受診率向上を図り、健康増進につなげてまいります。

また、人口の確保につきましては、良質な住空間の形成や生活環境の充実なども重要でございます。このため、雇用促進住宅の土地や建物を取得し、平成24年度から公的賃貸住宅として、定住人口確保の一助といたしてまいります。市営住宅につきましては、破損箇所の早期修繕に努めますとともに、外壁改修や給水方式の変更などにより住環境をさらに向上をいたしてまいります。

水道につきましては、ライフライン確保の重要性から施設の耐震化をさらに進めてまいります。水道事業は今後10年間の指針となる「水道事業基本計画」を策定したところであり、健全経営を維持しながら、老朽管の更新などを進め、水の安定供給に努めてまいります。

また、今後の余震も想定されますことから、住まいの対策が急務であると認識をいたしております。木造住宅の耐震化工事は、昨年度から住宅改修助成を上乘せしており、引き続き市民の皆様の安全安心を求める声にこたえてまいります。

さらに、防犯灯など安全安心ロードの整備により防犯対策に努め、幼児・児童に対する交通安全教室を創設するなど、安全と安心なまちづくりを進めてまいります。

また、災害に強いまちづくりとして、沿岸部や浦戸地区の被害の早期回復を図り、津波や高潮対策の強化と早期完成を関係機関に強く働きかけながら、公共・防災施設の整備や配置など、抜本的に再構築をいたしてまいります。また、下水道管路や各ポンプ場の早期復旧を図り、「牛生雨水ポンプ場」の建設を進め、水害や浸水対策に努めてまいります。

市道整備につきましては、被害の早期復旧に努め、橋梁整備事業による貞山大橋の改修や、

坂道の途中にポケットパークなどを整備する「坂のまち塩竈憩いパーク事業」を実施してまいります。

市内循環線、「しおナビ100円バス」、路線バス空白地を運行しております「NEWしおナビ100円バス」は、15分総合交通体系の構築の一翼を担っております。両バスは震災後にいち早く再開し、市民の皆様の方として重要な役割を果たしており、今後も安定運行に努めてまいります。

廃食油を再利用したバイオディーゼル燃料化事業は、独自の地域循環型社会づくりの先導的取り組みであり、震災後の燃料不足を顧みても重要な自然エネルギーとして、今後も事業主体への支援を継続してまいります。

教育分野につきましては、校舎や体育館などの学校施設被害の早期復旧と、児童生徒の皆様の方の心のケアを十分に行ってまいります。

次代を担う子供たちの生きる力を育むことを基本とし、小学校に配置した指導教員や少人数指導による、学力に応じたきめ細かな学習の成果が表れつつあります。今年度は、「学力向上推進係」の設置と指導主事の増員を行い、「新しい学力向上プラン」に基づき、「教員の授業力の向上」「子供の学ぶ姿勢づくり」「家庭学習の充実」を柱とし学力向上に努めてまいります。

また、新学習指導要領に基づく音楽備品や学校図書整備などに努めてまいります。さらに、中学校の運動、部活動の充実を図るために、部活動備品の更新を継続してまいります。学校給食につきましては、今後の方向性を示す「塩竈市学校給食運営プラン」を策定し、豊かで安全な給食を目指してまいります。浦戸第二小学校・浦戸中学校では、通学費の援助などにより、島外からの就学機会の確保に努めてまいります。

生涯学習におきましては、公民館やふれあいエスプ塩竈、市民図書館、市民交流センターなどは、いち早く大半が開館をいたしました。被害の早期復旧に努めてまいります。市民図書館では、市民の学習意欲に応えるため、学校図書室との連携や移動図書館、郵送サービスなどに努めてまいります。

昨年度開設をいたしましたWEB博物館「文化の港シオーモ」や塩竈学などにより、まちへの誇りと愛着をはぐくみ、市民の皆様が一体となってまちづくりに取り組んでいただける、強い郷土意識を醸成してまいります。

また、多く文化的価値のあるものが被災をいたしており、早急な復旧や対策を講じ、貴重な

文化財を保護することにより、塩竈の歴史の継承と文化の振興に取り組んでまいります。

次に、人、情報、文化、産業などのあらゆるものが交流するまちを目指し、「塩竈」の魅力ある地域資源を生かす「交流」の取り組みでございます。

基幹産業である水産業や水産加工業につきましても、甚大な被害を受けましたが、いち早く再開されました仲卸市場を初め、県内初の漁船の水揚げを果たした魚市場や再操業にこぎつけた水産加工場などもあり、水産宮城の復興の象徴としての役割を果たしております。

まず、魚市場機能の復旧を迅速に進め、甚大な被害により復旧に時間を要する他の市場機能を補完することを含め、宮城の食料供給基地として重要な役割を果たしてまいります。また、国の制度を活用しながら、衛生管理や付加価値向上など活性化プランを策定し、市場の機能高度化や防災対策を進めてまいります。

メバチマグロのブランド「三陸塩竈ひがしもの」は全国的に知名度が高まっており、日本一の生産高を誇る練り製品などを含め、塩竈ブランドのPRを引き続き行ってまいります。また、水揚げ漁船に対する奨励金を継続し、業界と一体となった漁船誘致と水揚げ増に努めてまいります。

水産加工業については、中小企業基盤整備機構の制度を活用し、被災されました事業者の工場設置に取り組んでまいります。水産加工開放実験室への支援を継続し、商品開発や生産技術向上に努め、フード見本市などを通して販路開拓や新たなビジネスチャンスにつなげてまいります。また、企業誘致制度などを活用し、漁港背後地等への水産関連企業の立地に向け、きめ細かい支援を行ってまいります。

昨年のチリ地震津波に続いて甚大な被害を受けました浅海養殖漁業につきましては、漁場などの瓦れき撤去や漁港の復旧に尽力をいたしてまいります。現在、漁業者の皆様が独自で、支援金を募り海産物をお送りするオーナー制度が大きな反響を呼んでおります。市といたしましても、事業継続のため国や県の支援を強力に働きかけながら、「うらと海の子」のキャラクターなどを活用し、ノリやカキなどの出荷販売に向け、早期の復旧・復興を図ってまいります。

震災10日後の3月21日、石油タンカーが仙台塩釜港の塩釜港区に入港を再開し、東北地方のエネルギー供給基地としての役割を果たすなど、港湾の重要性は極めて大きなものがございます。港湾機能の早急な回復と防災対策の強化に向け、関係機関への働きかけをさらに強めてまいります。

また、港湾利用の促進に向け、入港船に対する助成を継続し、仙台港と塩釜港の機能分担を進めながら、業界と一体となって港のPRを行ってまいります。

震災により雇用情勢がさらに深刻になっており、国の雇用創出事業を最大限に活用し、定住人口の確保、雇用の維持と地域経済の再生に努めてまいります。また、被災により新たな債務を抱える懸念のある企業や個人などに対する救済制度の創出を関係機関に強く働きかけを行ってまいります。

中心商店街につきましては、中小企業基盤整備機構の制度を活用した、仮設共同店舗の設置に取り組みますとともに、本市独自の「シャッターオープン・プラス事業」により、被災をされました事業者を支援してまいります。これまで以上のにぎわいを創出するため、商工会議所などと連携をしながら、魅力ある商店街づくりや商業展開に努めてまいります。

中小企業や商店街の復興支援につきましては、本市独自に再開のための設備費などを助成する「り災商店再生支援事業」を創設し、地域経済の再生を図ってまいります。

また、本市にゆかりのある経済界の方々に「産業大使」に就任いただいております。市内企業の全国展開に向けたご助力をいただきながら、地域経済の活性化に努めてまいります。

観光分野につきましては、5月1日に松島湾の観光遊覧船が一部再開し、マリングート塩釜が仮営業を開始するなど、厳しい状況ではありますが明るい兆しも見えております。早期の復旧を図り、松島湾観光拠点の役割をしっかりと果たしてまいります。また、平成25年度では「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」が開催されますことから、この準備を進めてまいります。

塩竈みなと祭につきましては、安全面に最大限配慮しながら、復興に向けた象徴としてぜひ実施をしてまいります。加えまして、市内を散策する観光客に好評であります、ぶらぶらりんMAP作成に支援をいたしてまいります。

また、4月に村山市で実施した「塩竈大漁市」に代表されるよう、震災時にご支援をいただいた地などで観光物産展を開催し、復興の足がかりと元気な姿をお見せしたいと考えております。

古来製法を生かした「藻塩」につきましては、料理やお菓子など地域資源を活用する取り組みが進んでおり、本年9月には「全国塩サミット」を本市で開催し、復興を広く発信をいたしてまいります。

次に、魅力ある都市空間の形成について、にぎわい再生の最重要事業として推進をいたして

まいりました「海辺の賑わい地区」であります。被害復旧を迅速に進め、中心市街地のにぎわいの回復を図ってまいります。本塩釜駅からマリゲート塩釜まで続く海辺の空間「シオーモの小径」などの復旧に着手し、「鹽竈海道」と商店街との都市軸を再生してまいります。また、鹽竈神社への車両通行を改善し、神社の自動車参道口としてふさわしい姿にいたしてまいります。

本市にゆかりのある6名の「しおがま文化大使」は、震災後には支援物資の提供や避難所の慰問などにご活躍をいただきました。今後は児童生徒が直接指導を受ける機会を創設し、さらなる充実を図ってまいります。

また、各種の文化イベントをエस्पや遊ホールなどで開催するとともに、塩竈フォトフェスティバルや佐藤鬼房顕彰全国俳句大会などを支援しながら、文化の振興と交流人口の拡大に努めてまいります。

スポーツ分野につきましては、体育館と温水プールの被害の早期復旧を図り、市民サービスの向上に努めてまいります。また、屋外スポーツ施設の環境整備を進め、命名権を活用し一流アスリートが参加するスポーツ振興事業を開催し、運動人口のすそ野の拡大と健康増進につなげてまいります。

最後に、市民の皆様が主体となるまちを目指し、お互いに尊重し合い、情報を共有しながら、目標に向かってそれぞれの力を発揮できる環境を形成していく「連携」の取り組みでございます。

さらなる市民団体の連携を進めてまいりますことは、本市の復興や発展に寄与するものであります。震災時の自主防災組織や町内会の皆様のご活躍は記憶に新しいところでございます。町内会を通じた要援護者の方々への救援物資の提供など、地域の連携を生かした取り組みが数多くなされました。

また、災害復旧連絡協議会や関係業者の皆様が、連日の瓦れき撤去に努力されたことで、いち早く道路機能が確保され、町並みも戻りつつあります。

今回の大震災を踏まえ、危機管理機能の強化は、最重要の課題でありますことから、市内の難聴区域の解消に向け防災無線を更新するとともに、備蓄品の充実に努めてまいります。また、防災研修会の開催を通じ、自主防災組織の育成や連携強化、災害ボランティアの育成を図ってまいります。地域の防災体制の構築を図りますとともに、一人一人の意識をさらに醸成し、今後も起こり得る災害に備えてまいります。

地域社会づくりは、多様な担い手が主体となりますことから、協働推進室を拠点とし、町内会や市民活動団体を支援しながら、さらなる連携強化を進めてまいります。

児童生徒の通学や下校時の安全を守るため、地域の皆様のご協力を得てスクールガードリーダーを配置いたしてまいります。あわせて、今回の反省点を踏まえ、防災マニュアルを見直し、さらに安全安心な学校を目指してまいります。また、教育フェスティバルを開催し、教育団体などとさらなる連携を構築してまいります。

協働環境の充実を推進するために、情報共有が大変重要でありますことから、「広報しおがま」はわかりやすさを基本としてまいります。市の公式ホームページは、多くの情報発信と即時性の利点を生かしながら、読み上げソフトの導入などの改善を図ってまいります。

本年は、市制施行70周年を迎えます。これまで本市を築き上げてきた先人に感謝し、復興と市政のさらなる発展への念を込め、式典などを開催してまいります。

浦戸地区につきましては、大津波で甚大な被害を受けており、水道などのライフラインの回復に全力で取り組んでまいりました。今後も、仮設住宅の早期建設や瓦れきの撤去、市営汽船の通常ダイヤの運行、漁業集落排水施設などの早急な回復に尽力をいたしてまいります。

また、住宅再建に当たり「特別名勝松島」の指定区域でありますことから、文化財保護法のさらなる弾力的な運用を強く働きかけ、今後も住み続けていただけるよう努力をいたしてまいります。

これまで申し上げました施策に対応し、長期総合計画の実現を図るためにふさわしい行政組織に見直しをいたしました。人口減少や少子高齢化などの時代変化、多様化する市民ニーズなど、さらに厳しさが増す財政状況の中、公立的な行政運営を実現いたしてまいります。

今後復旧・復興事業に伴い多額の財政出動が予想されますが、行財政改革のさらなる推進により、安定的な財政基盤の構築に努めてまいります。

これまで、市立病院の2年連続の黒字化や、長年の懸案であった土地開発公社所有地の買い戻しを推進してまいりました。昨年度中に公社用地は皆無となりましたことから、今後のあり方を検討いたしてまいります。

広域行政につきましては、「塩釜地区広域行政連絡協議会」において連携強化の議論を重ねており、現在は二市三町の共通課題である震災に関する緊急要望や斎場移転問題に取り組んでいるところであります。

以上申し上げました、市政運営の基本的な考え方に基づき編成いたしました当初予算と今回

の補正予算を合わせまして、各会計予算の概要をご説明申し上げます

まず、当初予算につきましては、歳入におきましては市税収入が人口減少や地域経済の低迷による減収が見込まれ、歳出では、社会保障関係費の増大により、依然として厳しい財政運営が続いております。地方財政計画に基づきまして、地方交付税など一般財源を確保するとともに、行財政改革のより一層の推進に努め、一般会計総額194億2,000万円の予算を編成し、長期総合計画の早期実現を目指し、豊かな市民生活に資するための施策の準備を進めてまいりました。

このような中、東日本大震災へのいち早い対応として、これまで市民の皆様の救助や生活への支援など、3度にわたる補正予算を計上いたしてまいりました。これにより、4月末時点での一般会計予算は、224億9,445万円となり、当初予算との比較で30億7,445万円、15.8%増となっており、本市の財政運営に大きな変化をもたらしております。今後も、市民生活や地域経済に対する支援をはじめ、公共施設の災害復旧や震災復興事業など、新たな歳出が見込まれております。歳入面では、被災者支援のための減免や、被災による減収が見込まれ、市税のみならず、各保険料や使用料などの自主財源の減少が懸念をされております。財政運営はさらに厳しい局面にありますが、本市の総力を結集して、この難局を乗り越えてまいります。

このような厳しい状況での各会計の予算であります。各公共施設の災害復旧費など、本市の再生・復興に向けた予算とともに、長期総合計画の実現に向けた予算を計上し、市民の皆様の幸せを具現化してまいります。

まず、6月補正後の一般会計予算額は、災害関連予算のほか、長期総合計画関連予算の計上により、前年度の6月補正後の予算と比較いたしまして、39億5,330万5,000円、18.9%増の249億2,090万7,000円となっております。

特別会計につきましては、10会計の予算総額は前年度と比較いたしまして7億3,423万円、4.5%増の171億1,223万円となりました。これは、平成22年度の老人保健医療事業特別会計の廃止による減少がございますが、国民健康保険事業や介護保険事業における給付費の増加と、6月補正において、魚市場事業や下水道事業、漁業集落排水事業の災害復旧事業を補正計上したことによるものでございます。

また、市立病院事業及び水道事業の企業会計予算総額は、57億3,467万6,000円で、前年度と比較いたしますと、1億9,980万2,000円、3.6%の増でございます。これは水道事業会計にお

きまして災害復旧事業を専決処分により増額補正したことによるものでございます。

以上、本年度の事業につきまして、6月補正の主なるものを申し上げます。

まず、第5次長期総合計画の実現に向けた事業といたしましては、重点戦略の「定住」のうち、「だれもが安心して暮らせるまち」の事業では、

高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業として	361万2千円
「赤ちゃんの駅」設置事業として	120万円
がん検診推進事業（大腸がん拡大分）といたしまして	685万7千円
雇用促進住宅取得事業として	8,103万6千円
市営住宅改修事業（外壁等の改修工事）として	3,042万6千円
坂のまち塩竈憩パーク整備事業として	500万円

次に、同じく「定住」のうち、「夢と誇りを創るまち」の事業では、

学力向上対策事業（ウィンタースクール）として	20万9千円
中学校新学習指導要領備品整備事業として	202万5千円
学校給食運営プラン策定・推進事業として	43万4千円

次に、重点戦略の「交流」のうち、「海・港と歴史を活かすまち」の事業では、

みなと産直イメージアップ事業として	50万円
水産加工業活性化支援事業（見本市分）として	300万円

重点戦略の「連携」のうち、「夢と誇りを創るまち」の事業では、

市制施行70周年記念事業として	100万円
-----------------	-------

などを計上いたしております。

次に、災害関連事業のうち、災害復旧事業では、

防災行政無線復旧整備事業として	5億9,010万円
児童館災害復旧事業として	5,189万7千円
漁港施設災害復旧事業として	5,814万2千円
マリゲート塩釜災害復旧事業として	9,400万円
市営住宅災害復旧事業として	2,377万8千円
道路橋りょう災害復旧事業として	2億7,300万円
公立学校施設災害復旧事業として	1億8,563万3千円
魚市場施設災害復旧事業として	2,500万円

下水道ポンプ施設等災害復旧事業として	9億8,040万円
漁業集落排水施設災害復旧事業として	8,300万円

などを計上しております。

同じく、災害関連事業のうち、災害支援事業では、

り災商店再生支援事業として	7,540万円
仮店舗設置事業として	658万4千円
東日本大震災義援金追加配分に伴う見舞金として	4億9,765万円
国の第1次補正予算に伴う災害関連経費を含む重点分野雇用創造事業として	1億5,213万円

などを計上しております。

このほか、助成金の内示に伴います

コミュニティ助成事業として	1,500万円
---------------	---------

などを計上いたしております。

震災2日後、FMラジオバイウェブでは、水没しました建物から機材をいち早く運び出し、市民の皆様への情報発信に尽力をしていただきました。いち早く県内初となる魚市場のマグロの水揚げを初め、かまぼこなど水産加工業の一部の皆様、操業を既に再開されました。また、浦戸諸島では「うらと海の子」オーナー制度の創出が大きな反響を呼び、全国からの支援が相次いでおります。

この危機的状況におきまして、これまで市民の皆様とともに培ってまいりました本市の潜在能力は、輝きを増して発揮をされております。

私は、今回の東日本大震災により、改めて『百折不撓』という言葉をかみしめております。さまざまな困難に挫折することなく、勇気をふるって挑戦をし続けていくということであり、『塩竈人』の使命を深く心に刻み、志を高く掲げ、愛するふるさと塩竈を再生し、『おいしさと笑顔がつどう みなとまち 塩竈』を必ずや実現してまいるため、皆様とともにあらゆる困難に果敢に挑んでまいります。

市民の皆様並びに議員各位のさらなるご理解、ご支援をお願い申し上げるところであります。

大変恐縮であります。施政方針に続きまして、上程されました議案の中で補正予算以外の議案、第38号ないし第41号、48号、49号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第38号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」であります。

地方税法の一部を改正する法律が本年4月27日に公布され、東日本大震災の被災者等に対する税制上の特例措置が講じられたことに伴い所要の改正を行おうとするものであります。市税における特例措置は3点でございます。1点目といたしましては、住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成22年分総所得金額等から控除できるものとする内容であります。2点目といたしましては、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン減税についてであります。適用住宅が震災により滅失等いたしましても、控除対象期間の残りの期間について引き続き控除を適用する内容であります。3点目といたしましては、震災により滅失、損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地について、被災後10年分は住宅用地とみなし、課税標準の特例措置等を適用するとともに、その申告等の規定を設けるものであります。

次に、議案第39号「塩竈市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」であります。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等が本年5月2日に公布・施行され、東日本大震災の被災者に対する災害援護資金の貸し付けに係る特例措置が講じられましたことに伴い、償還期間の延長等の改正を行おうとする内容であります。

次に、議案第40号「塩竈市集会所条例の一部を改正する条例」であります。

塩竈市北浜集会所の払い下げを希望する団体がございましたことから、塩竈市集会所としての用途を廃止、普通財産とした上で払い下げを行うため、同条例から塩竈市北浜集会所を削除しようとするものであります。

次に、議案第41号「塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例」であります。

これは、東日本大震災により全壊をいたしました塩竈市公民館浦戸分館を廃止するため、同条例から塩竈市公民館浦戸分館を削除しようとするものであります。

次に、議案第48号「損害賠償の額を定めることについて」であります。

平成21年3月、杉の入雨水ポンプ場から下水道事業所への帰路にあった職員が運転する公用車が、塩竈市海岸通4番地先におきまして、自転車で横断歩道を通行した相手方に衝突し、後遺障害が残る骨折等のけがを負わせた事故の損害賠償金として1,727万2,093円を支払うことについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第49号「塩竈市集会所の指定管理者の指定の変更について」であります。

議案第40号により塩竈市北浜集会所を普通財産にしようとするに伴い、平成21年6月定

例会で議決をいただきました同集会所の指定管理者として指定された団体について、指定管理者の指定の廃止を行おうとするものであります。

以上、議案第38号ないし41号、48号、49号についてご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上ご協賛を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） それでは、私からは主に議案第42号、一般会計補正予算の概要につきましてご説明申し上げます。

資料ナンバー11のまず9ページをお開き願います。

この表は一般会計及び特別会計の総括表でございます。今回補正いたします額は、一般会計が24億2,205万7,000円、交通事業特別会計が700万円、魚市場事業特別会計が2,500万円、下水道事業特別会計が9億8,510万円、漁業集落排水事業特別会計が8,300万円、土地区画整理事業特別会計が940万円、合わせまして35億3,155万7,000円となるものでございます。これによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額はこの表の一番下段にございますように420億2,873万7,000円となり、補正前に比べますと9.2%の増となります。

次に、12ページ、13ページをご参照いただきます。

一般会計の補正予算の概要につきまして、まず歳出のほうからご説明申し上げます。

費目2の総務費2,171万円でございますが、右側の備考欄をご参照ください。6月26日に予定してございます東日本大震災慰霊祭開催経費のほか、市制施行70周年記念事業費及び集会所関係費といたしまして北浜第1町内会集会所施設建設に対するコミュニティ助成事業費を計上してございます。

費目3の民生費4億9,995万円でございますが、「赤ちゃんの駅」設置事業及び災害救助費でございますが、東日本大震災義援金といたしまして、日本赤十字社等と、それから宮城県の災害対策本部から配分されました見舞金を計上してございます。

費目4の衛生費6,166万9,000円でございますが、主なるものとしたしましては、女性特有のがん検診に追加されました大腸がん検診事業費、それから災害廃棄物処理事業費といたしまして、市内道路の瓦れき撤去や側溝清掃などの追加経費を計上しているところでございます。

費目5の労働費1億5,213万円でございますが、これは重点分野雇用創造事業が県の補助採

択で増額されたことに伴う補正という内容になってございます。

費目6の農林水産業費1,150万でございますが、これは本市地域産業の再生や活性化を指します水産加工業活性化支援事業補助金及びみなと産直イメージアップ事業費を計上しているところでございます。また、魚市場事業特別会計及び漁業集落排水事業特別会計繰出金といたしまして計上してございますが、これは災害復旧事業費の一部に係る一般会計からの繰出金でございます。

費目7の商工費8,313万9,000円でございますが、これは被災された商店等の方々に対しまして再開のための設備資金助成といたしまして新たに実施いたします、り災商店再生支援事業費を計上しているところでございます。また、災害対策支援事業といたしまして、地域経済の早期再生を図るために、震災により店舗を喪失されました事業者の方々の仮店舗設置事業費を計上してございます。さらには観光物産振興費といたしまして、本市の元気回復を願うストリートフラッグ作成費を計上しているところでございます。

費目8の土木費1億2,676万2,000円でございますが、これは災害復旧関連事業といたしまして、都市計画道路整備費及び下水道事業災害復旧費に係る一般会計負担分のほか、社会資本整備総合交付金を活用いたしまして実施いたします市営住宅外壁等の改修事業や雇用促進住宅取得事業費を計上しているところでございます。

それから、費目10の教育費2,052万1,000円でございますが、これは新たに冬休みに実施いたしますウインタースクールなどの学力向上対策、及び生徒指導・進路指導総合推進事業やスクールソーシャルワーカー活用事業費を計上しているところでございます。また、被災児童生徒就学援助事業費といたしまして、震災により就学困難となった児童生徒の保護者に対しまして経済的支援をする事業を計上してございます。

費目11の災害復旧費14億3,767万6,000円でございますが、これは震災により被災いたしました市内各施設の災害復旧費を計上しているところでございます。

費目13の諸支出金700万円でございますが、これは交通事業特別会計におきまして、被災した施設設備の修繕等にかかわります一般会計からの繰出金でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開きください。

費目14の国庫支出金9億3,156万円でございますが、これは雇用促進住宅取得事業などにかかわります社会資本整備総合交付金及び災害廃棄物処理、それから災害復旧事業費などに対する国の補助金でございます。

費目15の県支出金 1 億8,482万2,000円でございますが、これは水産加工業活性化支援補助金にかかわります市町村振興総合補助金や、重点分野雇用創造事業の追加補助金、加えて県の研究協力校の指定に伴います委託金などを計上している内容でございます。

費目17の寄附金 5 億3,004万5,000円でございますが、これは東日本大震災災害義援金、それから本市への義援金を計上しているところでございます。

費目18の繰入金 1 億643万円。これは財政調整基金からの繰入金でございます。

費目20の諸収入2,220万でございますが、これはコミュニティ助成事業といたしまして財団法人自治総合センターからの助成金、加えて仮店舗設置にかかわります中小企業基盤整備機構からの助成金などを計上してございます。

費目21の市債 6 億4,700万円でございますが、これは災害復旧事業等にかかわる市債でございます。

14ページ、15ページには歳出予算の性質別比較表を掲載してございます。また、16ページは投資的経費の内訳書でございますので、後ほどご参照いただければと思います。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） これより総括質疑に入ります。1 番曾我ミヨ君。

○1 番（曾我ミヨ君）（登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして、議案42号「平成23年度塩竈市一般会計補正予算」に関して、3 点ほど総括質疑をいたしたいと思っております。

一つは、特に被災者に今届けられていないと批判されている宮城県の災害義援金についてであります。新聞報道によれば、6 月 6 日に開かれた県議会に同 6 日現在の義援金の市町村別配分状況及び支給状況が報告されており、その段階での日赤など義援金受付団体から県に配分された331億円のうち、被災者に支給されたのは28.2%のみ、約93億円とされています。また、県災害対策本部が受け付けた99億円の義援金のうち、支給されているのはわずか6.1%の6 億円としています。この 6 月 6 日段階によれば、塩竈市への配分額は、団体分で 3 億9,265 万円、宮城県分 1 億2,215 万円としていますが、実際の支給はゼロ円となっています。

今度の提案で、この 6 月議会で提案されている義援金は 4 億9,765 万円で、しかも県の義援金は、日本赤十字社や中央共同募金会、日本放送協会、NHK 厚生文化事業団など団体からと、宮城県災害対策本部に寄せられた合計額を、宮城県災害義援金配分委員会で示された割合で宮城県対策本部で発表している被災者数値に基づいて配分されるものと述べており、今後配分されるであろうことを予測して提案されていると受けとめていいのかどうか、この点

についてお伺いします。

この義援金の支給は、死亡や行方不明者など人的被害と住宅被害を含めて六つの項目が対象で、具体的には死亡や行方不明者に50万円、災害障害者に10万円、全壊の方に45万円、大規模半壊に25万円、半壊に20万円、災害孤児に50万円の被災者数値に基づいて配分されるものという説明もあります。塩竈市の義援金は比較的早く取り組まれたとは喜ばれておりますけれども、同時に市の見舞金は住宅被害のみで、県が示している6項目にならなかったのはなぜなのかお伺いいたします。

また、実際に住宅被害を受けていても、被害判定が一部損壊となったために、この一部損壊では1円もの支援がございません。一部損壊の被災者への見舞金、義援金を出す考えはないのかお伺いいたします。

二つ目は、廃棄物処理事業についてお伺いいたします。今回、廃棄物処理事業として市道の瓦れき撤去と側溝などの清掃で5,060万円の予算が組まれております。市内の瓦れき撤去は大分解消されてきておりますが、しかし、これからも建物の解体が出てくる状況にもあり、処理という点ではさらに粗大ごみや瓦れきが出てくることが予想されます。また、道路わきの側溝も大量の土砂やヘドロで埋まっているだけでなく、側溝のふたまでが流されている箇所もあります。梅雨時期に入る点で早急な対策を求められておりますけれども、今回のこの瓦れき撤去や側溝などの清掃5,060万円です。十分なのかどうかお伺いいたします。

もう一つは、災害廃棄物処理事業の関連でお伺いしたいのです。今後も建物解体委託事業が、条件が整い次第、一層委託事業が取り組まれるものと考えています。既に予算上では4月28日の臨時議会で危険物解体業務委託料として17億6,980万円が決定されておりますけれども、危険物の解体は被災者の申請に基づいて市が業者に委託するというものですが、申請に基づいて既に仕事が終了した業者には、市が委託者に遅滞なく委託料が支払われているのかどうか。また申請者が早急にどうしても解体を急ぐ必要があるために直接業者をお願いをし、既に処理済みのものについては、その業者に対する支払いはこれもちゃんと行われているのかどうかお伺いいたします。

三つ目に、塩竈市の防災行政無線の災害復旧事業についてお伺いいたします。防災行政無線災害復旧事業として拡声支局の設置及び拡声子局を含めて全体の更新として5億9,010万円の予算が提案されています。今回の災害で市内73カ所に拡声支局を設置してきたのにもかかわらず、実際にはある箇所では聞こえなかったという苦情が寄せられていることはこれまでも

指摘されてきました。そこで、今回提案されているアナログ方式からデジタル方式に改めることによって、今回起きたような拡声支局の被災を受けて機能しないことになったり、本庁の操作台のバッテリー切れを起こすことにはならないものとして提案されるのか——提案しているのだと思いますけれども、本来の機能を十分に果たせるものなのかどうかお伺いいたします。

以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま曽我議員から、議案第42号「平成23年度塩竈市一般会計補正予算」について、3点ご質問いただきました。

初めに、義援金の配分についてのご質問でありました。

まず、市独自の見舞金につきましては、市に直接寄せられました義援金などを原資に、住家が全壊、大規模半壊、半壊の被害を受けられました方々に対して支給をさせていただく内容でありますし、このことについては4月の臨時会でその内容についてご理解をいただいたと考えております。また、東日本大震災災害義援金につきましても、住家につきましては、全壊、大規模半壊、半壊の被害に遭われた方への支給となり、区分につきましては、市の見舞金と同じ内容となっております。一方、死亡、行方不明または災害障害の方々に対応する弔慰金であります。塩竈市では塩竈市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づきまして、災害弔慰金、災害見舞金を支給させていただいております。東日本大震災災害義援金では、基本的にこれらの区分と同様に、死亡、行方不明者の方々、並びに災害障害見舞金対象者への支給を行わせていただいております。このほか、追加項目として震災孤児の方への支給を行うことも取り込まれている内容となっております。

一部損壊の方についてはというお話でありましたが、先ほどご説明を申し上げましたとおり、臨時会におきまして半壊までの方々にお願いをさせていただきたいということで、現在そのような取り組みをさせていただいておりますことをご理解をお願いいたします。

次に、災害廃棄物処理事業についてご質問いただきました。大宗2点であったかと思っております。

1点目の道路上の瓦れき処理の進捗状況についてでございます。3月11日に発生をいたしました東日本大震災、その後に本市を襲った津波によりまして、市内でも大変な被害を発生いたしております。特に、例えば港町地区でありますとか北浜地区、藤倉地区、海岸通地区、そして中心商店街の方々につきましては、道路上に災害ごみや車が折り重なるなどの状況に

至りましたが、一日も早い道路の復旧に向け、3月12日から大規模災害時協定に基づきまして、市内の災害復旧連絡協議会に委託して道路上の瓦れき処理作業を進めさせていただきました。また、自衛隊、さらにはボランティアの皆様方にも大変献身的なご協力をいただきました。津波浸水地区を中心に、道路上の瓦れきや側溝内の泥を取り除く作業に毎日従事をしていただいたところでもあります。このような方々のご協力によりまして、現在ではおおむね道路上の瓦れき処理はほぼ終了いたしておりますが、なお今後とも道路の適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。特に、議員のほうからお話をいただきました側溝であります。津波によりまして大量の土砂が流入をいたしております。今回提案をさせていただいております予算の大半につきましても、こういった側溝の清掃並び側溝のふたの欠落等を補完する作業を行う予算を計上させていただいたところでもあります。

また、家屋の解体についてご質問をいただきました。既にご自分で家屋を解体したケースの対応についてであります。危険建物等の解体撤去を被災者が独自で実施していただきました件数は約100件程度と把握をいたしております。今回の補助制度につきましては、5月8日から被災者総合相談窓口で実施をさせていただいておりますが、ご相談の際には3点確認をさせていただいております。危険建物も解体について支援をさせていただきますが、補助単価等を含めたしくみがこの段階でまだ明確になっておらなかったために、若干時間がかかりますということの確認をさせていただいております。2点目であります。国県の方針が明確になった時点で支援の具体的な取り組みが決定できるということではありますが、これは建物解体の1次処理については当然塩竈市で対応するわけではありますが、2次処理以降については基本的には宮城県が県内で6カ所から7カ所の2次処分場を設けるということになっておりましたが、最近、二市三町についてはようやくこういった方針が明確になったということでもあります。3点目であります。支援制度確立前に実施された部分については、被災状況写真や契約書、領収書についてしっかりと保管をしていただきたいという3点のお願いをさせていただきました。被災者の皆様には、今後国の災害支援制度を活用いたしまして、申請者と工事施工者、そして塩竈市が改めて三者契約を結ばなければならないこととなっておりますので、こういった契約を結んだ後に支援金の支払い準備を実施し、順次支払いをさせていただくという予定でおるところでございます。

最後に、防災無線のデジタル化についてのご質問でありました。防災無線の復旧についてありますが、同報系の防災行政無線については、東日本大震災の発災後、全市の73カ所に設

置してあります拡声子局から緊急一斉放送を行い、市民に対して避難を呼びかけをさせていただきましたが、沿岸部にございました9カ所が津波により被災し、現在使用不能となっております。また、現在使用中のシステムであります、導入から既に12年が経過をいたしております。部分的に部品交換が必要であるという事態も実は発生をいたしておりますが、残念ながら補修部品が製造中止という状況でございます。また、あわせて総務省はこのような状況を勘案し、でき得る限り地方の防災無線網についてもデジタル方式への移行を推奨されておりますこと等を勘案し、今回全体的なシステムの更新を提案させていただいたところであります。

本震災の停電におきまして、当市の防災行政無線であります、バッテリーが48時間という電源を確保しておりました。これは総務省の無線設備の停電耐震対策のための指針に基づき設置をさせていただいたものでありましたが、残念ながら電力が断裂した後、2日間で防災無線が放送できないという、大変ご不便、ご不安をおかけしたところであります。このような状況を抜本的に解消するためということで、今回デジタル方式の防災無線を整備したいということで予算を提案させていただいているところであります。デジタル化を図ることによりまして、音声をデータ化して送信することで、劣化しないクリアな音質により拡声子局への伝達が可能となります。したがって、難聴区域等についても解消できるのではないかと期待をいたしているところであります。ぜひ難聴区域の解消を図り、市民の皆様により安心安全を確保してまいりたいと考えているところでございますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君）（登壇） 東日本大震災に対する災害復旧費、そして災害対策支援事業、災害関連事業、合計22億6,671万1,000円が含まれた議案第42号一般会計補正予算、24億9,165万7,000円について総括質疑を行います。

質問の第1点は、災害対策支援事業において、り災商店再生支援事業7,540万円として予算化しております。罹災した事業所と店舗に、全壊30万、大規模半壊20万、半壊10万円を助成するものとしております。日本共産党市議団は東日本大震災後、60にわたる要望書を塩竈市に提出をしておりました。3月29日に大地震災害に係る緊急要望書を提出し、被災し、営業、生活が困難な事業者支援を行うことを塩竈市に要望しておりました。今回のり災商店支援事業について評価をしております。塩竈市中心商店街、特に本塩釜駅前商店会、海岸通商店

会や、宮町、本町、南町、佐浦町の商店会は、津波による甚大な被害を受けました。旧塩釜ジャスコ跡地前の店舗は破壊されたままであります。本塩釜駅前では再開の兆し也没有せん。本塩釜駅前の店舗で再開した店でも、先に商品の製造機械を買い入れ、融資800万、今回の津波で再度借り入れ800万、二重ローンは大変厳しいと述べておりました。海岸通商店会でも、店舗は再開したがあくまでも仮設です。5メートルを超えた津波なのに、県は港区部の防潮堤は従来の高さと聞いております。復興計画に示されていないとほかの地域で店を行うことも考えてしまう。店舗をあけたが、市の公共駐車場が地震で使えなくなり、お客さんの車も置けないなど、こうした再開をしている方々も不安を抱えたままの取り組みであります。本町も再開している店舗が多いものの、津波による商品の流出損害で4,000万、あるいは債務返済も合わせると5,000万を超える店舗や、1億円の融資で設備投資はしたものの津波で被災し、商品の製造ができない中で借り入れた元金や利息の支払いが重くのしかかり、従業員の3分の1はやむなく解雇するなど、ゼロからのスタートではなく、まさしく大きなマイナスからのスタートなど、それぞれこうした地震、津波後のさまざまな意見が出されております。そうした点で、質問は次の3点であります。

一つは、今回のり災商店支援事業は塩竈市単独費であります。国県に財政支援を求め、津波被害を受けたすべての店舗に助成すべきではないかと思いますが、考えをお聞きいたします。

二つ目は、二重債務ローン問題について長期間の凍結を行い、復興したら返済する政策など、まさしく政府に働きかけていくべきだと考えております。その点についてのお考えをお聞きいたします。

三つ目は、助成は、店舗兼住宅など国の生活再建支援制度あるいは塩竈市見舞金の支給対象を除くとしております。その理由と、今回での助成件数などについて前段お聞きをしておきます。

次に、仮店舗建設設置事業費は658万円、中身はエアコンや照明、仮設店舗の土地賃借料などが含まれており、そうしたことが提案されております。仮設店舗は3カ所当初言われておりました。マリゲート、本町のくるくる広場、あるいは本塩釜駅前の民地としておりましたが、マリゲートの広場や本町くるくる広場の2カ所となっております。

質問は次の2点であります。

一つは、被災し、いまだに店舗があげられない皆さんへの呼びかけをこうした仮設店舗事業の中で考えられているのかお聞きをいたしたいと思っております。

二つ目は、仮設店舗は分散させずに1カ所で多くの市民が利用できる店舗を設置し、商店の復興を支援すべきではないでしょうか。きょうのニュースを見ますと、石巻では「復興」という名前をつけて「復興横丁」というニュースが流れておりました。こうした点で、例えば海辺の賑わい地区の土地の一面を借り活用するなどのお考えがあるのか、前段お聞きをしておきたいと思います。

災害関連事業費として7億1,268万円が提案され、先ほど提案理由の中に含まれておりました東日本大震災慰霊碑費や災害救助費、義援金のことでありますが、重点雇用創出事業、災害廃棄物処理事業などが含まれております。

そこで、次の2点をお聞きいたします。

一つは、塩竈市の第1次瓦れき仮置き場の一つに新浜公園がその瓦れき置き場になっております。実は周辺は水産加工食品工場もあります。衛生面を考慮した対応が求められると思います。また、議会での特別委員会での現地調査で、越の浦の県有地を活用して1次仮置き場を整備している現場を調査いたしました。そこで、越の浦の県有地の供用開始はいつの時点なのかをお聞きいたします。

二つ目は、先ほど前段曾我議員のところにもありましたが、宮城県での第2次仮置き場が求められております。先ほどの回答の中でも、それならばどの場所でどういう形で進めようとしているのか、その点についてお聞きをいたします。

政府は、東日本大震災の対応として第1次補正予算4兆153億円を決めました。塩竈市も災害復旧費14億5,737万円が計上されております。その内容は防災施設復旧費など14件が予算化されております。先に決まった国の第1次補正予算のこうした災害復旧補助金など、もう既に使い切ったものなのか、政府のこういった第1次補正との関係でお聞きをしたいと思います。

次に、政府は東日本大震災による被災団体に平成23年度特別交付税の交付額を前倒しし、平成23年度の塩竈市の特別交付税5億円から1億855万円を総務省は4月8日塩竈市に示しました。震災対策の貴重な財源であります。しかし、4月の臨時会や今回の6月定例の議案の中ではこの特別交付税の前倒しについての予算は見当たりませんでした。

そこで、次の2点をお聞きいたします。

一つは、今後の取り扱いはどう進められていくのかお聞きをいたします。

二つ目は、塩竈市の災害査定をしっかりと行い、特別交付税について増額を求めていくべきだ

と考えます。その点についてどのような対応を進めていこうとしているのかお聞きをし、第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 伊勢議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、り災商店再生支援事業についてのご質問でありました。すべての店舗に助成をすべきではないかというご趣旨であったかと思いますが、4月に開催されました臨時会で、一般住家についてはそれぞれ10万、7万、5万のお見舞い金をお認めいただき、既に1億4,000万円以上戸配をさせていただいているところであります。その際に、災害救助法なり被災者支援法は非住家の方々に対しては極めて冷淡ではないかというようなご質問を数多くいただきました。私も全く同様の考えであります。そういったこともございまして、さまざまな機会にぜひ罹災を受けられました商店の方々为抓手と再生できるような支援制度をとということを申し上げてきておりますが、残念ながら第1次補正までには一向にそういうものが計上されていないということであります。大変残念であります。そういったこともございまして、今回ぜひ幾ばくかでもということで被災を受けられた非住家、いわゆる商店主の方々に対してこのような助成をさせていただけないかということで予算を計上させていただいております。

なお、今後2次補正等も予定をされているようでありますので、しっかりとそういった声を上げてまいりたいと思います。

2点目であります。二重ローン問題であります。被災によりましてまた新たな債務を抱える懸念のある方々が多数おられます。これまでもこういった方々の二重ローン問題に対する対応策を国のほうでということにつきましては、再三再四お願いを申し上げてまいりました。おととい全国市長会がございまして、行財政改革部会のほうに出席をいたしましたところ、この二重債務ローンについて国のほうとして一定の方向性を今検討いたしておりますという話でありましたが、どうも新たなファンドをとというような内容であったかと思いますが、この辺についてはまだ情報は定かではありませんので、そういう話があったということでご理解をいただきたいのですが、ぜひ抜本的な対応策が講じられるよう我々からも今後とも要望いたしてまいりたいと思っております。

仮店舗の設置場所でありますが、今回2カ所を提案させていただきました。こういった仮店舗でありましてでもできる限り多くの方々に商店を再興いただければという思いでございます。

今回は2カ所に配置をいたしました。多くの方々からさらにというご期待があれば、ぜひこういったものを活用して、徐々に塩竈に活気を取り戻してまいりたいと考えているところがあります。

次に、廃棄物処理についてご質問いただきました。状況については再三ご説明をさせていただきましたので前段の部分は省略をさせていただきますが、中倉処分場、それから仮置き場として設置しました新浜町公園もほぼ満杯の状況であります。こういった状況を踏まえまして、先ほど今後着工が予定されております既存の住宅の解体の置き場として、今、越の浦漁港背後地を県のほうから25年3月31日までの使用許可を得まして、災害廃棄物の仮置き場として整備中であります。あと1カ月ぐらいで活用できるような状況になるものと考えておりますが、これらの仮置き場を活用しながら、市内の方々の需要におこたえをしてまいりたいと思っております。

また、県が主体となる2次仮置き場の設置についてであります。残念ながら二市三町がなかなか決まりませんでした。1週間ぐらい前でありましたか、二市三町の首長と宮城県の副知事で仙台市長のところをお願いにあがりました。仙台市の南蒲生地区にあります県有地と国有地をぜひ活用させていただきたいと。仙台市にあがりました理由は、そこまでのアクセスが仙台市道を活用しなければならないということで、ぜひ仙台市長のご理解をお願いしたいということでまいりましたところ、仙台市長からご快諾いただきました。県のほうでは早速2次仮置き場の整備に着手するというをお伺いしておりますが、それにつきましても若干まだ時間を要するものと考えているところであります。

次に、1次補正についてご質問いただきました。

まず、特別交付税の交付時期であります。本来、法令によりましては12月及び3月となっておりますが、今回被災地の資金需要を考慮した前倒し交付の特例措置が講じられております。本市では4月8日に1億855万円が交付をされております。これは国の当初予算分、17兆3,734億円から交付をされたものであります。

いつ予算を計上という話であります。本市につきましては当初予算で既に特別交付税の額として5億円を計上いたしておりますので、この内数ということでご理解をいただきたいと思います。

特別交付税の増額についてもご要望をいただきました。本年5月の第1次補正予算の成立に伴いまして、特別交付税、国のほうにおきましては1,200万円が増額をされております。この

増額分につきましては、今後、被災者数、被災家屋数など、被害の状況に応じて順次配分が決定されることとなりますので、本市の被害の実態、災害対策に要した財政需要等について国につぶさにご説明し理解を求め、特別交付税の増額確保に努めてまいりたいと思っております。また、今後災害復旧事業が順次実施され、資金需要が高まってまいりますことから、国の第1次補正予算で計上されました特別交付税では当然足りないわけでありますので、今後も国に対しまして前倒し交付を要望いたしてまいりたいと考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） わかりました。ちょっと何点か改めて確認をしたいと思えます。

一つは、り災商店支援事業についてさまざまな制約があつての関係で市単費として対応をしていくということになるのかなというふうに思います。

そこで、お聞きしている中で抜けているのは、対象件数はどのぐらいなのか、その点について再確認をしておきたいと思うところであります。

それから特別交付税の関係で国のほうで——1,200万円と言ったんですけれども1,200億でいいのかどうか、ちょっと私も意味合いがよくわからないので、国として1,200億円特別交付税として算定をし、それに基づいて特別交付税を増額してそれをこれから配分するのか、あるいは塩竈市に1,200万円来るのか、ちょっとその辺の、いわば金額上の問題について再確認のためにお聞きしたいと思えます。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） まず、支援対象についてであります。市の見舞金の対象については、これまで店舗や倉庫、工場などの事業所に対しましては、繰り返しになりますが融資制度以外の支援措置がなかったということから本制度を創出し支援を行わせていただきたいと思います。申請件数といたしましては、今回の非住家のり災証明書発行件数に被害区分に応じた一定の再開率を見込んで対象件数を算定したところであります。予算計上上は350件の申請件数を見込んで計上させていただいております。

1次補正についてであります。補正予算の全体額が17兆3,734億円ですが、そのうち国の特別交付税の予算額が1,200億円ということを申し上げさせていただきました。塩竈市に配分された額については、4月8日に1億855万円が交付されたということについてご報告をさせていただいたところでございます。

○議長（佐藤貞夫君） 8番伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君）（登壇） それでは、チェンジしおがまを代表いたしまして総括質疑をさせていただきますと思います。

まず、このような状況の中ということがあるのか、この6月補正で施政方針という形で提示をされております。正直その取扱方法について、私自身は今までの経験上からいくとなかなか難しい取り扱いというふうな位置づけではいるんですが、提案されておまして、先ほどご説明をちょうだいしたところでございます。

今回、私の総括につきましては補正関係、23年度の補正予算ということで出されております一般会計、災害復旧事業として補正額14億5,737万6,000円、それから災害対策支援事業補正額9,665万5,000円、それから災害関連事業補正額7億1,268万円の部分につきまして総括質疑、また関連して質疑をさせていただきますと思いますので、よろしく願いをいたします。

まず、いまだに被災をされた住民の皆さんは大変苦しい生活を送られております。そういった中で浦戸の方々からは、浦戸交通線の有料化の折に市長のところに区長さん方がお伺いした。その際、何とかもう少し無料でやっていただけないかという願いをしたら、塩竈市にお金がないんだと言われたということを区長さんから聞いたというふうなお話を承っているわけでございます。そこで、残念ながら私のほうに塩竈市にお金がないのかというふうな質問をされるわけですが、今塩竈市が議会のほうに出しております資料を見る限りにおいては、残念ながら公会計、歳入については、これは歳入歳出とも見積もりでございますので、国の制度設計に基づくさまざまな補助金、それから負担金等、こういったものについては来るであろうという前提で事業予算を編成するわけでございます。ですから来ているというわけではございません。それから歳出については、それに伴って本市としてその制度設計に基づいて事業予算を歳出として組めばこれぐらいになるということで、収支プラス・マイナス・ゼロという形での補正予算を含めた資料が予算書として提案をされるわけですが、これを見ているだけでは残念ながら塩竈市の財布の中に現金があるのかどうか全くわからないという、公会計の大変難しいところがあります。

そこで、きょうは今現金ベースで塩竈市の会計状況はどのようになっているのかということを総括質疑でまずお伺いをしたいと思っております。それは多分22年度の繰越金とか、それから財政調整基金——これは一般家庭でいえば普通預金になるんでしょうか、そういったものとか、それからあとは当初の予算でたしか一時借入金を塩竈市に認めておりますので、その

一時借入金を借り入れをして運用をすとかしながら、先ほど伊勢議員からお話あったとおり、特別交付税が前倒しで来ればそういったものをそういう財源の一部に充てたりとかいろいろするんだと思うんです。そこで、ぜひ今本市の財布はどのようになっているのか具体的にお示しをいただきたいと思います。

それに先立ちまして、たしか4月25日に臨時会が開かれまして、その後5月2日公布ということで東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律というのが施行公布になったようでございます。それに基づいて特定被災地方公共団体等に対する特別の財政援助の対象となる地方公共団体として塩竈市も指定をされたようですし、また、特定被災区域——被災者等に対する特別な財政措置の対象となる区域ということで、これもまた塩竈市が対象になったということでございます。この中身を見ますと、地方公共団体等に対する特別な財政援助としては、阪神・淡路大震災のときには19項目でしたが、今回は24項目ということで、大地震または大津波により甚大な被害をこうむった地方公共団体、政令で定める特定被災地方公共団体——先ほど塩竈市が入っているようでございますが、に対し、公共土木施設や社会福祉施設等の復旧、災害廃棄物処理等に対する補助等の財政援助を行う——これは激甚法の横出しと言われているようでございます。それぞれ補助率がかさ上げになったりしているようです。それで、特に災害廃棄物処理、瓦れき処理と、それから集落排水施設への補助率のかさ上げというのが今回は大きなテーマではないのかなと思っているんですけども、二つ目が、災害被災者等に対する特別の助成措置、阪神・淡路大震災で59項目だったのが今回116項目になっているようでございます。東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村及びこれに準ずる区域における被災者等に対し、社会保険料の免除、農林漁業者や中小企業者に対する金融支援等の助成を行うということになっているようでございます。

それで、この法律の中を見ますと、いろいろ細かに各省庁ごとに分かれて書いてあるんですが、1点ちょっと気になったところがあるので、これについてご回答いただきたいと思うんですけども、まず、先ほど地方交付税のお話が出たわけですが、一つは先ほど申し上げた法律の第10条を見ると、平成23年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付する地方交付税の額の算定に用いる地方交付税法第14条の規定による基準財政収入額は、同条第1項の規定によって算定した額に、道府県にあっては第1号に掲げる額の100分の75の額、市町村にあっては第2号に掲げる額の100分の75の額を加算した額とするということは、加算ですから市にとってはふえてくるという判断でいいのか、ちょっとこの辺お考えを聞きたい

と思います。

それからもう1点は、今後さまざま震災の影響によりまして、それぞれ市町村民税とか事業税、自動車税とか土地家屋・固定資産税、都市計画税などいろいろ減免等になったりとかするわけですね。または減免等になった減収額については、地方財政法第5条の規定にかかわらず同年度の減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で地方債に起こすことができるというところがあるんですが、こういったことについてどのように今財政課として取り組まれて、塩竈市の財政的なモラル・ハザードが起きないような形での今考え方をお持ちなのかについてお伺いをしたいと思います。

それからもう1点でございます。被災された市民の皆様から私どもによく寄せられる市民要望として、一つは生活支援金及び日赤などの義援金の支給時期、二つ目が倒壊危険建物の解体時期、三つ目が災害救助法による現物支給と現金支給について、それから四つ目が被災者生活再建支援制度における小規模災害への対応への不備について、それと同制度が、先ほども市長がおっしゃっていましたが、住居が、生活再建の第一歩としての住宅損壊については程度に着目してきたものであるために、住宅被害のない重症者、それから失業者など、生活の壊れぐあいという表現を使うんだそうですが、壊れぐあいにも着目した支援というのが必要ではないかということがこれまでも国のさまざまな研究会の中で議論をされてきたようでございます。こういったところと、それから五つ目として、本市の基幹産業でございます水産加工業へぜひ、これまで具体的な税投入というのは余り行われてきていないように思うんですが、積極的に税投入を行って、施政方針にも書かれておりますが、水産宮城を支える塩竈魚市場の背後の魚を受け取る場所として、多くの国民に安定して魚脂たんぱくを提供する業種としての認識というものをお持ちになられて、ぜひここに積極的な財政支援が必要ではないかというふうなご要望を今寄せられております。

これらのことに関しまして、今本市として具体的に、この1年以内でやらなければいけないところ、短期的にやらなければいけないところいろいろあると思いますが、どのように取り組みをお考えとなられているのかにつきましてお伺いをしまして総括質疑といたします。

どうもありがとうございます。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 伊藤議員から一般会計の補正についてご質問いただきました。

初めに、私のほうからは現在の本市の置かれた財政環境についてご報告をさせていただいた

いと思います。

現在の資金収支の状況ですが、今年度は被災市町村の資金需要が考慮されまして、先ほど来ご説明をさせていただいております普通交付税及び特別交付税の前倒し交付といったような措置がなされております。こういったことによりまして、一時的に資金需要が好転化しているということをございですが、やはり全体を考えますときに余りにも額が小さ過ぎるというふうに感じておりまして、先ほど来申し上げましたとおり、普通交付税並びに特別交付税の増額と言ったようなものを今後お願いしていくことになるのかなと思っております。

普通交付税につきましては、通常4月に公布される概算交付に合わせまして6月分の7割が前倒し交付をされております。また、本来の6月分交付につきましても、前倒しの残り3割分に加えまして9月交付分の7割が前倒し交付をされているところであります。

また特別交付税につきましては、本来12月に交付される災害対策に関する交付分が4月に前倒して交付をされており、資金収支はこういったことによって何とかやりくりができていているという状況でありまして、大変厳しいという環境であります。

したがいまして、浦戸交通線につきましても、3月の就航以来、3月、4月、5月については無料とさせていただいてまいりましたが、大変恐縮ではありましたが、6月からは旧来の料金をちょうだいさせていただくということでお願いをしたところであります。

また、全体的な今後の資金需要であります。今回の補正予算におきまして、災害復旧事業費などを主に計上させていただいておりますことから、今後復旧が本格化をしていく中で資金需要がさらに高まっていくものと見込んでおります。この対策といたしましては、議員のほうからお話しいただきましたが、まず内部資金、具体的には基金であります。基金の活用や補助金の概算請求、市債の早期借り入れなどで対応させていただきたいと考えております。また、収入面での資金確保のほか、場合によっては歳出予算の見直しなども必要になってくるのではないかと厳しい環境を見込んでおります。いずれ収入に見合った支出に十分配慮をしながら行政運営に努めてまいりたいと思っております。

今、塩竈市の財政状況を端的に物語るものは財政調整基金ではないかなと思っております。23年度予算がスタートするまでは約6億弱でありました。その後臨時議会で、第1次、第2次、第3次の補正を組ませていただきました。さらに今回6月補正予算を計上させていただいております。このまままいりますと、財政調整基金については恐らく2億を割り込んでくる、1億数千万というような金額になるものと予想をいたしております。さらに、今後災害

復旧事業としてさらに増額が予想されておりますので、今のままでまいりますと、財政調整基金が年度末には枯渇するというような状況が発生するものと見込んでおります。これらの対策等につきましてはでき得る限りの努力を重ねながら、まずは災害復旧を最優先ということで努力をいたしてまいりたいと考えているところであります。

また、議員のほうから災害復旧債あるいは税の減免、さらには交付時期等々についていろいろご質問をいただきました。担当のほうから一つ一つご報告をさせますのでよろしく願いをいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） それでは、伊藤議員のご質問にお答えします。

今回の東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第10条のお話をいただきました。もともとこの法律の条項というのは総務省関連になります。今回基準財政収入額のほうに75を加算する、いわゆる減収した分を加算するという形になりますと、一見普通交付税が減るのではないかというふうな見方になりますが、今回第9条のほうに地方債の特例というものがございまして。今回出ています、いわゆる震災によって市税等の減収あるいは減免、条例上で減免した場合にあっては歳入欠陥債というものが発行できるような仕組みになっています。この歳入欠陥債につきましては、減収分についてはその後年度の基準財政需要額のほうに後年度において100%加算するという形になります。そうしますと、今回基準財政収入額のほうで減免いたしますと、いわゆるダブる、重複になってしまいますので、あくまでも普通交付税上は今回は減免した分はもともとの数字にいたしますと、ただし落ちた分については歳入欠陥債を発行し、翌年度で交付税で措置するという仕組みになっているということになります。今回の第1次補正予算にもありますように、交付税が補正された中身というのは特別交付税のみであります。普通交付税は補正はございませんので、そういった内容からも読み取れるのではないかなと思います。

それから、災害復旧事業債のお話を若干させていただきます。今回災害復旧事業債、東日本大震災、いわゆるこれは財特法、東日本大震災財特法と呼んでおりますが、まず阪神・淡路大震災よりも国庫補助率がかなりアップしています。これまで阪神・淡路でしたらば10分の8というものが限界値だったのですが、今回10分の9まで認められるというふうになっています。さらにこれは塩竈市全体の事業費、全体の中で標準税収入額の20%を超えますとその分は10分の9の補助となります。さらに浦戸については100%災害復旧事業債が充当できる。

その災害復旧事業債の後年度負担は95%、これは翌年度で普通交付税で措置されるというふうな非常に優位な制度になっております。

説明は以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 8番伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君） ご説明ありがとうございました。苦しい時期もあるんでしょうが、いろいろ制度的なものもあります。そういったものをうまく活用しながら、これはもう災害対策債などを活用しながらやるしかもうないんだと思います。復旧は市長も言うとおりスピードだと思いますので、ぜひスピードを持ってやっていただきたいと思います。

それで、1点目からのこれは国のほうに申し上げていただいてぜひ実現をしていただきたいんですが、現状の普通交付税なり特別交付税という形の枠の中では今までの事業での交付税での歳入の部分と全く区別がつかなくなりますので、たしか、震災復興交付税のようなものをつくってもら。それはもう100%必ず国で見てもらうんだよというふうなことを国にしつかりと申し上げていただいて、市民の一日も早い復興のためにご尽力をいただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 例えば瓦れきの処分についても、今国の指針は、今申し上げましたような災害復旧債とか、あるいは後年度に交付税措置ということではありますが、すべての自治体が、今そういうことではなくてすべて国費を直入していただきたい、それが今一番はっきりするわけです。かかった費用は全部国が持つ、これが一番地域からするとわかりやすいので、ぜひそういうふうにしていただきたいということを声を上げておりますので、議員の皆様方からもご支援をいただければ大変ありがたいと思います。（「事業を進めてください」の声あり）

○議長（佐藤貞夫君） 15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君）（登壇） ニュー市民クラブを代表いたしまして、総括質疑をさせていただきます。

一般会計補正予算総額が249億1,650万7,000円とする予算であります。内容を見てまいりますと、まず市長の施政方針、予算、この説明何回も読みました。読めば読むほど大変だなと、これからどうするのかと、そして読めば読むほど中に若干の盲点があるのかなと、その辺を理解しながら、お互いに理解をしながら当局の考えをお伺いしてまいりたいと思いま

す。

まず、補正額が24億2,205万7,000円ですが、その内容を拝見しましたが、防災施設災害事業中心で14億5,736万6,000円です。中身を検証しますと、復旧中心ですが、被災されました市民、住民の皆様にとって心に響く予算なのか、まずは市長のお考えをお伺いしておきます。

また、災害対策支援事業の補正にしましても、9,665万5,000円です。中身は災商店再生支援事業費、1戸当たり30万円を上限に塩竈市独自の設備資金を補助する内容です。中小企業、商店、水産加工業者が主なものとなっておりますが、よい施策だと思っております。対策支援事業の中でまた被災児童への就学支援などがあります。そこで、全市民、住民の中でも一部損壊の被災住民の予算がなかなか見えないように思います。なぜなのか。国のありきたちの予算、条例とかの枠組みの中でしかないように思います。心の通った予算を期待しておりましたが、市長はどう思っているのかお伺いいたします。

災害関連事業の補正予算にしても7億1,268万円ですが、そのうち義援金の配分が中心で4億9,875万円です。早急に分配されますよう期待申し上げます。

塩竈市としての対応は雇用創出の1億5,213万円くらいです。国の制度とは理解しつつも、本当に被災された人々への対応が義援金配分しか見えませんが、このようなことで被災された市民、住民の暮らしは大丈夫なのか、住民、家族が安心できるのか、塩竈市に住み続けるという希望がわくのか心配いたすところです。塩竈市長の思いやりの思い切った被災住民への目玉施策はなかったのかお伺いいたします。

実施計画事業の補正額の1億3,834万4,000円ですが、第5次長期総合計画を意識してなのか、定住、交流、連携とお題目はありますが、復興に向けての市民への強いメッセージとは見えません。新規事業の施策はなかったのでしょうか、お伺いしておきます。

我々議会は昨年12月にけんけんがくがくと議論の末、未来の塩竈のために第5次長期総合計画に議決を与えたわけですが、議会と行政の意識の差があるのか知りませんが、定住対策はあるものの、人口増の対応、対策の施策が見えません。残念に思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

また、長期総合計画の見直しを考えているのかお伺いいたします。

3月定例会では暫定骨格予算でスタートしましたが、東日本大震災のため、予定が多少違ったことは理解いたします。経常収支比率から考えますと、市長の政策予算は多くとも14億前後程度と考えますが、3期目を目指す市長の市民のための政策的事業を示していただきたい

と思います。

以上をもちまして1回目の総括質疑といたします。よろしくどうぞ。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 菊地議員の23年度一般会計補正予算のご質問にお答えをいたします。

前段にちょっと予算についての考え方をご説明させていただきたいと思います。

補正予算の内容であります、例年の6月補正予算であります、年度予算から短い期間ということでもありますので、主に当初予算編成後に生じた国県の補助事業などの補正という極めて限定した形でやってまいりました。本来ですと本年は4月に選挙の年でありました。首長を初め議会議員の皆様方も選挙を経てということになりますので、旧来どおりことしの当初予算については骨格予算とさせていただけたところでもあります。選挙後に改めて施政方針と年度予算ということで対応させていただく予定でありますということについては当初予算の際にもお話をさせていただいたところでもあります。

しかしながら今回におきましては、この間に3月11日の東日本大震災、まさに未曾有の災害が発生をしたわけであります。今回計上しました補正予算一般会計、特別会計合わせまして35億3,155万7,000円ありますが、その大半が震災復興ということに振り向けざるを得ないという内容であります。

議員のほうからも、余りきらっと輝くものが、市長、ないのではないかとというようなお話をちょうだいし大変恐縮をいたしておりますが、まさに今この震災復興を本市としていかに乗り越えるかということが今現在の私に課された喫緊の課題ではないかということで、このたびこのような補正予算を計上させていただいたところでもあります。

先ほど申し上げました補正予算のうち、やはり大きな割合を占めますものが災害復旧事業であります。これは市民生活を震災前に戻すためにはどうしても、どうしても必要な事業であると認識をいたしております。確かに一見地道な事業であります。なかなかもとに戻すということについては市民の方々からもご理解をいただきにくい事業ではあるかと思いますが、今の塩竈にとりましてはこれが必要な施策ではないかと私は判断をいたしております。地道な事業の繰り返しになるものとは思っておりますが、しっかりと震災復興・復旧というものにまずは全力を挙げて取り組みをさせていただきたいと考えております。

結果といたしまして、り災商店再生支援事業といったものに対してまして十二分な予算が計上できなかったのではないかと、例えば一部損壊の方々にもというお話であったかと思いま

すが、我々としては今現在の限られた予算の中ででき得る限りという対応をさせていただいたつもりであります。

まだこの中で足りないものにつきましては、先ほど来ほかの議員の方々のご答弁にも申し上げております。今後2次補正、あるいは場合によっては3次補正といったものが当然予定されておるものと思っておりますが、そういった時期に合わせまして、我々行政としてなお一層の努力をいたしてまいりたいと考えているところでございます。

なお、長期総合計画の見直しはというご質問もちょうだいいたしました。長期総合計画、ご案内のとおり23年4月からのスタートであります。当分の間については長期総合計画は、まずは3年間の第1期計画につきましては現在の長期総合計画で取り組んでまいりたいと考えているところであります。

よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） ありがとうございます。

震災の復旧・復興はやはり最優先的にしてもらおう、しかしながら今回の震災で運よく震災から逃れた方も住民としておられるわけです。そういった方の塩竈市に住み続けたい、住んでよかったと言えるようなまちづくりのためにはそういった方々への配慮も必要ではないかと思っております。

それで、先ほど今回災商店再生支援事業、それは私は先ほども申しましたとおり評価します。あと一部損壊の方でもほんのちょっとだけ壊れて大したことないなどいっても、例えば家屋敷が大きくて今まで固定資産税をいっぱい納めていた方からすれば、一部損壊でも広くて大きくて多額の修繕費がかかるという方がおりますので、幾ら何でも困ったという市民の中にはたくさんおられますので、そのことを申し上げたので、ぜひともそういった、ちょこっとだから我慢しなさいというのも必要かもわからないのですが、私のうちみたいにウサギ小屋だったらちょこっとでもいいのですが、どなたかさんの立派な邸宅だとちょっと壊れても何百万とすぐなると聞いていましたのでそのことを申します。

あと、長総の見直しというのは、大震災によって人口、そしてまちづくりもやはり変えなければだめではないかと、当初の3年間をするんだよというよりも、やはり変えるものは変える、そして住民が本当にここに住み続けるという問題が必要ではないかなと思っております。

あともう1点だけ言わせてもらえば、財政改革をしっかりとしないと二、三年後に塩竈の財

政は本当に苦しくなります。固定資産税は入ってこない、どうするんですか。その辺を見きわめての長期総合計画なり財政の計画、健全化について努力をしてもらわないとなかなか厳しいのではないかと感じておりますので、そのところを早急にしていただきたいと考えておりますので、何とか塩竈市、健全で本当に住みいいまちにするんだったら、そういった先、先というのの考え方も必要ではないかなと思っております。

先ほど、定住人口の対策というのはいっぱい今回も予算に出ています。しかしながら、先ほども申しましたとおり、12月の長期総合計画に議決を与えるときに、皆さん、議員さん、特別委員会の中でも人口増の対応どうするんですか、そういう意見がいっぱい出されていたと思うので、その辺が幾ら施政方針及び予算説明書を読んでも見ても人口増についての対策というのが反映されていない。ということは、やはり議員の意見というのはまだまだ小さいのかなと、そういう心配をするものですからお伺いしたので、市長のお考えをお伺いして終わりたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、長期総合計画とあわせまして、今回の震災復興のための検討委員会というものを設置させていただきました。6月8日に第1回目の委員会を開催いただきました。そちらのほうに基本構想といいますか、今後震災復興計画をまとめていく上での柱となる部分について何点かご提案をさせていただいております。

今回の震災、本当に未曾有の震災であります。例えば石巻、気仙沼あるいは南三陸といったようなふうに、もう町並みが全くなくなっているという地域もあるわけであります。我々の塩竈につきましても大変大きな被害を受けております。これから先どういう震災復興をしていくのかということについては、この検討委員会の中から今後つまびらかにさせていただきたいと思いますが、ただ、先ほどどなたかのご発言にもございましたが、塩竈のまちをどうやって守るんだというところが実は一番前提にあるわけであります。今回の震災規模のものから塩竈のまちをどう守っていくのかということが本来さまざまな議論のスタートになるわけですが、実はこれをしっかりとまとめるというのは大変時間がかかるし、大変な労力がかかるものだと私は思っております。なぜかといえば、今まで何十年かけて我々震災対策をやってきました。宮城県沖地震対策。でも、そういう中であってもこれだけの被害が発生してしまったということを我々は厳粛に受けとめなければならないものと思っております。でありますから、自然の力というものを我々はもう一回見直さなければならない。そういう

中で塩竈のまちづくりをどう調和させていくのかということになるのかなと思っております。

そういったことをさまざまな角度から検討させていただくとすると、1年、2年という期間の中で全体のまちづくりの構想をまとめ上げるというのはなかなか困難なのかなと思っております。ぜひさまざまな情報を盛り込みながら、できるだけ市民の皆様方にわかりやすいまちづくりというものをご提案をさせていただきたいと思っております。そういった観点から今せっかくなつくりました、皆様方にも大変なご議論をいただいてつくり上げました長期総合計画をスタートの時点から見直すのかということではなくで、一定程度そういう議論がなされた後にまた見直しをさせていただくということではないかと私は考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） 今市長から長総のスタートの時点でどうのこうのというけれども、私はやはり市長は常々日本で一番住みたいまちを目指すと。やはり自分が目指すんだったら市長が、災害に遭った、水害に遭った、震災に遭ったというところを市長自身の考えを市民に訴えれば、私は、市民はそうだと、議会もそうだと、何年かけてまちづくりを考えますというよりも、先ほどどなたかスピードですよと言っていました。やはりこれからは、市長がこの殿様ですから、殿様がこういうふうにしたいと、ある程度そういった考えを示していただければ、こっちの方法がいいのではないかと、こっちの方法がいいのではないかと、それからスタートではないかなと思うんです。皆さんの意見を聞いてからでは、3年後、4年後、時間をかけて本当にいいのかなという思いがありますので、ここはやはりリーダーシップを遺憾なく発揮していただきたいと私は思っております。それが住民にとってもいいのではないかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。終わります。ごめんなさい。

○議長（佐藤貞夫君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明11日から13日までを休会とし、14日定刻再開したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明11日から13日までを休会とし、14日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時27分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年6月10日

塩竈市議会議長 佐藤 貞夫

塩竈市議会議員 香取 嗣雄

塩竈市議会議員 曾我 ミヨ

平成23年 6 月 14 日（火曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 2 日目）

議事日程 第2号

平成23年6月14日（火曜日）午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第38号ないし第49号（施政方針に対する質問）

本日の会議に付した事件

日程第1 ないし日程第2

出席議員（21名）

1番	曾 我 ミ ヨ 君	2番	中 川 邦 彦 君
3番	小 野 絹 子 君	4番	吉 川 弘 君
5番	伊 勢 由 典 君	6番	佐 藤 貞 夫 君
7番	東海林 京 子 君	8番	伊 藤 博 章 君
9番	浅 野 敏 江 君	10番	小 野 幸 男 君
11番	嶺 岸 淳 一 君	12番	志 賀 直 哉 君
13番	佐 藤 英 治 君	14番	伊 藤 栄 一 君
15番	菊 地 進 君	16番	今 野 恭 一 君
17番	阿 部 かほる 君	18番	鈴 木 昭 一 君
19番	鎌 田 礼 二 君	20番	木 村 吉 雄 君
21番	香 取 嗣 雄 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐 藤 昭 君	副 市 長	内 形 繁 夫 君
市立病院事業管理者 兼 院 長	伊 藤 喜 和 君	市民総務部長	佐 藤 雄 一 君
健康福祉部長	神 谷 統 君	産業環境部長	荒 川 和 浩 君

建設部長	金子信也君	市民総務部理事 兼政策調整監 兼震災復興推進室長	伊藤喜昭君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君	会計管理者 兼会計課長	星清輝君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君	産業環境部次長 兼水産振興課長	小山浩幸君
建設部次長 兼下水道課長	千葉正君	市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	菊地辰夫君
市民総務部 政策課長	阿部徳和君	市民総務部 財政課長	荒井敏明君
市民総務部 税務課長	赤間均君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	鈴木宏徳君
市立病院事務部長	菅原靖彦君	市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴木康則君
水道部長	福田文弘君	水道部次長 兼総務課長	尾形則雄君
教育委員会教育長	小倉和憲君	教育委員会 教育部長	桜井史裕君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君
教育委員会教育部 学校教育課長	星篤君	選挙管理委員会 事務局長	鈴木正信君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	白澤巖君

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	相澤勝君
議事調査係主査	斉藤隆君	議事調査係主事	西村光彦君

午後 1 時 開議

○議長（佐藤貞夫君） ただいまから 6 月定例会 2 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第 2 号記載のとおりであります。

本日は暑いので、上着を脱いでも結構でございます。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤貞夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、2 番中川邦彦君、3 番小野絹子君を指名いたします。



日程第 2 議案第 38 号ないし第 49 号

○議長（佐藤貞夫君） 日程第 2、議案第 38 号ないし第 49 号を一括議題といたします。

これより市長の施政方針に対する質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。2 番中川邦彦君。（拍手）

○2 番（中川邦彦君）（登壇） 私は、日本共産党市議団を代表して、施政方針に対する質問を行います。

私の質問は、今回の東日本大震災に関して質問をいたします。

3 月 11 日に三陸沖を震源とする地震が発生し、太平洋沿岸に大津波が本市を含む三陸沿岸部に甚大な被害を受けました。本市での被害は、死亡・行方不明者合わせて 45 名となりました。津波と地震による被害の状況は、5 月 25 日現在で、住家では全壊が 442 件、大規模半壊 1,000 件、半壊が 643 件、一部損壊 1,734 件を合わせて 3,819 件となり、非住家の場合は、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊合わせて 1,724 件の被害を受けました。被害に遭われた方々には、心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を願うものです。また、ライフライン復旧のため、各種の自治体や企業から派遣された職員、団体、ボランティアとして参加された皆様に敬意を表したいと思います。

それでは質問を行います。

第 1 は定住についてであります。

一つ目に、北浜地区の緑地護岸整備計画と防潮堤について伺います。

今回の津波の高さが、4 メーターを越す高さが市内に到達いたしました。緑地護岸整備事業は県の工事で行っていますが、造船跡地は施設の撤去も進み、更地のままで今回の津波が北浜

地区や藤倉地区の平地が浸水いたしました。県は防潮堤の計画を、昭和35年のチリ津波の高さ3.5メートルを基準にしていますが、防潮堤の高さを含め計画の見直しを行うのか、完成の時期を早めていくのか。また、工法についても県に求めていくのか伺います。

二つ目に、津波による陥没と浸水対策について伺います。

塩竈は、地盤沈下がおさまるところか、進むという特徴があるところであります。今回の津波による陥没が市内の海岸部を中心に起きております。港町地区、藤倉地区中心部、特に北浜地区では昨年のチリ津波や低気圧による浸水、大潮のときなどたびたび冠水しております。冠水地区への浸水対策と陥没による地盤沈下対策について伺います。

三つ目に、浸水地への工場や住宅建設について伺います。

北浜地区の海岸部は、緑地護岸整備で造船各社が移転や廃業で更地になっております。産業道路に近い部分では、加工場や鉄工場と住居が混在している地域でもあります。この地域の経営者や住民の中には、今のままでこの場所に住めるのか、仕事ができるのか不安でどうしたらいいのかわからないと言います。一つには、この場所に住むのに一定の高さまで盛り土してかさ上げをしなければならないし、費用がかかるし、この地区から移転すればいいのか悩んでいる方がおります。二つ目に、住民の中には、かさ上げの費用や、住んでいた土地を国や県に買い上げてもらえばと考えている方がおります。市として、住民の要望を聞き、どのように対応するのか方針を早く示していくことが大事ではないでしょうか。見解を伺います。

大きな二つ目は、交流についてであります。

一つ目に、災害時の避難所の運営についてであります。

災害発生時から、余震や津波の不安と寒さと空腹の中で各施設に避難してきた方々は、市内や浦戸諸島を初め3月11日時点で39カ所、8,047名の方が、本庁舎、市の施設、塩釜ガス体育館や市内の小中学校を初め、町内会の集会所に多くの市民が避難しておりました。指摘しておきたい点として、本庁舎や避難所として指定しているところには自家発電の設備がないこと、暖房機器の不足、トイレの不足など、生活していく上で必要最低限の設備であると考えます。今までにどのような配備を行ってきたのか伺います。また、体育館は避難所の指定にはなっておりませんが、今後これらについてどのように見直すのか見解を伺います。

今、被災地の自治体では、学校の施設を防災拠点にするという議論がされてきております。本市の場合は、小中学校すべてが高台にあり、避難所として最適な環境にあります。食料の備蓄、飲料水、発電機など資材の備蓄を行うなど、今後の課題として見直すべきではないでしょ

うか、伺います。

二つ目に、災害時の炊き出しについて伺います。

避難所では、支援物資が届くまでの数日間が一番重要と考えます。ある学校の避難所では校長先生の計らいで給食室や調理室が開放され、温かい飲み物や簡単な汁物などが出され、避難者から大変歓迎されました。避難しないでやむを得ず自宅にとどまっている方々の支援物資が、町内会の役員さんから一、二回程度配給されましたが、避難弱者の方々について、今後の課題として災害時の避難と支援について見直しをすべきと考えますが、見解を伺います。

また、災害時に学校の給食室が開放され、避難している住民が温かい飲み物で本当に助かったと語られていました。共産党市議団で市内の学校を訪問、調査を行ったときに、ある校長先生から、うちの学校はプロパンガスの使用で、電気がなくても担当の先生方の協力で温かい物を出すことができたことは、給食が自校方式だからこそできたことだ。避難している方々に大変喜ばれました。センター方式ではできないことだとも語られました。今後にとって貴重な経験ではなかったではないでしょうか。阪神・淡路大震災のときの教訓として、学校給食がセンター方式のため避難所に指定されても学校の給食室を使えなかったことが、自校方式への見直しを行うとして今取り組んでおられます。

市長に伺いますが、災害時に学校などが避難場所と指定しているからこそ、学校の給食室、調理場が利用できるようにすることが大事で、今後とも災害時には活用すべきと考えます。これからも自校方式を推し進めるべきではないでしょうか。見解を伺います。

大きな第3は、連携についてであります。

一つ目に、防災計画の中に原発事故や対応について明文化することについて伺います。

福島第一原子力発電所の事故を受けて、福島県や仙台市、登米市などでは大気中の放射線量の測定を始めると報道されております。子供が生活する学校などの施設を対象とし、すべての市立小中学校、高校、保育所、幼稚園、児童館など499施設で実施するものであります。仙台市や登米市では、測定の翌日、ホームページで結果を公表することにしております。本市でも、原発事故の対応や処置について防災計画に位置づけ、測定する機器を配備し、定期的に測定し、その結果を市民に公表して不安の解消や風評被害をなくすことになるのではないのでしょうか。伺います。

大きな第4に、市政運営の基本方針について伺います。

一つ目に、第5次長期総合計画と災害復興計画との関連について伺います。

第5次長期総合計画は、本年度を初年度として、平成23年から平成32年までの10年間とするものです。施政方針では、震災復興計画は総合計画の安全で安心なまちづくりの分野を担うものと位置づけ、本市のまちづくり計画の両輪としてありますが、今取り組むべき最優先の課題は、被災者や住民の生活基盤の整備と地元企業の復旧・復興の一日も早い再建に取り組むことではないでしょうか。長期総合計画と災害復興計画を両立するのには無理があり、成り立たないものではないでしょうか。同僚議員からも指摘があったように、長期総合計画の凍結をと求められました。復旧と復興にはスピードが求められております。市は、行財政改革として定員適正化を目指し、職員の削減を行ってきました。このまま計画を推し進めれば、被災した市民の要望や要求に対応できないのではないのでしょうか。予定どおり行うのか伺います。

災害の復旧や復興の最前線に立つ職員は、大変な状況は今も変わってはいないのです。職員数は限られた中で、不眠不休で休日も返上し市民の要望や要求にこたえていました。長期総合計画の中にある定員適正化計画を復興するまでの間は凍結し、改めて検討すべきと考えます。市長の見解を伺います。

二つ目に、暮らしの再建で、半壊や一部損壊の補償についてであります。

東日本大震災で被災した住家の場合は、全壊で442件、大規模半壊が1,000件、半壊が643件、一部損壊が1,734件という被害を受けました。被災者生活再建支援制度の適用外となっている半壊などに至らない被災住宅に対し、自治体が国の交付金を活用して助成することが可能であることが明らかになりました。この問題は、5月12日に開かれた参議院財政金融委員会で我が党の大門実紀史議員が取り上げたものであります。その内容は、半壊までいかなかった多くの被災住宅に対する支援が必要だとして自治体が住宅補修助成制度を設けた場合、国が都道府県に出している社会資本整備総合交付金の支援対象に同制度が含まれるのかと質問を行い、国土交通省の井上審議官は、被災住宅が補修で直るなら、しっかり進めることは大変重要だとして、助成費用の約半分を補助する交付金は活用が可能だとの見解を示したのであります。

今、宮古市では、津波による家屋の全壊と半壊件数で7,947件の被害を受けております。住宅を応急修理して、避難所などから自宅に戻る住民がふえております。災害救助法に基づいて国が補助する52万円に加えて、市が対象世帯に10万円の上乗せを決めております。被災者の生活再建を後押ししているのであります。宮古市では、工事を地元業者に発注する場合には、さらに10万円を受けられる追加補助制度を設けております。4月26日の受け付け開始以来、申請件数は5月25日時点で300件を超えているのであります。世帯年収などの交付要件があります

が、補助金は屋根や柱、床、配管設備などの修理費用に充てることができるというものであります。また、市では、工事を請け負う市内の業者約120社と応急修理指定の契約を結んでいるのであります。また、富谷町では、6月議会で一部損壊の場合に独自の助成制度として補正予算として提案されました。対象件数は1,200件で7月から9月までの受け付けとし、予算を400件分、4,000万円を計上しているのであります。一部損壊の助成制度として、10万円を超えた分の工事費で2分の1の補助で、最高限度額10万円を助成するというものであります。当塩竈市でも一部損壊が1,734件にもなっておりますから、独自の生活再建支援制度を創設してはと考えますが、当局の見解を伺います。

これで第1回目の質問といたします。（拍手）

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま中川議員から4点のご質問をいただきました。

初めに、東日本大震災に関するご質問にお答えをいたします。

定住の北浜地区の護岸緑地整備事業についてお答えをさせていただきます。この事業は、港奥部の北浜地区に、高潮や津波の災害防止と市民の皆様方や観光客が憩い、親しんでいただける親水空間をあわせて創出するために、北浜護岸緑地整備事業として県が事業主体として実施をいたしております。約3.1ヘクタールを総事業費62億円で、平成14年度から25年度までの計画期間で進めることといたしております。昨年度までにすべての用地・建物補償が完了し、本年度、23年度から本格的な護岸の整備工事に着手する予定でありました。東日本大震災により発生した地盤沈下等の影響で、北浜緑地護岸整備事業にも若干おくれが生じているという報告を受けております。引き続き、本年度から整備をされる予定であります。築堤工事でありますとか地盤改良工事が遅滞なく進められるように、努力をいたしてまいりたいと考えております。

また、あわせて防潮堤というご質問をいただきました。北浜緑地護岸のほかにも、港地区から貞山地区にかけて防潮堤が整備をされておりますが、いずれの施設につきましても過去のチリ地震津波の既往最高潮位でありました3.6メートルを大幅に超えております。今後、改めてこれらの事業の見直しが行われ、国の災害査定を受け、その後復旧工事に着手するものと判断をいたしております。現在も、高潮時には地域一帯が冠水する被害等も生じております。県に対しましては、応急復旧による早期改善を図るとともに、実態に応じた防潮堤の高さの見直しについて強く要望いたしてまいります。

次に、津波による陥没と浸水対策、さらには浸水地区での工場や住宅の建設についてのご質

問でありました。北浜や藤倉地区、港町などの沿岸部では、道路の陥没や舗装の破損、流出などの被害が多数生じております。陥没や段差が生じております箇所につきましては、早速アスファルトで応急復旧を行っているところであります。また、道路の陥没などの地盤沈下と浸水対策につきましては、今後公共土木施設災害復旧事業による災害査定を経て本格的な復旧工事に着手することとなりますが、地域住民の皆様のご不安を解消するためにも、今後も関係機関と調整を図り、できる限り早期の復旧に努めてまいりたいと考えております。

また、浸水地区での工場や住宅の建設についてであります。今回の震災では広い範囲で地盤沈下が確認をされております。国土地理院が4月14日に発表いたしました結果によりますと、岩手、宮城、福島県の太平洋沿岸28カ所の地域で顕著な地盤沈下、例えば20センチから84センチ程度と表現をされておりますが、このような地盤沈下が確認をされております。本市では、港町地区で特に地盤沈下の影響が大きく、高潮時には道路の冠水被害が生じております。緊急的な対応として、県に要請し、県道塩釜港線沿線に大型の土のうを設置し、一時的に高潮被害の対策に当たっているところであります。今後の対応といたしましては、県に対し護岸等の早期改修を求めていくとともに、現状地盤高や津波痕跡高と浸水地域の調査分析を踏まえた防潮堤や道路のかさ上げなどによる対策工法を検討の上、地盤沈下の抜本的解消に取り組んでいただくよう努めてまいります。

次に、被災地域での家屋、工場や鉄工場等の再建についてのご質問でありました。被災地区の被災者の中からは、とてもかさ上げ等を行っても津波が心配で、ぜひ高台への移転を考えておりますなどのご相談が多数寄せられております。本市は、震災復興計画の策定に現在取り組ませていただいております。こういった中で被災した市街地において、引き続き安心して生活再建ができますような土地利用の方針をお示しすることといたしております。現住地から高台に移転をされたいという希望をお持ちの方々も多数存在するものと思っております。一方、このような方々の要望にお答えできる手段ではありますが、ご案内のとおり、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置しか現在ないわけでありまして、経費負担率といたしましては、国が4分の3、地方負担が4分の1になっております。地方も多額の費用負担が伴いますことに加え、既存の土地の取り扱いなどについても、だれがこういった土地を買い取るかというようなことについて、まだ明確な方針が残念ながら示されていないという状況にあります。このように、活用にまだまだ課題が残ると判断をいたしております。我々は、今後国にさらなる国費のかさ上げを要望し、二次補正予算にぜひ反映されますよう取り組んでまいりたいと考

えております。

次に、災害時の避難所の運営についてご質問をいただきました。

本市の防災計画では、避難所運営マニュアルを作成し、避難所の開設から施設の点検、運営、組織づくりなどの業務を規定をいたしております。しかし、今回の大震災では、防災計画上で想定をいたしました避難者数3,000人を大幅に上回る8,771名の方が、避難所14カ所のほか集会所など46カ所にご避難をされました。発災と同時に、担当職員は各避難所に直ちに出勤し、学校職員の皆様にも積極的なご協力をいただきながら避難所の運営に当たったところではありますが、想定を超える避難者数でありましたため、例えば暖房や照明用の電源、その他の機材なども十分には用意できないなど、避難された皆様に変なご不便をおかけいたしましたことに、心からおわびを申し上げます。備蓄食料も大幅に不足をし、避難所周辺の多くの市民の皆様や食品関係企業の方々から食料の提供と炊き出しなどのご協力をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。また、地域の皆様方相互の強いきずなを支えられまして何とか避難所運営ができたことに、改めて御礼を申し上げます。

今回の震災を踏まえ、自主防災組織や市民の皆様に変更聞き取りやアンケート調査を実施をさせていただきます。また、消防団や避難所運営職員につきましても調査を行い、抽出されました課題を分析し、避難所運営マニュアルが内在する東日本大震災に対する課題、問題の解決に取り組んでまいり所存でございます。

また、災害時の炊き出しについてご質問いただきました。今回の震災では、どの避難所も予想を上回る人数を収容させていただき、避難所職員だけではなく、学校教職員の方々、避難された皆様が一体となって避難所の運営に取り組んでいただきました。その中で、どの避難所でも工夫を凝らし、避難された方々に温かい食事を提供することに努力をしていただきました。各防災備蓄倉庫に大がまが用意をされておりましたので、御飯の炊き出しやみそ汁、スープを提供することができました。また、避難所となった一部の学校では給食室がプロパンガス使用で火気の使用が可能であり、家庭科室や簡易コンロを利用するなど、それぞれ工夫を凝らしながら炊き出しをされ、温かい食事が提供されたと聞いております。学校給食の運営につきましては、今後これらのことを参考に、2月の定例会でもご報告申し上げさせていただいたところではありますが、塩竈市学校給食あり方懇談会におきまして、本市の学校給食のあるべき姿を議論していただいております。内容については報告書としてまとめられましたところであり、今後は報告書の内容をもとに、有識者を交えた塩竈市学校給食運営プラン策定委員会を設置い

たしまして、よりよい今後の地域の学校給食のあり方について議論してまいりたいと考えております。

連携についてお答えをいたします。

防災計画に原発事故の対応について追加するべきではとのご質問であります。宮城県では女川原子力発電所における災害に対応するため、平成13年4月、宮城県地域防災計画原子力災害対策編を策定をいたしております。この計画では、放射性物質の大量放出による影響が周辺地域に及ぶ恐れがある場合、必要に応じ市町村に情報提供し、適切な対応を支持するとされております。一方、福島第一原発事故に起因する社会的影響は極めて大きい現状にかんがみ、本市といたしましては石巻市や女川町の地域防災計画、原子力対策編であります。を参考に、県や防災関係機関などと協議し、本市の地域防災計画の原発事故発生に伴う対応策を再検討してまいりたいと考えております。

学校での放射線の測定についてご質問いただきました。宮城県では、空間放射線モニタリング情報として、県内11カ所の放射線量率測定結果を毎日県のホームページで公表をいたしております。本市におきましては、梅の宮浄水場におきまして、1カ月に1度浄水場の水質検査を行っているところであります。また、本日の情報であります。原発事故に伴う学校の屋外プール水質サンプル検査を宮城県教育庁が実施することとなりました。塩竈市内の小学校での実施が決定をしており、5月から8月までの3カ月間で測定が行われることとなっております。このような情報を市民の方々にお知らせをし、情報の共有を図ってまいりたいと考えております。また、7月には、宮城県が市町村に放射線測定装置を配付する予定であります。原発事故について市民の皆様のご不安が拡大しつつある現状を踏まえ、関係各部と連携協力しながら情報収集とそれらの発信に努め、市民の皆様のお安心・安全を確保してまいります。

長期総合計画についてお答えをいたします。

第5次長期総合計画と震災復興計画の関連についてのご質問でありました。第5次塩竈市長期総合計画は、今後10年間の市政運営の基本となるものでありますから、過去2年にわたり多くの市民の皆様と議論を重ねさせていただき、昨年12月には議会の議決をいただいたところであります。総合計画は、都市像を「おいしさと笑顔がつどう みなとまち 塩竈」と定め、人口減少社会への対処や地域経済の活性化、本市の魅力を最大限に生かし、にぎわいと活力にあふれ、市民の皆様方が安心して住み続けていただけるまちづくりを目標といたしております。しかし、このたびの東日本大震災により、被災をされた市民の皆様方の生活基盤、新たな視点

での都市防災でありますとか、産業基盤の復興を順序立てて早急に取り組む必要性がありますことから、あわせて塩竈市震災復興計画を策定することといたしております。当計画は、長期総合計画の安全で安心なまちづくりの分野を担い、総合計画で掲げた目標などの達成に努めてまいりたいと考えております。双方の計画の実現により、今後の塩竈市の復興と発展を目指してまいります。

なお、総合計画は、多くの市民の皆様にご参加をいただいた成果として、震災を経た後も都市像あるいは重点戦略、まちづくりの目標は、将来を正しく見据えたものと認識をいたしております。したがって、震災復興計画と長期総合計画のあわせての推進に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、市政運営の基本方針についてであります。暮らしの再建で半壊や一部損壊の補償についてというご質問であったかと思えます。暮らしの再建で、今回の震災につきましては、県が被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、県内の市町村すべてに被災者生活再建の支援制度が現在適用されております。全壊、大規模半壊の場合には基礎支援金が支給され、住宅の再建方法に応じて加算金支給がなされるところであります。また、半壊の場合につきましては、住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した場合に、解体部分の基礎支援金100万円、さらに建設及び購入に係る加算金200万円が支給されるものとなっておりますが、これ以外の半壊と一部損壊については対象となっていないというところであります。

議員の方から、そういった際に社会資本整備総合補助金を活用してはというご質問であったかと思えますが、社会資本整備総合補助金制度につきましては、本市でも既にさまざまな分野で活用させていただいております。例えば道路整備であります。あるいは、都市づくりであります。そして、住宅関連といったようなものにこの事業を活用させていただいております。今申し上げました部分が基幹事業と呼ばれるものでありまして、例えば23年度でありますと雇用促進住宅の買い取りといったようなものが、この社会資本整備総合補助金制度の基幹事業として位置づけられております。今議員の方から、大門国会議員がご質問された、一部損壊の部分にこの補助金の活用をというご質問でありましたが、それらにつきましては基幹事業の約2割であります。2割についてそういった制度が活用できるという制度であります。本市におきましては、基幹事業に加えまして現在取り組んでおります木造住宅耐震補強工事に、既に2割部分のかなりの部分を活用させていただいていることが一点になります。もう一点は、私も大

門議員が国務大臣にご質問された内容について読ませていただきましたが、施設整備といったようなことであればこの事業が適用されるのではないかというようなご答弁であったかと思えます。例えば、一部損壊が施設整備に該当するかどうかといったようなことにつきましても、今後詳細について我々も勉強をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤貞夫君） 2番中川邦彦君。

○2番（中川邦彦君） それでは2回目の質問をさせていただきますが、市長の方から詳しい答弁をいただきましたけれども、何といたっても今回の震災によって多くの市民が犠牲になられ、そしてまた住宅再建とか事業についても悩み苦しんでいる方々が多いということも聞いております。私も、被災されて、仮設住宅に入居している方にも伺ったのですけれども、その中で一番言われたのは今の法律で2年しかいられないと。入居したその日から、2年先どうしたらいいのか、そのことを考えるのだと。そして、今住んでいたところが浸水で大規模半壊、また全壊に近いのだけれども、どういうふうに建て直したらいいのか途方に暮れていると。それから、一番は土地は自分のものだけれども、年金暮らしで、お父さんとお母さんと二人で生きていくのが精いっぱい、これ以上の負担はかけられないと。そうすると、自分ではどこかの民間なり公営の住宅を借りざるを得ないのだと。それで、そのときにやっぱりどういう手だてがあるのか。その人たちが2年先にどういう方向で行くのか。やっぱり今求められているのは、公的なそういう住宅を建てていくということも一つの選択ではないかなというふうに思います。

確かに、雇用促進住宅も今度の予算の中で買い取って、被災された方も入居しているとも聞いております。それで、私は今の塩竈にある市営住宅は、すべての仮設住宅にいる方がすべてとは言いませんけれども、その中の何人かはやっぱりそういう公的な住宅をいずれ求めていくだろうと、そういうふうに考えてもおります。ですから、やっぱり今いろいろの復興計画で、市長も答弁ありましたけれども、どういうふうにしていくのかこれから示されてくるのだと、国の方でも示されるのだとは言っておりますが、やっぱり本市でもいち早くどんなふうやっていくのか、そういうことも含めて検討していただければなというふうに思っております。

それから、北浜の緑地護岸工事の関連ですけれども、確かに2.5メートルの臨時的仮設道路といえますか、あれをつくって何とか護岸工事を進めていきたいという中で3月11日を迎えたわけですから、それがやっぱり北浜、藤倉方面への浸水というか、そういう大きなものの被害になったことも間違いのない事実だと思うのです。それで、やはりいつ起きるかわからない災害

でどういふふうに対応していくのかと。確かに県では、平成25年までに完成ということを行っていますけれども、やっぱり今はどういふ堤防をつくってどういふ住居を、そこに住める、そして営業、事業を続けていかれるような、そういうことに悩んでいる方々にとっても、やっぱり早急にそういうものも含めて示していかないとならないなというふうにも考えています。

それで、1点伺いたいというふうに思うのですが、市長の答弁がなかったのですが、この護岸工事の工法をどんなふうに進めていくのか、その点についてもう一度説明していただければというふうに思います。

それから、やっぱり塩竈市全体で、港町方面とか北浜の陥没が大変だということをおっしゃいましたが、石巻の渡波、湊地区あたりから見れば塩竈はまだいい方なのかなと。それでもああいう土のうが港町の道路沿いに積まれて、それですべて安心だというわけにもいかないの、何とかその浸水地域、そして陥没したところについては早急に復旧をお願いしたいというふうに思います。

それから、災害時の避難所の運営についてですけれども、聞くところによると、私もあれっというふうに思ったのですが、市の職員の方が大分苦勞されて、日夜奮闘されていたことには本当に敬意を表したいとします。何か、食事満足にとられないでいた職員もあつたと、そういうふうにも聞いております。そういうときこそ、市の職員だから皆さんと一緒に食べられないのかなというふうにも思っても見ていたのですが、やっぱり自分たちも安心して食べられるような、そういう場所なり、そういう時間をきちっと割いてあげるということも当局に求められているのではないかなと思います。

やっぱり長い期間、市のOBの方々も含めて、避難所運営では相当、学校の校長先生とか担当の先生方から聞くと、市の職員のOBの方々が果たしてくれたところがやっぱり運営にとって大きなプラスになったと、そういう評価もいただいております。なおのこと、そういう方々に対しても、やっぱり市長として敬意の念を持って、今後の計画の中の一つにでもどんなふうにしていくのか組み入れていただければと思います。

そして、次の避難所の炊き出しなのですが、やっぱり学校の方から市長の方に、こういうふうに学校の給食室とか調理室が使われたということが出されておりましたけれども、阪神・淡路大震災で私も例も挙げましたけれども、一番の教訓は何だったのかというときに、避難したその方たちが温かい食事、そういうものがないでいたと。それで、学校の給食がセンター方式になったために、そういうのがなかなか利用されないでいたと。それで、改めて学

校給食のあり方をセンター方式から自校方式に変えてきたということもあります。そういうのも大きな励ましになりますし、私も新聞紙上で見たのですけれども、どこだったかちょっと忘れたのですが、町の町長選挙で、その町長に立候補した方はセンター方式から自校方式に変えるという選挙公約をしたのですよ。それで見事当選した町長さんもおります。

そういう中で、本市でも、学校給食のあり方について今後検討もするし、報告もされている中で、今後の課題になるというような言い方でしたけれども、やっぱり何といても災害、そういうときに避難の方が、まだ3月11日でよかったのだというふうに思います。12月、1月のその寒い中で、3,000人、4,000人、6,000人という方々が避難所の生活をしていかなければならない。そういう中で、やっぱりそういう設備、そういうものが必要だというふうに思いますし、すべて避難所に指定している限りは発電機の配置とか、そしてそういう暖房器具を、電気さえあれば使えるというのは今の時代の暖房器具なのです。それで、以前のようにしん上げ式で、マッチでつけるとかライターでつけるとか、そういうストーブというのはなかなか見当たらない。それでも持ち寄って、避難所に協力をいただいて持ってくるとか、そういうこともされて何とか暖をとった。そして、避難所の運営の中で、ガソリンや灯油の不足の中で、担当者を決めて灯油の確保のために奮闘したという避難者もいたということも聞いております。そのようにあらゆるところで助け合って、自分たちの避難所生活をそういう困難の中でもよりよい生活といいますか、そういうことができるような運営をやっぴり望んでいるわけですから、もっと当局として今後も避難所の運営を防災計画の中にきちっと位置づけて、やっぱり備蓄を含めても、私はお年寄りの方から言われました。乾パンとかいろいろ非常食をいただいたのですけれども、それはそれで助かりましたと。また、お握りをいただいても、本当に冷たい思いをしながら食べたのですけれども、それでも助かりましたと、そういう声も聞かれます。せめて温かい飲み物も提供できるような、そういう避難所の運営方法も改善されていったらいいなというふうに思います。

それから、次に伺いますけれども、防災計画の中で原発の問題ですけれども、確かに県の方で7月に測定器を配置するということを言われておりました。市長の方からも言われましたが、やはり今一番は、塩竈を飛んで大崎とか栗原とかそういうところで人体に影響ある放射線が飛散しているということもありますが、塩竈は飛んでいっているわけではないので、塩竈も一定のそういうところに含まれてくるのかなと思いますので、仙台でも499カ所の施設で測定をしているということもあります。本市でも、せめて不安や風評被害とか、そういうものを解消す

る意味でも、やっぱり測定器をきちっと配備していく必要があるなというふうに思います。ましてや塩竈は、浅海漁業と漁業のまちですから、何ととっても魚があつて塩竈が成り立つまちでもあります。そういう風評被害をなくす意味でも、やっぱりきちっと明確にすることは明確にする。そういうものが必要ではないかと思しますので、改めてその点についても伺います。

それで、私は、新聞記事で申しわけないのですけれども、仙台であしたから放射線の測定器を設置して始めるというそのニュースの中に、県内の主な観測地点の放射線量というのが、これは6日付であります。この新聞で出されたのは4カ所です。東北電力の本店ビル前、山元町の役場付近、大河原町の役場付近、東北電力女川原発、そういう4カ所が、これは毎日新聞の方に報道されております。私が言いたいのは、東北電力の本店ビルが、1時間当たりの測定値が0.09なのです。そして、女川原子力発電所の周辺が0.22なのです。これは1時間当たりです。問題なのは、1時間ではなくて24時間、1カ月、2カ月、3カ月というもので見たときに、その放射線量というのは体の中はかなりあらゆるものに浴びるわけですから、そういう面で安心していけるような、そういう測定を市としてしていくということも求めたいと思しますので、この点について塩竈の子供たちが安心して遊べる学校の校庭、そして保育所であれば園庭とか、そういう施設なんかもやっぱり早急に手だてをとってやるべきではないのかなというふうに思います。その点もひとつお願いしたいと思します。

それから、市の第5次長期総合計画との関連で、復興計画で、それは両輪だということにはなると思うのですが、何ととっても急ぐべき課題は、復旧・復興の一日も早い復活ではないかなというふうに思いますので、やはりそういう面で、この復興にかけるそういう職員、そして当局の方々には大変なご負担を強いるというふうには思いますけれども、やはり何ととっても長期総合計画を一時、私が思うにはですよ、一時凍結しても、やはり災害復興の計画を最優先して、そしてその中から総合計画を見直していく。そういうことも今やらなければならないことだなというふうに思います。

それから、暮らしの問題でなのですが、一部損壊で確かに、市長の言われました件ですけれども、やはり進んでいるところは、宮古市の先ほど例も出しました。そして、富谷町のことも出しましたけれども、やはり一部損壊に遭われた方々が安心して生活できる、そういうものをやれるように、ひとつ当局としても改めてそういう助成制度ができないのか、そういうことを含めてやれば助かる市民も相当あると思します。そして、なおのこと、ブロックの除去とかそういうものには一定の工費は出ますけれども、擁壁でどうしたらいいのか、そういう方も考え

ていくことも必要だなというふうに思いますので、そういう点もやはり塩竈がほかの地域と違ってこういう傾斜地の多い場所ですので、かなりそういう点で私の知っている方も擁壁が崩れてどうしようもないと。それで、今にも崩れそうなところも結構見受けられますので、何らかの手助けができないのか、そういう面も含めてひとつお願いしたいというふうに思います。

これで、2回目といたします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 中川議員のご質問にお答えいたします。

まず、仮設住宅の入居条件についてご質問いただきました。現時点では2カ年間ということではありますが、今後の推移を見守りながら、当然必要があれば変更されるものではないかと私は考えているところでありますし、事実塩竈でそういった状況が発生するとすれば、これは国なり県なり、そういった期間の延長なりをお願いをさせていただくということになるのではないかなと考えております。

また、雇用促進住宅の買い取りの費用を計上させていただいております。財源が大変厳しい中ではありますが、こういったことが今後のまちづくりの布石になるのではないかとということで提案をさせていただいているところであります。

北浜の護岸緑地の構造についてというご質問でありました。今現在県から示されておりますのは、例えば河川の堤防と同じ構造だというふうに理解をさせていただいて結構であるかと思っております。ただし、その勾配につきましては、4割とか5割というかなりの緩傾斜の状況にいたしまして、その前面を親水空間、市民の方々が海辺で憩える空間として活用させていただくというような構造になっておりますが、今後、当然高さが現行では3.6ということでございますので、先ほどご答弁をさせていただきましたとおり見直しが図られるものと想定をいたしておりますが、その際に構造についても再検討されるかどうかといったようなことについては確認をさせていただきたいと思っております。

避難所であります。議員から、市長は職員に満足な食事も提供しなかったのではないかというお言葉をちょうだいいたしました。先ほど来ご説明をさせていただきましたとおり、3,000数百名の想定規模に対しまして9,000名近い方々が一時期に避難をされたということで、大変そういった方々にはご不安、ご不便をおかけしたということについて、先ほど私からもおわびを申し上げましたが、食事の面でもしかりであります。我々は、4,000食ぐらいの緊急食しか用意をしてこなかったということでもありますので、まずは避難をされた方々を最優先にと

ということで対応させていただきました。したがって、職員についてはそういっためどが立ったときということで大分我慢をさせたということは事実ではありますが、職員はしっかりと対応してくれたものと考えております。

給食の提供についてであります。自校方式、センター方式等については、今後の検討でありますということを申し上げさせていただいたところであります。活発な議論をされて、塩竈市の給食方式として一番適切なものと思っております。

また、避難所の暖房の問題についても言及いただきました。旧式のストーブでなかなかというお話でありましたが、ご案内のとおり電力が断絶をいたしました。結果としては、我々が用意しておりましたファンヒーターが実はほとんど役に立たなかったということで、慌てて旧式のストーブを倉庫の中から探し出しまして、それぞれの避難所の方に何とか配備をさせていただいたというのが実態でありまして、実はこういった想定が全くなかったということが今回の反省材料でもございました。やはり、電気が通電できないときにも、避難される方々に一定程度の暖をとれるような環境を提供させていただくということを、改めて考え直す機会になったのかなと思っております。

また、福島原発のモニタリングのことについてお話をいただきました。先ほどのご説明をさせていただきました。今宮城県では、モニタリングポストを設けまして毎日そういったものを測定し、県のホームページに掲載をされております。塩竈市におきましても、塩竈市にアクセスをいただきますと、塩竈市のホームページからこの県のホームページにリンクできるような仕組みとなっておりますので、市民の方々にも毎日ごらんいただいて確認していただけるような状況になっているのかなと考えております。

それから、大気の測定結果につきましては、最大で0.2であります。ほとんど健康には心配ない状況ではないかというようなデータの内容であります。その他、水道水、農林畜産物及び水産物の放射能測定結果につきましても、宮城県の環境モニタリング結果としてこのような形で随時公表されているところでありますし、学校のプールにつきましては、先ほどご報告をさせていただきましたとおり、3カ月間測定をさせていただくということになりました。ぜひこういうデータにつきましても、市民の方々の目にとまりやすいような形だと思っております。

長期総合計画についてのお話でありました。すべての事業を凍結して、例えば防災に特化すべきではないかというようなご質問をちょうだいいたしました。ただ、塩竈はご案内のと

おりの少子高齢化社会であります。例えば、ご高齢者の方々、あるいは障害をお持ちの方々の例えば福祉関係の予算もかなりの割合を占めているわけではありますが、そういったものについてはやはり凍結はできないと。これは、どんな厳しい環境でありましても、やはり地域の皆々様が本当に安心して福祉を受けられるような環境というのは、我々は何としてもつくっていかねばならないのではないかと。そういった一方で、要請の高い災害復旧についてもあわせてしっかりと取り組みをさせていただくということで、ご説明をさせていただいたと思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤貞夫君） 2番中川邦彦君。

○2番（中川邦彦君） 今市長の言われた総合計画の中で、すべてにわたって切るということを言っているのではなくて、計画の範囲で、どうしても市民の生活にとって必要なものは必要なものとしてやっていくと同時に、災害復興計画そのものも立てた中での考え方として必要ではないということで質問しました。

それで、もう一点話をしておきたいと思うのですが、避難所で開設したその日から、学校の避難所とかいろいろな施設に、市内の業者、そして加工屋さんから魚屋さんから含めて近所のスーパーの方々もいろいろな物資を提供してくれた。そういうことが避難している方々からうんと喜ばれていたということも聞いております。そういうことも、先ほど市長の第1回目の答弁の中で出されましたけれども、やっぱり協力してくれる方がいっぱいいるんですね。それは、やっぱり塩竈市長の市民をうんと大事にしたいという気持ちと、同じ市民なのだというそういう誇りを持って出されたのではないかなというふうに思いますので、その点なんかも大事にして、これからだれしものが安心して住める塩竈を目指していくということにもなると思いますので、ひとつお願いしたいというふうに思います。

○議長（佐藤貞夫君） 17番阿部かほる君。（拍手）

○17番（阿部かほる君）（登壇） ニュー市民クラブの阿部かほるでございます。

初めに、私たちはこの3月11日、マグニチュード9.0という未曾有の巨大地震、巨大津波に遭遇し、自然の猛威を身をもって経験したのであります。改めて、地震と津波によって犠牲になられました方々に深く哀悼の意を表するとともに、被災されました多くの方々に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

市長の23年度施政方針に対しまして、事前に通告いたしました項目に従い質問してまいりま

す。市長を初め、行政当局の誠実なご回答をよろしく願います。

初めに、市政運営の基本方針について、長期総合計画と震災復興計画との整合性、優先順位についてお伺いいたします。

市長は、震災前に策定されました第5次塩竈市長期総合計画を基本に据え、震災後に策定される震災復興計画は長期総合計画の安全で安心なまちづくりの分野を担うものと位置づけ、まちづくり計画の両輪として、その実現に邁進すると力強く宣言されているのでありますが、現在東日本大震災を受けて国や県の復興計画の中で取りざたされておる被災地特区制度があります。これは、震災後に生まれた新しい考えですが、その一つに津波から住宅地を守る職住分離方策、これは住宅は高台に移し、海岸部の仕事場所と離そうということです。二つ目は、津波に対する多重防御システムです。沿岸部の公園等は、防潮堤、防潮林、土盛りした道路をある間隔で建設することで多重防御を構築するというものです。これに津波避難タワーを設置するなど、津波に対する安全対策を打ち出しております。この震災後の新しい構想を、復興計画と長期総合計画との整合性を図りながら進めていかなければならないのですが、市長のお考えをお聞かせください。

次に、災害に強いまちづくりについて、公共施設、住宅等耐震補強政策と被害状況及び今後の取り組みについて。

この震災前は、宮城県沖地震を想定し、学校等の耐震工事や住宅等の耐震補強工事に多額の予算を投入してきました。このたびの大震災は耐震設計の想定をはるかに超えるもので、果たしてこれまでの地震対策でよかったのかを検証し、今後の地震災害に備える必要があると思います。これまでの耐震補強政策が有効だったのか、学校等公共施設の被害状況と今後の取り組みについてお尋ねいたします。

次に、避難マニュアルについてお尋ねいたします。

このたびの東日本大震災の死者、行方不明者は2万数千人を数える大惨事になり、この中には多くの幼い子供たちの命も含まれております。災害に強いまちづくりの過程で、保育所、幼稚園、学校等多数の子供たちを収容する施設において、災害時の避難経路と避難の方法について、いま一度点検してみる必要があるのではないのでしょうか。塩竈市内の保育所、学校等の施設で人的被害はなかったのですが、関係者の話を総合すると、津波襲来時に間一髪で危機を逃れたという体験談も聞かれます。塩竈市防災計画の中に子供たちの避難経路を明記し、機会あるごとに訓練し、防災意識の徹底を図るとともに、避難経路は一方法だけ

ではなく二通り、三通りの避難道を設定し、周知しておく必要があるという防災専門家の意見もあります。このような識見も考慮に入れ防災計画を見直し、子供たちの命を守る災害に強いまちづくりを目指していただきたいと思います。市長のお考えをお聞かせください。

次に、生きる力を育む教育について、震災を語り継ぐための取り組みであります。

1,000年に一度と言われるような大地震を経験した私たちは、電気、水道、ガスが途絶え、食事も満足にできない状況の中で、いろいろな知恵と工夫を働かせて生活をしたのではないかと思います。この貴重な体験をまとめ、次の世代の子供たちに語り継ぎ、防災の一助となるよう東日本大震災の記録に生かす取り組みをしていただきたい。市長のお考えをお聞かせください。

生活基盤の整備、生活基盤の被災住宅の建設場所についてお尋ねいたします。

ある被災市町村でのことですが、ある方が早く自分の住む家をもとの場所に建設したいと思い役所に相談に行ったところ、「建ててもいいけれども、特区に指定されると取り壊しになる場合がある」と言われたそうです。これが特区制度の私有地の利用制限に当たるのですが、塩竈市の場合はこのような土地使用を制限される区域ができるのかをお尋ねいたします。

次に、水産業、水産加工業の早期復活の取り組みについて、浅海漁業を含めた復活の手だてであります。

塩竈市では、震災後いち早く立ち上がり営業を再開したのは塩竈魚市場であり、仲卸市場であったと思います。この早期再開は、市民を初め近隣市町村の被災者は大いに助けられました。ところで、水産特区として浅海養殖漁業等に企業参入の構想も出ておりますが、これは塩竈市の基幹産業にかかわる重大な事項ですので、市長のお考えと今後の取り組みをお尋ねいたします。

次に、港湾機能の強化促進についてお尋ねいたします。

石油基地、防災基地、水揚げ港としての塩釜港の役割、震災後の東北地方の復旧過程で塩釜港が石油供給基地として大きくクローズアップされ、その重要性が再認識されたのであります。今後も、石油備蓄供給基地としての役割、また防災基地としての港湾活用の有効性も認められますが、機能強化の今後の取り組みについてお尋ねいたします。

一方、漁港としての塩釜港は、県営主要5漁港の一つとして水産業集積拠点漁港と位置づけられ、冷凍、冷蔵、水産加工の各施設の一体的な整備が県の施策として進められていきます。しかし、他の漁港に比べハンディの大きい塩釜漁港の利活用に、これまで以上の創意工夫が

求められます。市として、漁港利用促進の具体的な方策をお尋ねいたします。

商店街の再生への取り組み、浸水地区の商店街復興計画についてであります。

塩竈市を襲った津波は最も高いところで4メートルを記録し、まち中心部の商店街は深刻な被害を受け、多くの商店の方々は廃業を余儀なくされております。本塩釜駅周辺の再開発もほぼ完了し、海岸通への人の流れも多くなりつつあった矢先にこのような震災と津波に遭い、悲嘆のきわみにあります。被災者の意見や要望等を踏まえ、早急に浸水区域復興の青写真を提示し、塩竈市商店街の再生の道筋をつけていただきたいと思います。市の計画をお聞かせください。

次に、危機管理の強化について、安定給水のための今後の取り組みと応急給水の補完としての井戸水の活用について。

震災で、生活の基盤である電気、水道、都市ガスの機能が破壊され、日常生活が困難し、回復するまでの間不便な生活を強いられ、改めて電気、水道の重要性を認識したのであります。特に、生きていくために絶対に欠くことができない水の確保の重要性であります。本震の3月11日と強い余震のあった4月7日の二度にわたる導水管の同じ場所の破損は、地盤を調査し、強化、補強対策を講じて安定給水に努めていただきたいと思います。それと同時に、病院、避難施設等には、一般家庭が断水しても安定給水ができるような特別な対策の必要があるのではないのでしょうか。

一方、断水期間中、井戸水で急場をしのいだ人たちも多くおりました。井戸は個人の所有でありますが、このような災害の断水時に地域住民が利用できるよう、市内の井戸の数を調べ、非常用水井戸水として措置し、定期的に水質検査を実施するなどして災害に備える施策を考えていただきたいと思います。市長のお考えをお聞かせください。

放射能汚染の健康被害に備える方策について、福島第一原発事故に伴う放射性物質の大気中への大量放出は、関東、東北地方の広い範囲に深刻な影響を与えております。私たちは、大気中に放出された放射能から逃れるすべはなく、冷静な対応が求められております。しかし、冷静に対応をするためには、自分たちの住むまちが今どうなっているのか、これからどうなるのか、その現状、実態を正確に知ることから始めなければなりません。毎日、国や他の自治体で観測されている放射線量は、マスコミを通して公表されております。しかし、知りたいのは自分の住むまちのデータです。子供の健康を心配する多くの保護者の声にこたえるために、塩竈市はどのような対応を考えているのかお尋ねいたします。

次に、広域行政の連携、強化について、自治体相互のデータ集積、電算機の共有についてであります。

行政のコスト削減は、行政に与えられた最重要テーマであり、行政に携わっているものの責任と市民の関心事の一つでもあります。塩竈市は、近隣市町と協同一致して共通課題に取り組んでおりますが、まだ広域メリットを生かす課題は多く残っております。その一つに、行政事務のデータ集積、電算機の共有使用が挙げられます。他の自治体では既に実施しているところもありますが、市長のお考えをお聞かせください。

被災地塩竈への応援自治体との今後の連携についてお尋ねいたします。

被災地塩竈にいち早く駆けつけ、応援の手を差し伸べていただきました自衛隊等政府関係者、応援自治体職員、ボランティアの皆様には心から感謝を申し上げます。そして、このことは塩竈市史の1ページに大きく記録していただきたいと思っております。これから私たちがしなければならないことは、震災復旧で結ばれたきずなを大切に、特に応援いただきました自治体とは末永く文化や観光、そして物産品等、人的、経済的な交流を図り、親交を深めていかなければなりません。その機会となる施策を講じていただきたいと思っております。市長のお考えをお聞かせください。

以上、ご質問いたしました。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 阿部議員のご質問にお答えをさせていただきます。

大きく4点のご質問をいただきました。

初めに、第5次塩竈市長期総合計画と震災復興計画の関連性についてご質問いただきました。中川議員にも同様のご回答を申し上げたところであります。震災復興計画につきましては、長期総合計画の安全で安心なまちづくりの分野を担うものと位置づけをさせていただき、総合計画で掲げた各目標などの達成に努めてまいりたいと考えております。この長期総合計画と塩竈市震災復興が車の両輪で、二つの計画の実現によりまして塩竈市の復興と発展を果たしてまいりたいというふうにご考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

そういった中で、議員ご質問の、職住分離方式や津波多重防御システムなどについてのご質問でありました。職住分離ということにつきましては、今高台移転の問題でありますとか、あるいは現住地におきましても、例えば震災復興土地区画整理事業的なものを立ち上げまして、こういった大災害から安心してお住まいをいただける住環境の創出に努めるべきではな

いかという、さまざまなご意見をちょうだいをいたしております。私どもが策定いたします塩竈市震災復興計画につきましても、これらの市民の方々の切なるご要望をどういった形で実現をさせていただくかという、道筋をお示しするものではないかというふうに考えているところであります。

また、津波の多重防御システムについてであります。例えば同様のシステムについては、かつて鳴瀬川が氾濫をいたしましたときに、鳴瀬川の堤防と付近を通過いたします国道346号線を実は迂回させまして、道路をかさ上げし、万万が一堤防が切れた際でも道路が二線堤としての役割を果たし、例えば鹿島台地区をしっかりと守ろうというふうなことが実は既にとり行われております。それで、同様の取り組みがさまざまな分野で既に進められておりますが、今回改めて津波という新たな要因に対しまして、地域社会を外郭の防潮堤で単に守るということではなくて、二線堤、場合によっては三線堤の役割を果たす構造物を築造しながら、より地域社会の安全性を高めていくというものであり、塩竈市においても積極的に推進すべき課題であるというふうに理解をいたしているところであります。

長期総合計画では、都市像、重点戦略、まちづくりの目標を掲げさせていただいておりますが、こういったまちづくりと、今議員の方からご質問いただきました職住分離方式でありますとか津波多重防御システムは決して異なるものではなく、一体となって取り組まれるべきものと考えているところであります。

次に、災害に強いまちづくりにつきまして、公共施設、住宅等の耐震補強政策と被害状況についてご質問いただきました。これまで本市は、平成19年度に策定をいたしました塩竈市耐震改修促進計画に基づきまして、公共施設の耐震化に積極的に取り組んでまいりました。特に、小さいお子様たちが利用いただきます保育所や小中学校などは優先的に耐震補強工事を進め、平成22年度にはすべての小中学校、保育所の耐震補強を完了いたしております。したがって、今回の震災時には、各小中学校、保育所は安全安心な場所として確保されたものと考えております。また、多くの市民の皆様にご活用いただきます市立病院、市役所本庁舎などにつきましても耐震補強工事を完了し、軽微な被害はございましたものの、被災者を救援、支援する拠点としてその機能を十分に発揮できたものと考えております。このことから、公共施設耐震化の取り組みは十分に効果が発現されたものと判断をいたしているところでありますが、なお今後とも公共施設の耐震化を推進をいたしてまいります。

次に、住宅等の耐震化についてであります。本市は、平成16年度から、昭和56年以前に建

てられました木造住宅を対象に耐震工事の助成を行ってまいりました。これまでに耐震改修を行いました74戸についての被害の実態については、まだ把握し切れていない状況にございますが、今後検証作業を行っていくことといたしております。今回の東日本大震災を契機に、市民の皆様方も改めて木造住宅の耐震化への関心が高まっておるものと考えております。この機会をとらえまして、本年度は7月から47件、対前年比1.56倍の募集を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、定住、災害に強いまちづくりにつきまして、保育所、小中学校の避難マニュアルについてご質問いただきました。本市のこういった避難マニュアルにつきましては、防災計画ではなくて、地域性に配慮した避難訓練計画を各保育所、小中学校で作成をさせていただき、大規模震災に備えた指定避難所への避難訓練を毎年行ってまいりました。今回の震災に対しましても、各保育所、小中学校とも、この避難訓練計画に沿って避難をしていただき、幸いにも人的な被害はございませんでした。しかし、避難時には、震災発生直後の交通事情の変化でありますとか、津波来襲による避難経路の迂回などの対応に迫られたケースもありましたことから、改めて避難経路、その移動手段につきましては、各保育所、小中学校で今回の震災を契機に再度点検、見直しを行うことといたしております。今回の震災を教訓に、点検内容を避難訓練計画に十二分に盛り込み、より一層の安全を確保いたしてまいりたいと考えております。

そういった中で、小学生や中学生が、被災後に生活の中で学んだことを語り継ぐ活動の重要性についてご質問いただきました。今回の大震災では、小中学生もさまざまなことを体験いただきました。しかし、大震災を経験した子供たちは、一人一人が心に痛みを抱えながらも、自分たちのやれることを精いっぱい取り組んでいただきました。そして、家庭や避難所での生活を通じて、たくさんのことを学んでいただいたものと確信をいたしております。これらのことは、今後さまざまな形で子供さんたちから次の世代へと語り継いでいくものだと考えておりますが、具体的な内容につきましては教育長からご答弁をいたさせます。

次に、震災復興における特区制度の私有地使用制限についてご質問いただきました。東日本大震災では、都市の広範囲が流出するなど大規模な被害が発生した自治体においては、被害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興を図ることを目的として、建築基準法第84条及び東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律の規定を適用いたしました。建築基準法第84条の内容としては、「都市計画又は土地区画整理法に

よる土地区画整理事業のため必要と認めるときは、区画を指定し、災害が発生した日から1月以内の期間を限り、建築を制限し、又は禁止する」という内容であります。甚大な被害がありました気仙沼市、南三陸町、石巻市においては、これらに基づき建築制限を行ったところであります。しかし、本市におきましては、これらの都市の被害内容とは異なり、地区全体の建物の流出というような被害には至っておりませんことから、建築制限の区域指定は行わなかったところでございます。

次に、浅海漁業を含めた水産業、水産加工業の早期復旧についてのご質問でありました。震災によりまして、本市の水産業や水産加工業は極めて甚大な被害を受けました。漁港や魚市場施設は陥没や倒壊し、北浜地区や中の島地区の水産加工場では津波により大変な被害を受けました。また、越の浦や釜の淵、そして浦戸の養殖施設も、ようやく再設置をしたという矢先に再び大津波により壊滅的な被害をこうむりました。とりわけ、養殖施設などの生産基盤のみならず家屋まで流出をしてしまいました浦戸地区の漁業者のことを考えますと、本当に胸が痛む思いであります。

本市の漁協4施設の被害額は、総額で11億6,000万円にも上り、これは昨年のチリ地震津波の被害額約5億200万の2倍以上の金額となります。国におきましては、5月2日に第一次補正予算を成立させ、漁業者が共同で利用する漁船や加工施設などが調達できるようになりました。また、養殖施設につきましては、施設被害の10分の9が災害復旧事業補助で賄われることとなっております。市といたしましては、漁業者の生産基盤であります市管理の漁港の復旧工事に取り組んでまいりますとともに、中小企業基盤整備機構の制度を活用し、例えば漁業者向けの倉庫や集会施設などの建設を進めてまいります。

また、知事が政府の復興構想会議で提案をいたしました水産復興特区についてのご質問でありました。知事は、漁業従事者の高齢化や資金不足、そして漁業近代化のおくれなどの問題を解決し、発展させるための一手法ということでお考えになったものと思慮いたします。一方、漁業者の方々への説明のおくれから、唐突な提案であるという印象を持たれた感もあります。何よりも、主体である漁業者の考えを十分に尊重していただき、進めていただくことを希望いたします。

港湾機能の強化促進について、石油基地、防災基地、水揚げ港としての塩竈の役割についてご質問いただきました。塩釜港区の石油栈橋の被害が比較的少なかったことから、震災後わずか10日後の3月21日には2,000キロリットル、27日には最大入港可能船舶である5,000キ

ロリットル積みの石油タンカーが塩釜港へ入港いたしました。本市の石油配分基地から東北各地への配送がなされ、石油基地としての塩釜港が果たす役割の重要性を、多くの市民の方々にご認識をいただきました。

また、防災基地としての塩釜港ですが、平成20年12月に改訂をされました仙台塩釜港港湾計画におきまして、現在利用されている西埠頭及び中埠頭の物流機能を貞山地区へ移転させることにより、官公庁船及びポートサービス船等を中埠頭に集約させ、利用しやすい港にすることで防災機能の強化を図るという内容であります。本市といたしましても、海上防災機能の必要性、重要性については十二分に理解をいたしております。今後も地元関係者と同一歩調で、仙台塩釜港港湾計画に基づく海上防災機能を有する港の早期実現が図られますよう、国や県に要望を重ねてまいります。

また、水揚げ港としての漁港利用の具体的な方策についてご質問いただきました。岩手、宮城、福島にある大型漁港の重点的な整備を行うということが、国の方から発表されたことでもあります。また、水産加工場などの集積も図る生産性の大幅な向上を目指すとの方針も出されているところであります。宮城県では、気仙沼、石巻、女川、南三陸、そして塩竈の県営主要5漁港を水産業集積拠点漁港と位置づけ、冷凍・冷蔵、水産加工施設等の一体的な整備を図るという方針が出されております。具体的な取り組みではありますが、水産庁事業であります塩釜地域水産業の活性化に向けた漁港高度利用促進事業というものが、今検討されているところでありますので、この内容に沿った整備が今後早期に図られますよう努めてまいりたいと考えているところであります。

商店街再生の取り組みについてであります。震災後の取り組みについて、その立ちおくれがありますことにおわびを申し上げるところであります。中心市街地、震災前はさまざまな交流人口の拡大というところに努めてきたところでありますが、残念ながら震災後交流人口が極端に減少をいたしております。こういった方々を一日も早く塩竈地区にということで、今後さまざまな取り組みをさせていただきたいと考えているところでありますが、やはり一定程度の時間がかかるものと予想いたしております。こういったことを、でき得る限り被災に遭われた商店街の皆様方のご意見等も拝聴しながら、今後の中心市街地のあり方について検討をさせていただきたいと考えているところであります。

次に、安定給水のための今後の取り組みであります。導水管の安全性の向上についてご質問いただきました。今回、間違いなく断水の主な原因は大倉川水系導水管の破裂でありまし

た。特に、仙台市泉区松森地区周辺に集中をしたわけであります。原因といたしましては、この地区が予想以上の地盤変動と軟弱地盤であったことが、被害が集中した要因と考えております。これらを踏まえまして、被害状況を検証いたしますとともに、今後は地盤調査や補強工事、技術的手法として耐震継ぎ手等の導入など早急に検討を進め、今後の安定給水に努めてまいりたいと考えております。

また、震災時の病院施設への給水活動等についてご質問いただきました。応急給水マニュアルに基づきまして、指定避難所を含め16カ所の給水拠点を設けて給水活動を行ってまいりました。また、病院や福祉施設など、要請のありました施設の受水槽へ直接給水をさせていただいております。今後も、人命に直結する重要施設につきましては、引き続きこのような給水を実施してまいりたいと考えております。

井戸水についてもご質問をいただきました。例えば、井戸水を洗濯などの生活用水として利用する有用性は、今回の震災で実証されたところであります。今後、震災時における貴重な資源の一つとして、地域の防災計画で有効活用できますよう検討してまいりたいと思っております。しかし、井戸水を飲用水として使用するにつきましては、例えば地震による地層の変化などによりまして水質が変化するおそれもございます。改めて水質検査が必要となるなど、災害発生直後の飲用水としての使用は若干難しいものがあるのではないかとというふうと考えているところであります。

次に、危機管理の強化について、放射能汚染の健康被害に備える方策についてご質問いただきました。東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故は、かつてない規模の放射能汚染をもたらし、住民の集団避難にまで及ぶ非常に深刻な事態と考えております。今なお避難を余儀なくされておられる皆様方には心よりお見舞いを申し上げますとともに、事態の早期収束に向けて、国が総力を挙げ万難を排して取り組むべきではないかと考えております。

宮城県の放射能汚染に関する公式データといたしましては、現在県原子力安全対策室が県内11カ所で放射線量の測定を行い、環境モニタリング結果として発表いたしており、本市のホームページからもごらんいただけるようになっております。本市は、モニタリングの測定地点には含まれてはおりませんが、県原子力安全対策室のこのようなデータを、ホームページからアクセスできるような配慮をさせていただいているところであります。また、県内の水道水、あるいは農林畜水産物につきましても、現在は指標値を下回っており、環境に影響

を与えるレベルではないようであります。

本市の対応につきましては、5月10日に梅の宮浄水場配水池の放射性物質について東北大学の方に調査を依頼をいたしております。以来、1カ月単位でそのような測定を行っている状況にありますし、市内小学校のプールの測定については、6月から開始をさせていただくということをご報告をさせていただいたところであります。また、7月には宮城県より測定器が貸与をされる予定でありますので、小さなお子様のいる保育所、学校などを中心に、市内で定点観測を行ってまいりたいと考えております。

広域行政の連携につきまして、自治体相互のデータ集積、電算機能共有についてご質問いただきました。まず、今回の震災に伴い、災害救助費、災害廃棄物処理費、見舞金など、既に3度の補正予算を計上させていただいております。また、財政調整基金等からの繰り入れも行うことで何とか財源を確保しているところではありますが、やはり財源が大変厳しい状況になりつつあります。一層の行財政改革の推進により、やはり安定的な財政運営を図っていかねばならないと考えておりますが、そういった中での自治体相互のデータ集積、電算機の共用という部分についてのご質問でありました。

本市の電算業務につきましては、昨年の12月議会で議決をいただきました住民情報システムの契約更改の業者選定に当たりまして、このような視点からプロポーザル方式を採用し、初期導入コスト10%削減を達成をしたところであります。また、議員ご質問の、自治体相互のデータ集積、電算機の共用につきましては、昨年5月の総務省の新しい成長戦略ビジョンにおきまして既に自治体間では導入され、30%の削減を目標に今進められているということも調査をさせていただいたところであります。昨年7月には、宮城県におきましても全市町村で構成する宮城県電子自治体推進協議会が設置をされ、専門部会を設置し、共同利用システムへの移行を推進するため現在さまざまな検討が進められております。本市は、県組織の専門部会メンバーとして参画をさせていただき、今後多くの自治体とのシステム共同利用に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

広域行政の連携についてご質問いただきました。今、県内外から約50名の職員の方々に、災害復旧のためのさまざまなご支援をいただいております。先日、大変ささやかではありましたが、50人の方々と昼食会をする機会をとらせていただきました。その際に、昼食後に各地域の皆様方から、ふるさと自慢をぜひお願いをいたしますということで、それぞれの地域のふるさと自慢をごちようだいいたしました。そういったことを参考に、例えば4月23、24

日の両日には山形県村山市に出向きまして、「きずなに感謝 塩竈大漁市」というものを開催させていただきました。同様に、千葉県柏市、新潟県三条市にも出向かせていただきまして、塩竈の物産品を販売をさせていただく機会等も設けさせていただいております。今後は、これらの地域の皆様方とのきずなを深めながら、単に災害支援ということだけではなくて、地域間の交流というような方策についても積極的に模索をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤貞夫君） 小倉教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） それでは、私の方から、子供たちが震災後に生活の中で学んだことを語り継ぐ活動についてをお答えいたします。

今回の大震災では、すべての子供たちが何らかの形で被災を受けているものと思われ、そのような状況の中で子供たちは、長い道りを給水活動のところまで行って、親と一緒に水をくみに行ったり、または避難所では小中学生はお年寄りの肩をもみながら話をかけたり、小さな子供たちへ配膳を手伝ったりという形で活動をしておりました。特に、玉川中学校の陸上部やバレー部などは、自分の学校の避難所だけではなくガス体育館まで行ってそういうような活動をして、積極的なボランティア活動を努めたところでございます。このような子供たちは、震災を通して、みずからの安全を守る自助、他人を思いやる心、そして社会に奉仕する共助の精神を培うことができたのではないかと考えております。

今塩竈市で、小学校3年生が社会科の副読本で「わたしたちの塩竈」という副読本をつくっておりますけれども、今回のこの震災については、震災の状況や、このような子供たちも一生懸命頑張ったのだというのを書き加え、今後も語り継ぎたいと考えております。ただ、この時期にこの震災を思い出すことは余りよい方向ではないということなので、やはり教師はそういう子供たちの心のケアが大事ですので、やはり子供たちが一応落ちつきまして、そういう過程でゆっくりと時間をかけて子供たちが抱えている悩み等を取り除きながら、震災後の生活の中で学んだことを語り継ぐ活動を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 17番阿部かほる君。

○17番（阿部かほる君） ご丁寧なご答弁ありがとうございました。それでは、第2回目の質問をさせていただきます。

長期総合計画と震災復興計画、これまでにない特区構想というのが出されまして、なかなか

その整合性というのが難しいところ、重なり合うところ、並行する部分というふうに出てくるかと思います。改めて、これは本当に別々のものでは決してなくて、やはり並行的に計画を立て実施していくという方向であろうかと思います。ただ、その中で、今後市独自で進めていく復興の道筋と、それから他の近隣自治体と一体となって、ともに手を携えて復興していく道筋とがあると思いますけれども、この点のところもどうぞ考慮に入れていただきたいと思っています。

特に防災関係では、昨年6月、私は議会におきまして二市三町の防災広域連携体制ということで、防災訓練の広域化ということで提言をさせていただきました。実際こういう災害が来るとは、まるで思っておりませんでした。その中でも、本当に私がお聞きしましたところによりますと、松島町は非常に被災が少なかったということで、いち早く東松島市の避難民の方たちを受け入れた。そしてまた本市におきましては、一定の給水活動が完了した時点で、市長の方から七ヶ浜、それから石巻、それから南三陸町へと塩竈市では給水支援も実施いたしました。多くの被災された方々へ救援活動として塩竈市が手を差し伸べられたということ、私は市民の一人として大変うれしく思いましたし、また市民の皆さんにもお伝えしたいことだというふうに思います。今後、防災訓練を含めて、広域的にやはり連携していくということが非常に重要になってくるかと思います。どうぞ、もう一步この辺を進めていただきたい。重要な点としてうたっていきたいというふうに思います。

それから、震災に強いまちづくりに対して、耐震工事が十分に機能したということで私もほっとしております。まさに塩竈市は、公共建物はもうぎりぎりのところで終了いたしまして、多くの被災の方たちを受け入れることができました。本当に市民の皆さんの助けになったかということで、安心したところでございます。今後、木造住宅の被害につきまして状況調査をしていただいて、それをまた検証が早急に必要であろうかと思っておりますので、ぜひどうぞ今後のまちづくりに生かしていただきたいというふうに思います。

それから、避難マニュアルなのですけれども、保育所現場の避難のあり方ということで私ちょっと気になっておりまして、新浜町保育所ですね。塩竈市では唯一海に面したところにある新浜町保育所。大変心配いたしました。子供たちが無事に避難できたろうかというふうに思いました。ところが、魚市場、それから仲卸市場、新浜地区が津波を免れたということで大変びっくりいたしまして、それからチリ地震のときもここがやはりよけたということで、そこにどんなことが左右して新浜町には上がらなかったのかという、そういった検証が必要

であろうかというふうに思っております。港の入り口から湾内の形状等をもう一度科学的に調査すべきではないだろうか。今回の改めてのまちづくりに対しては、こういった専門的な解明というのも大切ではないかと思っておりますので、ぜひその点よろしくお願ひしたいと思ひます。

一つですね、新浜町保育所のマニュアルの中に、避難場所が温水プールになっていたという事でお話を伺いました。それで、所長先生初め先生方が、どうもその温水プールでは海の方に向かって避難することになるということで、即杉の入小学校への避難を決断されて、無事に子供たちを避難させたという経緯もあったようでございます。また、保育所には、市役所へ連絡するという電話がなかなか通じませんで、杉の入小学校から市の災害対策本部に、直通となっておりますので、安否確認、所在確認ができたということもお聞きしまして、ぜひ保育所に防災対策本部に直接連絡ができるような無線、あるいは電話等を設置していただければというふうに思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私は、東松島から気仙沼まで被災地をずっと視察してまいりました。その中で、やはりその子供たちの施設、保育所等がどのような状況であったのか。河北新報にも出ておりましたけれども、非常に現場の先生方のとっさの瞬時の判断がやはり生死を分けている部分がたくさんございました。石巻のみづほ第二幼稚園では、先生方が2階に上げたのですけれども、それでももう間に合わないということで、脚立を使って屋根まで上げて全員無事だったという話もございました。そしてまた戸倉保育所では、子供たちを第一避難所であります戸倉小学校、それでもやはり危険だということで、さらに高い場所に避難して助かったというお話もお聞きいたしました。本当に現場の先生方の危機意識というものが、子供たちの命を救ったという現実がここにあります。ぜひふだんの避難訓練、そういった危機意識の醸成といったものが必要であろうかと思ひますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

こういった中で、亡くなられたお子さんたちが、どういう場合にこの避難に遭われたか。帰宅しているのですね。親御さんに預けた。おじいちゃん、おばあちゃんにお渡しした時点で亡くなられた方が随分いらっしゃいます。それで、やはりここで先生方としては帰さないで、高台であればとめ置くという措置も必要ではないだろうかというようなお話も伺いました。避難マニュアルの中にこういったことをもう一度検証されて、今後の一助にしたいと思ひます。よろしくお願ひをいたします。

それから、生活基盤の整備についてですけれども、これは特に浦戸の方たち、仮設住宅2年

間、その後の住居の心配を大変なさっております。また、高潮の被害もあり、ここに住み続けられるのだろうかという悩みもお持ちでございます。一日も早い復興の見通しを示していただければというふうに、よろしくお願ひいたします。塩竈市は、建築制限はないということでご安心いたしましたけれども、その点よろしくお願ひをしたいと思います。

それから、水産業、水産加工業の早期復活の取り組み、浅海漁業を含めた復活の手立てですが、今市長さんの方からいろいろお話を伺いました。それぞれの業種ごとに、復興への手立てとして方策を聞き取り調査するということがとても大事ではないかと思ひます。船をなくした方、あるいは機械をなくした方、さまざまに条件がそれぞれ違ふと思ひますので、どうぞきめ細かなご支援をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、港湾機能の強化促進ですが、これは港の震災後に果たした役割、非常に塩釜港の果たした役割は大きかったというふうに思ひますし、また注目もされたのではないかというふうに思ひます。今市長さんのお話ですと、県の方の計画も、これから水産業集積拠点漁港としての新たな位置づけをちょうだいいたしておりますので、ぜひこれからの復興をよろしくお願ひをいたしたいと思います。

商店街の再生への取り組みについてですが、再開地区としての構想も必要ではないかというふうに思ひます。商業地としての現在、商店街で5店舗しか残らないという状況を聞きました。そうしますと、あの辺一体の再開はどうかしたらいいのか。実は、現在市内の賃貸住宅は他市町村からの被災者の方を含め需要が上回っております、もつともつここに住みたいという方が実はいらっしゃるのですが、住む場所がなくて塩竈に引っ越してこれられない方も実はいらっしゃるのですね。それで、中心部の住宅建設、それと商店街を組み合わせるといった方策と再生の方向というのを考えていただきたいということです。その辺をお考えをいただきたいと思ひます。住宅は高台にということですので、3階以上の建物に居住する。下は商店街にする。あるいは、2階は各さまざまな出先機関、あるいは事務所等の活用をするといった、そういった一つの例として考えられるかと思ひますが、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、放射能汚染なのですけれども、これは予想以上に市内の幼児を持ったお母さんたちの不安が広がっております。私も、実際に「塩竈市でデータはないのですか」「塩竈のまちの中で何か所か設定して測っていただきたい」という切実な要望がございました。正しいデータを提示していただきたい。たくさんの市民の方のお話を伺いますと、国から出たデー

タを信じていないのですね、今。それで、ぜひ塩竈市で正しいデータをとって、私たちのまちではこういう状況ですということを提示していただくのが、安心・安全の確保ということにつながるかと思います。場所を決めて測っていただきたいというふうに思いますので、ぜひこの辺のことを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それで、万が一、このデータが10年後、15年後、病気が出たときに大変重要な資料となるかと思います。行政は記録を残しておくことがとても大切だと思いますので、県とか国とかということではなくて、塩竈市でこの放射能監視体制の強化策ということで、ぜひ実施していただきたいというふうに思います。よろしくどうぞお答えをお願いいたします。

それから、広域行政の連携強化でございますけれども、私たちデータをなくした自治体もたくさんございました。北海道の西いぶり広域連合というところにも行ってきましたが、ぜひこういったことも進めていただきたいと思います。

最後になりますが、これからの支援ということで、これまでの支援は人的、物的、義援金等ございましたけれども、これから復興するまでの10年の長期を想定して、被災地塩竈の地場産品を購入していただく支援、これは復興市、売り場の提供と販路拡大につなげていく。

2番目に、復旧の後、ぜひ本市へお出かけくださいというお声がけ。観光支援ということで、人的交流の拡大の支援ということになりますが、震災地も新たな観光スポットになりますというPRも兼ねてお声がけをしていくということも大事かと思います。3点目に、被災地に仕事をつくっていただく支援。これは、事業所、工場、それから支店、子会社、下請会社等出先機関をぜひ塩竈に置いていただきたい。塩竈は、仙台圏で大変利便性もいいですということで、ぜひ雇用創出支援をお願いできたらというふうに思います。

このたび秋田の知事さんが、企業の連携支援ということで、被災地の産業界と秋田県の産業界を補完関係すると支援の方向を打診しております。ぜひこのきずなを大切につなげる努力をしていきたいと思いますので、取り組みについてお答えいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） さまざまなご質問をいただきました。特に、第1点目の、多くの議員の皆様からちょうだいたしてございました、二市三町が合同で防災訓練という話であります。実は、提案をいたしました、ある市は3年に1回しか防災訓練をやっていないでありますとか、さまざま事情がありましてなかなか一致点を見出せずにはおりましたが、やはり今回

の大災害を契機に、改めてそういった通常の訓練がいかに大切かということ振り返っていただけるのではないかなと思っています。

また、生活基盤の整備の中で、特別な規制はかけていないというお話をさせていただいたのですが、実は浦戸につきましては、特別名勝松島の地域内にありまして大変な規制がかかっているわけでありますが、こういった方々が遅滞なく生活再建ができますような、そういった支援を塩竈市としてもしっかりと展開をしていかなければならないと思っています。

また、何よりも、残念ながら第一次補正でも、商店街の皆様方、あるいは製造業の方々に対する支援というのが大変薄いというふうに私も感じております。二次補正で、ぜひこういった方々にもっともっと温かい支援が届けられますよう、我々もしっかりと努力をさせていただきたいと思います。

最後にご提案いただきました、議員のその3点であります。バイ塩竈ということなのでしょう。すべて塩竈にということで、我々もしっかり頑張ってまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後3時02分 休憩

午後3時15分 再開

○副議長（嶺岸淳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長の施政方針に対する質問を続行いたします。13番佐藤英治君。（拍手）

○13番（佐藤英治君）（登壇） チャレンジの佐藤英治です。

東日本大震災に遭われた被災者の皆様は、一日も早くもとの家族生活と、もとの仕事をしたいと思っております。その立場で、この議会は震災大震災議会と命名し、12項目にわたって佐藤昭市長の方針をただし、市民の幸せとあすの塩竈の発展と展望が開かれるよう議論を深めていきたいと考えております。

市長を初め全職員の皆様には、災害の3月11日より今日まで、寝食を忘れ、市民への救済対応かつ補正予算への努力に敬意を申し上げます。多岐にわたる質問も、時間の制約の中、よろしくご回答をお願いいたします。

まず、市政の基本方針についての中で、先ほど阿部かほる議員も質問した点と関連があるところもありますけれども、震災復興計画と長期総合計画の基本的な考え及び整合性について

であります。

市長は、震災復興と第5次長期総合計画の二つの大計画を両輪でやる考えを示しましたが、その基本的考え及び整合性の考えを大枠で結構ですのでご回答お願いします。

次に、従来の制度や規制への抜本的な改革への考えであります。

これは、二つの計画と関連すると思います。被災者にとって、大変つらい苦しい生活や将来の不安の中で、何といたっても国や県、そして市への行政への期待は極めて大きいものであります。そのために、復旧や復興にはさまざまな時代的要望や、従来の制度、規制への抜本的な改革が求められております。最大のピンチは最大のチャンスとも言われております。現段階において、市長は制度や規制をどう考えているのか示していただきます。

次に、危機管理と災害への検証であります。

住民の命と生活の安全を守ることは、市の重要な課題であります。それゆえに、いついかなる危機管理に対応するかが問われております。今日の災害における危機管理と災害への検証はどうするのかお伺いいたします。

次に、児童生徒の安全徹底について質問いたします。

今回の災害、いわゆる大津波で、石巻市の小学校で74人もの尊い児童生徒の命が失われた報道があり、大変痛ましいと思います。地震当日の3月11日午後2時46分は、学校の帰宅と同じ時間で、まさに紙一重とも言うべきことであります。さて、私は常々小学生などの大雨及び台風の通学や下校に懸念と不安を持っております。自然災害への判断が不十分な子供たちへの安全通学に、市としても、教育委員会としても、さらなる安全の徹底が求められております。どう安全に取り組むのか、その考えを示してください。

次に、同報無線の見直しについてであります。

「情報は命の次に大事だ」と、ある大学教授の言葉です。特に津波は、情報により生と死を分けるといっても言い過ぎではありません。市の同報無線には、市民の命がかかっている。しかし、風や雨、そして反響により聞きにくいと、これまでも市民や町内会、そして議会でも数多く問題となっております。市当局のさまざまなご苦勞と努力も理解しつつも、改めて市民全体の命の情報のクリアさが緊急時に求められ、まさに危機管理の重要課題だと思えます。見直しの考えを示してほしいと思えます。

次に、食料供給基地についてであります。

市長は、施政方針で、魚市場機能の復旧を目指し、宮城食料供給基地として重要な役割を果

たしてまいりますと述べております。私は、市長の水産復興への思いと重要な役割を市民と県内に示すことは評価されると思います。そこで、緊急的復旧への工程表や体制についての考えをお伺いいたします。

次に、浦戸漁協組合への支援についてであります。

東日本大震災の大被害の中で、浦戸は本市の防波堤となったという声を聞きました。それゆえに壊滅的な被害で、船も漁具も根こそぎ津波にさらわれました。さて、浦戸漁業者で将来の漁業のあり方を議論し、自主的に立ち直りに日一日進めている状況であります。まさにゼロからのスタートや、現実的に高齢など、市や県の支援なくして漁業は成り立たない状況であります。村井知事の民間導入の話にも、浦戸漁協組合は前向きに、また好意的な報道がありました。塩竈佐藤市長はどのような対応と支援を考えるのかお伺いいたします。

次に、魚の風評被害対策であります。

福島第一原発は今なお収束に至らず、逆に不安や放射能が拡散し、東京などにも広がりつつあります。福島県、茨城県の野菜の風評被害は生産者の生活を脅かし、また消費者への不安拡大ともなっております。水産のまち塩竈の魚の風評対策を市も早期に取り組む必要性を考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

次に、オーナー制についての市としての対応についてお聞きします。

市長も、浦戸漁業者へノリやカキの販売に強力で支援し、かつ県を通し国への働きかけを表明しております。その中で、漁業組合の進めたオーナー制は、全国的広がり聞いております。そこで、全国の支援も大事だが、一口1万円に市民の多くの支援こそが、そこにまた継続性があると私は考えます。市長のオーナー制への支援の考え方をお聞かせいただきます。

10番目としまして、防災港としての取り組みであります。

私は、塩竈は入り江で津波に弱点を持つと再三議会で述べてきたところでもあります。しかし、今回の巨大な津波では、逆に多くの島々や町よりも被害が少なく、それは多くの島々によって分流や分散され、そして入り江でさらに弱まったと考えられます。大被害の中で、3月21日、ガソリンが塩竈に入港したニュースは、ガソリン不足で被災者救援や生活及び社会の歯車が停止した中で、塩竈の港の重要港としての役割を市民の誇りと多くの人は感じたのであります。宮城県も防災港の存在的価値を、知事初め、我々議員間でも再認するところとなりました。塩竈の将来への明るい展望ではないかと考えております。市長は、これらについてどのように考えるのかお伺いいたします。

瓦れき撤去と衛生への対策についてであります。

まず、瓦れきとは、いわゆる災害によるごみであります。3カ月も過ぎようとしているにもかかわらず、今なお処理がされていない状況であります。また、日一日と気温の上昇で、衛生上の問題や異臭など、まちの復旧進行に阻害の要因でもあります。環境を行政として、いつごろまでにどのように対応するのかお伺いいたします。

最後に、商業者への支援についてであります。

大震災により住宅が全壊、あるいは半壊し、生活再建支援金が支給され、100万や50万、さらには建設や補修などにも加算資金が支給されるというのが国の方針であります。問題は、店舗だけの商業者には1円も支給されない、支援されないという片手落ちの支援策であり、まさに欠陥の生活支援策であります。商業者にとっては、多くの機械や在庫など、多くの原料を抱えております。そして、それらが1,000万とも2,000万とも被害になったと聞いております。商業者にとっては、生活そのものであります。国の補正も今後第二、第三次と組まれる中で、被災された商業者や事業者の救済こそが、本市の復旧であり、復興であります。早期な支援を県や国の復興会議へ要求すべきと考えますが、市長のお考えをお聞きし、私の第1回目の質問を終わります。

よろしく申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま佐藤議員から大きく3点のご質問をいただきました。

初めに、第5次塩竈市長期総合計画と震災復興計画の関連についてでございます。先ほどもご答弁を申し上げておりますが、震災復興計画につきましては長期総合計画の安全で安心なまちづくりの分野を担い、総合計画で掲げた目標などの達成にも努めてまいります。この二つの計画を推進し、今後の塩竈市の復興と発展を果たしてまいりたいという考えであります。

先ほど来述べさせていただいておりますとおり、総合計画の都市像や重点戦略、まちづくりの目標は、さまざまな市民の方々のご意見をちょうだいをいたしております。また、議員の皆様方にも、さまざまなご意見を寄せていただいております。その内容は、震災を経た後でも正しく将来を見据えているものと認識をいたしております。このことから、第1期の実施計画期間につきましては現状で推移をし、将来的に震災の影響で社会情勢の変化等が発生をした場合に見直しが必要と判断すれば、そういったときに改めて対応させていただきたいと

というのが考えであります。

再三申し上げるようでありますが、第5次塩竈市長期総合計画には、我々市民が身近に必要な、例えば社会福祉でありますとか学校教育、さらには環境問題。そして、何よりも大切であります、地域の振興、活性化というものが盛り込まれているわけでありますので、こういったものは、必要な施策については粛々と取り組ませていただく一方、例えば進捗調整が可能なものにつきましては災害復旧を優先し、そういったものが一定程度めどが立った時点で、また改めて取り組みをさせていただきたいというような調整を行いながら、取り組ませていただきたいと考えております。

2点目であります。従来の制度や規制の抜本的な改革についてというご質問でありました。大変大きな質問でありまして、実は国の方においても復興構想会議の中で、新たな法律の制定が必要ではないかということ再三再四言われておりますが、残念ながらいまだそういったものが形になってこないという現実であります。

先ほども事例として紹介をさせていただきましたが、我々もぜひ市民の方々に高台の安全なところでお暮らしをいただきたいというような希望がありますが、一方ではそういったことに対応できる制度といたしましては防災緊急避難といったような制度しかなく、なおかつ4分の1は大変厳しい市町村の財政負担という状況であります。加えまして、今まで持っておられた土地所有者の土地の買い取り等についても、全くその方向性が示されていない。例えば、地元自治体が購入するとなったら、これは大変な負担でありますし、今回被災に遭いましたすべての自治体が財政破綻を来すということになるのではないかと思います。

そういったことを想定いたしましたときに、既存の法体系で今回の東日本大震災を乗り越えていくということはなかなか困難ではないかと。やはり、例えば過去の阪神・淡路大震災であり、中越地震でありの事例を持ち出すのではなくて、戦後、戦後といいますが、未曾有の大災害を受けております地域を救済するためには、そういった新たな制度を早急に立ち上げていただき、地域の我々が財政の心配なく、しっかりとした復旧に取り組めるような方策を検討すべきではないかというふうに考えております。

同様に、規制についてであります。さまざまな規制がまだ存在をいたします。これも先ほど事例として紹介をさせていただきましたが、例えば特別名勝松島の問題であります。こういった地域内で、浦戸の島民の方々は今日までも大変規制のある生活を行っていただいております。加えまして、今回の大災害を受けておられます。今避難所でしっかりと頑張っ

ていただいておりますが、こういった方々が仮住居をというお話をさせていただきました。私も、島においてなかなか大変でしょうと。ぜひ市内に仮設住宅を建てますので、市内の方で仮設住宅暮らしをというご提案をさせていただきましたときに、島の方々がみずから我々はここで暮らしていくんだと。でありますからこそ、仮設住宅も浦戸に、市長、建設をしてもらいたいというふうなお話でありました。恐らくは今後の暮らしについても、多くの島民の方々が、やっぱり自分たちの居住は浦戸だということだと思えます。

こういった意識を持つ方々が、引き続き浦戸の方でしっかりと生活再建が図れるような規制であってほしいというふうに考えておりますし、私自身も、今回文化庁とこのような協議の場が持たれているようであります。そういったことを発言をさせていただき、少しでも浦戸の方々の負担軽減につながればというふうに考えているところであります。

危機管理と災害への検証というご質問でありました。まず、危機管理と災害の検証についてであります。危機管理は、やはり速やかな初動体制が被害の軽減につながるということについては、議員ご指摘のとおりであると思っております。こういったことから、本市は自然災害と事故災害の危機管理につきましては、地域防災計画に基づき対応をさせていただいております。一方、市の独自での災害対応だけでは困難な部分が残りますことから、例えば国や県、あるいは自衛隊、警察、海上保安部、そして民間事業者の方々、市民団体などとの連携協力を規定をさせていただいているところであります。震災におきましては、多くの関係団体との連携、協力を賜りながら、一丸となって対応をいたしてまいりました。

しかし、今回の対応につきましては、例えば燃油不足の問題であります。あるいは、備蓄資機材の不足の問題であります。そして、避難所との連絡伝達方式など、多くの課題をやはり残したと考えております。これらの課題をしっかりと解決し、対応をいたしてまいりたいと考えております。

また、震災における検証についてであります。震災復興計画の策定に当たり、大震災の詳細な検証が必要であります。このため、自主防災組織や市民の皆様に聞き取りやアンケート調査を実施をいたしてまいります。また、消防団、あるいは避難所開設職員に対しましては、調査を行い、抽出されました課題をしっかりと分析することで復興計画の基礎資料とし、今後の具体的な対応計画を策定をさせていただきたいと考えております。

また、対応計画の策定に当たりましては、地震後の行動でありますとか危険要因の把握、あるいはご自身を守るための具体的なイメージを持っていただき行動することの大切さを、

市民の皆様方に改めてお伝えをしまいたいと考えております。

それから、児童生徒の安全徹底についてであります。東日本大震災は、震度7という最大級の地震に加え、大津波が来襲をいたしました。地震による学校建物への被害は少なからずございましたが、耐震工事が市内すべての学校で完了しており、構造上の直截的なダメージはなかったものと考えております。各学校では、日常の教育活動の中で、火災や地震、津波などの避難訓練を行ってまいりました。しかし、震災を受け、改めて児童生徒に対する防災教育が重要であることを痛感をいたしております。具体的な取り組みにつきましては、教育長からご答弁をいたさせます。

次に、難聴区域解消についてのご質問でありました。今回、難聴地域の解消に向けた防災無線のデジタル化について、予算をお願いをさせていただいております。デジタル化のメリットの一つとして、音声をデータ化し送信することで、よりクリアな音質での伝達が可能となります。難聴区域の解消に向け、デジタル化のメリットを最大限に活用するとともに、拡声子局の設置場所の見直しや増設を図ってまいります。これは、やはり反響が多い地形のところで、この拡声子局をふやす必要があるのではないかと、こういった場所も当然出てくることを予想いたしております。さらに、音声の通達エリアの拡大と、指向性の強いスピーカーを本市の地域特性に合わせて設置をさせていただき、難聴区域の解消を目指してまいりたいというふうに考えているところであります。

多くの市民の皆様方から、サイレンは聞こえたと。しかしながら、放送している内容が十二分に聞き取れなかったという声も数多く寄せられております。今後を考えますときに、こういったことは一刻も早く解消していくべきではないかということで、今回このような予算を計上させていただいたところであります。

次に、食料供給基地としての、塩竈市の緊急的復旧への取り組みに関するご質問であります。東日本大震災により、本市魚市場、荷さばき施設の床面の陥没、あるいは電気設備、給水装置の浸水、フォークリフトやトラック、クレーンの流出など、大変甚大な被害を受けております。しかし、3月22日には、早速水産関係者の皆様方が「塩竈市水産業震災復興期成同盟会」を立ち上げていただき、4月14日には震災後初の漁船水揚げを果たしました。この間、湾内の障害物の除去や給油、給水、仕込み先の確保、製函、運輸業者の復帰確認などを行っていただきました。改めて、水揚げにかかわる業界のすそ野の広さと団結力の強さを確認をいたしたところであります。今後も、塩竈市もこのような業界の皆様方と、塩竈魚市場こそ

が本県の重要な食料基地であると再認識をいただけるような取り組みを深めてまいります。

魚市場の復旧であります。水揚げに至る間、例えば宮城県におきましては荷さばき場の床面の応急復旧を精力的に取り組んでいただきました。さらに、本市におきましても、電気、給水設備の補修などを行ってまいりました。今後の工程についてというご質問でありました。本魚市場につきましては、他の魚市場が再開するまでは、石巻港や気仙沼港などの特定第3種漁港の機能を補完をさせていただくため、可能な限りさまざまな魚種の水揚げを継続していくことが水産業の復興に必須の条件と考えております。なお、魚市場の基幹施設につきましては、今後やはり1年程度の復旧期間がかかるものと想定をいたしているところであります。

また、浦戸の支援についてであります。村井知事、先ほども申し上げましたとおり、国の復興構想会議におきまして水産業復興特区を提唱し、これまで優先的に漁協に与えられました漁業権を、平等に民間などにも与えるというような提案をされているところであります。反対、賛成、さまざまな議論がありますが、私はやはり前段の議論が少し不足をしたのではないかと、唐突感が否めないという気もいたしております。ぜひ、相互に十二分に協議をなされ、今後浅海漁業の果たす役割の重要性をお互いに再認識することが何よりも肝要ではないかと考えております。

また、市といたしましては、漁業者の生産基盤の確保が最大の責務でありますことから、漁港や関連した漁業集落、施設の復旧事業を今後進めてまいります。また、国の第一次補正による有利な補助制度などの活用でありますとか、中小企業基盤整備機構の制度活用により、倉庫、集会施設などを整備をさせていただきたいと考えております。

魚の風評被害についてご質問いただきました。福島第一原発の事故によりまして、一部の水産物において暫定基準値を超える放射性物質が検出されるなど、その風評被害を含め、水産物の流通に多大な影響を与えております。水産庁では、水産物の放射性物質検査に関する基本方針により、沿岸性魚種及び広域回遊性魚種ごとの検査方針が定められております。また、5月9日に本市魚市場に水揚げをされました沖合底びき網漁に関しましては、県が操業開始前に漁獲した魚の放射性物質検査を行っており、安全が確認をされております。競りによる価格も通常と同程度と、放射能による被害の影響は比較的少なかったものと考えております。今後も引き続き国や県からの情報収集に努め、正確な情報を関係者にお伝えをし、不要な誤解を生まないように努力をいたしてまいります。

一口オーナー制度への、市としての対応についてであります。うらと海の子再生プロジェクトであります。浦戸地区の漁業者がみずから発案した取り組みであります。既に1万7,000口の支援を超え、市内や県内はもとより他県や海外からの支援もあると伺っております。この漁業者の方々に本市の協力についてお問い合わせをしたところではありますが、漁業者の方々からは、塩竈市も大変な被災を受けられております。そういった方々の協力というよりは、我々がそういった方々に何らかの形でご支援を申し上げたいという大変ありがたいお話をいただいたところではありますが、我々も浦戸産イメージアップ事業によりまして、さまざまな支援活動を展開をいたしておりますが、なおこういった取り組みを深めてまいりたいと考えております。

次に、塩竈市の防災港としての取り組みであります。議員の認識とは若干異なるかもしれませんが、もともと塩竈市は天然の良港としての評価が極めて高かったのではないかなと考えておりますし、今回の災害に際しましても、一定程度そのような評価を検証した部分があるものと判断をいたしております。今後、この塩釜港のさまざまな利活用を考えますときに、やはり災害に強い港ということについての有意性については、一定程度多くの方々にご理解をいただけるような取り組みをしてまいりたいというふうに考えておりますし、またこういったことをご評価いただき、今後出入港船舶がさらに増加してまいりるような取り組みに努力をいたしてまいりたいと考えております。

また、石油タンカー船の入港による塩釜港の機能についてであります。震災後間もなく2,000キロリットル積みの輸送船が塩釜港に入港いたしました。それまでの燃油不足が、その入港を機会に解消されていったということについては記憶に新たでありますし、海上物流の果たす役割の重要性が多くの方々の皆様方にご理解をいただけたのかと思っております。このような貴重な資源を有する塩竈の位置づけを、また多くの方々の皆様方にご理解をいただくような努力をいたしてまいりたいと考えております。

災害ごみの処分についてご質問いただきました。現在、災害ごみにつきましては、中倉埋立処分地と新浜町公園の2カ所に仮置きをさせていただいております。新浜町については、既に搬入可能な容量を超過しておりますので、今現在閉鎖をいたしております。また、中倉処分場も搬入量の75%を超える量が持ち込まれております。このような状況を勘案し、今後予定される危険建物などの解体工事により発生する廃棄物に対応するため、越の浦漁港背後地に新たに現在仮置き場を整備中であります。

また、県事業による港湾や漁港エリアからの廃棄物の回収計画の情報も寄せられております。本市の仮置き場は既に満杯状況でありますこと、また本市の仮置きごみについても一日も早く搬出をさせていただきたいという状況でありますので、県に二市三町として二次仮置き場の設置を要望させていただき、先日仙台市の南蒲生地区に二次仮置き場の設置が決定したところであります。今後は、一日も早くこのような整備が整い、本市仮置き場から瓦れきの搬出ができるように努力をいたしてまいりたいと考えております。

商業者への支援についてもご質問いただきました。先ほど来、私も触れさせていただいておりますが、災害救助法を初めさまざまな現行の法制度の中では、このような皆様方に対する支援というものが、わずかに低利の融資、貸し付けといったような状況であり、我々も大変憂慮をし、国、県に対しましてもさまざまな要望活動を行ってまいったところでありますが、残念ながらなかなか聞き届けていただけないという状況でありますので、これらの事情にかんがみ、今回本市独自のり災商店再生支援事業というものを創出させていただいたところであります。震災で被災しながらも、いまだ事業を再開できなかった店舗の方々、あるいは既に再開された店舗の方々にこのような制度をご活用いただき、一日も早く震災復興に努力されますようご祈念を申し上げるところであります。

また、県に対する早期支援の要請についてはどうかというご質問でありました。先ほど来申し上げております全国市長会、あるいは東北6県市長会、さらには宮城県市長会等々の場を通じ、さまざまな機会に要望をさせていただいており、全国の要望内容にも盛り込んでいただいたところでありますが、なかなか産業振興のための要望項目は既存の法制度の中では見つからないという状況にあります。今、二次補正が予定をされておるようではありますが、ぜひぜひこれらの方々の支援策が二次補正の中に盛り込まれますよう、さらなる努力をいたしてまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○副議長（嶺岸淳一君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 私の方から、各学校の児童生徒の安全徹底の取り組みについてお答えいたします。

各小中学校では、発達段階に応じた体系的な防災教育を行っておるところです。災害が発生したとき、児童生徒は、いつでも、どこでも、何があっても危機感を持ってみずからの安全を守る自助、そして他人を思いやる心や社会に奉仕する共助の精神を培うことが大切です。

今回の震災を教訓として、5月の市内の定例校長会において各校の校長と意見を交換するとともに、高台にある市内の小中学校にも津波が襲来することを想定し、各学校が地域の実態を踏まえマニュアルの見直しを行うよう指示したところです。

その中で、やはり教師が一人一人全員危機意識を持つことも大事だということを話しております。その見直しのポイントとしましては、警報発令時の保護者への受け渡し、登下校中の地震や津波への対応、浸水地域を通る通学路の見直しなどを、判断に迷わない、より具体的な、そして今回の震災を上回るケースにも対応できるようなマニュアル作成をしたところです。

例えば、市内小中学校、6月12日を中心に地震を想定した避難訓練を実施しているところですが、津波の被害が大きかった浦戸中学校、浦戸第二小学校では、これまでは授業中に地震が来たことを想定してやっておりましたが、先日は朝船からおりて学校に行く途中に津波警報が発令されたという想定のもと、それぞれ学校まで中学生は小学生を励ましながら、今回の津波が来なかった、子供たちが通称呼んでいる風の丘という高いところまで全員で駆け足で逃げ、その後島で一番高いと思われる学校まで避難したという、そういう訓練もしておるところでございます。

今後とも、教職員、保護者、地域の方々が子供たちを守るという共通認識のもと、地域の実態を踏まえながら安全教育を徹底してまいりたいと思っております。以上です。

○副議長（嶺岸淳一君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 市長からは、大変私の思っていたことをそのままいろんな角度からいただきまして、まずありがとうございます。

それで、まず1番目の件なのですけれども、私はやっぱりもう両計画が大事だということはそのとおりだと思います。しかし、やっぱり長期総合計画は平常時の中でのその計画段階だと思いますので、まず私はこの2年間はやっぱり塩竈の災害、特に道路だとか災害によっている部分を、やっぱりそれは最初に進めるべきだと思っております。

それから、2番目の規制とか制度の問題。これは本当に大きな問題なのです。そして、私は私なりに、ここで回答は非常に時間的に問題だと思いますけれども、簡単に、私はやっぱり塩竈のこの道路の流れ、あるいはまた中心市街地活性化との関係における海岸の商業地域をどうするのかとか、それから浦戸はやっぱり特区として、国にそのとおりさらにこういうとき……、時代的なある意味では要請だと思います。それから、例えば魚市場の事務所の民営

化なんていうのも、ひとつこういう組織の見直しも含めたり、防災計画もひとつ改めて当然見直すと思います。

それから、次に危機管理の問題なのですが、これは市長が言われたとおり、やっぱり初動作から、あるいはまた対策本部、あるいはまた情報のあり方、電気、水、そんな避難所の問題、そういうものを全部検証して、やっぱり次の災害にきっちり記憶化するということは非常に大事な問題だと思っています。単に反省だけではなく、そこをお願いしたいと思います。

それから、学校の危機管理、今教育長からもいろんな訓練をされているということをお聞きしました。あともう一点ですが、私は追跡的質問として、ずっと今まで学校の熱中症の問題を取り上げていました。これも一つの環境災害なのですね。自然災害なのです。しかし、自然災害を、それをやらないと、これは人災問題になってきます。そういう意味で、学校の現場の先生方が、本当にこの35度の教室で適温だと思っているのか。現場的にチェックを非常にしてほしいと思います。現場に根差した学校の危機管理もやってください。

新聞でも、だんだん今温度が上がってきて、熱中症の問題がどんどん出ています。何か、年間5万人の中で大体高齢者の方が35%近くを占めていますけれども、やっぱり子供というのは暑いときは暑いと言うのだけれども、それがどのような態勢になるかということは自分ではなかなか伝えないのですね。だから、学校教育はやっぱりそのところをきっちりチェックする必要があると私は再三言っております。

今度の学校でも夏休みの勉強がふえるわけでしょう。夏休みも勉強する時間というのは当然出てきます。サマースクールもやっています。そこら辺を含めて、私はずっとせめて扇風機2台ぐらいというのを言っています。そして、お父さん、お母さんも、去年の夏休みのサマースクールのときに子供が心配だから扇風機を運んだというこの実態を、もう少し予算化に緊急に、教育委員会ももっと危機感を持ってほしいなと思っております。

それから、同報無線の件なのですが、これは5億8,000万かけて、今市長から詳しく受けました。そして、私は、静岡で災害のときにFMラジオで、いわゆる塩竈だったらベイウェーブFMですか。あれを聞けばすべてわかるような体制をとった方が、お金はかからないのではないかと思うのです。だから、ウーンとサイレンが鳴ったら、ぜひこれは防災無線だとしてすぐチェンジできるように、チェンジ得意なのだけれども……、すぐラジオに切りかえるような体制を静岡でやって、何か2,000円で市民が非常に申し込みがあるということで

ありますので、ここら辺もですね、本当にクリアな情報は、この塩竈は非常に高台がありまして反響します。そして、この間も玉中の裏の住宅の方に行ったら、同報無線が聞こえないのです。こんな高いところで聞こえないのですというのだから、やっぱり僕は塩竈の立地条件、これをクリアするのはやっぱりこのラジオの方が、緊急災害FMというような形でやった方がより必要だと思っています。

それから、岸壁の方の食料基地、これはやっぱり早くなるように、さらに、さっき市長から県でもやっていますと言いましたけれども、やっぱり県の部分ですね。市の部分は今度の予算でやると思いますので、県の部分の方はやって、そしていろんな魚が入る受け入れ体制をやっぱり塩竈はつくっていく必要があるのではないかなと。同じ魚ばかりではなく、いろんな魚が今度入るといような考えで、これがやっぱり塩竈の基幹産業として大きく盛り上がってくるのではないかなというふうに思っております。

それから、防災港の件ですけれども、僕は防災港をせよという意味ではないのです。ただ、こういう考えもありますし、先ほど市長が言いましたように、やっぱりこの塩竈のよい天然良好な港を、東北の人、いわゆる村井知事もそうですけれども、ここを物流の拠点という、災害の物流の拠点ともっともっとアピールをして、体制ですね、あの海岸地帯をレイアウトする必要があるのではないかなというふうに思っております。

それから、瓦れきは、ぜひこれから、この問題はどういう問題があるかという、瓦れきは今から壊していくのです。いろんな半壊、全壊。そのときに、今ヘドロですか。これは有害物質で、非常にのどが痛くなる、あるいはまた熱が出る、感染しやすいということで、主要ないろんな症状を、いわゆる悪性の有害物質だと言われております。ぜひ、市立病院もそういう対応もお願いいたしますけれども、ぜひこのヘドロの対応を、やっぱりこれは本当に、これから夏、風が吹くとともにのどが痛い、何々するということで、対応も含めてこれはやっていただきたいと思います。

あともう一つは、においが非常にすごいのです。この解決策は、EM菌の散布です。これによって無臭となると同時に、その汚水、いわゆる汚い水も浄化するという2点があります。ぜひ環境課ですか、今までEMへのいろんな市民との交流をやっておりますけれども、ぜひこれを考えていただきたいなと思います。このEMの無臭、ヘドロのにおい、それから汚い水をきれいにする。ぜひ、知恵とこういう方法というのを実施していただきたいと思います。

最後に、やっぱり商店街への支援ですね。これはやっぱり国の考え方、阪神・淡路地震の考え方をまたここに持つてくること自体が全くナンセンスなので、ぜひ本当に市長も全く同じ立場で、同じ立場というのは同じ考えで、国、あるいはまたそういう連携でさらにお願いしたいなと思います。

あともう一点、最後なのですけれども、市長、仮設住宅は入ったから終わりではないのですね。仮設住宅に入った人を、今いろいろですね、これからものすごい暑くなって、あれが車のバンパーというのですか、何というか一番前のフロントのあれと同じような暑さになって電気代がどんどんかかるし、もう一つはバスが何か少なくて、もう町から来るときに1,600円もかかるとか、網戸がないとか、いろんな問題がありますので、ぜひ住民説明会をやっていただいて、これからはまず仮設住宅のいろんな悩みがあると思います。そこら辺をどうするのかお伺いいたします。

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 1点目のご質問の長期総合計画と震災復興計画の整合性については、事業のプライオリティーなどを十二分に勘案して取り組ませていただきたいと思います。

また、学校の現場で熱中症というご心配をいただきました。特に昨年は暑い夏でありましたので、残念ながらそういった事象が発生したということも聞いております。十二分に注意をいたしてまいりたいと考えております。

同報無線であります、6億弱という大変大きな費用を計上させていただいております。ただし、例えばFMラジオをもってこれにかえるということについては、ちょっと余りにも問題が大き過ぎるのではないかなと思っております。やはり地域全体の安全を考えますときに、二重、三重のセーフティネットを構築していくというのは、これは今の時代の趨勢ではないかなと思っております。我々も、防災無線は防災無線としてしっかりと機能する一方、やはり24時間体制でエフエムベイエリアについては対応していただき、今も防災情報を流し続けていただいております。こういったものを多面的に活用しながら、全体としての安全性を高めていくということにさせていただきたいと思っております。

食料基地の問題であります。今、沖合底びき網船が14隻、塩竈を基地にさせていただいております。例えば、ホンダガレイでありますとかキンキ、あるいは沖ハモといったように、今まで塩竈市では取り扱わなかった魚種を今水揚げをいたしております、競りの際にはかつてないような方々の集まりであります。ぜひこういったことがしっかりと定着できますような

環境に、漁業関係者ともども取り組んでまいりたいと思っております。

エネルギー問題は本当に大変な問題であります。例えば、本市におきましても、政府が提唱しております省エネにこれから取り組まなければならないわけでありまして、化石燃料等については一定の限度がある燃料でありますので、今後地域といいますか、世界全体でしっかりと取り組むべき課題ではないかなというふうに考えているところであります。

瓦れき類の処理の際に発生する有害物質については、十二分に留意をいたしてまいりたいと思っておりますし、大変生産加工団地の皆様方にはご迷惑をおかけいたしておりますが、今新浜町のグラウンドに仮置きをいたしておりますので、におい、あるいはハエ、蚊といったような防災対策には、今後とも万全を講じてまいりたいと思っております。

商店街の支援については、繰り返しになりますので答弁はご容赦いただきますが、本当に国にしっかりと考えていただくべき大変大きな課題であると認識をいたしております。

仮設住宅であります。昨日私も行ってまいりました。佐賀県から保健師の方が来られております。また、栄養士の方々も1名来られておりまして、一件一件リストをつくって回りながら、さまざまなご指導をいただいております。また、今週から仮設住宅の管理人を配置することにいたしました。2名であります。仮設住宅にお住まいの方々のさまざまな生活不安、苦情等にも適切に対応をさせていただきますために、そのような配置をいたしております。また、本市の福祉関係の職員についても、昨日も集会所の方に詰めておりまして、皆様方のさまざまな苦情を承ったところでありまして、今後ともこういった取り組みをしっかりと行ってまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○副議長（嶺岸淳一君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 仮設住宅の問題が、今全国というか被災地で大きな問題になっているのですね。それは何かというと、仮設住宅は当選して入りたいのだけれども、しかし生活がならないと。いわゆる仮設に入ったら、もう電気代からあれとかがってですね、全部食事代から、あるいはまた高齢者にとっては買い物バスで通うという、さっきも言いましたように、もしそのバスにおくれたら、もうタクシー、1,600円かかると言われていますけれども、やっぱりそういう意味とか、それから電気代が非常にかかるというそういう問題もありますので、ぜひ先ほども申しましたし、市長の方も今コミュニティの場所でいろいろ説明されていると思いますけれども、やっぱり被災者の立場というのはどんどん変わっていきまして、また特に義援金などの問題とか、あるいはまた家の壊れた人の、これは国から二次補正が出ないと

どうにもならないのかもしれないけれども、そこら辺の説明がやっぱり全体的に、ひとつ集会所とかそういう地域の人、地域というか被災者の方を集めてぜひやっていただければと思っています。

今塩竈で、いろんな説明を受け付けていますけれども、ああいう形ももちろん個別的には大事ですけれども、まず全体の被災者の方、あるいはまた共通した問題だけはぜひみんなの前で、市長がやっぱり赴いてぜひ聞いていくべきだと思うのですけれども、そこら辺を最後に聞いて終わりたいと思います。

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 仮設住宅にお住まいの方々の足の問題であります、便数は非常に少ないのですが、NEWしおナビ100円バスが運行いたしておりますし、実はある量販店の方が販売のためのバスを提供いただいております、1日たしか7便か8便ご活用いただけるような体制をとっておりますので、なおそういったことに努めてまいりたいと思っております。

また、私も昨日集会所の方に参りまして、皆様方のご意見を拝聴してまいりました。たまたま月曜日ということで、市内の理髪店の方々もワンコインの利用ということをやっているところでございまして、改めて感謝を申し上げたところであります。今後も、あらゆる機会をとらえまして、足を運んでまいりたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○副議長（嶺岸淳一君） 18番鈴木昭一君。（拍手）

○18番（鈴木昭一君）（登壇） 本日最後の質問者となりましたけれども、皆さん大変お疲れのところ、よろしく願いをいたします。

私は、このたび、これまで大変お世話になりましたニュー市民クラブを一身上の事由により退会をさせていただき、6月1日より自民党市民の会を立ち上げました。これまでお世話になりましたニュー市民クラブの皆様から感謝と御礼を申し上げながら、先輩議員初め同僚議員の皆様から改めて感謝と御礼を申し上げます。今後は、自民党市民の会という一人会派でありますけれども、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますように、冒頭をお願いを申し上げます。

さらに、この4年間、議員各位のご推選により監査委員として働かせていただきました。このことについても御礼を申し上げます。また、この4年間、監査委員という立場から一般質問を自粛してまいりましたが、間もなく任期が切れることとなりますので、今回市長から出

されました施政方針に対し、今後の市政運営について市長のお考えを詳しくお聞きいたしたく質問の機会をお与えをいただきました。先輩初め同僚議員に対し感謝を申し上げながら、質問をさせていただきます。

また、この4年間監査委員として、定期監査の都度、監査講評で問題点がある場合には厳しく指摘し、改善を求め、佐藤市長に対しても指導力をしっかり果たすよう提言してまいりました。結果、この4年間の担当職員の前向きな改善努力で大きな成果があらわれてまいりました。改善に真剣に取り組んだ関係職員に対し、敬意を表する次第であります。

また、この4年間、しっかり監査業務をご指導いただいた監査室の皆様にも、心から御礼を申し上げます。大変お世話になりました。

さて、私たちは、去る3月11日2時46分、これまで経験したことのない未曾有の地震と津波に見舞われ、東日本大震災と命名された災害は、東日本一帯を一気にどん底の生活に陥れた大災害でありました。この災害により、6月13日、昨日現在であります。警察庁まとめでは、全国で1万5,424名の尊い命が失われ、今なお7,931名の皆様が行方不明となっております。また、家屋をなくされた方々は数え切れないほど被災されました。そして、まだ10万人以上の皆様が避難所暮らしを余儀なくされております。我が塩竈でも46名の尊い命が奪われ、1名の方が不明となっております。この災害で尊い命をなくされた方々に対し、心からご冥福をお祈り申し上げます。また、ご家族を亡くされた方々初め、家屋を失った皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興が果たされ、平安な生活に戻れますようご祈念を申し上げながら、一議員としても最大限の努力を傾注してまいります。

さて、このたびの大震災では、市長を初め、市職員の皆様は、昼夜を問わず食べる物も我慢し、市民の救済、復旧に向けすばらしい活躍をされました。私は、本当に一生懸命な姿を拝見し、大変感激を覚えました。従事なされた市職員に対し、心から感謝を申し上げます。また、多くの自衛隊の皆様初めボランティアの方々、そして全国から支援の手が差し伸べられたことに対しましても、心から感謝と御礼を申し上げます。

我々同僚議員の中にも、指定避難所や、それぞれ町内会の集会所やコミュニティセンターで避難者を受け入れ、食料の確保や炊き出しなど、さまざまな不都合がある中、ただ市民のために一心に努め、暖をとるための施策や水の確保など大変なこともありましたが、避難者の皆様方のご協力をいただきながら、事故もなく、それぞれ落ちつきを取り戻し、ご自宅に帰

られたようであります。しかし、まだ避難所で生活を余儀なくされている方もおられるのかとは思っております。今回の大震災での教訓で、さまざまな貴重な体験を今後の震災対応に生かしていきたいと考えております。

今後、自主防災体制の見直しを図りながら、これまで3日間の自助努力での生活と言われてまいりましたけれども、今回の震災では、それでは不十分であると感じました。今後の体制では、やはり何といたっても1週間程度自立できるような自主防災の体制を整えるべきと感じました。このことについても、今後市政に対していろいろとお願いを申し上げてまいりたいと考えております。

さて、今回の施政方針では、市長は被災されました皆様の一日も早い生活再建に向け、でき得る限りの支援に努めると明言されております。復旧・復興には、市民が心をつなげて新しいまちづくりをしなければならないと思っておりますが、本年を初年度とする第5次長期総合計画との整合性はどのようなお考えで進まれようとしておられるのか、お伺いをいたしたいと存じます。また、今回の災害で新たに震災復興本部会議を設置しましたが、長期総合計画とのバランスはどのようなものになるのかお聞きをいたします。

特に沿岸部や浦戸地区の被害は甚大であり、地盤沈下も甚だしく、今後住宅再建との兼ね合いが難しいと考えます。その点についてもお考えをお聞きをいたします。

また、住宅については、塩竈市はいち早く対応し、仮設住宅の建設を手がけ、避難所におられた皆様が仮設住宅に移られたことについても、佐藤市長の対応に感激をいたしているところであります。その中で、現在まだ避難所におられる方についてはどうなるのか、仮設住宅について十分なのか、入居率はどうなのか伺いたいと思います。

以上、基本的な質問となりますが、質問事項にないものがありましたらご答弁は省略していただいて結構であります。

質問事項の1番目に、市政運営の基本方針として3点ご質問をいたしますが、他の質問者と重複することもあると思いますがご了承願います。

1点目として、佐藤市長は、今後の災害時に耐え得る対策を、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるとありますが、これまでも議会あるごとにこのことについては言及してまいりました。今回の予想もしなかった震災についてどのようなことを考えておられるのか、お考えをお聞かせを願います。

2点目。また、地域経済の復興についても、今後再建に向けた支援策を講じるとあります

が、この災害で多くの事業者が大変なダメージを受けております。現在一日も早い支援策を願っておられますが、市長のお考えをお伺いいたします。

また、今後のまちづくりとして、今後10年間で定住人口の確保、市民の連携強化が最重要課題と位置づけておりますが、長期総合計画の都市像「おいしさと笑顔がつどう みなとまち 塩竈」の達成が図られるのかお伺いをいたします。

次に、定住について。定住促進対策の施策の4点について伺います。

中学生と赤ちゃんとのおふれあい交流事業についてであります。今後も継続していくとあります。これまでの成果についての精査はどうか伺います。

次に、特別養護老人ホームの待機者解消を図るとありますが、現在多くの待機者がございます。その解消の施策について、具体的にお答えをお願いいたします。

3点目といたしまして、市営住宅の給水方式の変更でございます。私もこれまで関係部署に提言をしましてまいりましたが、残念ながらまだ実行されていないようであります。塩竈市の市営住宅については、ある程度高い建物でも、市営住宅はポンプがなくとも給水できると検証されております。落差式で大丈夫だというふうに検証されています。しかしながら、市営住宅にまだポンプでのくみ上げ式でやっているところもありますけれども、現在のその必要な箇所はどこなのかお知らせください。そして、必要でないところの改修はどうか、その辺についてもお聞かせをいただきたいと思っております。

今回の震災では、そのポンプ式のため、停電で水が出なかったこともあり、落差式であればもっと早く水が出たものと言われております。その点について、今後の変更は全市的にお考えなのかお聞かせをお願いします。

次に、NEWしおナビ100円バスについてであります。確かに市内をくまなく運行されたことは素晴らしいことだと評価しております。しかし、残念ながら便数が足りなく、不便を来しておられる方もおると言っておられます。財政的な点も考慮をしなければなりませんけれども、夕方の時間帯を増便できないものか、お考えをお聞かせ願います。

次に、交流について1点お聞きいたします。

施政方針では、地域資源を生かした交流の取り組みとありますが、今回の震災での甚大な被害で、基幹産業である水産加工業の復旧・復興はどのような手法を考えておられるのかお聞きをいたします。

また、支援体制についても不十分であり、現在事業者の皆様は大変な自助努力で復旧、再

建に向け頑張っておられます。市当局として、もっと早い手厚い支援体制が必要ではなかったかと思いますが、市長のお考えをお聞かせ願います。

次に、連携について3点お聞きいたします。

震災時の自主防災組織の見直しと各町内会同士の連携強化についてであります。今回の震災では、残念ながら避難所に指定されていない集会所やコミュニティセンターでは食料や物資は全く届かず、市当局からの問い合わせもなく、どなたも見に来られることもなく、また電話や携帯電話もつながらず、自主防災組織同士の連絡や協働が全くできませんでした。また、震災前の議会で可決した無線機の購入もできないまま震災を迎え、全く機能せず、同報無線もバッテリー切れで情報が流れなかったものであります。施政方針では、救援物資の提供をされたとありますが、残念ながら必要なときに間に合わなかったのも事実であります。

そこで、ご提案でございますが、東西南北の自主防災組織の連合組織がありますので、各連合組織ごとに、その地域の自主防災組織の町内会にデジタル簡易無線機の導入を図り、震災時の各町内会の連絡調整を連合体が果たし、その連合体組織が市当局と連携することが、被災状況やさまざまな情報を受けることができますし、また市当局より連合体を通じ各町内会に情報を流すことになれば、今回の情報が流れないという問題にも対応できるものと思いますが、市長のお考えをお聞きをいたします。

次に、施政方針では、広域行政について、二市三町の共通課題の中で話し合うとされております。震災に対する問題や斎場移転について取り組むとあります。しかし、今回施政方針に明記されていないので、その中から外れるかと思えますけれども、私は消防事務組合と環境事務組合の統合は避けて通れない問題と受けとめております。一つの事務組合とするか複合事務組合とするかは議論が必要ですが、財政的にもまとめるべきであろうかと思いますが、市長はどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

ぜひ答弁につきましては真摯に受けとめいただきご答弁をお願い申し上げますが、市長におかれましては、現在真剣に一生懸命各方面に働きかけて取り組んでおられることは重々理解をしておりますが、ぜひ一日も早い復旧・復興が果たされますよう心から願いを申し上げます、1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 鈴木昭一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、震災復旧・復興と第5次長期総合計画との整合性についてご質問いただきました。

自主防災組織を設立いたしました際に、確かに我々、3日間はぜひ皆様方の力で頑張っていたきたいというお話をさせていただきましたが、今回の震災を改めて体験いたしますと、なかなか3日間という期間の短さについて、私もいろいろ思うところがございます。ぜひ今後の防災組織づくりの中で、そういったことを調整を図らせていただきたいと思っております。

また、震災復興と第5次長期総合計画であります。震災復興につきましては、長期総合計画の中の安全で安心なまちづくりの分野を推進する事業というふうに理解をいたしております。震災復興計画と緊密な連携を図りながら長期総合計画が進められるものと考えております。このことにより、より安全な地域社会が構築され、すべての被災者の方々が一日も早く復興されますよう、なお努力をいたしてまいります。

被災地域の住宅再建についてご質問いただきました。市民の皆様が本格的な生活再建に取り組むためには、やはり住宅再建が前提となります。一日も早く震災前の生活を取り戻していただき、安心してお暮らしいただけますよう、被災者再建支援金などの各種制度を活用し、住宅再建を支援させていただきますとともに、自力の再建が困難な方々のためにさまざまな方策を検討いたしてまいります。特に浦戸地区であります。先ほど来申し上げさせていただいておりますとおり、特別名勝松島の指定地域であります。宮城県におきましては、震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理のあり方に関する検討会を、つい最近設置をしていただきました。浦戸地区の復興についても、当然のことながらこの中で議論されるものと考えております。地域住民の皆様方が、一日も早く住宅再建に向けた取り組みができますよう、さまざまな努力をいたしてまいりたいと思っております。

仮設住宅についてであります。これまで伊保石ステーション及び塩釜ガス体育館駐車場の仮設住宅が完成をいたしてございまして、さらに浦戸の桂島、野々島、寒風沢島の3カ所で現在整備が進められております。完成いたしますと、本土分が185戸であります。また、浦戸分が48戸となります。合わせて206戸の仮設住宅が市内全域に整備されることとなります。避難所の役割につきましても、この仮設住宅完成時に一定程度のめどが立つものと考えているところであります。

次に、今後の被災時に耐え得る対策についてというご質問でありました。これまで本市は、災害に強いまちづくりを目指しまして、地域防災計画に基づき、例えば一般木造住宅の耐震化の促進でありますとか公共建築物の耐震化、あるいは自主防災組織の育成、さらには防災

備蓄倉庫の充実など、さまざまな施策に取り組んでまいりました。また、津波浸水対策といましては、昭和35年チリ地震津波の既往最高潮位を基準として、それに耐え得る防潮堤の整備を促進するなど、市民の皆様が安全に安心して暮らしていただけるまちづくりを推進をいたしてまいりました。平成22年度には、すべての耐震補強工事が終わりました小中学校におきましては、児童生徒全員の安全が確保され、本年1月に東病棟の耐震補強工事が完了した市立病院におきましては、震災直後から診療を開始しております。また、一般木造住宅の耐震化を促進することなどによりまして、地震による被害を最小限に防げたのではないかと認識をいたしております。

しかし、今回の震災によりまして特に甚大な被害を及ぼしたものは、何といたっても津波でございます。今後策定をしてまいります震災復興計画におきましても、津波対策に対する抜本的な見直しが必要であるという認識をいたしております。また、この方策を講じることとあわせて、改めましてこれまでの防災対策体制を徹底的に検証し、二度とこのような被害を繰り返すことがないように、災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

地域経済の再生についてご質問いただきました。今回の震災によりまして、本市の地域経済も大きな影響を受けております。店舗や工場、事務所など多くの施設が被災をし、水産加工業を初めとして、直接的、間接的に多くの事業所が大変な状況でございます。魚市場も水揚げはできてはおりますものの、まだ本格稼働には至っておりませんし、観光客の方々も激減をいたしております。このような状況にあり、今まさに地域経済は困難に直面していると認識をいたしております。

国や県におきましては、直接的、間接的に被害を受けた中小企業者や小規模経営者向けに、事業復旧を目的に設備資金、運転資金に係る融資制度を創設をいたしております。具体的に申し上げますと、従来制度に別枠を設け、貸し付けの限度額、貸付期間、据置期間を拡充、延長し、利率を下げるなどの支援を行うもので、県もまた独自に災害復旧対策資金として融資制度を創設をしているところであります。

一方では、従業員などの雇用維持を図った場合などに利用できる雇用調整助成金、失業給付による支援、資産が損壊するなど被災した事業者に対する国税・地方税の申告、納付等の期間の延長、減免のほか、税制上の特例措置を講じるなどの仕組みを創設をいたしているところであります。本市におきましても、同様のさまざまな支援制度を今準備をさせていただいているところでありますが、ぜひこのような制度をご活用いただき、一日も早く事業者の

方々が旧来の業務が再開できますように、ご祈念を申し上げるところであります。

さらには、既存の法制度にとらわれることなく、例えば融資枠の拡大であります。あるいは、利率の引き下げ、そして二重債務の解消、財政的支援制度の創設などを国や県に対して引き続き積極的に働きかけ、ぜひ二次補正としてご採択いただくように、たゆまぬ努力をいたしてまいりたいと考えております。

今後のまちづくりについてお答えをいたします。現在、本市を取り巻く環境は、極めて厳しいものでございます。人的にも財政的にも限られた状況にある中で、行政資源を選択と集中し、創意工夫を重ね、市民の皆様の期待にこたえてまいります。まず、定住人口の確保に向け実効性のある施策を展開していくため、6月に定住促進課を設置をいたしました。今後、定住人口戦略プランの作成に努めてまいりたいと考えているところであります。定住に関する分野といたしましては、例えば子育て支援や地域医療の充実、良質な住環境の提供、商工業の振興、魅力ある都市空間の形成など数多くございますが、本年度に取り組む具体的な施策の一例といたしましては、雇用促進住宅の買い取り、あるいは子育て支援では、子宮がん、あるいはワクチン接種事業や乳幼児外来医療費の助成などにより経済負担の軽減に努め、外出支援のための赤ちゃんの駅の設定等に取り組むことといたしております。これらの個々の取り組みの総合的な成果として、これらの事業や住環境の向上に努めさせていただき、本市の総合的な魅力を高め、将来人口の5万5,000人を達成してまいりたいと考えております。

また、震災時の町内会の皆様のご活躍であります。まさに地域連携を十二分にご活用いただいた取り組みではないかと考えております。前段申し上げました定住の施策を横に紡ぐことにより、地域住民の皆様と行政、企業などの連携により、よりこのような取り組みを深めてまいりたいと考えているところであります。

続きまして、定住促進につきまして、3点ご質問いただきました。初めに、中学生と赤ちゃんのふれあい交流事業についてのご質問でありました。本事業は、家庭教育支援総合推進事業の一環として、中学3年生が乳児と触れ合う体験を通し、命の尊さや自分に向けられている親の愛情に気づき、自分の存在について考える自己肯定感を高めることを目的といたしております。また、妊娠や出産などの知識を深め、自分の命や生を大切にする自己決定力の大切さに改めて気づいていただくことも目的の一つでございます。これまで、平成20年度に1校、21年度は2校、昨年度は第三中学校、玉川中学校、第一中学校の3校で実施をし、延べ719名が参加をいたしております。

事業の実施に当たりましては、赤ちゃんとお母さん、妊娠中のお母さん、子育て中のお父さんなど多くの市民の皆様方のご協力をいただいております。地域の交流の輪が大きく広がりつつあることを私も実感させていただいたところであります。事業の評価につきましては、参加した中学生と実施にかかわった方々へのアンケート調査により把握をいたしております。まず、生徒の意識の変化では、「自分のことが好きか」という設問に対し、従前の回答で約40%程度でありましたが、この体験後には55%と15%増加をいたしました。また、親が子供を育てることについて、「ありがたい」「すばらしい」と感じた生徒は68%から77%に増加するなど、顕著にあらわれていることが感じられます。さらに、生徒の感想では、「子供を授かること、命をつなぐことの責任が感じられた」「自分がここまで育ったのも両親のおかげということを実感した」など、心の成長を感じるものが数多く寄せられ、満足度は94%と非常に高いものであります。この交流事業を通して、次世代を担う子供たちに命と産み育てることの尊さ、人と人とのつながりの大切さについての意識が芽生えましたことが、最大の成果ではないかと考えております。

次に、特別養護老人ホームの待機者解消についてお答えをいたします。市内の待機者の状況であります。広域で整備されました特別養護老人ホーム5カ所と市内小規模特別養護老人ホーム1カ所の計6カ所で、本市の待機者実数は343名となっております。このうち既に介護老人保健施設等に入所されている方々も含まれておりますので、在宅サービス受給者で介護度3以上の方々に限定いたしますと63名となります。この待機者を解消することが当面の課題と認識をいたしております。このため、本市では待機者の解消に向け、国の介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金による、地域密着型介護老人福祉施設の平成23年度着工を目標といたしてまいりました。昨年度中に事業者を募集し、本市介護保険高齢者福祉推進委員会において事業者が決定をいたしてまいりました。しかしながら、今回の大震災により、選考した事業者の事業候補用地が津波による被災地域となりましたことから、今後本市介護保険高齢者福祉推進委員会の意見等も踏まえ、事業者に改めて整備方針などを確認をいたしてまいりたいと考えているところであります。

また、広域型の整備につきましては、二市三町といたしまして、第5期の介護保険事業計画期間内に民設民営による100床規模の施設を利府町で整備を進めることで、一定程度調整が整いつつある状況であります。このようなことから、待機者の数につきましては、23年度以降一定程度減少するものと考えているところであります。

次に、市営住宅の給水方式の変更についてご質問いただきました。市営住宅でポンプくみ上げ式が必要な住宅がありますが、貞山通、新浜町、大日向、新玉川及び梅の宮住宅の5団地となっており、うち高置タンクを設置している住宅は貞山通住宅3棟、新浜町住宅3棟、新玉川住宅2棟となっております。水道法が改正され、2階建て以下までであった直結直圧方式の施工基準が、現在では条件つきで5階までに緩和されております。従来方式では、今回の震災のように断水した場合、高所タンクのある住宅では半日程度タンクの水を利用できたものと考えられます。しかし、停電時において高置タンクへの揚水ポンプが稼働できなくなるなどの課題も指摘をされております。

一方、直結直圧方式では、受水槽などが不要となり、蛇口まで安全に新鮮な水が直接供給され、受水槽などの清掃やポンプ運転などの維持管理が不要となるなど、安全性の向上や維持管理の効率化が図れますため、本市におきましても平成20年度から順次給水方式の変更工事を実施をいたしております。今年度は、社会資本整備総合交付金を活用しながら、貞山通住宅3棟の給水方式の変更工事を予定をいたしているところであります。

NEWしおナビ100円バスについてご質問いただきました。本年5月までに約8万5,000人、1日当たり約145人の皆様方にご利用をいただいております。本格運行では、利用者の皆様方からのご意見を受け、バス停の増設、本塩釜駅へのバスシェルターの設置、小松崎地区への乗り入れなどを改善をいたしました。さらに、平成22年12月からは、本塩釜駅アクアゲートにも乗り入れを開始したところであります。

しかし、本格運行に当たりまして、道路運送法に基づくバス事業者や市民の皆様方で地域交通を検討し合意形成を図る地域公共交通会議におきまして、いろいろご審議をいただきました。その際に、運行本数につきましては、タクシー事業者に対する影響が極めて大きいとの意見が出されております。また、本市の15分総合交通体系に果たすタクシーの役割も極めて大きいものがございますので、大変恐縮でございますが、当面は1日3便を基本として運行させていただきたいと考えているところであります。

また、交流の取り組みの中で、被災されました事業者への支援についてであります。特に水産加工業であります。本市にとりましてかけがえのない基幹的産業であり、多くの雇用と市民の所得が生み出されております。また、揚げかまぼこを初めとして水産練り製品、タラやサケ、マス塩蔵品など、国内有数の生産量を誇っております。今回の震災におきまして、北浜地区と中の島地区を中心に、多数の加工業者の方々が甚大な被害を受けておられます。

主要な加工組合参加の企業における被害総額が63億円を超えると伺っております。しかしながら、国の一次補正予算における水産加工業に対する支援メニューは、全国で18億円程度の補正予算でありました。多くの企業にとっては、災害融資や利子補給、損失補償などの支援しか受けられないというのが現状であります。多くの加工業界の方々は、流出した機器のリース料金、倒壊した工場の債務返済を抱えながら、新たな投資を積み上げて従業員の雇用を守りながら再建に取り組んでおられます。これらの二重債務問題につきましては、ぜひ国の二次補正予算におきまして、その解決策の一端を示していただくものと期待をいたしているところであります。

本市といたしましては、中小機構による水産加工場用の仮設工場でありますとか、水産加工開放実験室の仮設事務所の建設と貸与について準備を進めているところであります。また、罹災をされました中小企業などへの市独自の支援金交付も準備をいたしておりますので、これらをご活用いただければと考えております。

次に、震災時の自主防災組織の見直しと各町内会の連携強化についてご質問いただきました。指定避難所以外の物資配給についてであります。指定避難所は14カ所でございますが、実際には最大で46カ所に8,771人の皆様方にご避難をいただきました。発災直後には、停電や電話が不通となり、情報の収集と伝達が混乱をいたしましたため、指定外の避難所の状況が把握できず大変なご迷惑をおかけしたところであります。また、要望がありました避難所につきましては食料や物資を配付をさせていただきましたが、指定外避難所の把握や連絡方法につきましては、改めて今後の大きな課題と認識をいたしております。

また、発災翌日からは情報収集に努め、集会所などにも、時間がかかりましたが、可能な限り物資配給に努めさせていただきました。残念ながら、発災直後の二、三日は救援物資の量も少なく、十分な配給ができませんでしたが、自主防災組織や町内会の皆様がそれぞれ食料を持ち寄る中で、炊き出しなどを行っていただいたところも多数ございました。心から感謝を申し上げる次第であります。また、阪神大震災の際には、発災1週間後に食料不足により亡くなられた方々もおられたということで、町内会を巡回し、要援護者を把握し、160町内会のうち48町内会1,328人の皆様に、4月28日まで食料配付をさせていただきました。

防災無線であります。先ほど議員の方からは、無線を連合組織に配付をしてはいかがかというご質問でありました。現在、市内に自主防災組織は59団体ございます。災害時に、市と自主防災組織との連携、協力が図られますことは、地域防災力の強化に大きく貢献をするこ

とになります。ただ、今塩竈市がいただいている周波数は一つでございます。このような中で、多数の無線機が使用されることによりまして、例えば混信等のおそれ等もでございます。運用面については若干課題があるものと考えております。ご提案のあった事項も含め、効果的な今後の連携方法を模索をさせていただきたいと考えております。

最後に、消防事務組合と環境組合の統合についてお答えをいたします。消防事務組合と環境組合の統合につきましては、塩竈市の斎場を環境組合の一部事務に加えますときに、塩釜地区広域行政組合の中での了解事項がございまして、その後塩釜地区消防事務組合と環境組合を一本にという話でございました。しかし、その後、宮城県から平成20年8月に、宮城県消防広域化推進計画におきまして、平成28年度を目途に県内の消防組織を3ブロックに再編する考えが示されました。県北ブロックと県中ブロック、そして県南ブロックの3ブロックに消防事務組合を再編するという提案でありました。このようなことが発生をいたしますと、せっかく一緒になる計画でありました塩釜地区消防事務組合と塩釜地区環境組合から、また塩釜地区消防事務組合の機能を分離するということになりかねないということで、今これらの動きにつきまして、県と相互調整を図らせていただいているところであります。方針が決定をいたしましたら、またこのような作業を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○副議長（嶺岸淳一君） 18番鈴木昭一君。

○18番（鈴木昭一君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

今、市長からさまざまなご丁寧にご答弁をいただいて、それで尽きるわけでありますけれども、若干ちょっと踏み込んでご質問をさせていただきます。

先ほど、それぞれの集会所やコミュニティセンター、避難者の受け入れについてはいろいろ評価をしていただきましたけれども、何といたってもやっぱりそれぞれ避難所がある中、なかなかその避難所まで行けない高齢者もいるわけであります。そこで、やはり近くの集会所やコミュニティセンターという形になるわけであります。

そんなところで、やはり地元では電気のつくまでの間、約260名くらいの方々が避難をされまして、1日3食の炊き出しなどをしてきたわけであります。しかしながら、なかなかその食料がなく、それぞれ避難をされている方々の、やはり電気がとまったせいもあって冷蔵庫の中身が腐るということもあって、そういったものを持ってきていただいているということもございまして、何とかしのいだということもございまして、やはり今後は備蓄食料の確保に努め

ていかなければならないのかなと、このように考えております。

それから、浦戸地区の問題ですけれども、私も何度か浦戸地区を見てまいりました。また、農業委員会といたしましても視察をいたしましたけれども、やはり何といても堤防がかなり傷んでいるということで、大変な状況下にあるわけです。いろいろと土のうが積まれて、一応一定の応急処置はされているかと思えますけれども、寒風沢島の元屋敷堤防とか要ノ浜堤防がかなりダメージを受けているわけでありまして、それで、なかなかそのために田園にかなり海水がもうたまっておりまして、農業ができないような状況下にあるわけでありまして。

先般、県の方から視察に行ってみたとありますけれども、どうも農地としての復旧が果たしてどうなのかということで、その堤防の復旧も大分おくれるというような話も言われたというようなことでもあります。しかし、やっぱりここの堤防は直しておかないと、これは人命にかかわる問題だと、このように思っております。県の仕事であると思えますけれども、ぜひ市長におかれまして、この辺ぜひ県の方に早急なる復旧を望んでいただければなど、このように考えております。

それから、先ほど仮設住宅、何かちょっと数が合わないのですが、185と48で233になるのではないかと思いますけれども、206という、この辺がちょっと違ったのかなと思いますけれども、233の仮設住宅で、大体それぞれ皆さんが間に合うくらい入ったのかと思いますけれども、先ほど佐藤英治議員からもお話があったように、他方ではなかなか仮設が当たっても入らないという方もおられるようでありますから、その辺について塩竈ではどうなっているのか、もしわかりましたらお知らせをいただきたいなど、このように思います。

それから、老人ホームですけれども、やはり今それぞれ老健ホームに入っておりますけれども、やはり今回の震災でかなり入居者がふえまして、長年いた方は出される運命ということで、早急に出て行ってほしいというようなことも言われているようであります。そこで、次では施設ということになると、なかなかやはり難しいようございまして、今非常にそういう方々が困っているわけでありまして。そういった意味で、やはりその対策について、ひとつぜひお考えをいただきたいなど、このように思います。それについても、何かありましたらご返答をお願いいたします。

それから、先ほどの給水方式なのですけれども、ポンプ式は貞山と新玉川と、もう一カ所あったようすけれども、大日向住宅がもう直流式になったのでしょうか。まだポンプ式が残っているかと思いますけれども、この辺について再度お聞きをいたします。その大日向の

3、4、5号棟がまだポンプ式ではないのかなど、このように思いますけれども、その辺についてひとつお願いしたいと思ひますし、早急に地元の方も直流に直してほしいという要望もあります。何か、担当部署で計算した結果、直流にするとその圧が余りかかり過ぎて、パイプが破裂するおそれがあるというふうな見解も出されたようでありまひすけれども、どうも私はその辺がよく理解できませんので、その辺の点、ちょっとお聞きをいたしたいと思ひます。

それから、しおナビ100円バスの増便、これは大変やはり先ほど言ったように、与える影響は大変大きいわけでありまひす。私も、それは大変よくわかっておりまひす。そのために、やっぱりその影響を受けるその他の交通機関、特にタクシー業界は大変なダメージを受けているわけでありまひす。その中で、何か市としてそういった業界に対する施策がないものか、助成措置がないものか。また、何か利活用がもっと図れるような施策がないものかどうか。その辺を、ぜひお聞きをいたしたいと思ひます。

それから、事業者の方でありまひすけれども、先ほどいろいろ水産加工業とかなんか、大分いろいろ再生がされてきましたけれども、個人事業主が、やはり水産加工業でなくてさまざま個人事業主があるわけでありまひす。やはり工場が全壊したということで、直したい、でも金がないと。借りるにも、これから返していくめどもないという、そういった高齢者もおられるわけでありまひす。そういったこともありまひして、その辺何ら市から見舞金もないということで大変苦勞されているようでございまひすので、その辺について現在どうなっているのか、ぜひお聞きをしたいと思ひます。

それから、自主防災ですけれども、私がちょっと申し上げたのが、果たしてこれが周波数に関係あるのかどうか。デジタルの簡易無線機でありまひすが、果たしてそれもやはり、免許が要るようでありまひすけれども、何か資格が必要はないので簡単にその免許を取れるようでありまひすけれども、そういったものについても塩竈としては果たして持てないものかどうか。簡易ですから、5キロ圏内くらいの通信しかないわけでありまひすけれども、そうすれば市内だけ何とか通信ができるのかなど、このように思っております。そういった災害時に携帯電話がつかないという場合には、こういった簡易無線機が威力が発揮できるのではないかなど、このように考えておりまひすので、それがそれぞれの各町内会で持っていただいて、そしてまたその中央に東西南北の連合組織、自主防災組織が中をとって、当局とのパイプ役となつていろいろな情報の交換になればということで私からご提案をしたわけでありまひす。そ

ういうことも含めて、その辺もう一度お考えをお聞きをいたします。

最後に、消防事務組合の統合がございましたけれども、先ほど市長からいろいろとそのご返答がありました。やはりこれから広域的な、先見的な消防組織の統合ということもございまして、その辺については理解いたしましたので、とりあえず先ほど言った点についてお答えをお願いいたしたいと思っております。以上であります。

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） まず、避難所についてであります。自主防災組織の皆様方には、指定避難所に移動をいただきます前に、自主防災組織で定めております避難所に一度お集まりいただき、人数を確認し、さらにご高齢者の方々におきましては、今回リヤカー等を使って集会施設まで移動していただいたという町内会も数多くございました。そういった方々の努力に心から感謝をいたすところであります。

また、備蓄食料であります、3,000数百名分の1日分というふうな形で備蓄をいたしてまいりましたが、今回約9,000人弱の方々が一時期に避難されるということで、我々の盲点が改めて明らかにされたところであります。こういったことにつきましても、今後早急に組織のあり方について検討をさせていただきたいと思っております。

浦戸地区の海岸堤防であります。私も現場を見ております。田んぼの中にも海水が完全に入って、耕作ができないような状況であります。なおかつ、この田んぼについては、実は顔晴れ塩竈の方々が、清酒「寒風沢」というものを醸造するために毎年耕作をいただいていた土地であります。私も大変残念に思っておりますが、顔晴れ塩竈の皆様方は、堤防が構築され、再度耕作ができるようになれば、ぜひそういったことを再開したいと。それで、先日その社長の方にお会いして、ぜひこういった方々の意を酌んでいただき、ことしもぜひ寒風沢というお酒を醸造いただきたいという願いもしてまいりました。社長には快くご了解いただきまして、本数は期待するほどにはいかないかもしれませんがというふうなことで、今後一緒にあって、そういった地域おこしに取り組んでいただくというふうなお話をちょうだいしてきたところであります。ぜひ、早期に耕作ができるような取り組みをいたしてまいりたいと考えております。

それから、仮設住宅、私が説明を間違っておりました。本土分が158戸であります。それから、浦戸分が48戸ということで、合計の戸数であります。入居状況についてご質問いただきました。今まで1期、2期について入居いただいておりますが、やはり10%ぐらいの方がご

辞退をされるというような状況が続いております。ご辞退いただいた部屋については、次の抽選のときにまた加えさせていただくということで有効活用を図らせていただいておりますが、2期分終了時の現在でも若干まだあいている建物がある状況でございます。

それから、特別養護老人ホームであります。おかげさまで、23年度には何とか小規模な特養が本市で整備ができることになりました。29床であります。また、先ほど申し上げましたように二市三町として、第5期の期間になるのですが、24年度以降に100床規模のものを整備してまいりますという基本方針で今調整に入っているところでありますので、こういった施設を活用いただきながらという思いではありますが、一方お待ちになる方々もどんどんふえてくるということも重々認識をいたしておりますので、また二市三町といたしましてできる限りの努力をさせていただきます。

直結式、NEWしおナビその他については、それぞれ担当の方からご報告をいたさせます。

○副議長（嶺岸淳一君） 菊地市民安全課長。

○市民総務部危機管理監兼市民安全課長（菊地辰夫君） デジタルの無線機で自主防災に配付してということですが、数が多い配付でありますと、いろいろ運用上研究しなければならない部分もございますので、ご提案いただいた内容について、今後検討をさせていただきますと思います。

○副議長（嶺岸淳一君） 福田水道部長。

○水道部長（福田文弘君） 市営住宅の給水の直結式の件なのでございますけれども、実際直結する場合には一定程度の圧力をかけるような形になりますので、その圧力に管が耐えられるかどうかの確認をさせていただきます。それから、流量計算をさせていただきますと、市営住宅はタンク式でためておいたものを配る場合と違いまして、全戸が一斉に使ってしまったときに、付近の一般住宅の方に水の出が悪くなるとかというふうなことも想定されますので、そこら辺の検査をさせていただいて、その市営住宅が直結に耐えられるかどうかの協議を建設部さんとお話ししながらやらせていただいております。そういう形で、大日向については、今のところまだできていないという状況でございます。以上です。

○副議長（嶺岸淳一君） 荒川産業環境部長。

○産業環境部長（荒川和浩君） 個人事業者に対する支援ですけれども、先ほど市長が答弁したとおり、り災商店再生支援事業というふうな事業の中で、企業、それから個人事業者についても、この支援事業で、市独自の支援事業で支援していきたいというふうに考えております。

それから、いろいろな形で災害融資とか利子補給、損失補償等々についても、商業者、水産業界、個人事業者も含めまして、同じような支援しか受けられないというのが現状でありますので、二重債務ローンについても、今回の第二次補正の中に組み込まれるというふうな話も聞いておりますので、引き続き我々も情報収集に努めてまいりたいと思います。以上です。

○副議長（嶺岸淳一君） お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明15日、定刻再開したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明15日、定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時14分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年6月14日

塩竈市議会議長 佐藤 貞夫

塩竈市議会副議長 嶺岸 淳一

塩竈市議会議員 中川 邦彦

塩竈市議会議員 小野 絹子

平成23年 6 月 15 日（水曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 3 日目）

議事日程 第3号

平成23年6月15日(水曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第38号ないし第49号(施政方針に対する質問)

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員(21名)

1番	曾我ミヨ君	2番	中川邦彦君
3番	小野絹子君	4番	吉川弘君
5番	伊勢由典君	6番	佐藤貞夫君
7番	東海林京子君	8番	伊藤博章君
9番	浅野敏江君	10番	小野幸男君
11番	嶺岸淳一君	12番	志賀直哉君
13番	佐藤英治君	14番	伊藤栄一君
15番	菊地進君	16番	今野恭一君
17番	阿部かほる君	18番	鈴木昭一君
19番	鎌田礼二君	20番	木村吉雄君
21番	香取嗣雄君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者 兼院長	伊藤喜和君	市民総務部長	佐藤雄一君
健康福祉部長	神谷統君	産業環境部長	荒川和浩君
建設部長	金子信也君	市民総務部理事 兼政策調整監 兼震災復興推進室長	伊藤喜昭君

市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君	会計管理者 兼会計課長	星清輝君
健康福祉部次長兼 社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君	産業環境部次長 兼水産振興課長	小山浩幸君
建設部次長 兼下水道課長	千葉正君	市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	菊地辰夫君
市民総務部 政策課長	阿部徳和君	市民総務部 財政課長	荒井敏明君
市民総務部 税務課長	赤間均君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	鈴木宏徳君
市立病院事務部長	菅原靖彦君	市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴木康則君
水道部長	福田文弘君	水道部次長 兼総務課長	尾形則雄君
教育委員会教育長	小倉和憲君	教育委員会 教育部長	桜井史裕君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君
教育委員会教育部 学校教育課長	星篤君	選挙管理委員会 事務局長	鈴木正信君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	臼澤巖君

事務局出席職員氏名

事務局次長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	相澤勝君
議事調査係主査	斉藤隆君	議事調査係主事	西村光彦君

午後 1 時 開議

○議長（佐藤貞夫君） ただいまから 6 月定例会 3 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第 3 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようお願いいたします。

なお、本日も暑いようでございますので、上着を脱いでも結構でございます。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤貞夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、4 番吉川 弘君、5 番伊勢由典君を指名いたします。



日程第 2 議案第 38 号ないし議案第 49 号

○議長（佐藤貞夫君） 日程第 2、議案第 38 号ないし第 49 号を一括議題といたします。

これより市長の施政方針に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。19 番鎌田礼二君。（拍手）

○19 番（鎌田礼二君）（登壇） ニュー市民クラブの鎌田礼二でございます。よろしくお願いたします。

皆様には、今回発言の機会を与えていただき、ありがとうございます。感謝申し上げます。

まず、3 月 11 日に発生した東日本大震災でお亡くなりになられた方に、心よりご冥福をお祈りいたします。また、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

それでは早速質問に入りますが、質問方式として今回議会より可能となりました一問一答方式で行います。一問一答方式での質問は私が最初となります。ピントが外れるところがあるかもしれませんが、その際にご容赦ください。

まず、市政運営の基本方針についてお聞きいたします。

私は、東日本大震災が発生した翌日から、市長を中心とする塩竈市災害対策本部会議にはほぼ毎日出席させていただき、現在も時間を割き、出席させていただいております。塩竈市としての震災への対応を間近に見させていただきました。「市は何をしているんだ」との市民の声もありますが、行政が一丸となり、復旧に全力を投入していることをひしひしと感じました。本当に頭の下がる思いでありました。

しかし、市政運営の基本方針ですが、震災復興の柱となるような思い切った事業、施策がありません。私は、地盤沈下や津波による被害が甚大であった地域、大雨などによりたびたび浸水している地域、そして浦戸の人たちの高台への集団移転などが盛り込まれているのではと期待しておりました。私はこういった高台移転などの思い切った事業が必要ではないかと思いますが、市長の見解をお聞かせください。

また、第5次塩竈市長期総合計画については、きのうの質問者全員が災害復興計画との関連や整合性について質問しておりました。私は、今回の震災での被害は甚大で、第5次長期総合計画の策定の前提が大きく変わっており、当然見直しが必要ではないかと思いますが、市長の見解をお聞かせください。

次に、6月8日より開催しております震災復興計画検討委員会についてですが、議員全員で構成する東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会との関係はどうなるのでしょうか。また、議員全員で構成する特別委員会での意見は反映されるのでしょうか。その辺をお聞かせ願いたいと思います。

通告をしております「定住」に関しての4項目、それから「交流」に関しての3項目、そして「連携」に対しての3項目については、自席にて2回目以降に質問させていただきます。

では、誠意ある回答をよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

その前に、鎌田議員におかれましては、毎朝8時半から開催いたしております塩竈市災害対策本部会議に足を運んでいただき、我々のさまざまな思いをお聞きいただいておりますことに、職員を代表いたしまして心から感謝申し上げますところでございます。本当にありがとうございます。

初めに、市政運営の基本方針について、震災復興計画の柱となるようなしっかりとした事業が提示されるべきではないかというご質問でありました。

現在、塩竈市震災復興計画を策定させていただいております。市民生活に直接的に影響を及ぼすものにつきまして、早期の復旧に努力いたしているところではありますが、そういった震災復興の基本的な方針を定めるものでございます。当然のことながら、今回被災されたすべての方々に引き続き塩竈の地に住み続けていただけますよう、良好な住空間を提供させていただくような内容も入るものと考えております。

今、議員のほうからは地盤沈下、浸水、そういったさまざまな状況を考えますときに、高台への移転等についてももっとしっかりと検討すべきではないかというようなご質問でありました。

昨日の中川議員のご質問にも答えさせていただきました。我々も、目標といたしましては当然そういったことを想定し、今取り組んでいるわけであります。ただ、残念ながら今こういった制度の中で緊急避難、移転といったようなことに対する特別措置を活用する方策しかないというようなことを昨日も申し上げました。きょうのマスコミ報道によりますと、政府は住居だけではなく店舗、工場等につきましても高台移転を認める方針に立つというような報道がなされております。また、負担につきましても現在国費が75%であります、こういったもののかさ上げする方向で検討するというような報道もなされているところであります。我々はそういったことに大いに期待いたすわけでありましたが、しかしながら地方財政は大変厳しい状況であります。ぜひこういったことにつきましても100%国費が投入され、地方自治体が安心してこういった施策に取り組めるような環境を今後も要求させていただきたいと思っております。

いずれ、今現在は震災による直接的な被害あるいは2次的な被害などの詳細の取りまとめをさせていただいている段階でございます。今後の対応策につきましては復興計画で明らかにさせていただきたいと考えておりますし、また議員ご指摘のとおり単なる復旧ということにとどまることなく、市民の皆様方が復興に対して希望を抱いていただけますような復興計画にしたいと考えております。

次に、第5次塩竈市長期総合計画についてご質問いただきました。

今後10年間の市政運営の基本となるものでございますから、これまでも2年間にわたり多くの市民の皆様と議論を重ね、昨年12月議会でお認めいただきました。総合計画であります、人口減少社会への対応あるいは地域経済の活性化、本市の魅力を最大限に生かし、にぎわいと活力にあふれ、市民の皆様方が安心して住み続けていただけるまちづくりを目標といたしております。そういった中での今回の東日本大震災であります。この東日本大震災の復興の分野につきましては、長期総合計画の安全で安心なまちづくりの分野で担うことになるものと考えているところであります。

このように、総合計画は多くの市民の皆様方にご参画いただいた結果として整備、作成されたものであります。確かに今回大震災という未曾有の災害が発生いたしました、長期総合計画に盛り込んでおります、例えば社会福祉の充実、学校教育の向上、さらには環境問題、そし

て何よりも地域の経済の活性化というのは不変のテーマではないかと思っております。今後ともこういったことをしっかりと進めながら、塩竈市震災復興計画で策定されます震災復興にもあわせてしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところであります。

震災復興計画検討委員会についてご質問いただきました。

6月8日に第1回目の検討委員会を開催させていただきました。委員の構成であります、海岸工学の第一人者であります東北大学名誉教授の首藤先生を委員長とし、学識経験者が5名、商工会議所の会頭を初めとする地元産業関係者の方々が5名、そして大きな被害を受けられました地域住民代表の方々が5名という構成になっております。検討委員会は、月1回程度の開催を予定いたしております、9月には中間報告を、11月には震災復興計画案についての答申をいただきたいと考えております。計画策定に当たりましては、特別委員会に随時報告をさせていただき、情報を共有してまいりますとともに、ご意見等を伺いながら今後も策定いたしてまいりたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） ありがとうございます。

私は、この復興基本方針の素案を読ませていただいたんですが、ちょっと積極性に欠けるといいますか、例えば津波地区の復興についての文章をちょっと読ませていただきますと、「地域の方々の意思を尊重するとともに、専門家の知見を活用しながら、その方向性について検討します」と。「さらに宮城県においては、甚大な被害を受けた地域については、地域とともにそのグラウンドデザインを再構築していくとしておりますので、復興に当たっては宮城県との連携を密に図ります」と書いてあります。この文章では、塩竈市の意味としてはちょっと弱いんじゃないかなというふうに思うんですが、昨今のニュースやら何やらを聞いていますと、先行的に市町村が動いて法を変えつつあるといいますか、そういったところもありますので、私は思い切った施策が必要じゃないかというふうに思います。

津波で被災された市民については、以前と同じところに家を建てたいという人がおりますし、また地盤をかさ上げして区画整理してほしいとか、移転をしたいとか、さまざまな意見があるわけですがけれども、やはり塩竈市の出方を今伺っているといえますか、返事を待っているわけです。そんな意味でも私はこの検討を、特区ではないんですが一応検討地域という形で塩竈で指定をしておいて、この復興委員会の成り行きで決まると。ですから、とりあえず建築やら何やらは待ってくださいねという、そういった指定をしたらどうかというふうに思っている

んですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 本市の塩竈市震災復興基本方針についてご質問いただきました。

基本理念としては、長い間住みなれた土地で安心した生活をいつまでも送っていただくようにということの基本理念とさせていただき、その実現のために生活基盤の再生、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくり、そして基幹産業の再生、復興といったようなものを掲げさせていただいております。復興の基本的な方針等につきましても、例えば住まいと暮らしの再建、安全な地域づくり、産業経済の復興、特に被害の大きかった浦戸地区の復興といったようなものを我々素案といたしまして、第1回目の委員会の際に提案させていただきました。

議員からご質問いただきましたとおり、もっと踏み込んだ記述をすべきではないかというご意見の方々もございました。あるいは土地利用の規制というようなお話もございましたし、また、基本方針としてはおおむね了とするものの、やはり具体的な記述というお話もちょうだいいたしました。繰り返して申し上げますがこれは基本方針でありまして、これを具体的にどうしていくかということは今から議論していただき、基本計画という形でまとめていただくものでございますので、今議員のほうからご質問いただきました内容等につきましても十二分に反映されますように、今後我々も一緒になってこの基本計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） ありがとうございます。

今回の方針では、何回も言わせていただきますがちょっとやはり弱いのではないかなというふうに思います。それで、こういった復興に対する夢を持てるような事業を展開しないと、やはり夢がなければ進めないんじゃないかというところがあると私は思うんですね。そういった夢のある事業を展開するよう、今後努力をしていただきたいと思います。その事業次第では、復興計画次第では人口がふえることもあり得るのではないかなというふうに思います。

次に、震災復興計画検討委員会のことですが、震災復興計画検討委員会と議員全員で構成する特別委員会との審議結果は、会議の都度相互に出し合って、議員全員とする特別委員会の意見をその復興委員会のほうに生かしたらというふうに思いますし、生かすべきだとも思っているわけですが、市長の見解はどうでしょうか。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今議員のほうから復興の進め方についてもっとさまざまな手法を活用したいというようなお話をちょうだいいたしました。我々もぜひ市民の方々に、今国が東日本大震災復興のために用意しておりますさまざまなメニューをできるだけ幅広く活用していただきたいという思いであります。ただ、残念ながら国のほうもなかなかスピードが遅いのではないかと、我々もやきもきいたしております。例えば、議員のほうからご提案いただきました土地区画整理という事業手法もございますが、こういったものが果たして震災復興として取り組む際に、今権利者の方々は例えば減歩率といいますか土地の面積を一定程度協力して、区画整理事業を進めているわけでありまして。例えば10%20%という土地を削るということが今回の震災復興にふさわしい手法かどうかということも我々は申し上げているわけでありまして、国のほうにつきましては依然として土地区画整理法に基づく支援を行いますというところからなかなか踏み出していただけません。我々は市民の方々にさまざまな情報を提供させていただくときに、こういう手法はこれこれこういったご負担でご活用いただくことになりましてという正確な情報をお伝えすべきだと思っておりますが、残念ながらまだまだそういったものが見えてきていないというのが実態であります。我々からすると、もう既に3カ月を過ぎておりますと、被災された方々は一日も早くという思いで、一日千秋の思いで待っておられるわけでありまして、ぜひ国のほうからそういった方針を明確にさせていただきたいということを今後とも言い続けてまいりたいと思っております。

また、議会との関係についてご提案いただきました。我々はこの復興基本計画というものをこれからまとめていくわけでありまして、その段で議会のほうにおきましても特別委員会の中でそういったものをまとめたいという強い思いを持っておられるということについてはお伺いいたしておりますので、そういったものを相互に意見交換をさせていただきながら、当然まとめていくものであるというふうに認識いたしておるところでございます。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） 次に、大きい項目の「定住」についてお聞きしたいと思います。

まず、ことし春より開設された定住促進課と、「定住」の人口戦略プランについて、簡単に説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今回の長期総合計画の重点戦略というのが実は3つございます。「定住」「交流」「連携」であります。これらの3つの戦略をそれぞれ相互に関連づけながら、長

期総合計画の推進に当たってまいるわけではありますが、わけても大きな課題が「定住」であるという認識のもと、具体的な定住人口戦略プランを作成してまいりたいということを議会のほうにお願いいたしまして、当初予算で策定経費をお認めいただいたところでもあります。

内容といたしましては、定住を促進する施策であります。例えば働きながら子育てできる環境の整備の子育て支援でありますとか、魅力ある住まい、まちづくりの展開といったような良質な住空間の形成、さらには就業、雇用機会の向上などの商工業の振興、そして学力の向上など、さまざまな施策体系がまとまったものが「定住」となるものと考えております。12の施策を掲げておりますが、これらのものをいかに効率的に取り組むかということと、特に第1期の実施計画期間でどういったものを進めるべきかというようなものを具体化してまいりたいというのが定住人口戦略プランであります。そういったものを推進するために、今回定住促進課というものを設置させていただいたところでもあります。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） 過日、ある被災者から聞いたことですが、塩竈市内の貸し家、アパートなどが満杯状態であるということでお聞きしました。この東日本大震災前より人口がふえていきなくて結構ですから震災後の現在の人口、ふえているのか減っているのか、約どのくらいふえているのかぐらい、ちょっとお答え願えればというふうに思います。

○議長（佐藤貞夫君） 菊地市民総務部危機管理監。

○市民総務部危機管理監兼市民安全課長（菊地辰夫君） 先月のデータでございますが、人口は約50人ほど減少しておりました。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） 私としてはふえているのかなというふうに期待しておりましたが、マイナス50人とはちょっと……、かなりがっかりしました。そうすると、新しくできました定住促進課と定住人口の戦略プラン、これに期待するしかないかなというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、坂のまち塩竈憩いパーク事業についてちょっと質問をさせていただきます。これはどんな事業なのか。ポケットパーク事業というのはありましたが、その関連性についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 坂のまち塩竈憩いパーク事業についてでございますが、本市は御案内の

とおり古くから丘陵部に市街地が形成されてまいりましたため、結果的に坂道が多く、ご高齢者の皆様方からよく「坂道の途中で休息がとれる環境があればいいですね」というようなお声をちょうだいいたしました。これらのご要望におこたえするために、本市の坂が多いという地形的な特性を考慮して、市民の皆様方に優しい道づくりを進める一環といたしまして、坂のまち塩竈憩いパーク事業ということですが、具体的には坂の途中でお荷物を抱えて上がってきた方々が一たんお休みをいただいて、また坂を上って行っていただけるというような施設であります。今、前段でご質問いただいた事業につきましては、坂道ということに限らず、街の中に憩いの場を創設しようということで取り組んでまいりましたが、今回の事業はその坂道版ということでご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） ありがとうございます。

これは何人かの意見ですけれども、やはりいすは冬場は冷たいし、夏は日が当たって暑いし、休むどころかもうそのまま行ったほうがいいと。利用価値があるのは春と秋ぐらいなのかなというふうに思うんですけれども、それにお金をかけるなら道の整備に、階段の整備やら手すりの整備にかけていただきたいという要望もありますので、その辺もあわせて進んでいただくと助かります。

次に、市立病院関係についてお伺いしたいと思います。

市長は常々、私かなり市立病院に関して質問させていただいているんですが、地域医療のためだとか、地域医療を守ると言っておられました、今回の震災で市立病院はどういった貢献ができたのか。それから、救急車の受け入れ体制はどうだったのか、今後どうなのか、その辺についてちょっと簡単にお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 市立病院の今回の大震災に果たした役割であります。

まず、市立病院であります、耐震化工事をお認めいただきまして、ちょうど2月末に完了しておりました。このため、大震災に際しましても入院中の皆様あるいは外来でおいでいただきました患者の皆様方には通常どおりの医療を提供することができました。特に震災時であります、一時期電気、水道、暖房、エレベーター等々がとまったということがございましたが、3月中はすべての救急患者を受け入れさせていただいたところであります。また、大きな津波被害を受けました浦戸地区の皆様方には、ヘリコプターを活用して薬を提供するといった

ような活動も行ってまいりましたし、訪問診療につきましても震災発生時にも院長初め各医師の方々が交代で旧来どおりしっかりと取り組まさせていただいたところがございます。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） 救急の受け入れ体制とといいますか、現在どういったぐあいなのかちょっとお聞きしたいと思います。そして、やはりこういう機会だからこそ救急の体制も充実させて、市立病院として診療してくださる方を少しでもふやす機会になればというふうに思っていますが、診療体制とといいますか救急体制、それから医師の確保状態とかについては現在の状況はいかがなんでしょうか。

○議長（佐藤貞夫君） 伊藤市立病院事業管理者。

○市立病院事業管理者兼院長（伊藤喜和君） 鎌田議員の質問にお答えいたします。

震災時の病院の状況について、もう一度そこも詳しくお話したいと思いますが、震災当時、電気、ガス、水道など全部ライフラインがストップしました。非常発電機によりまして、最低限の電源は確保できました。しかし、手術とかCT、MRIとか高度な医療機器を使うことができませんでした。そういう状況の中では、救急患者さんをとにかく積極的に受け入れようという方針にしまして、全職員泊まり込みで救急車をとにかく全部受け入れることにしました。3月11日以降の救急受け入れ件数が163件になりました。3月中のトータルでは192件と、かなりの数になりまして、救急車も連絡もとれないものですからもう直接病院に運ばれてくるという状況でございまして、すべて受け入れる感じにいたしました。エレベーターもとまっておりますので、患者さんの搬送は職員が担架で運ぶとか、それから給食もエレベーターが動かないものですから、我々含めてみんなで手渡しで3階、4階、5階、それも朝7時半、昼、夜と3回全部やりました。そういうことで、3月の病床利用率は104%、最大時は182名、満床で161床なんですけど、182床まで受け入れることができました。

あと、在宅に関しましても、震災の翌日から訪問看護師あるいは我々等が患者さんのところに行って安否を確かめております。ちょっと1名の方、塩竈ではありませんが津波に遭われた方がございましたが、あとの皆さんは無事でございました。

そのような取り組みを全員でとにかく一丸となってできましたので、我々公立病院としての役割は果たせたのではないかと考えております。

それから、救急の対応についてお話ししますと、改革プランの中ではやはり政策医療としまして救急医療の大切さが問われております。平成19年度は577件でございましたが、平成22

年度は1,160件と2倍になりました。この3年間でまさに倍増したわけですが、こういうような取り組みは我々にとってやっぱり一番大事なところだと思っていますので、今度とも救急医療、救急車の受け入れは積極的に行ってまいりたいと思っています。

医師の動向ですが、春に1人退職された先生がいらっしやって、それに補充が1人医局から参りました。それから整形の先生も1人来ていただきました。6月からは麻酔科の先生も来ていただきまして、少し手術の対応とかも安心・安全に行えるようになってまいりました。これからもまた医師の確保に努めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） ありがとうございます。あの震災で大変な中で御苦労さまでした。今後とも期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、学力向上についてお伺ひいたします。

この震災で、塩竈の将来を担うしっかりした子供たちを育てることがますます大変重要なことだと思いますけれども、今回の学力向上プランですか、どういったものなのか。昨年までとはどういうふうに違うのか、時間がなくなるとあれなので簡単に説明をいただきたいと思ひます。

○議長（佐藤貞夫君） 小倉教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 新しい学力向上プランは、例えばこれまでは教員の資質の向上ということをお願いしていたんですけども、今年度からはもっと攻めまして、子供たちによりわかりやすい授業を行うという観点から、教員の授業力の向上に迫りまして、今回学力向上推進係という新しい係が出まして、その中に指導主事も1名ふやして、2人体制で常に学校訪問をしながら、小学校、中学校の教師に対して直接指導するというところでやっている、そういうようなことが主に大きく変わった点でございます。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） 授業力の向上と、ちょっと抽象的なところがあるわけですが、今回の震災があつて、繰り返しになりますけれども教育が重要になってくるんじゃないかなというふうに思ひますので、今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。これは常々私が質問させてもらう折に述べさせていただいているんですが、やはり学力向上を図る場合、教育委員会と子供たちだけの話じゃなくて、市民一人一人、市民全体の力で子供たちを育て

るという、そういう心構えとシステムづくりが必要じゃないかなというふうに思うんですね。急なあれで今回はあれでしょうけれども、今後そういった形も検討をしていただきたいなと私は思います。

次に、大きな項目の「交流」について移らせていただきます。

まずは、震災10日後でしたか、「3月21日に石油タンカーが仙台塩釜港の塩釜港区に入港を再開し、東北のエネルギー供給基地としての役割を果たすなど、港湾の重要性は極めて大きなものがあります」というふうに書かれてあるわけですが、あのとき、宮町から塩竈市体育館を経由して泉沢まで、ガソリンを求めてスタンドまでかなり長い行列ができました。3月21日以降もこの行列は続いたと思うんですが、あのとき揚がった石油類は、あの船は塩竈に何船か入りましたけれども、塩竈市内のスタンドに行ったのか行かないのか。その辺ちょっと簡単に説明いただきたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 震災後10日余りで石油タンカーが塩竈に入港したところであります。

この入港した石油タンカーからの油が、恐らくは塩釜港区の貞山の石油基地から、市内はもちろんであります。そして県内、そして県外、東北6県に配送されたものと考えております。距離が近いということでは、市内でありますとか県内にはいち早くこのようなタンカーで運搬された燃油類が出回ったものと考えております。事実、入港した日にちが21日でありましたが、その後三、四日で市内のそういった行列もたしか解消されたというふうに記憶いたしておるところでございます。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） 私の記憶では、あれ以降すぐに解消されたというふうには思えませんでしたね。そして、かなり長く、うちの前まで、宮町から少し短くなっても、私の住んでいる梅の宮からずっと、かなりの日にちで並んでいたという記憶があります。実際は私は塩釜港に揚がった油はダイレクトに塩竈を飛び越してほかの地域に回ったのではないかなというふうに思うんですが、こういったことを今後想定して、あそこは石油基地の業者といいますか、あの方たちに前もってやっぱり協定を結ぶとか、そういったことが必要じゃないかなというふうに私は思います。あのとき、震災の特別会議でいろいろと話が出ていましたけれども、副市長がスタンドを巡って土木課関係の重機関係の燃油調達にかなり苦労されていたと思うんですが、今後そういうことも考えると、やはりスタンドないしはカメイさんあたりでしょ

うか、そういった協定を結んでおく必要があると思うんですが、その辺の考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 石油製品の流通については、むしろ鎌田議員のほうがお詳しいのかなと思いますが、石油の流通については何段階かございまして、最終的には我々石油を購入する場合は塩竈市におきましてもスタンドから直接購入するという形であります。したがいまして、本市では災害時の燃料確保につきまして宮城石油商業協同組合と災害時における応急用の燃料の供給に関する覚書を締結させていただいていたところであります。残念ながら、今回有効になかなか動かなかったということは事実であります。今後このような点を改善し、引き続き協定の趣旨が発現されますような努力をいたしてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） 今後ともひとつよろしくお願いします。

それから、これはちょっと通告をしておりますが、答えていただけるなら、マグロについても塩釜港は、岩手、宮城、それからこの近辺で揚げたのは一番早かったと思うんですが、そのマグロは市内に出回ったのかどうか。その辺についてもちょっと情報がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 通告していませんから、別な質問に入ってください。

○19番（鎌田礼二君） では、次に移らせていただきます。

仙台港と塩釜港との機能分担についてどう考えていらっしゃるのか、きのうも若干出ましたけれども、塩釜港は他の港と比較して震災の被害も少なく、きのうの話で天然の良港であることが証明されているという話をされておりました。それをフルに生かして、今後役割分担といたしますか、これを拡大すべきじゃないかという、1つのアピール材料としてそう思いますが、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 特定重要港湾、仙台塩釜港の仙台港区と塩釜港区の機能分担についてご質問いただきました。

港湾の利用に関しましては、仙台塩釜港港湾計画書というものが策定されております。その中で分類されておりますのは、仙台港区におきましては例えば北米航路でありますとか、近海航路と言われております中国、韓国航路などのコンテナ船、あるいは自動車輸送船など

等の大型船舶に対応した国際貿易港としての役割を果たしているものと理解いたしております。塩釜港区につきましては、先ほど申し上げましたとおり東北一円の国内物流拠点としての大変重要な役割を果たしているものと認識いたしておりますし、また日本三景の1つの松島の観光船基地として、仙台都市圏のみならず東北地方の生活と産業を支える重要な港ではないかと考えております。また、わずか10分間の距離の中にこのように仙台港区と塩釜港区が存在するわけでありますので、例えば塩竈の企業の方々が海外の貿易を志向されますときには、わずか10分の距離に東北の唯一の国際貿易港仙台港があるという優位性を活用していただければと思っておりますし、また塩釜港区におきましては独自の貨物を取り扱っているわけでありますので、また仙台港背後地に荷主が存在する方々にもそういった需要がございましたら、仙台港の中にありましても塩釜港をご活用いただくという相互乗り入れを今現在もう既にやっておるものと理解いたしております。

今回、特に塩釜港区につきましては、確かに津波被害はございましたが、他の港に比べますとその割合は比較的小さかったのではないかと。いわゆる天然の良港としての塩釜港の優位性が改めて証明されたものと考えております。残念ながら、仙台港区につきましてはいまだコンテナが本格復旧ができないという大変厳しい環境の中で今取り組まれているようであります。このような状況を荷主の皆様方にご理解いただく努力を積み重ねていくということについても、塩釜港区として必要なことではないかと考えているところでございます。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） 時間がなくなってきたので、ピッチを上げていきたいと思います。

り災商店再生事業についてですが、市内2カ所で仮設店舗が計画されておりますけれども、これについてはどのような効果があるのか、簡単にお教え願いたいと思います。

また、この仮設店舗については2カ所ということじゃなくて、私は1カ所に集約したほうが効果が得られるのではないかというふうに思っているんですが、これ1カ所に集約することはできないものでしょうか。その辺簡単に説明をお願いします。

○議長（佐藤貞夫君） 荒川産業環境部長。

○産業環境部長（荒川和浩君） 今回、商業者向けの仮店舗につきましては2カ所予定してまして、あと1カ所場所を検討しているというふうなことですけれども、まず1カ所につきましては20区画、だから大きく言いますと20店舗の方々が区画の中に入れるというふうな場所が1カ所。それから、もう1カ所につきましては4区画、だから20区画と4区画で24店舗

を予定しております。

ただ、なぜ1カ所に集中できないかというのは、なかなか塩竈市内に市有地として目新しい土地がなかったというふうなこともありますし、もう1点は新たに店を開きたいという方々もいるというふうな声も聞いていますので、その方たちの選択肢も用意しておかなければいけないというふうなこともありまして、今回今のところマリンゲート近辺と元町の近辺の2カ所に分散しているわけでありまして。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） この仮設店舗、店舗となるとやっぱりかなり広い面積をとるんでしょから、その辺でやっぱりそういったぐあいになるのかなというふうに思いますけれども、ちょっと私はその話を聞いて、仮設店舗ではなくて屋台を復活させたらどうかなというふうに思っているんです。これになると規模も小さいし、いわゆる店を開くための準備金といえますか資金も少なくても分済むだろうし、またそういったことであれば例えば職を失われた方もちょっとチャレンジしてみようかということもあると思うんですが、そういった考え方はないでしょうか。

○議長（佐藤貞夫君） 荒川産業環境部長。

○産業環境部長（荒川和浩君） マリンゲート近辺の20区画というのは、大体広さが30平方メートルの区画にしております。30平方メートルですので、かなり商店としては狭いかなというふうに思いますけれども、本日から募集をおかけしていますので、その中で例えば1店舗が2区画を利用するかもしれないし、1店舗が1区画になるかもしれないと。それから、そういうふうな区画の中で飲食関係もオーケーですので、今度の募集の中で判断させていただきたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） この事業では屋台というのはちょっと無理なのかなというふうに思いますが、今後何か企画するあれがありましたら、私は屋台もおもしろいんじゃないかと。私がこの通告をした次の次の日あたりだったと思うんですけれども、朝日新聞に気仙沼の屋台のことが掲載されていまして。同じことを考える人もいるものだなというふうに思っていたんですが、私は屋台となると衛生上の問題とかあるので、できたらそこに下水やら水道、それから電気も全部埋め込み式のやつで、ホースをジョイントすればいいとか、コンセント差し込めばすぐ使えるという、そういった感じで屋台もおもしろいんじゃないかというふうに

思います。今後何かそういった機会といいますか、利用できるようなことがあれば検討をお願いしたいなというふうに思います。

次の大きい項目、最後の項目の「連携」についてお聞きしたいと思います。

まずは防災無線の更新についてですけれども、今回の震災で所期の機能を果たすことができたとは思っております。停電より24時間の使用が可能とのことだったと思いますけれども、使用頻度で使えなくなる時間というのは多分決まってくると思うんですが、今回の震災ではまずどうだったのか。

それから、次に更新する予定があるわけですが、デジタル化するということが、これについての停電時のバッテリー、何日間というか何時間もつのか、大体の使用量として。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今回、防災無線は2日間流させていただきました。48時間あります。ただ、残念ながら2日後にバッテリーが上がってしまったという事態になりまして、これは電力が断裂しましたために、本来ですと電力でバッテリーを充電しながら何時間でもということではあります。今回はそういった状況のために丸2日間ということでありました。そういったことを反省材料に、今回デジタル化をお願いいたしておりますシステムの導入に当たりましては、すべて3日間、72時間ぐらいバッテリーを保つことができるようなシステムを導入したいということで、今仕様をつくらせていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） そういうことであれば、ひとつよろしく願いします。

それから、今回の震災での防災無線での放送なんですけれども、これはちょっと失礼になるかもしれませんが、緊迫感のない放送だったように聞こえました。きちんと情報を伝える意味では仕方ないところはあるのかもしれませんが、この防災無線を聞いて、緊迫感が伝わらなかったために大丈夫だろうなんて思っていた人もかなりいるということで、そういう話を聞いておりますし、やっぱりそういった放送も私は必要だというふうに思うんですね。

そんな意味で考えさせていただいたんですが、やっぱり緊迫感のある放送をするためには現場を見るといいですか、状況を把握することが大切なので、市内数カ所に、できれば3カ

所とか4カ所ぐらいモニターを設置して、市内の状況が見渡せると。あと海も遠くまである程度、マリネットさんの放送なんかでありますけれども、もっと遠くまでよく見えるとか、そういったモニターを設置して、防災本部のほうでリモコンといいますか動かして方向を変えたり、ズームアップしたりして見るができるという、そういうシステムもあわせて設置したらどうかというふうに思いますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今回初めに流させていただきましたのがサイレンでありました。これは、これまで取り組んでまいりました防災訓練の際、サイレンが鳴った場合にはもう直ちに、すべてのものを捨てても逃げていただきたいということを常日ごろ市民の方々に申し上げてまいりました。したがって、サイレンを鳴らしたというのは私の記憶でも初めてであります。こういう中での防災無線のあり方についてはさまざまなお意見をちょうだいいたしました。例えば、余りそういう緊迫感のある放送をいたしますと慌てて逃げるのではないかと、混乱するのではないかとというようなお話も一方からはいただいております。やっぱりしっかりと避難していただくためには、そのようなアナウンスでもいいのではないかとというようなお話をされる方々もおられます。事実、我々はそういった形で、今回津波が到着するまでたしか72分でありましたか、そういった時間の中でできる限り繰り返しということで放送させていただいたところでありますが、なおそういった防災無線の放送のあり方については今後いずれアンケート調査等も予定いたしておりますので、改めて検証させていただきたいと思っております。

また、街の状況がわかるようなアイティービーの設置ということであったかと思っております。こういったことの効果等についてもあわせて検証させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） それから、今回の震災でやっぱり給水についての不満が結構多かったわけです。やっぱり給水場所がよくわからないとか、時間帯がよくわからないというところが一番多かったと思うんですが、こういった細かな情報を伝えるのに、この防災無線とセットで、よく新幹線なんかに乗ると文字でニュースが流れますよね。あとは商店関係でもちょっと何が特売ですとか流す文字放送がありますけれども、ああいったシステムをあわせてこの防災無線に設置して、これはもちろんそばに寄らないとわかりませんが、何人かが

細かなニュースを、声で伝えるのは私も災害対策本部のあそこで給水時間と場所については防災無線で流せないかという話をしたんですが、やっぱり混乱すると、よく聞こえないということで、かえってまずいだろうということで実現できなかったわけですが、こういった文字放送で地域にこまめなニュースを伝えるということは可能じゃないかと。それはお金はある程度かかるにしろ、そうかかるものではないんじゃないかなというふうに思うんですが、こういった考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今回の災害に際しましても、本市におきましても文字放送の重要性については十二分に認識いたしまして、その窓口担当を決めまして、各マスコミのほうにもそういった情報をお渡しさせていただきました。ただ、残念ながら停電のときにはそういったことができなかったということが、より混乱に拍車をかけたということは事実でありますので、そういった際にどのような伝達手段を活用するかということについては改めて課題として残ったものと考えております。電力が回復し、テレビ等でテロップが見られるようになりました後については、本市に寄せられる苦情等も大分少なくなったのかなと思っております。震災時のこういった文字放送の重要性を今回改めて認識させられたところでございます。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） 文字放送を防災無線とセットで実施するのであれば、かなり有効なメディアになるかというふうに思うんですけれども、その辺の検討もぜひよろしくお願いいたしますと思います。

それから、防災マニュアルの見直しについてですが、学校関係の防災マニュアルはどうなっているのか、もう見直しなさっているのか、その状況についてお教え願いたいと思います。これについては、今回入学式や始業式がおくれましたけれども、見直しはこれの前だったのか後だったのか、その辺簡単にお願いたしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 小倉教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 去年、宮城県の防災教育基本方針が出まして、各学校見直したところですが、今回の大震災を教訓にして、各学校で再度見直しを図るよう指示しました。5月の定例校長会の中で、例えば県内でも避難所になっている学校にも津波が来たということもありまして、そのようなことも踏まえ、高台にあるから津波が来ないだろうということではなく、万が一津波が来たらどうか、または登下校中津波に遭ったらどうするか、

きのうもお話ししましたが、そういうことを踏まえて、浦戸第二小学校と中学校では船からおりて学校に行くまでの間に津波警報が出たということで、避難訓練をしている状況でございます。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） ありがとうございます。

それから、このマニュアル関係では各避難所での役割分担、本部長を選任したり、副本部長を選任したり、物品分配班、給食給水班、救護班とかいろいろ選任して動くというマニュアルになっていますけれども、これはこのとおり動いたのかどうか。動いたのか動かなかったのかだけ、ちょっとお願いします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 今回の地震によりまして避難者が9,000人近くにも上ったということで、各指定避難所では混乱に陥って、想定していたマニュアルどおりにはなかなか運営ができなかったというのが実態でございます。なお、その中でも職員が、運営に当たりましては一定程度落ちついた中で規定のマニュアルに基づいて運営を図ったと。ただ、市民の方の代表を選んでというところまではなかなか至らなかったということで、今後の反省点としていろいろ検討してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） ありがとうございます。これについては今回体験しているわけですが、実情はどういう形なのかを踏まえて、早急に見直しをお願いしたいというふうに思います。

それから最後に、広域行政についてお伺いします。

今回の震災では、二市三町で県への復旧やら復興関係の要望書を提出したり、あとは給水関係や学校給食の応援といった、市や町を飛び越えた協力体制もあり、二市三町の連携が十分図れたというふうに私は思っています。また、この震災で塩竈市の被害は大きいものでしたけれども、多賀城市や七ヶ浜町はもっとかなりひどかったな、甚大だったなというふうに思います。私はこの機に連携強化を図って、一気に合併の推進を図るべきではないかと。合併の推進のための会議を立ち上げるべきだと思いますが、市長の見解をお聞きして終わりにしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 広域行政、合併についてお答えいたします。

二市三町、今回の東日本大震災でそれぞれ甚大な被害を受けておりますが、各市町それぞれに連携しながら、さまざまな支援体制をとることができたと思っております。例えば、震災における廃棄物の2次処理場関係などにつきまして、県、仙台市に合同で要望したというような活動でありますし、あるいは今ご紹介いただきましたとおりの給水支援活動、さらには学校給食の支援活動等々、さまざまな交流がなされたところであります。

そういった機に一気に市町村合併を行ってはどういうようなご質問でありました。

私は、やはり市町村合併という大切な問題につきましては、地域住民の皆様により冷静に、客観的にご判断を仰ぐべきものでありまして、今こういう中でということについてはなかなか難しい環境ではないかなと私は考えておりますので、この二市三町地域ができ得る限り早くそういう冷静な状況を取り戻し、ご判断をいただく時期が訪ればよろしいなというふうに考えているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） 鎌田議員の質問は終わりましたので、1点だけ確認をさせていただきたいし、議長にも、それから議会運営委員会委員長にも諮っていただきたいんですが、過般、4月7日の議会運営委員会で2日目は一問一答に移ると、そういうことは確認いたしました。その際、鎌田議員のほうから第1問での市政運営の基本方針は登壇をして述べて、それ以降は自席での一問一答という考え方が示されましたが、しかしこれはたしか議会運営委員会の中で、一通り「定住」「交流」「連携」について述べてから一問一答に移るということを確認したはずであります。そうしますと、これは議会運営そのもの、議会運営委員会での確認事項に対して一切背を向けたという態度であります。そうしますと、その点について後日議会運営委員会、それから議長におかれましては適切な対応をよろしくお願したいと思えます。

○議長（佐藤貞夫君） 後に議会運営委員会で協議していただきます。

10番小野幸男君。（拍手）

○10番（小野幸男君）（登壇） 平成23年度施政方針に対しまして、公明党を代表して質問をさせていただきます小野幸男です。佐藤市長初め、当局の誠意あるご答弁をよろしくお願いたします。

初めに、このたびの東日本大震災で犠牲になられた方々に心からご冥福をお祈りいたしま

すとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。一日も早い復興に向け、全力で取り組んでまいります。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

施政方針の「はじめに」の中で、佐藤市長は「県内でいち早く仮設住宅の入居を果たし、いまだに避難所での生活を余儀なくされている皆様に早期に入居いただけるよう取り組んでおります」と述べております。現在、本市の仮設住宅は第1次、第2次、伊保石地区に108戸建設され、県内で一番早く入居が始まり、入居を喜ばれている姿を目にいたしました。現在は第3次として伊保石地区に27戸、塩釜ガス体育館敷地内に23戸が建設され、浦戸地区に48戸と、建設が進んでおります。

被災者の方が避難所から仮設住宅に移り、新たな課題も指摘されております。そこで、仮設住宅での課題について2点お伺いいたします。

1点目に、避難所から仮設住宅への移動が進む中で、孤立の問題が心配されております。そこでお尋ねいたしますが、入居者の方が孤独に陥らないための環境づくりの取り組みについてお考えをお聞きいたします。

2点目に、暑さ対策についてお聞きいたします。

過去に、実際仮設住宅での暮らしを経験した方の話では、夏場は蒸しぶろ状態になり、室温がどんどん上がり、いつもエアコンがついている状態であったとお聞きいたしました。現在、ことしの夏を少しでも涼しく快適にと、「緑のカーテン」づくりに取り組んでいる方がふえております。「緑のカーテン」は、ベランダや窓辺につる性植物を植えて、日中の強い日差しと暑い外気が室内に入るのを遮るというものであります。ゴーヤやヘチマなら簡単に育てられ、成長も早く、その上食卓を飾るということで大人気となっており、一部では品不足気味とお聞きしました。各地の自治体では、苗の無料配布を行い、住民を後押しする動きも広がっているそうです。隣の多賀城市では、山王地区の仮設住宅に「緑のカーテン」の設置の取り組みが入居者と一緒に行われております。そこでお聞きいたしますが、仮設住宅の暑さ対策について「緑のカーテン」は大変有効だと思いますが、本市の取り組みのお考えをお聞かせください。

次に、市政運営の基本方針の中で2点お伺いいたします。

1点目に、復興計画の策定についてお聞きいたします。

市長は、「復興計画の策定に当たり震災復興本部を設置し、学識経験者、市民の方の参画をいただき、地区懇談会やアンケート調査などにより幅広いご意見を取り入れ、計画期間をおお

むね10年とし、生活再建を最優先しながら、より快適で活力あるまちの復興を目指していく」とあります。6月8日には第1回塩竈市震災復興計画検討委員会が行われ、意見が交わされており、私も傍聴させていただきました。そこでお尋ねいたしますが、今後は地区懇談会や市民アンケート調査の実施も行われますが、女性や子供、障害者の方といった多様な社会的立場からの意見が本当に反映されるのでしょうか。お考えをお聞きいたします。また、市長は復興に向けてどういったお考えをお持ちなのか、具体的にお聞かせください。

2点目に、住まいと暮らしの再建についてお伺いいたします。

施政方針の中で、住まいと暮らしの再建について「生活基盤となる住宅を早急に確保し、再建をしまいます」とあります。仮設住宅は基本的に2年後には入居者が自立し、恒久住宅に住めるようになることを目標にされていると思います。被災者の方が仮設住宅に入居できても、仮設住宅を出た後はどこに住めばいいのかという新しい不安が出てまいります。生活の復興の上から、最も大切なことは住宅の確保であります。そのために、仮設住宅から恒久住宅への移行が一日も早く行われ、被災者の方々がもとの落ちついた生活に戻れるように思っております。

また、震災の影響や長引く不景気により、生活も厳しさを増し、特に高齢者など社会的弱者を取り巻く住環境は一段と厳しくなっております。このような状況の中において、民間住宅に入居している方からも公営住宅の入居希望の声が多く寄せられております。そこでお尋ねいたしますが、住宅の確保について市長はどういったお考えをお持ちになっておられるのか、具体的にお聞かせください。

次に、「定住」の中で3点お伺いいたします。

1点目に、災害に強いまちづくりについてお聞きいたします。

施政方針の中で、「津波や高潮対策の強化と早期完成を関係機関に強く働きかけながら、公共消防施設の整備や配置など抜本的に再構築してまいります」と述べられております。今回の震災の状況を見ますと、津波を巨大な防潮堤などの構造物などで防ぐというのは難しいと思います。そこでお聞きしますが、津波や高潮対策の強化について具体的にどういうことを考えられているのかお聞かせください。

また、今回の津波の被害により国道45号線の水の引きが悪く、市民の方から何とかしてほしいとの声や、東日本大震災による地盤沈下の影響での浦戸地区の冠水被害についても何とかしてほしいとの声が寄せられております。そこでお尋ねいたしますが、水害や浸水対策について

今後こういった整備の方向性を考えられているのかお聞きいたします。

2点目に、震災後のエネルギーについてお伺いいたします。

施政方針の中で、BDFについて「震災後の燃油不足を顧みても、重要な自然エネルギーとして今後も事業主体への支援を継続してまいります」とあります。東日本大震災を受けて、自然エネルギーの議論は高まっております。今夏は原発事故で電力不足が心配される中で、節電意識が高まっており、LED電球といった省エネ性能の高い製品を使うことが消費電力の削減に非常に効果的と言われます。政府におきましても、東京電力と東北電力管内の企業と家庭で、それぞれの電力使用を昨年夏より15%削減するよう打ち出しました。一番大きなエネルギー源は省エネとも言われております。そこでお尋ねいたしますが、本市では節電の取り組みについてどのような考えをお持ちなのかお聞きいたします。また、今後の太陽光発電等の新エネルギーの普及推進の取り組みについてお聞きいたします。

3点目に、児童生徒の心のケア、サポートについてお伺いいたします。

東日本大震災から3カ月が過ぎ、未曾有の大震災に遭った子供たちの心のケアが今後の大きな課題となっております。子供は今回の震災のように心に深い傷を受けると、そのときの出来事を繰り返し思い出すなどの症状があらわれるとお聞きいたしました。施政方針の中に、「児童生徒の心のケアについて、十分に行ってまいります」と書かれております。そこでお尋ねしますが、子供たちの心のケアについて具体的にどう取り組まれるのかお聞きいたします。

次に、「交流」の中で、中心商店街の復興対策についてお伺いいたします。

このたびの震災による大津波で、本市におかれましても商店街が大きな被害を受け、一日も早い商店街の再建と、魅力のあるまちづくりが望まれております。中心商店街の復興について、単なる復興にとどめることなく、将来の展望を踏まえた大きな展開を期待しております。

施政方針の中で、中心商店街について「中小企業基盤整備機構の制度を活用した仮設店舗の設置の取り組みや、本市独自のシャッターオープン・プラス事業により、被災された事業者を支援し、これまで以上にぎわいの創出、魅力ある商店街づくり」とあります。そこでお尋ねしますが、中心商店街の復興についてこれまで以上の活性化、魅力あるまちづくりをどのようにされようとしているのか、具体的にそのお考えをお聞かせください。

次に、「連携」の中で2点お伺いいたします。

1点目に、危機管理機能の強化についてお聞きいたします。

1つに、今回の地震発生後に通常の電話回線や携帯電話など通話が困難な状況があり、通信

網が寸断されました。そこでお尋ねいたしますが、本市の防災通信のシステムについてどのように整備されているのかお聞きいたします。

2つ目に、備蓄品の充実についてお伺いいたします。

今回の東日本大震災発生直後の初期段階においては、多くの被災者の方に対し各避難所において十分な食料や物資の供給ができない状況があり、避難者の皆様にご不自由をかけたところがあると思います。そこでお尋ねいたしますが、備蓄品の充実のお考えをお聞きいたします。あわせて、備蓄量、備蓄場所等についてのお考えをお聞かせください。

3つ目に、被災者支援システムの導入についてお伺いいたします。

このシステムは、阪神淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発し、災害発生時の住民基本台帳のデータベースに被災者台帳を作成し、被災者状況を入力することで、罹災証明書の発行や支援金の交付、または救援物資の管理や仮設住宅の入退去など、一元的に管理できるシステムであります。震災後にこのシステムを導入した自治体では、被災状況を入力するだけで罹災証明書が円滑に発行されているほか、義援金等の交付や減免等で新たな申請を不要とするなど、効果を発揮されているとのこと。そこでお尋ねいたしますが、災害時の危機管理に役立つ被災者支援システムを導入するべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

2点目に、浦戸地区の復旧・復興についてお伺いいたします。

浦戸地区におきましては、今回の震災で約2週間にわたり市営汽船が運航不能となり、ライフラインも完全復旧が5月になるなど、島の方々は孤立化を余儀なくされました。しかし、島の方はいち早く復興へ向けて動き出しておりました。私も5月の連休に桂島に行き、話を聞いてまいりました。桂島では、主要産業の1つであるカキ養殖業の再開に向けて作業が急ピッチで行われており、年内の収穫を目指したいと話されておりました。

浦戸の方の共通した願いは、生まれ育った島で生活を再開することです。浦戸地区にはまだ避難生活を余儀なくされている方が多くおります。また、瓦れきの撤去も進んでいないように見受けられます。そこでお尋ねいたしますが、浦戸地区の復旧・復興について具体的にどのように取り組まれるのか、そのお考えをお聞きいたしまして、檀上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 小野議員のご質問にお答えいたします。

まず、仮設住宅での課題についてでございます。孤独に陥らない環境づくりについてという意味でのご質問であったかと思えます。

ご案内のとおり、仮設住宅、第1期と第2期分には既に避難者の方々初めご入居いただいております。また、先週末から塩釜ガス体育館と伊保石ステーション第3期分の入居が始まっております。仮設住宅には佐賀県の保健師さんと本市の保健担当職員が定期的に巡回訪問し、健康相談などに当たらせていただいております、個人個人の健康カードをつくらせていただいております。今後も継続的に、特に高齢者の皆様方や障害をお持ちの方々の支援にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

また、仮設住宅の管理をしていただく方を緊急雇用職員として配置させていただく予定であり、日常的な相談、悩みに気軽に応じ、お声がけいただけるような環境づくりに努めてまいります。

また、入居が一定程度落ちつきました段階で、仮設住宅として自治会的な組織をつくっていただき、地域コミュニティの形成を支援し、入居されている方々が孤独に陥らない環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

暑さ対策としての「緑のカーテン」についてご質問いただきました。

振り返りますと、昨年は大変な猛暑が続きました。今回、仮設住宅にはエアコンが標準装備されておりますが、ことしの夏は一方では節電対策が求められております。省エネルギーの対策が必要であります。この対策の一環としてさまざまな方法が考えられるものと思っておりますが、ご提案の「緑のカーテン」を含め、節電対策に努めてまいりたいと考えております。特に、本市から横浜の磯子区のほうに現在職員を派遣させていただいておりますが、その職員は今この「緑のカーテン」の有効性について、磯子区のほうで取り組んでおりますので、そういった職員の知識も活用させていただきたいと考えているところであります。

続きまして、復興計画の策定についてであります。

長期総合計画の重点戦略でもあります定住促進の基本理念であります、市民の皆様が長い間住みなれた場所で今後とも安全に安心して暮らしていただく住環境が可能となりますよう、復興計画を策定いたしてまいりたいと考えております。そのためにも、今回の災害による被害の詳細な検証を行いますとともに、これまで取り組んでまいりました防災対策の見直しが必要であると認識いたしております。特に津波に対する抜本的な対策を講じるなど、市民の皆様が安心して暮らしていただけますよう、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

また、まちの活力の源はそこに住んでいただける人々の元気、活気であります。被災された方々が本市復興の原動力となっていただけますように、例えば住宅再建でありますとか、あるいは経済的支援などを実施し、生活基盤の再建を図らせていただきたいと考えております。

次に、住まいと暮らしの再建についてご質問いただきました。

震災により仮設住宅での生活を余儀なくされている皆様方が現在多数おられます。供用期間の延長等の議論も報じられているようですが、住宅の再建方法など恒久的な住まいの確保についてご心配されておられる方々が大部分であるというふうに思慮いたしております。このことから、公共住宅の需要が高いと想定し、本定例会に雇用促進住宅の取得を提案いたしました。雇用促進住宅は、6月7日現在空き住戸16戸のうち応急仮設住宅として6戸の入居申し込みがあったと聞いております。管理に当たりましては雇用促進の趣旨を十二分に尊重し、働く皆様方がこの塩竈の地で安心して入居が可能となる環境の維持に努めてまいりたいと考えております。

また、今後の公営住宅のあり方についてであります。塩竈市公営住宅等長寿命化計画と震災復興計画との連携を図りながら、今後公的住宅のあり方を明らかにし、的確に住宅需要にこたえられますよう、震災復興計画とも連携を図りながら対応いたしてまいります。

次に、災害に強いまちづくりについてご質問いただきました。今回の津波の評価について市長はどう思うかというご質問でありました。

我々はこの数十年間、宮城県沖地震災害に備えましてさまざまな対策を行ってまいりました。例えば公的施設の耐震補強、木造住宅の耐震補強であります。もう1つの柱が、地震により発生します津波対策ではなかったかと思っております。再三の繰り返しになりますが、過去のチリ地震津波の既往最高潮位を守るということで、津波対策に取り組んでまいったわけですが、残念ながら今回の東日本大震災の際の津波はこの想定を大きく上回るものであり、我々の防災対策を改めて検証する必要があるものと考えております。今、このような検証作業に取り組まさせていただいているところであります。

また、あわせてこの際、国道45号線についての浸水がございました。大津波によりまして花立町から新浜町までの区間及び越の浦地区で道路冠水が発生いたしました。うち、花立から中の島までの区間は冠水の解消が18日早朝となり、地域の皆様方に大変なご不安とご不便をおかけいたしましたことに心からおわびを申し上げます。

冠水が長時間に及んだ原因は、停電が長期化したことと、津波による浸水で中央ポンプ場の

電気設備などが稼働できず、当地区の早期排水ができなかったということによるものであります。今後は今回のこのような反省を踏まえ、例えばポンプ場の受電設備等につきましては津波の浸水区域より高い位置に設置し直す等の対策を講じながら、震災復興に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、今福島第一原発の問題、大変大きな社会問題となっておりますが、その中での節電の取り組みがなされておりますが、本市の節電への取り組みについてご質問いただきました。

塩竈市環境基本計画では、地域循環型の都市を基本目標とし、市民の皆様や事業者、市が協働により省エネルギーを推進するための指針と具体的な行動が記載されております。計画に基づき、市庁舎の冷暖房の温度設定や不要な照明設備を消すなどの省エネルギーに努めているところであります。今年4月には最大で25%の電力制限を求める政府案が提出されており、本市におきましても具体的な取り組みが必要と考え、現在策定作業に着手いたしているところであります。

さらに、本市ではみやぎ環境税を活用し、今年度から5カ年間の事業として防犯灯や小中学校、市立病院外来棟の照明のLED化を図ってまいります。LED電灯は、ご案内のとおり白熱球に比較し約90%の電力の節減が可能となり、導入が進めば大幅な省エネルギーにつながることを期待いたしておるところであります。

また、自然エネルギーへの本市の取り組みについてご質問いただきました。

塩竈市環境基本計画の実行プランとして、平成16年に策定いたしました地域新エネルギービジョンでは、自然と共生し、環境負荷の少ないエネルギーとして太陽光発電などの自然エネルギーの導入が計画されております。これを受け、平成17年、市立病院に太陽光発電装置を導入いたしております。さらに、国の地域グリーンニューディール基金制度を活用し、平成22年度には塩釜ガス体育館に、今年度は市立病院に新たな太陽光発電の導入をいたす予定であります。今後も太陽光発電などの自然エネルギーの一層の普及活動に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、児童生徒の心のケア、サポートについてご質問をいただきましたが、後ほど教育長よりご答弁をいたさせます。

次に、「交流」から中心市街地の復興対策についてご質問いただきました。

平成25年4月から6月の仙台・宮城デスティネーションキャンペーン開催地域として、今宮城県が新たに名乗りを上げたところであります。前回の平成20年開催の際は、JR東日本の強

力な支援のもと、塩竈市におきましては青年四団体など関係の皆様が、本市を訪れる観光客をおもてなしの心でお迎えしようという思いを1つにいたしました。例えば駅長おすすめの小さな旅や、商店街のおもてなし会による大型観光バスの誘致など、次々と新しい企画や取り組みが実施されました。休日にはしおナビマップを片手に市内をご散策される観光客が飛躍的に増加するなど、まちの活性化と交流人口の増加が図られたところでもあります。これらのことから、観光交流がまちの復興・再生に大きな役割を果たすものではないかと考えております。

来年度から平成25年春の仙台・宮城DCに向け、今年度より交流人口拡大に向けた新たな第一歩を踏み出してまいります。厳しい環境の中での取り組みではございますが、震災時にご支援をいただきました自治体のご協力を得ながら、中心市街地、また塩竈全体に再び元気にぎわいを取り戻していけますよう、関係者の皆様と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

危機管理機能の強化について、何点かご質問いただきました。

初めに、防災関連の通信システムについてご質問いただきました。

震災時あるいは津波等の場合には、衛星回線を利用した宮城県地域衛生通信ネットワーク網がございます。これは全国の自治体などの庁舎内の内線電話を利用し、通信ができるシステムであります。また、市と塩釜地区消防事務組合の間で非常用連絡網を整備しており、消防署や構成市町への速やかな連絡が可能となっております。震災時に一般電話が不通の中、この非常用の連絡網は県の災害対策本部や消防署への伝達手段として活用されたところでもあります。

次に、備蓄倉庫についてご質問いただきました。

非常用食料を県の想定被害に基づいた短期避難者3,200名を基本とし、浦戸地区を含む16カ所の防災備蓄倉庫に4,200名分を備蓄いたしてまいりました。しかし、最大で約9,000名の避難者が発生し、食料や毛布などが大幅に不足する状態が発生いたしました。今回、1,000名を超える方が避難された指定避難所もあり、震災時の状況を踏まえ、避難所自体の見直しや備蓄倉庫の設置場所や増設を検討いたしてまいります。また、食料や毛布、暖房器具などの備蓄品の整備計画の見直しを図り、地震、津波に強いまちづくりをさらに進めてまいります。

被災者支援システムの本市への導入についてのご質問でございました。

被災者支援システムは、阪神淡路大震災の際に西宮市が独自に開発されたとお伺いいたしております。これは被災者台帳に住所や氏名、被災状況などの必要なデータを入力し、一元的に被災者証明の発行や義援金などの資格認定、交付、避難所及び仮設住宅の入退去管理が可能な

システムというふうにお伺いいたしております。

本市では、既に導入済みの住民情報システムの機能を活用し、市民の皆様方から特にご要望が高かった罹災証明の発行を優先的に取り組んでまいりました。このシステムは、総務省が無償配布いたしておりますもので、本市の現行システムとの調整を検証しながら、議員のほうから導入検討を提案されましたシステムを検証させていただきたいと考えております。

次に、浦戸地区の復興・復旧に係る具体的方策ということのご質問でありました。

島民の皆様方の生活基盤の整備と、漁業を続けていただけるための生産基盤の整備の両面での復興が必要と判断いたしております。当面は、生活再建が図れますよう仮設住宅の建設を初め瓦れきの撤去や家屋の解体、漁業集落排水施設の復旧を早急に進めてまいりました。また、生産基盤の確保策といたしまして、漁港内の瓦れきの撤去や応急復旧、中小企業基盤整備機構の制度を活用した漁具倉庫や集会施設の整備に努めてまいりました。

中期的な復興につきましては、住民の皆様方の今後の生活や漁業への考え方をお伺いしながら、震災の被害状況の科学的分析を評価、検討しながら、震災復興計画の議論を踏まえ、具体的な方策を示させていただきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。よろしくお伺いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 小倉教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 私のほうから、今回の震災における市内の子供たちの心のケア、サポートに関する現状についてお答えいたします。

震災直後、各学校では担任が家庭訪問を行いながら安否確認をし、子供たちとの会話を通して心の状態を把握してまいりました。その中で、被災児童が多かった第二小学校では、3月30日に県からカウンセラーを派遣していただきまして、子供3人、保護者2人、教員1人を対象にカウンセリングを行いました。震災後3カ月が経過した現在でも、依然として体調不良を訴える子供や、震災時の出来事を夢に見たり、音や光景に過敏に反応したりするような子供が見受けられます。

これまで教育委員会では、震災後何度かそういう心のケアの必要な子供たちの調査を行いました。6月10日現在では、各学校の報告によりますと小学生で17名、中学生で13名の子供が心のケアが必要なようです。このように、身体的、精神的に何らかのストレスを抱えている子供がいるという実態を踏まえ、各校ではまず子供と一番近い担任が子供に寄り添い、養護教諭を相談しながら、対話を通して日々の子供たちの心の理解に努めております。そういう中で、

第二小学校では今年度、県を通して東京都から養護教諭1名の加配を依頼しました。より多くの子供たちの心の悩みなどに対応できるようにしております。

次に、スクールカウンセラーの活用です。これまでは各中学校に1名配置されていたわけですが、今年度は市内小学校全体にも1名のカウンセラーを派遣いただき、継続的にカウンセリングを行うことができるようになりました。中には、子供たちの心の状態を心配する保護者の方がカウンセリングを受けているという報告もあります。ほかにも、青少年相談センターでは随時電話相談と、毎週火曜日に専門のカウンセラーによる相談を受け付けております。加えて、6月9日には県教委主催で県内で初めての子供の心を支援する教師のための研修会を塩釜第一小学校で行い、これには30名以上の教師が参加して、子供の心のケアについてのグループ討議などを交えた実践的な研修を行っております。

心のケアにつきましては、長期間の地道な取り組みが必要になりますが、震災により長期にわたって欠席している児童は現在のところおりません。教育委員会といたしましても、今後も引き続き各校児童生徒の実態を把握しながら、何よりも子供に寄り添い、子供の声にしっかりと耳を傾けたサポート体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 10番小野幸男君。

○10番（小野幸男君） 丁寧なご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

ここから一問一答ということで、一つ一つお聞きしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

仮設住宅の課題について、今答弁にもありましたけれども、先週も仮設住宅のほうにお伺いして、入居されている方の話を聞いてまいりましたけれども、集会所はあるんだけれども一回もまだ中を見たことがないということでお話しをされておりましたし、かぎをもらいに行ったときくらいに行くと、でも中は見ていないと。市の広報紙とかは、だれだかわからないけれども持ってきてくれたと、そういうような話をしておりまして、その情報伝達ということでどういうふうな組織をしていくのかなと私も思っていたんですけれども、市長の答弁の中に本当に仮設住宅で自主組織的な部分をつくっていくということがありましたので、1つ安心いたしました。気仙沼のほうでも自主組織を設けるということで今立ち上げられておりまして、会費等は徴収しないということで、一般の行政区単位の自治会などと同様に住民サービスを受けられることになるということで、けさ新聞にも載っていたのを拝見いたしました。

それで、管理人2名ということですが、これは一般の人なのか、それとも何か特殊な資格を持っている方を雇用するのか、その点お聞きしておきたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 健康福祉部からお答えをさせていただきます。

仮設住宅の管理をされる方、実は緊急雇用事業ということで、ハローワークを通じて募集をさせていただいたところでございます。今週月曜日に面接をさせていただきまして、お二人の方に早速きょうから伊保石の仮設住宅のほうに行っているという状況です。男性の方1名、女性の方1名ということで、やはり仮設にはご高齢の方もいらっしゃるということもありましたので、女性の方などのそういう意味での家庭へのお声かけなども管理業務の中に念頭に入れながらということなんです。先ほど市長からも答弁させていただきましたが、いずれ自治会的な組織、コミュニティーの形成ということにもかかわっていただけるような取り組みもさせていただければなと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 10番小野幸男君。

○10番（小野幸男君） わかりました。

市長の答弁の中に、仮設住宅の自主組織ということでお話もあったわけですが、その仮設住宅にリーダー的存在というか、そういった引っ張る方がいないと、なかなか自主組織といっても厳しい面が出てくるのではないかと思いますけれども、その点についてどうお考えになっているかお聞きいたしておきます。

○議長（佐藤貞夫君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 先ほどお尋ねいただきました、資格なんかがあるのかというお話でございましたが、基本的にはハローワークを通じて募集させていただいた一般の方でございますので、特に資格があるということではございません。

実は、仮設住宅にいらっしゃる方の中には、例えば公民館等で避難されていた方々の、あるいは体育館に避難されていた方々のまとめ役を担っていただいていた方もいらっしゃるということもございまして、ちょっとそういう方などもこちらとしては考えながら、場合によってはそういうコミュニティー形成のためのいろいろなボランティアをやっていらっしゃるような方、これが社協さんなどを通じた、そういうところでも扱いがあるということもございますので、ちょっとそういうところについては社協さんとかとも連携させていただきながら、うまく組織づくりができればなというふうに考えてございます。

○議長（佐藤貞夫君） 10番小野幸男君。

○10番（小野幸男君） わかりました。

これは現在塩釜ガス体育館敷地内に建てられたところ、あと浦戸に関しては補充的な部分はあると思うんですけども、そこのところも同じ感じになるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 浦戸地区はもともと浦戸にお住まいの島民の方がいらっしゃる自治区になりますが、伊保石地区は完成いたしますと全部で135戸の世帯ということになります。それから体育館のほうは23戸の世帯ということになりまして、ちょっと伊保石地区のほうがウエートが高い、戸数が多いということになっております。とりあえず仮設住宅の管理をされている方は今は伊保石をメインに行っていただいて、体育館のほうにも足を運んで同じことをしていただくということをお願いしているところでございます。やはりちょっと場所が離れてございますので、まず伊保石地区ということでの1つのまとまり、それから体育館南側での1つのまとまりというようなことで形成していければなというふうに考えてございます。

○議長（佐藤貞夫君） 10番小野幸男君。

○10番（小野幸男君） わかりました。

あと、伊保石地区のほうにはコミュニティーとして集会所がありますけれども、塩釜体育館のほうには、体育館を使うのか建てるのかわかりませんが、それはどうなっていますか。

○議長（佐藤貞夫君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 体育館の23戸の仮設住宅の中にも、いわゆる集会室的機能を果たしていただけます談話室というのがございますので、そこがそういう場所として使えるというふうに考えてございます。

○議長（佐藤貞夫君） 10番小野幸男君。

○10番（小野幸男君） わかりました。

次に、仮設住宅の暑さ対策ということで、「緑のカーテン」ということでお話しさせていただきましたけれども、塩竈でも今後検証していくということで話がありました。この「緑のカーテン」はかなりの効果がございまして、光を遮る効果といたしまして一般のガラスが

15%なのに対しまして、窓の60%を「緑のカーテン」で覆った場合は80%だということです。あと窓付近の室内の体感温度は11度くらい低下するそうでございます。あと、蒸散作用といひまして、植物が大気中に水蒸気を出す現象ということでもありますけれども、そういった冷却効果もとても大きくて、日光を同時に当てて表面温度を比較する実験をしたところ、すだれが40度に達した時点で「緑のカーテン」は24度だったそうです。夏場に消費する電力の半分はエアコンが占めると言われておりますけれども、仮設住宅にエアコンがついていて、本当はかなり冷やした状態ですと体に悪いと思うんですね。この「緑のカーテン」があれば、設定温度を多少高めにしても暑さをしのげるのではないかなと思っております。

また、この「緑のカーテン」を推進することによって、外に出て苗に水をやったり、そういったことによって仮設住宅の方々、隣の人との対話などが生まれまして、本当に孤独というか孤立感というか、そういった対策にもなるのではないかなと思っておりますので、ぜひこの「緑のカーテン」の取り組みを実行していただきたいと思っております。なおかつ学校とか本庁舎とか、そういった公共施設なんかにも取り組まれてみてはいいのではないかなと思っております。今回、学校にも何かエネルギーに関する教育の支援事業ということで出てまいりましたけれども、こういったものもちょっと取り入れながらできればいいんじゃないかなと思っておりますけれども、こういったエネルギーに関する教育支援ということで若干お話をさせていただければ嬉しいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤貞夫君） 小倉教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 塩竈市並びに第一小学校が国、県の指定を受けまして、エネルギーに関する各種学習をするわけですが、これらについてはいろいろなエネルギーが地球上にある、そういう自然エネルギー等を活用しながら、また今子供たちがエネルギーについてどういうことを学び、どういうことで例えば節電とかなんとかできるかと、そういうような形で研究をしていくものでありまして、これについては今後、今のグリーンカーテン等についても恐らく話が出てくると思われまふ。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 10番小野幸男君。

○10番（小野幸男君） わかりました。

仮設住宅のことで若干お話を聞かせていただきたいんですが、仮設住宅の65歳以上の高齢者の方とか障害者の方、あとは介護を必要とする方等を掌握されているのか、どれくらい入居されているのか、その辺をお聞きしてみたいと思ひます。

○議長（佐藤貞夫君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 実はまだ伊保石第3期までの途中ということで、入居者全体の正確な人数というのは把握してございませんが、やはり65歳以上のご高齢の方は20人以上いらっしゃるというふうに理解しております。それから、中には要介護の方もいらっしゃるというふうに認識してございます。

○議長（佐藤貞夫君） 10番小野幸男君。

○10番（小野幸男君） わかりました。こういった方は、地域包括支援センターのように医療と介護をつなぐ役割も本当に必要になってくると思いますけれども、この辺はどう考えておられるのか、短くて結構ですのでちょっとお聞かせください。

○議長（佐藤貞夫君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 例えば今回仮設住宅に移られる方で公民館等の避難所にいらした方もいたということで、やはり避難所にいるときから既に包括支援センターと連携をとりながら、いろいろ個別のご相談等も応じさせていただいてきたという経過がございます。仮設住宅に移りましても、そういうところの点でご不安がないような形ということで、各地区の包括支援センター等との連携をとりながらというふうに考えてございます。

○議長（佐藤貞夫君） 10番小野幸男君。

○10番（小野幸男君） わかりました。その辺もいろいろ相談体制もあると思いますけれども、いろいろな部分でワンストップ的な対応ができるような体制をぜひともお願いしておきたいと思えます。

あと、復興計画の策定ですけれども、アンケート調査等、女性や子供とか多様な部分で声が反映されるのが必要ではないかと思えます。無差別に何人と決めてアンケートをとるのではちょっと意味がないのかなと思うところもあるんですけれども、そういった部分をどうお考えなのかお聞きしておきます。

○議長（佐藤貞夫君） 伊藤市民総務部理事兼政策調整監。

○市民総務部理事兼政策調整監兼震災復興推進室長（伊藤喜昭君） 復興計画の策定に当たっては、いろいろな市民からのご意見というものをいただきまして、それを反映していきたいと考えております。この件につきましては、たった今第1回目の委員会がスタートしたところでありますので、その中で具体的なアンケートの手法等についても議論をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤貞夫君） 10番小野幸男君。

○10番（小野幸男君） わかりました。

児童生徒の心のケアについては、特別支援等受けている方の対応も同じなんでしょうか。
お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 小倉教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 特別支援の子供たちも同じです。

○議長（佐藤貞夫君） 10番小野幸男君。

○10番（小野幸男君） わかりました。

では、住まいと暮らしの再建についてですけれども、先ほど答弁いただいた中では全然足りないと思ったわけですが、今後の公営住宅の建設計画とか、そういったことは実際どうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） そういった意味では定住人口に絡む部分も関連してくるんだと思いますが、そういったものと、それから先ほどご答弁させていただきました公営住宅等の長寿命化計画、こういった中で必要な戸数あるいは長寿命化、そういった部分も絡めながら総合的に検討するということになってございます。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 10番小野幸男君。

○10番（小野幸男君） わかりました。

中心商店街の復興対策について、今回災商店再生支援事業ということで出てきていますけれども、今回水が入っただけで全壊、大規模半壊とか被害の判定がなくて、飲食店とかの冷蔵庫とか厨房機器の被害が大きいとか、そういった部分もあるわけです。そういったところは今回こういったものには値しないのかをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 荒川産業環境部長。

○産業環境部長（荒川和浩君） 1つの要件として全壊、半壊、3段階ですか、そういったものが1つの要件になりまして、お店の再開に係る費用の領収書があれば支援していくというふうな形になっております。

○議長（佐藤貞夫君） 10番小野幸男君。

○10番（小野幸男君） 水が入っただけではそういう判定が出ていないところもあるみたいなんですけれども、そういった場合は対象にならないということですかね。

○議長（佐藤貞夫君） 荒川産業環境部長。

○産業環境部長（荒川和浩君） 水が入った場合は半壊の認定をされていると思います。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 10番小野幸男君。

○10番（小野幸男君） 聞いたら、そういう判定がないという商店とかがあったものですから、おかしいなど。私も余り突っ込まなかつたんですけども、そういう話があったのでちょっとお聞きしてみました。

それで、今回再開されていない事業とかというとやっぱり貸店舗が多くて、今回の被害でどちらが直すかというところで再開しないということで、その再建資金に本当に困っているということでお話があったんですけども、シャッターオープン事業のほうに店舗の貸借料とか設備工事費とかの補助的な取り組みというのはできないものなのか、ちょっとお聞きしてみたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 荒川産業環境部長。

○産業環境部長（荒川和浩君） シャッターオープン事業については、今回規制というか要件を緩和して、全市内の商店というような形にしております。条件としては、今現在シャッターが閉まっている1階のお店で商売を営む方々に支援していきますというふうな形の事業であります。今回、り災商店再生支援事業というのは、今までいろいろな形で我々のほうでいろいろ中小企業者の融資の相談等を受けている中で、なぜ商業者に対しての支援が融資だけしかないのかというふうな声がいっぱいありまして、そういった声を何とか国の1次補正に組み入れてもらえないかということで、いろいろな形で市長が要望等をしてきたわけでありまして、やはり期待していた中でなかなか1次補正ではそういった支援策は見い出せないということで、市独自でということで今回、そういった支援がお店の再スタートの1つのきっかけになればというふうな思いで支援をさせていただくというふうな事業であります。

○議長（佐藤貞夫君） 10番小野幸男君。

○10番（小野幸男君） 最後に、今回震災で市外に移動した被災者に対しても、生活再建支援等の情報などを追跡して知らせることが重要であると思いますけれども、これは避難者情報システムなのでしょうか。これらの対策も大変重要になってくると思いますけれども、そういった対策の考え方についてお聞きしておきたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど議員のほうから他市で導入しているシステムについてご紹介いただきました。我々、今回の災害に当たりまして職員に最大限留意してほしいとお願いしておりますが、やっぱり個人情報であります。なかなか個人情報の漏えいというのが今大きな問題になっておりますが、どうも震災時にそういったことをしっかりと守るということを改めて確認させていただかなければならないなと思っております。そういった中で、システムがどういったセキュリティーと申しますか、そういったものが果たせるかということもあわせて検証させていただきたいということで、ご答弁申し上げさせていただいたところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 暫時休憩いたします。再開は15時25分といたします。

午後3時04分 休憩

午後3時25分 再開

○副議長（嶺岸淳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） 先ほどの議事進行に係る件については、議会運営委員会で協議することになりましたので、議事進行については取り消しをいたします。

○副議長（嶺岸淳一君） 市長の施政方針に対する質問を続行いたします。

8番伊藤博章君。（拍手）

○8番（伊藤博章君）（登壇） チェンジしおがまを代表いたしまして、平成23年度施政方針に対する一般質問を行いたいと思います。

まず初めに、先ほど来先輩議員、同僚議員の皆様方がこの壇上で申し上げておりますが、私どもの会派としても一言、震災に見舞われた皆様方へのごあいさつをしたいと思います。

このたびの震災におきましてお亡くなりになられた遺族の皆様方には心より哀悼の誠をささげますとともに、今なお厳しい避難生活等送られている皆様方に一日も早い復興をこの壇上をおかりしてお誓い申し上げたいと思います。

さて、3月11日の震災を今思い出しますれば、ちょうど中学校の卒業式が終わった後でした。それにもかかわらず小中学校の児童生徒すべてが無事に、お亡くなりになることなく避難ができたということは、大変素晴らしかったことだと思っているところです。そういった中で、地震発生後、各学校またはさまざまな避難場所となったところに多くの方々が避難され、

それを地域の方やここにいらっしゃる議員の皆様方などが協力して、またそれぞれ配置された職員の皆様方、学校職員の皆様方が一丸となって、また避難された方も中心となって避難生活をみんなで乗り切ってきたのかなと、今考えているところでございます。

そういった中、ちょうど2日間、私が持っております携帯電話では着信はできていますがこちらからの発信が不可能という状態が続きました。そういった中で、私が全国若手市議会議員の会の会長をしていたこともあり、全国から多くの友人の市議会議員から応援のお電話、メッセージが入っていたようでございます。3日目にやっと電話がつながるようになりまして、早速私が会長時代に事務局長をしてくれた酒田の市議会議員が本市におばさんとかがいいらっしゃるんですが、彼が全国の窓口となって支援物資を受け取ると、そして後方支援をしてくれるということで、5日目ごろから私のところへ今ここで足りないものは何かという情報の中でいろいろな支援物資を送っていただいて、多くの被災者の皆様にお届けしてきたことを今改めて思い出し、また世界各国からもいろいろな物資をお寄せいただいたり、今もしております。そういった意味で、市長が前段申し上げましたとおり全国、全世界から、この塩竈市のために多くの方々からご支援をいただいたことに私からも、私どもの会派としても御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

さて、通告に従いまして質問させていただきたいと思います。

私は今回、一問一答方式を選択いたしましたので、まず一括質問をさせていただきまして、その後自席で一問一答という形で、聞いている皆様方が質問と答えのやりとりがわかりやすくなるように、精いっぱい努力してやりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、第5次長期総合計画と震災復興計画についてお尋ねしたいと思います。

このことに関しましては、これまでも前段の部分で多くの議員の皆様からご質問がありました。最初の質問につきましては、若干似通ったような質問になるかと思いますが、ただ視点を変えてご質問したいと思いますので、市長におかれましてはご回答賜りますようお願いしたいと思います。

復興計画の位置づけについて、まず伺いたいと思います。また、長期総合計画の基本計画を短期、中期で実施するための実施計画が、黄色い冊子だったと思いますが、今議会で配付されております。このことに関しまして、発災後の予算編成の基本方針についてどのようなことに取り組みされてきたのかについて、これまでの経過と今回提案されている内容に関係した

部分でお答えいただきたいと思います。

2つ目は、震災復興計画策定についてお尋ねいたしたいと思います。

これまで本市は、チリ地震津波による被害及び宮城県沖地震による被害などを想定して、減災対策を実施してきたところだと思います。事前計画の作成として、発災後の事業とあわせ、発災前に対応しておくべき事業を計画化し、これにより防災及び発災後の復興の迅速化、適切化を図ることを目的として、事前復興計画を策定しておくことが望ましいということが国からも指摘されているところだと思います。市地域防災計画には、災害復旧計画、災害復興計画の策定について述べられておりますが、事前計画について取り組む考えがおりになったのかどうか、まずお尋ねしたいと思います。

また、復興計画の策定においては、復興計画の基本理念、復興の目標となるレベル、復興の方向性を明確にすることが重要であると考えられております。庁内組織による検討はどの程度まで進んでいるのかお伺いいたします。

3つ目といたしまして、住まいと暮らしの再建についてお尋ねいたしたいと思います。

施政方針で住まいと暮らしの再建について述べられておりますが、私の認識では住まいと暮らしの再建に関しては、「緊急の住宅確保」「恒久住宅の供給・再建」「雇用の維持確保」「被災者への経済的支援」「公的サービス等の回復」に大分類されると思いますが、これまでの取り組みと今後のスケジュールについてお伺いしたいと思います。

4番目です。産業経済の再建についてお尋ねいたします。

このことも、施政方針で基本方針の中で述べられていることですが、私の認識では「情報収集・提供・相談」「中小企業の再建」「農林漁業の再建」に大分類されると思いますが、これまでの取り組みと今後のスケジュールについてお伺いいたしたいと思います。

あわせて、発生後の市内の雇用状況についてもお伺いいたしたいと思います。

これで登壇での質問を終わらせていただきまして、後は自席で時間の許す限り一問一答という形をとらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま伊藤博章議員から4項目にわたるご質問をいただきました。順次、通告に従ってお答えをさせていただきます。

初めに、第5次塩竈市長期総合計画と震災復興計画の関連についてであります。

再三のご説明になりますが、震災復興計画につきましては長期総合計画の災害に強いまち

づくりの部分について、この震災復興計画の中に盛り込ませていただくという内容であります。今、議員のほうからご質問いただきました、今回第1回の委員会を出した資料についてのご質問でありました。これらにつきましては、塩竈市震災復興基本方針という形で出させていただいております。なおかつ、素案として提案させていただいております。これは基本理念でありますとか復興の実現のための課題、問題、さらには被災が大きい地域でありました浦戸地区について特筆した形で、今後基本計画を策定していただくための基本方針ということで提案させていただいたところでありました。内容等につきましては、策定本部の中でしっかりと議論をし、庁議に諮りまして、今回委員会のほうに素案という形で提案させていただいたところでありました。先ほど触れさせていただきました。委員の方々からもさまざまなご議論をちょうだいいたしたところでありました。次回まで、委員長を中心に出示された意見を取りまとめ、改めて基本方針案ということで提案をいただくということになっているところでありました。

また、予算についてご質問いただきました。

4月に臨時議会を開催し、第1次、第2次、第3次という震災復興のための予算を計上させていただきました、今回6月補正でさらに補正予算を計上させていただいております。臨時議会の第1次、第2次、第3次につきましては、震災に遭われた皆様方が緊急に必要な予算を計上させていただいたと認識いたしております。例えば、避難所の運営管理の費用であります。あるいは散乱いたしておりました瓦れき類の収集、処理といったようなものであります。今回は、改めて6月補正といたしまして、例えば今後災害査定を受けるであります下水道事業の被災現場の災害復旧費でありますとか、道路の災害復旧費用といったような具体的なインフラの復旧に関する予算を計上させていただいたものと認識いたしているところでありました。いずれ臨時議会で議決いただきました予算、あるいは今回提案させていただいております予算等を、被害に遭われました市民の方々に十二分にご活用させていただき、一日も早く震災復興がなし遂げられますよう努力いたしてまいりたいと思っております。

次に、震災復興計画の策定についてであります。

議員のほうから、例えばチリ地震津波でありますとか、あるいは宮城県沖地震というような過去に大きな被害があったと、こういったものに対して事前執行計画というものがあったのかということでありました。この2つの震災を契機に、宮城県では宮城県沖地震対策のさまざまな方策が打ち出されました。例えば津波防災のための堤防あるいは水門、護岸等であり

ますが、これらについては再三申し上げるようでありますが、例えばチリ地震津波の既往最高潮位、塩竈でありますとたしか3メートル60になるかと思いますが、そういったものを守ることによって地域全体を守るといような方針を打ち出してまいりました。また、宮城県沖地震につきましても震度6、マグニチュード8.5でありました。そういった強さを想定し、例えば木造住宅の耐震診断・耐震補強、あるいは公共施設の耐震化といったようなものに取り組んでまいりましたが、これらが議員が今提案されました事前執行計画に当たるのではないかとこのように私は考えております。

ただ、今後の対応策については、まだ詳細の調査中という段階であります。被害額についても日々動く状況でございます。若干お時間をいただきながら、先ほど申し上げました震災復興基本計画の中でそのようなものが明らかにされ、それぞれの省庁の事業計画の中に今後の対応策に関する予算が計上されるものと考えているところであります。また、こういったことに対応するための庁内組織として新たな震災対策の組織を立ち上げさせていただき、一元的に今管理をしながら、各部の中で今後の対応策について取りまとめをさせていただいているところであります。

次に、仮設住宅関連でご質問いただきました。

おかげさまで、仮設住宅については伊保石ステーション、塩釜ガス体育館駐車場敷地、あるいは浦戸の桂島、野々島、寒風沢に今建設中あるいは完成いたしております。仮設住宅も当然であります、恒久住宅も必要ではないかというようなご質問であったかと思っております。ほかの議員の皆様方のご質問にもお答えをさせていただきました。

市内、例えば大規模陥没あるいは浸水、さらには防潮堤の破壊等々、さまざまなインフラが大きく被災しております。したがって、今後の恒久住宅対策にもさまざまな議論がなされているところであります。繰り返しになるようでありますが、改めて震災対応の土地区画整理事業を立ち上げるべきではないかというような議論であります。また、例えば高台に移転して、新たな住宅環境を創出するべきではないかという議論であります。あるいは現在地に盛り土をして、あくまでも今までの場所で居住を続けたいというお話でありますとか、さまざまなご要望を今いただいているところでありますが、そういったものを具体的にどういった事業手法でどのように進めていくかというのが、実は大変大きな命題であります。我々はでき得る限り、今回被災した皆様方の負担が少しでも軽減される方策であるべきではないかということで、国、県に対しましてもさまざまな機会にそのような要望をさせて

いただいているところでありますが、残念ながらまだ全体像が見えないということについては再三申し上げているところであります。ぜひ第2次補正予算あるいは新たな震災立法等によりまして、こういった部分が一日も早く明らかになり、被災された方々の今後の生活再建が見えてくるような対策を講じていただけますよう、我々は今後とも根気強く取り組んでまいりたいと思っております。

また、雇用の問題についてもご質問いただきました。

今、緊急雇用創出事業、約1億4千数百万円であります。100名程度の雇用を何とか創出できておりますが、やはり一番大切なのは各企業が事業を再開され、旧来どおりの雇用に取り組んでいただくということが何よりも肝要ではないかなと思っております。そういったことで、今個々の企業の皆様方とさまざまな機会にお話し合いをさせていただき、一部の企業からは仮設工場というようご提案をいただき、今そういったものにも取り組ませていただいているところであります。

また、商店につきましては先ほど来ご説明をさせていただいておりますとおり、仮設店舗の取り組みであります。あるいは浦戸については仮設のノリ工場といったようなものについても今回の取り組みの中で行っていくことといたしておりますが、そういった中からより多くの雇用の創出が図られれば我々は大変ありがたいというふうに考えておりますし、ぜひ地域の皆様方に少しでも雇用の機会がふえるような努力を、今後なお一層取り組んでまいりたいと考えているところであります。

また、産業経済の再建ということについてもご質問いただきました。

今、塩釜ハローワークの雇用率であります。新聞等の情報であります。やっぱり昨年度比で15%ぐらいの減少であります。ただ、沿岸部の被災各都市を見ますと20%30%という中で、塩釜ハローワークの減少率が一番小さかったと記憶いたしておりますが、なお1%でも2%でも、そのような取り組みで上昇できればというふうに考えております。

まさに今年、第5次長期総合計画のスタートでありますし、復興・再生のためのスタートにもなるわけであります。今後の塩竈の産業経済の再生という視点で考えますときに、やはり政府の東日本大震災復興構想会議で議論されております産業振興活性化策が大変大きなポイントになるのかなと考えております。今、国におきましては震災復興を通じて東北地方が第1次産業や工業製品、自然エネルギーの分野でフロントランナーに浮上し、日本全体の再生につながっていくような創造的復興に取り組むべきという提案であります。もう1つであ

りますが、規制緩和などで被災地を特区的に対応するとともに、復興資金をしっかりと投入していくことが重要ではないかというような提案であります。3つ目ではありますが、2次補正予算が今年度の夏場に成立すれば、秋にも復興需要が発揮されるのではないかという見通しであります。我々もこういったことを踏まえまして、再スタートを切るに当たって例えば再始動を始めております市内中小企業のシェア拡大、あるいは新規供給先、提携先の開拓、セールス等の全国展開化、国際化を支援させていただきたいと思っております。

2つ目ではありますが、市内の水産加工業者の輸入、輸送、保管など個別の取り組みを協業化していただき、新たなるサプライチェーンマネジメントを構築する必要があるのではないかと考えております。

3つ目であります。現在唯一の水揚げ市場でありますことから、水揚げを促進させるための陸上設備の積極的投資を行っていく必要があるのではないかと。具体的には製氷施設、冷蔵冷凍施設ということになるのかと思っておりますが、これらの支援を行い、競争力を高めていくということではないかなと考えております。

4つ目ではありますが、さまざまな多種にわたる業務の集約化というものも、今必要ではないかと。その集約化により、卸売期間の高度化、効率化というようなことが可能になるのではないかと考えております。

5つ目ではありますが、支障となる制度、法律を特区により取り払っていただき、塩竈が持っている強みを単にもとに戻すだけではなく、先端的な日本のブランドとして押し上げる努力を地域全体で取り組んでいくべきではないかということでもあります。

これらの財源確保のために、関連業界とまずは骨格となるビジョンを共有し、内外にアピールしつつ、まだ具体的内容が定まらない取り組み方針につきましては、今後早急にそういったものを整備していくというようなことをございます。このようなことにしっかりと取り組むことによりまして、一日も早く震災復興が進みますことに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○副議長（嶺岸淳一君） 8番伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君） ご回答ありがとうございました。

それでは、一問一答で議論を深めてまいりたいと思っております。

まず、震災復興計画の基本方針、素案の部分というのが、議会としては参考資料としては

ポストに入っていたようでございますが、初めて本会議上のテーマとして市長のほうから出されたわけです。大体私はこの取り扱いの部分について、やはり議会も特別委員会を設置し、復興に向けた基本条例をつくった議会として前向きに、積極的にかかわりを持つという姿勢を持っているわけですから、できればこの基本方針、素案なるものはもっと早目に議会にもお示ししていただくということが、私は大変今後の議論を深める上で必要なことだったのではないのかなということを感じているんですが、その辺について市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 大変恐縮でありました。実は震災復興基本方針案につきましては、内部でもかなりかんかんがくがくの議論がございまして、これは委員会当日にも多くの委員の皆様方から苦言として提言されたわけでありまして、つい前日によくまとまったという状況でございました。多くの委員の皆様方からも、次回からぜひ1週間ぐらい前にこういった資料を提供していただくようにとお話をちょうだいいたしました。大変言いわけめいて恐縮であります。震災復興に取り組む中での取り組みでございまして、私自身もなかなか時間がとれなかったために職員に迷惑をかけた結果でございます。今後気をつけますので、よろしく願いいたします。

○副議長（嶺岸淳一君） 8番伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君） 何せ今通常業務ではなく、緊急事態での想定できない業務をこなしながらということは理解をしておりますので、ぜひ今後とも、議会が当局の考えも理解しながら、または当局も議会の考えを理解しながら、お互いが切磋琢磨するということを目指したいと思ひまして、今この質問をさせていただきました。ひとつよろしく願いしたいと思います。

さて、本題の部分ですが、今回予算編成に関する基本方針の部分をお伺いさせていただきました。これにつきましては、発災後本予算、それから補正予算という形でいろいろ検討するに当たりまして、まず専決処分を行うべき事業の基準、それから当該年度の補正予算編成の考え方、それから次年度の予算編成の考え方というのが、まず市長を中心とする、少なくとも市の行政の部長なんかが入った形での会議の中では、財政担当者あたりからこういった部分の考え方を一定程度基本方針としてまとめて、整理し、その上で緊急度が高い復旧・復興対策を滞りなく実施するため優先的に取り組むべき対策と、執行を当面凍結すべき事業を

早急に抽出し、予算の執行方針を策定することが重要であるということが言われておりますが、この辺の部分につきましては具体的にどのような取り組みがあったのかお知らせください。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、議員のほうからは震災関連の予算ということでよろしいのでしょうか。（「いいです」の声あり）震災関連の補正予算の基本的な考え方ということでご質問いただいたものと思っております。

4月に開催させていただきました臨時議会における計上予算については、先ほども触れさせていただきましたとおり、例えば避難所の運営管理費でありますとか、瓦れき類の撤去でありますとか、日々地震に対応していくためにも必要な経費を計上させていただいたつもりでございます。

今回新たに提案させていただいております予算につきましては、基本的に公共施設の震災復旧につきましては3年間であります。したがって、23年、24年、25年の3カ年間で震災復興を行うことというのが地震災害復旧の基本として定められております。そういった中で、我々市民の方々に安心して安全にお暮らしいただくために必要な予算の、本来は全体像をお示しするところではありますが、大変恐縮であります、今もう被災の状況を手探りで探り出している状況でございます。まだまだ残念ながら全体像はつかめませんが、そういった中で今回提案させていただきましたものは、例えば下水道のポンプ場であります。先ほどもほかの議員の方から道路が冠水して大変な被害に遭ったと、全くそのとおりでありまして、これから先も梅雨期、さらには台風がまいりますと当然大雨が降るわけであります。こういったものについては、日常常にポンプが運転できる状況にあるべきではないかということで、例えば今回下水道のポンプ施設整備ということで8億数千万円台の予算を計上させていただいている、また道路につきましても津波被害を受けました地域は道路に段差があったりしまして、応急的な復旧はさせていただいておりますものの、市民の方々の日々の生活に大変なご不便をおかけし、恐縮いたしております。そういったものを早急に復旧すべきものということで、応急的な工事を行った工事現場について基本的に今回6月補正に計上させていただいております。よろしく願いいたします。

○副議長（嶺岸淳一君） 8番伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君） 復旧・復興の部分についての予算編成の取り組みについて、市長のほ

うから今答弁がございましたので、その部分でちょっと何点かお伺いしておきたいことがございます。

それは、私の総括質問の中では時間的制約もあったんですが、質疑の中でお話ししましたが、スピード感を持ってやるもの、それから一定程度の時間をかけてやるもの、いろいろなことがやっぱり今回の復旧・復興という中では考えられるんだと思います。特に復旧期においては、でき得ればスピード感を持って進めたほうがいいんだと思います。先ほどご答弁いただいたとおり、雇用状況も他市町村に比べればという表現ではございますが、私が聞いているところによれば、多賀城市にある事業所なんかはこれからどうも人員整理が具体的に始まるというような情報も今ありますので、大変危惧している主婦の方やお父さん方がいらっしゃるという相談を今受けているところではございます。

そういった中で、雇用対策として100人程度の雇用の見通しを立てたというのが今回の補正予算の中で出ているのかなとは思いますが、毎回こういう形での緊急的な雇用対策とかなんかを見ると、1次産業というか、現場労働みたいな部分が市として提案しやすいのかなということで私は見受けるんです。一般の方々を臨時に雇用するに。けれども、もうちょっと一般の方々の知恵なり工夫を行政内部に取り入れるような部署を想定して雇用するというのも1つなんじゃないかなという気がしているんですよ、正直なこと言うと。だから、まずそういった部分での検討がなされなかったのかなと。せっかく経験があるわけですから、経験のある方を地域の資源として活用するというようなお話を、たしか市長もしていたかと思いますが、こういうときこそそういった部分も一緒に考えていただければなと思うわけです。そうしないと、求人を出してもなかなか人も集まりづらいのかなと。今、保育士さんですらなかなかパートの基準では人が集まらないとか、そういうふうな状況があるものですから、ぜひもうちょっと資格とかそういう能力というものをやっぱり提案できるような、失業なり被災によって仕事が今現在なかなかうまくいっていない方々が、自分のスキルを使えるような提案ということをや、役所の門戸を広げてそういった方々の力をかりるような雇用対策というののもあってもいいのかなと1つは思っているところでございます。その部分についてちょっとお考えをお伺いしたいと思います。

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、議員のほうから、もう少し長期間かつ安定的なという意味でのご質問であったかと思えます。

今、本市のほうで活用させていただいております緊急雇用促進事業であります、残念ながら例えば半年間とか1年間という期限付きの事業でございまして、我々も先ほどご提案いただきました保育士につきましても、実は23年の4月は我々のほうで予想しておりましたよりも、たしか40名ぐらい保育児がふえました。それで、そういったものに緊急雇用を活用したいということで、ハローワークのほうに求人広告を出すんですが、なかなか応募いただけないというのが今実態であります。賃金が安いということもあるのかなとは思いますが、そういった方々のお力も今行政にはまさに必要な時期でありますので、先ほどご説明させていただきました災害復旧事業を進めるためのさまざまな事務的な分野、そういったものにぜひ雇用促進というものを活用してまいりたいと思っております。ただ、繰り返しになりますが、最長1年間という期限の中での取り組みでありますことはぜひご理解をお願いいたしたいと思っております。

○副議長（嶺岸淳一君） 8番伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君） ありがとうございます。できればそういう形で一度機会を与えることによって、その方々が行政とのかかわりでの可能性を見つけて、NPOとか違った形での協働という部分で行政の機能を肩がわりするようなことに発展する可能性もあるわけですので、そういったことを見据えてやっていただければと思ったものですから、先ほどご答弁がありましたのでその部分の確認をさせていただいたわけです。

そして、総括でも申し上げました、今回の施政方針という出方については、どうも違和感があるというお話はさせていただいたところでございます。その理由は、本来、私の考えというか私がそうだなと思っているのは、多分予算編成を考えていったときに、震災の影響で税収の減少等、また今の段階ではまだ調定すらできないような状態ですよ、塩竈市、被災地としては。そういう中で、正確な予算規模を把握することというのはやっぱり困難な状況に今あるんだと思うんです。それで、これから実際市税、個人市民税、法人税それから固定資産税等々、さまざまな調定または減免なんかがあったりとかいろいろなことをして、最終的な額がいろいろ決まってくるんだとは思いますが、そのときにやはり減収はどうしてもするだろうと。それについてはいろいろな法律が出ておりますので、震災対策債みたいなもので一時的に借金をして賄ってくださいよというのが今の国の姿勢なのかなとも思うんですけれども、ただその一方で復旧・復興以外の分野については、やっぱり予算編成というのは基本的に市長がずっとこの議場でも言っているとおり、最低限行政としてやらなければいけない事業、サービスがあるでしょうと。それをやっぱり本来は4月の統一選というのもあったので、2月議会での新年度予

算というのは骨格予算という形をとったはずでございます。多分おおむねそれでしばらくの間は事業ができる中身なのかなと私は思っただけなんですけれども、それが半年間とりあえず選挙は延びていますよという今の状況の中で、この施政方針という出方についてはなかなか違和感があると。できれば基本方針という形で市長の見解をきっちり述べていただいたほうが、私は受けやすいような気はしてはいたんです。正直なことを申し上げます。

一方で、今度復興対策室だかなんかの室長になりました前伊藤事務局長さんの説明で、施政方針についてはあくまでも法律的な、出さなければいけないという内容ではなく、一般文書の扱いだ。この施政方針に対する質問という形をとることによって、上程されている議案等の事前審査等いろいろな形でなかなか芯に踏み込めない部分が今まであるんだけれども、それもしやすくなるというふうな説明をたしか議運で、幹事長会議でしたか、そういう説明があったかと思ひまして、そういう形での認識であればいいのかなと思っているんですが、ですから市長に先ほどから予算編成の基本方針についてずっとご確認をさせていただいているところなんです。

そこで確認したいと思いますが、震災の影響によりまして本市の独自税源である部分の、当初見込みで調定目標を立てて予算を立てたかと思うんですが、どの程度の減収が見込まれるのか、その辺のところ、大体で結構でございます、まだまだこれから調査するんだと思いますので、わかるところで結構でございますので、その辺ご回答をいただければと思います

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 施政方針の時期について、ご質問いただきました。

2月定例会のときに、今回は骨格予算にさせていただきます。理由は4月に選挙がございまして、首長、議会議員の皆様方が選挙の洗礼を受けられると。その後に編成される議会、それから我々行政という立場で、改めて施政方針という形で提案させていただくものと考えておりますというようなお話をさせていただきました。

ただ、今回3月11日の東日本大震災という予想もできなかった出来事が入ってきまして、現状でまいりますとそういったことが9月ごろになってしまうという状況でありまして、年度の半分が終わった段階で施政方針というのは果たしてあるのかという思いでありました。やはり、議員のほうからもご質問いただいておりますとおり、基本的には予算というのは年間予算でありますので、この段階で一応年間を見通したご説明をさせていただくべきではないかという思いで、このような提案をさせていただいたということでございます。

税収であります。平成22年度分につきましては、ほぼ見通しとしてご提案させていただいた額で調定ができそうであります。ただ、23年度分については今全く予測できておりません。どれぐらいの方が減免あるいは免除というようなことになるのかから始まりまして、固定資産税もご案内のとおりであります。さまざまな分野でなかなか当初の見通しとは大きく乖離していくのだろうということでありまして、大変恐縮であります。現在時点での減収予想についてはご容赦いただければと思います。

以上でございます。

○副議長（嶺岸淳一君） 8番伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君） 施政方針の部分につきましてはまず理解をいたしますが、どちらかというと復旧・復興の部分に重きを置いて予算執行するためということで理解したいと思うところでございます。

それで、予算編成の部分で残念ながら6月になってもまだ新年度の税収の見通しが立たないというご説明を今初めていただいたところでございますが、みんな大体そうじゃないのかなと薄々わかってはいても、初めてそうやって言われたわけです。そうしますと、次の段階で今度は行財政改革の検討に入らなければいけないんだそうですね。やっぱり財政見通しが立ちませんので、そうなりますとちょっと財政担当の部署にお伺いしたいです。

まず、このような状況の中で財政担当部署としては今どのような財政的な見通しというか基本方針を持ちながら、具体的にそのいろいろな需要を賄う見通しを立てるためにどう動かなければいけないとお考えになっているか、もしくはどのような指示が出ているのか、ご回答をいただければと思います。

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 今回6月補正で災害復旧のための事業費、それに伴う財源等を計上させていただきましたが、一般財源につきましてはそれを補てんすべく財政調整基金、6月補正後の見込みでございますが1億5,000万円程度にならざるを得ないというふうにご考えてございます。今後ますます災害復旧のための事業費が見込まれることとなりますので、今議員からご発言があったように行政改革というふうなものは避けて通れないのかなというふうにご考えてございます。

それから、市税等の減収につきましては、とりあえずそれを補てんする制度的なものとして歳入欠陥債というふうなものがございまして、それらを活用いたしまして、収入の減少分

については何とか対応してまいりたいというふうに考えてございます。なお、今の現状を踏まえて財政計画を立てながら、今後の安定的な財政運営、大変厳しい状況にはございますが、そういうものに取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○副議長（嶺岸淳一君） 8番伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君） そういうことをいろいろ考えていきますと、先ほど復興計画の基本方針というお話をさせていただいたんですけれども、基本的な考えの中でどの程度の水準という表現の中に、1つは本来災害がなければ続いたであろうと思われる基本の総合計画等に掲げる当初の目標水準を一気に達成するものとするのか。

それからもう1点は、災害がなければ当然達成するであろうと考えられる目標水準を、復興計画などの目標水準に掲げる考え方であると。これは復興後の次の段階においての目標水準の設定を、本来の総合計画等の目標達成に向けて引き続き総合計画の目標水準を掲げる方向であると。

3つ目として、総合計画等に掲げる目標水準とは関係なく、独自に目標を掲げる考え方があると。この考え方には、その後の段階における目標水準の考え方として当初の総合計画の目標水準を掲げるものと、当初の総合計画にはこだわらない目標水準を掲げるものの2つの考え方があると。このような、多分この中から選んだり統合したりするんでしょうけれども、本市は第5次長期総合計画、実施計画というものの位置づけの中での復興計画というものの……、私は基本的に市長が言うビジョン等の基本構想を中心に据えるというのは賛成なんです。

それともう1点、基本構想に連なっている、行政として最低限やっていかなければいけないという部分の、やっぱりこれは計画行政ですからそこに基づいて実施計画も含まれるでしょうから、そういうこと以外の部分というのが実施計画としては両方がお互いそういう形でぶら下がっていくんだと思って、それぞれが目標の達成計画を持たなければいけないんじゃないかと思っているんです。そのときに、基本計画で今定めている目標というものがありますね。それぞれの年度ごとの目標とか年次ごとの達成水準みたいなものがあるわけですから、その点やっぱり復興計画での目標水準というのを定めなければいけないと思うんです。そういうものをいろいろ考えていくと、将来基本計画そのものも若干見直しをうまくしながら、復興計画を入れ込んでいくというやり方が正しいのかなと思っているんです。ですから、そのことを市長も薄々お話しにはなっているんだと思うんです、説明の中で。ただ、はっきり言ってしまうと後

で違ったらまたどうのこうのとあるというご心配もあるのか、なかなかはっきりとは申しあげないでしょうけれども、私は基本計画の見直しも前提に入れながら復興計画はしていかなければいけない。そのためには財源として、総括でも申しましたがやっぱりきちっと別物として、普通交付税なり特別交付税ではなく、別物としてきちりと国から来る、責任を持って国が補償するという形がやっぱり必要だということを今考えているところなんです、そのことについて。ちょっと難しい話で申しわけないんですが、お考えがあればご回答いただきたいと思います。

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 長期総合計画を策定させていただく際に、一定程度財政需要というものをはじき出しております。ご案内のとおり、本市規模でありますと予算としては概略180億円というような中で運営を行ってきたわけであり、例えば今回の大震災がなかりせば、恐らくは今後5年なり6年、そういった形で運営していくということになるものと考えております。ただ、3月11日に発生いたしましたこの東日本大震災についても、我々は地域全体の課題として解決していかなければならない。大変恐縮ではありますが、繰り返しになりますが今全体の被害額がどれぐらいに積み上がるかということについても、まだ模索中の段階であります。ただ、今回の6月補正で既に200億円をはるかに超える予算を計上させていただいているということについては、通常の前算ではないということは当然市民の方々にもご理解いただけるものと思っております。こういったことを恐らくは今後3年間は少なくとも続けていかなければならないわけであり、もう1つ、震災復興基本方針の中でも10年間というような長い時間で、地域全体のさまざまな震災復興に取り組むというような基本方針にしているわけであり、このような財源をどういった形で生み出していくかということが、実は今後我々に課せられた一番大きな課題であります。

繰り返し申し上げるようではありますが、こういう災害がなければ本来は我々通常の前算から190億円の予算の中でしっかりと行政課題に取り組めたわけであり、それらを超えるものについてはやはり国のほうでぜひ応援をしていただきたいという思いがまず一番あります。もしそういった財政措置がなされないとすれば、今回被災した岩手、宮城、福島のそれぞれの市町村は間違いなく財政破綻します。これは我々の力の及ばないところでありますので、これらについてはやはり我々が声を大にして、こういった地域の実情をしっかりと訴えとともに、何よりも被災された皆様方の生活再建ができないということであり、これはもう

大変な話であります。被災された方々もしっかりと生活再建ができるような、そういうことをしっかりと我々もやっていかなければならないわけでありましたが、残念ながら今現在の財政見通しは大変厳しい。しかしながら、これは我々が全体として乗り越えていかなければならない課題であります。これはどんな努力を払ってでも必ずそういったことをなし遂げるという覚悟で、本市の職員おるものと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（嶺岸淳一君） 8番伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君） 今ご発言いただいた部分としては、私もそのように考えています。そうだと思います。これはだれしものがみんなそう考えて進まなければいけない状況に今あるんだと私は思っています。ですから、先ほど行財政改革のお話もわざとさせていただきました。ですから、ここにいらっしゃる職員の皆様方に、それぞれがそれぞれの責任を持って今事業の担当になられているんだと思いますので申し上げておきますが、赤字補てん等をいただいている部署については、よくよく考えていただきたい。赤字を税で負担しなければいけないような会計の部署については、よくよくそのことは考えていただきたい。これはもうそうでもしないとやっていけない状況というのが目の前に来ているんです、今。それだけは十分考えて、そういう体質を早く変えてください。必要とされるのであれば、そういったことが実現できるようにそれだけは申し上げておきたいと思えます。

さて、私は今回平成22年12月に内閣府が出しました復興対策マニュアルに沿って質問させていただきました。多分これは当局もお持ちだと思います。その中に、住まいと暮らしの再建について具体的にいろいろな項目が載っております。それから、安全な地域づくり、産業経済復興について等々、今回の施政方針に載っております基本方針の中にありますこの文言の部分というのは、多分こういったところをイメージしながらおつくりになっているんだと思ったので、ご質問をさせていただいたところでございます。ぜひ議会としてもこういったものは特別委員会等でも皆さんが持たれて、ぜひ当局が持っている資料はどんどんこれからも出していただきたいと思えます。そして同じ土俵で議論ができますようご期待申しあげ、そして一緒に塩竈市の新しい塩竈づくりの復興に向かって取り組むことができるように期待してというか、私もそれに参加するというのを申し上げまして、質問を終わらせたいと思えます。ありがとうございました。

○副議長（嶺岸淳一君） 3番小野絹子君。（拍手）

○3番（小野絹子君）（登壇） 日本共産党塩竈市議団の小野絹子でございます。中川議員に

続いて、質問を行います。最後の質問になりましたが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、3月11日の東日本大震災から3カ月が経過しました。26日に市による合同慰霊祭が行われますが、お亡くなりになられた44名の方と行方不明者2名の方に心から哀悼とお悔みを申し上げます。

6月6日現在で、公民館や浦戸に避難している方々は121名、現在仮設住宅に入居している方は131世帯、県の民間賃貸借上げ住宅の手続は100件を超える状況だと思ひます。

初めに、大震災の被災状況についての報告がなされるのかと思ひておりましたが、特別にありませんでしたので、被災、被害状況について改めてお伺ひしておきます。

3月11日の地震、津波による大震災、4月7日の余震でさらに被害が広がり、市民は津波や地震による罹災証明の手続や再度の調査依頼などで、税務課を訪れております。罹災証明は国の調査の基準の緩和や地震による液状化の影響などで、再度の調査もふえていると思ひます。内閣府は4月12日に東日本大震災にかかわる被災者生活再建支援金の支給手続の迅速化などについての事務連絡を出しております。その中に、住家被害認定迅速化のための調査方法の一部の改定などについて、衛星写真を用いた簡便な調査方法を追加しましたという内容に塩竈市も対象市町村に入っておりますが、市はなぜ地域指定の方法をとらなかったのでしょうか。あるいはこれからとるのでしょうか。お伺ひいたします。

次に、「定住」について3点お伺ひします。

最初に、藤倉児童館の復旧についてお伺ひします。

藤倉児童館は、東日本大震災により被災し、建物自体が後ろ側に傾いたため使用不能となり、現在は休館になっております。当局の資料によれば、基礎ぐいも破損している可能性がある上、外壁の崩壊の危険性もあり、修復不可能なため、早急に建物を解体する必要があると述べ、災害復旧費の国庫補助制度を最大限活用して復旧を図るとして、解体費用と建てかえ費用で5,200万円の予算が計上されており、安堵しております。児童館を解体し、現在地に建てかえをするに当たり、地盤の地質調査や建物の構想についてどのようにお考えなのか、お伺ひいたします。

次に、施政方針では「人口の確保につきましては未来を担う子供たちの健やかな成長と子育て支援が不可欠です。3年連続の年度当初の保育所の待機児童ゼロを達成しましたが、年間を通じて実現できますよう取り組んでまいります」と述べております。25年度に廃止予定の新浜町保育所には現在46名の子供が入所し、ママリフレッシュ事業や一時預かり保育など

を実施しており、さらに新浜町保育所として預かる子供たちがふえているのであります。待機児童ゼロという市長の施政方針に照らしても、新浜町保育所は存続すべきと思いますが、いかがでしょうか。

塩竈市はいち早く保育所の耐震化工事をしてきましたので、地震での被害は少なかったようであります。今回の新浜町地域では、一部に津波の被害があったものの、多くは津波の被害から逃れることができました。しかし、地震で液状化による地割れなどがひどかったのであります。今後、新浜町保育所の防災については、地震や津波を想定した耐震化が必要です。新浜町保育所を藤倉児童館と同じように社会福祉施設の復旧として新浜町の安全な場所に建てかえが必要と思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

次に、住まいの対策についてお伺いします。

施政方針では「人口の確保につきましては、良質な住空間の形成や生活環境の充実なども重要でございます。雇用促進住宅の土地や建物を取得し、平成24年度から公的賃貸住宅として定住人口の確保の一助にまいります」と述べております。当市議団はこれまで雇用促進住宅を市で取得し、市営住宅として活用するよう提案してきましたが、提案が実って喜ばしいことでございます。しかし、まだまだ公営住宅は足りません。先ほども申し上げましたが、今回の震災で仮設住宅に入っている人や県の民間借り上げ住宅の申込者も多く、いずれも2年後はどこに住むのか対応を今から考えなければなりません。少なくとも2年後の入居を目指した市営住宅の建設が求められております。市営住宅の建設の考え方について、市長の見解をお伺いします。

施政方針では「また今後の余震も想定されることから、住まいの対策が急務であると認識しております。木造住宅の耐震化工事は昨年度から住宅改修助成を上乘せしており、引き続き市民の皆さんの安全・安心を求める声にこたえてまいります」と述べております。津波や地震で被害を受けた住まいの確保、再建について、被災者は災害救助法で住宅の応急修理制度、52万円までの活用や100万円までの修理による住宅の再建方法を活用しております。こうした修理とあわせて、木造住宅の耐震化工事やリフォーム工事ができるように助成額を大幅にふやし、対応すべきと思いますが、市長のお考えについてお伺いします。

次に、浦戸の仮設住宅48戸のうち桂島に21戸、野々島に15戸、寒風沢に12戸建設されており、入居が待たれております。当市議団が震災後浦戸の島々を訪問し、懇談をしましたが、仮設住宅に四、五百万円もかけて2年でおしまいというなら、自分たちも幾らかでも足して、

集合住宅にできないかと訴えられました。島に住んでいる高齢者の方々が安心して住める市営住宅や集合住宅の建設が求められていますが、市長の見解をお聞きします。

次に、「交流」についてであります。

塩釜港の役割と整備・復旧についてお伺いいたします。

先日、中川議員と仙台港と塩釜港を見て回りました。塩釜港の被災も大きいですが、仙台港の被災は甚大で、港の岸壁や荷揚げ場が液状化し、そこで営業している会社関係の設備や車両の被害も大きく、復旧・復興に国、県の早急な取り組みが求められると思います。

我が塩釜港であります、天然の良港と言われてきましたこの塩釜港の果たしてきた役割を明確にして、一日も早い復旧を国や県に働きかけ、港湾に係る業者の方々が安心して働けるように市長は尽力すべきと思いますが、市長の決意をお伺いします。

次に、港湾の集約化についてお伺いします。

宮城県が平成24年度をめどに仙台港、塩釜港、石巻港、松島港の4港の集約化に取り組んでいますが、12月議会の一般質問で港湾の集約化について木村議員、志賀議員、そして私の3人が市長に質問したところ、塩釜港を抱えている市長として、県の港湾戦略ビジョン会議で塩釜港の存在意義を含めた3点について述べてきたと答弁されました。さらに、関係している港湾事業者の皆さんの意見を十分反映させることが求められております。港湾集約化は、震災後の塩釜港の果たしてきた役割、塩釜港が宮城の食料基地、東北のエネルギー基地としての役割とギャップがあるのではないのでしょうか。お伺いいたします。

次に、中小企業基盤整備機構の制度活用についてお伺いします。

1つは、仮設共同店舗の設置であります、当局は本町のくるくる広場とマリゲートのバス停の駐車場の隣にさらにもう1カ所検討中ということで、全体で30前後の仮設店舗を予定しているとのことですが、なぜ分散せねばならないのかお聞きします。

総括質疑で我が党の伊勢議員が賑わい地区への提案をしましたが、具体的にこの震災で再開できないと聞いている大型店舗の土地をお借りして、仮設店舗を1カ所に集中し、店舗を開く人もまた市民の元気を出してもらえる施策にこそすべきではないのでしょうか。改めて再開を断念している大型店の活用を提案したいと思います。市長の見解をお伺いします。

次に、被災された加工業者の工場設置として、仮設工場を新浜町地区に2工場と浦戸に2工場設置すると述べておりますが、事業内容をお聞かせください。

最後に「連携」についてであります。

市立病院の役割とガイドラインの見直しについてお伺いします。

「定住」の欄では、市立病院を地域医療の中核病院と位置づけています。さらに、改革プランに全力で取り組み、前年度に続き平成22年度も収支均衡を達成する見込み、今後も改革プランを推進し、健全経営に努め、市民の皆さんの安心・安全を担う病院として、救急受け入れ体制の充実や高齢者医療など質の高い医療を提供してまいりますと述べております。そして「連携」の欄でも、市立病院の2年連続の黒字化をうたい文句にしております。

未曾有と言われるこの震災で、塩釜地区内での病院では津波や地震の被害に遭い、病室が使えなくなり、入院している患者さんを他の病院に移すことや、震災で新たに来る患者さんの受け入れなど、地域医療機関でそれぞれ受け入れをいかにするか検討されたとも聞いております。こうした中で、市立病院はどのように対応されたのでしょうか。この事態を乗り越えるためにも、市立病院の病床数をふやして、地域の中核病院として役割を果たしてほしいと願われていたと聞いております。地域の中核病院の役割を果たせたのでしょうか。お伺いいたします。

改革プランでは、23年度の収支状況によって今後の病院の進退が決まると述べてきましたが、市民が安心して安全に地域で暮らす上でも、市立病院が唯一の公立病院としての役割を明確にして、地域医療に取り組むことこそが求められていると思います。あわせて、病床数の見直しや23年度の収支状況の反映について、ガイドラインの見直しをすべきと思いますが、見解をお聞きいたします。

以上、1回目の質問であります。当局の誠意ある答弁をご期待申し上げておきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま小野議員から4点にわたるご質問をいただきました。

まず、被災状況及び総括についてお答えいたします。

本市の防災計画上の地震及び津波の被害想定につきましては、平成16年、宮城県が発表いたしました第3次地震被害想定調査に基づいております。宮城県沖地震により発生する地震、津波の規模はマグニチュード8.0、震度6強、津波の最高水位2.2メートル、浸水区域1.6平方キロメートルを想定し、全壊家屋183戸、半壊1,219戸、火災による焼失54戸、人的被害は死者6名、短期避難者数3,158名としております。

これに対し、今回の大震災はマグニチュード9.0、震度7、津波の最高水位は4メートル強、

浸水区域3平方キロメートル、全壊家屋数358戸、半壊、一部損壊を合わせますと3,612戸、死者44名、行方不明者2名、避難者数は最大で8,771名と、計画の想定を大幅に上回るものであります。市の公共施設に係る被災状況につきましては、先般調査を行い、中間報告を行ったところでありますが、市内全域のインフラや民間の建物、設備など、トータルの被災状況はいまだ把握できておりません。先日、第1回目の塩竈市震災復興計画検討委員会が開催されました。今回、復興計画を策定する上で、今回の大震災を検証することが何よりも重要であり、その中で被災状況を把握するとともに、震災の総括を行ってまいります。

次に、津波被害区域に係る長期避難区域の認定についてであります。この制度は東日本大震災に係る住宅被害認定の迅速化を図るため設けられた制度でございます。具体的には、津波被害について指定区域全体を被害の程度にかかわらず一括指定することにより、住宅被害認定の迅速化を図るものでございます。しかし、被害調査の迅速化が図られます一方、住宅に全く被害がない場合でも建物が全壊扱いとなりますため、指定区域以外の被害者との公平性の確保の観点からも慎重な区域指定が必要であります。このため、本市におきましては罹災証明書の速やかな発行を行うため、いち早く調査に入りまして、津波浸水区域につきましては4月5日に調査をすべて終了いたしております。また、罹災証明書に基づき、市独自の見舞金の支給を初め、被災者生活再建支援金支給に向けた事務処理を進めており、でき得る限り早期に支援金が支給できますような努力をいたしてまいります。

藤倉児童館の復旧についてお答えいたします。

藤倉児童館は、津波が甚大でありました地域に位置し、また地盤が比較的軟弱でありますことから、今回の震災の影響を大きく受けました。建物自体は、後ろ側といいますか北側に大きく傾斜したため、館内の利用は困難と判断し、現在は休館いたしております。

復旧につきましては、この調査結果から基礎ぐいの一部破損、あるいはずれが生じている可能性があり、修復不可能な状況でございます。今回、6月補正予算に計上させていただいておりますが、早急に解体し、建物の沈下対策として安定的な地盤までのくい打ち工事を行いながら、建てかえを進めてまいります。

また、児童館につきましては昭和50年に建設されました。児童館は市全体の児童の健全育成事業の中心的な役割を担い、各種事業を展開してきたところであります。これらのことから、今回復旧する児童館につきましては、施設の現在の利用状況に合わせた規模で建てかえをさせていただくための予算を計上させていただいたところであります。

次に、新浜町保育所についてご質問いただきました。

まず、新浜町保育所の実情であります。今回の震災では津波の被害はございませんでした。また、地震による被害状況については、耐震補強工事の効果もあり、幸い大きな被害はなく、ホールにつながる廊下が唯一損傷したのみで、既に改修済みでございます。今回の震災に係る国の災害復旧制度では、一定規模以上の災害が発生している建物等について、原形復旧のための改修、建てかえが認められておりますので、新浜町保育所については残念ながら該当しないという状況にあります。

存続についてご質問いただきました。

今後の保育事業につきましては、子育て支援総合計画でありますのびのびしおがまっ子プランの中で述べられており、昨年作成いたしました公立保育所民営化等ガイドラインに沿って計画を進めさせていただいているところであります。老朽化が進む新浜町保育所につきましては、今後も保育を継続する場合には近い将来建てかえが必要になること、また現行の保育施設整備の制度を考えました場合、公立保育所として建てかえることが極めて困難な現状であること等を判断いたしておりますが、なお今後も引き続き保育児数等の推移を調査、検討し、保育児童の環境の保持に努めてまいりたいと考えております。

次に、「定住」についてであります。

住まいの対策について、市営住宅の今後の計画についてご質問いただきました。ストック計画を保有しておりますので、こういった内容に沿って今後の市営住宅の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

また、木造住宅の耐震化につきましてご質問いただきました。

昭和56年以前に建てられた木造住宅に、平成16年度からスタートしたこの制度を活用し、昨年度までに74件の耐震改修工事を行っております。今回の震災の教訓から、市民の皆様方の耐震化への関心が相当高まっているものと思われますので、今年度につきましては昨年度より募集件数をふやしまして、47件を4月から募集してまいります。できる限り早い時期に募集件数100%を達成するよう努め、受け付け状況によりましては今後件数をさらにふやすことも検討させていただきたいと考えております。

なお、リフォームであります。昨年度から本市におきましては木造住宅耐震化に合わせまして、一定の環境整備的な予算も議会でお認めいただいたところであります。限度額は20万円ですが、こういった制度を活用し、より木造住宅の耐震化に努めていただければ

大変ありがたいと考えているところであります。

次に、生活基盤の整備についてお答えいたします。

住まい対策についてであります。甚大な被害を受けた浦戸地区の今後の住宅整備についてのご質問でありました。

仮設住宅につきましては、基準に基づきまして県が整備に取り組んでいただいているところでございます。今現在、避難所生活をされておられます方々が多数おられますので、まずは早急に仮設住宅に入居いただき、生活再建を図っていただければと考えております。

今後についてであります。恒久的な住宅の再建をどのように推進していくかが浦戸にとりましては大変重要な課題ととらえております。住宅再建に当たりましては、津波の高さが約10メートルを超えておりますことや、被害状況などを踏まえますと、やはり高台への移転の検討も必要ではないかと考えているところであります。また、50%を超える高齢化率や年齢構成などから、地域コミュニティーを持続できる環境づくり、例えば集合住宅の建設等についても検討すべき課題ではないかと考えているところであります。

なお、浦戸地区は特別名勝松島に係る文化財保護法の規制などもあり、今後の土地利用につきましては関係機関との調整を含め、十分な検討が必要となります。改めて土地利用方針などを整理した復興・まちづくり計画案がまとまりましたら、地元の皆様にご提案申し上げたいと考えているところであります。

次に、塩釜港の役割についてご質問いただきました。

被災いたしました港湾施設、海岸保全施設の復旧対応の取り組みについてご質問をいただいたところであります。港湾施設である栈橋、岸壁などで沈下や陥没が発生いたしております。また、港町から貞山地区にかけての海岸保全施設、いわゆる高潮護岸施設であります。大きな被害が発生いたしております。これらは港湾管理者であります県が国の災害査定を受けた後に計画的に復旧を図られるものと理解いたしておりますが、現在高潮時の浸水により市民生活にも多大な影響が生じておりますので、早急の復旧を県に要請してまいりたいと思っております。

港湾の集約化についてご質問いただきました。

宮城県港湾戦略ビジョン策定委員会というものが設置されており、行政、業界あるいは関係機関の皆様方と、今後の宮城県の港湾整備のあり方についてさまざまな意見交換をさせていただいているということについて、12月定例会でご報告申し上げます。私も構成メンバ

一となっております。昨年11月の第1回の委員会でこの3港の一体化の必要性和意義について発言させていただきました。

第1点目であります。かつて東北で初の特定重要港湾昇格を目指す動きを宮城県が行った際、当初案としては今回提示しております仙台塩釜港プラス石巻港、松島港のいわゆる4港合併案でありました。しかしながら、国のほうでそのような提案が認められず、その後改めて塩釜港区と仙台港区を一体とする特定重要港湾を提案したところであります。このような過去の経過をもう一度十二分に勉強していただきたいというお話をさせていただきました。

2点目であります。港湾は国や港湾管理者である県が整備いたしておりますが、運営につきましては港の発展にご尽力いただいております港湾事業者がおられますので、これまで取り組んでいただいております港湾利用者の皆様がこの案にどういった理解を示されるのかというようなことについて、十分な配慮をいただきたい。

3点目であります。港湾所在都市の市長として、情報を地域住民の皆様方にしっかりと伝え、コンセンサスを得ながら進めるべきであると判断いたしておりますので、情報提供についてぜひご理解いただきたいというような、3点のお話をさせていただいてまいりました。今もその気持ちについては変わっておりませんので、今後も同様の意見を県のほうに具申したいと考えております。

中小企業基盤整備機構の制度活用についてでございます。

1カ所ではというご質問もありましたが、さまざまな地域から「ぜひ私のほうにも」というお声がけを多数いただいております。今は2カ所ではありますが、今後そういった地域の皆様方のご期待にもこたえてまいりたいというふうに考えているところであります。地域全体の活性化につながればという思いであります。

水産加工場につきましてはありますが、現在1区画500平方メートル程度の施設、4区画で調整しております。この整備に当たりまして、水産加工業界の方々のご意見をさまざま拝聴させていただいているところであります。

以上、私からご答弁申し上げます。よろしくお願いたします。

○副議長（嶺岸淳一君） 伊藤市立病院院長。

○市立病院事業管理者兼院長（伊藤喜和君） それでは、私のほうから病院のほうのお答えをしたいと思っております。

まず、震災時の市立病院の対応でございますが、先ほど鎌田議員にもお答え申し上げます。

が、市立病院では病棟の耐震工事が2月にちょうど終わりました。おかげで、外壁等多少の影響はありましたけれども、入院中の患者さまや外来においでの方には特別地震の影響が加わることはございませんでした。

この震災によりまして、ライフラインが全部とまりましたけれども、職員全員でもって何とか運営いたしまして、多くの救急患者さんを受け入れることができました。先ほど申しましたように、震災以降を加えますと3月中は192名の救急患者さんを受け入れております。そういった意味で、市立病院の果たす役割を、我々の希望としてはもう十分果たしたのではないかと考えております。

次に、公立病院ガイドラインの見直しに関してでございますが、平成19年12月に国は公立病院のガイドラインを発表いたしました。その中には、公立病院の役割を明確にして、3つの目標がありますが、経営の効率化、再編ネットワーク、経営形態の見直しと、こういうわけでございます。改革病院プランの策定を各自治体に求めまして、本市では有識者や市民代表などで構成する市立病院今後のあり方審議会を設置いたしました。その中で、市立病院の果たすべき役割などについて審議会から答申をいただきました。この答申も踏まえまして、塩竈市立病院改革プランを平成21年2月に作成いたしております。そして、行政と病院で総力を挙げまして現在経営改善に取り組んでいるところでございます。

改革プランの策定によりまして、医師不足などによって生じた不良債務を返済するために、公立病院の特例債13億8,000万円を国からお借りいたしました。その際に病床数を約2割、199床から161床にベッドを削減いたしております。削減後の161床の病床稼働率について申し上げますと、平成21年度154.3人、利用率95.8%、平成22年度157.2人、利用率97.6%となっており、効率的な病院運営ができているものと考えております。また、震災に伴い、3月は167.5人、利用率104%、4月は176.1人、利用率109%と、多くの入院患者さんを受け入れることができました。5月に入りましてやや落ちつきまして157.3人、利用率97.7%という状況になっております。常勤医師や看護師確保の点からも、改革プランで取りまとめました161床での病院運営が適正ではないかと考えております。

このたびの大震災によりまして、沿岸部の多くの公立病院が影響を受けまして、復旧のめどが立っていないという病院もかなり見受けられます。特に石巻、気仙沼のほうにかけましては、かなり影響を受けております。そして、地域において病床数が大幅に減少するという現状があります。今までも改革プランで減らされているところに持ってきて、さらにまたこう

いう状況で減っているという、地域医療にとりましては非常に多大なる影響があるということは私も理解しております。そういう観点からしますと、市立病院は今回地震、津波に対して被災することがございました。そういう意味で、何とかこの地域で我々持てる力は発揮できたのではないかと考えております。

ガイドラインを見直してベッド数をさらにふやしたほうがいいんじゃないか、そういうご意見が先ほどございましたけれども、国のほうからはまだそういう方針あるいはガイドラインの見直しなどは具体的なお話はございません。それから、塩釜地区は仙台医療圏の中に含まれておりまして、そういう中で考えますとベッド充足率は100%を超えているという状況にはあると思います。そういうことを考えましても、今後うちのほうで病床数をふやすことはなかなか難しいものもある、医師や看護師の確保ということもございますが、国の方針もありまして非常に難しいとは思いますが、我々は161床の中で頑張っていくという方針でございます。

あと、救急医療、高齢者医療、こういうものに関しましても我々は積極的に取り組んでおります。在宅医療もそうなんです、こういうものもしっかり取り組みながら地域の、市民の皆様様の安心・安全のために今後とも頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○副議長（嶺岸淳一君） 議事の都合により、あらかじめ会議時間を延長いたします。

3番小野絹子君。

○3番（小野絹子君） これから一問一答に入るわけですが、質疑の関係上、ただいまご答弁のありました市立病院からさせていただきたいと思っております。

市立病院で頑張ってきたというのはわかります。問題は、この間の大震災のときにある病院が、結局ここで名前を出すわけにはいかないと思っておりますので、津波ですっかりやられてしまって、患者さんを今までどおりにそこで診ていただけないと。でもできれば、受け入れてくれる病院があればそこにお医者さんも配置して、そして診られるようにしたいということまでお話があったというふうに聞いております。その点について、市立病院としてはそういうお話をどういうふうに、中核病院としてそれをどう受けとめていたのか、どういう役割を果たしたのかということをお聞きしているわけです。最初にそれについてお答えください。

○副議長（嶺岸淳一君） 伊藤市立病院管理者兼院長。

○市立病院事業管理者兼院長（伊藤喜和君） お答えいたします。

うちの病院の現在の医師数それから患者数は161床に対して配置しております。そして、耐震工事をやったときに仮設病棟をつくりまして、そこは20床ぐらい使える余裕があったわけです。それに関しまして、県の医療整備課のほうからもいろいろ連絡がありまして、うちのほうでもし万が一の場合には医師、看護師を配置してくれれば使っていいですよという返事を差し上げておりました。けれども、その後なかなか県の整備課のほうの対応も難しいところでございまして、それ以上話は進展しなかったわけでございます。

それから、この近くの病院でそういうことがございまして、泌尿器科の先生いらっしやいまして、向こうでは診療できないということでこちらから働きかけまして、うちの病院で診療してくださいということでお声がけして、うちで少しやってもらったこともあります。

そういった状況で、うちとしては現状は180床ぐらい診ていたものですから、うちのスタッフではそれ以上は不可能だと。それ以上入るには先生や看護師さんを持ってきてもらえればもう大歓迎ですということは私は申し上げておきました。

以上でございます。

○副議長（嶺岸淳一君） 3番小野絹子君。

○3番（小野絹子君） 病院の管理者としての答弁はそういうことだということで、わかります。問題は、やっぱりここで考えなくてはならないのは、ああいう大震災のときにその病院がだめになってしまっている、実際には診れなくなっている、そういう中でどうしたらいいのかということが、医療機関関係でもよく言われている7病院関係だと思いますけれども、話し合われてきたという経過もあったようであります。ですから、そういう点でやっぱり最大限161床から20床ふやして181床まで対応した時期があったというふうなお話も承りました。したがって、やっぱりこの地域の状況を考えたら、今回まさかこういうことがあるとは思わないで改革プランでやったというのはあると思います。そういう点でこれは見直すべきだと、時間がないので余りやっつけられないんですが、とにかく相当これは総括していただいて、そしてやっぱり地域医療の観点から、そしてこの地域の唯一の公立病院として、市立病院としてどういう役割を果たしていくのかということで、そういう点でやっぱり見直しが必要だというふうに私はこの間いろいろ考えてきたわけです。そういう点で、その辺についてまず市長は、市立病院を抱えている塩竈市長としてどういうふうを考えているかお聞きしたいと思います。

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 市立病院を中核病院と言われますが、塩釜医療圏 7 病院の中で161床の病院であります。ただ、我々は公立病院でありますから、7 病院の連携を図るためにさまざまな努力はさせていただきますということで来ているわけでありまして。再三再四、中核病院という大変名誉ある呼び方をさせていただいておりますが、決して中核病院ではないわけでありまして、そういった中で市立病院がどういった役割を果たしていくかということでありまして、今再建途上でありまして。まだ再建中でありまして、今院長も申し上げましたとおり、例えば医師の配置であります。あるいは看護師の配置につきましても、今やっと 1 対12の看護が達成されている状況です。これはやっとやっとならざるを得ない状況です。これは議員よく御存じのことかと思いますが、本来望むべくは 1 対 8 の看護であります。その到達すらまだできない中で、一生懸命病院関係者が頑張っているという状況を考えますと、私はまずは161床で何とか市立病院として果たすべき役割をしっかりと果たしていくべきではないかというふうに考えているところであります。

○副議長（嶺岸淳一君） 3 番小野絹子君。

○3 番（小野絹子君） この問題についてはまたいろいろ質疑をする機会があるかと思いますが、単なる市立病院が161床でいいんだというふうには……、現実はそのなんでしょうけれども、市立病院がその公的な役割を果たしていく、あるいは唯一の公立病院としての役割を果たしていくということを考えていかないと、7 病院の連携のために市立病院があるみたいな話では、話にならないと思います。そういう点で、やっぱりそこについては十分認識されて、やっぱり真摯にそういう問題、震災のときの問題点なんかも明らかにしながら、市立病院に来る患者さんについては対応したでしょうけれども、そういう面についても十分考えていく必要があるのではないかというふうに思いますので、そういう点で問題提起だけさせていただきたいというふうに思います。ぜひ部内でも検討してください。（「中核病院について」の声あり）中核病院というのは中核的な役割を果たすということですか。いやいや、そうじゃなくて、中核病院としての役割は持っていないということですね。そうじゃなくて、公的な病院という位置づけですか。じゃあ位置づけについてもう一回お願いします。

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今のご質問は、中核病院ではないかというご質問でありましたから、例えばご案内のとおり350床を超える病院もいろいろあるわけでありまして。そういった中で、塩竈

市立病院は161床であります。これを中核病院と呼ぶことについては、恐らく県も認めないということになるかと思いますが、そういった中にありましても唯一の公立病院でありますから、7病院がしっかりと連携していけるような、そういった役割は果たしてまいりますということを今ご説明申し上げたと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○副議長（嶺岸淳一君） 3番小野絹子君。

○3番（小野絹子君） ちょっと言葉が過ぎたのかもしれませんが。私が中核的な中核病院ということで、市立病院がそうあってほしいという願いのもとで言ったというのものもあるかもしれませんが。しかし、やっぱりそういう役割を果たさなくてはならないんですよね。公立病院として、そういう取り組みをしているわけですから、そのことだけ申し上げておきたいというふうに思います。

それで、順序が最初に戻りますが、先ほど「はじめに」のところでも市長のほうからは「今回の被災の状況をしっかりと検証して、次に生かしていくためにきちんとやっていく」と、「復興計画をきちんと立てていく」というお話がありました。まさにそういう点でそういう方向で進めていただきたいというふうに思います。

そこでお聞きしたいわけですが、大事なことは2次災害を防ぐということですね。震災から3カ月になりますから、そういう点でそろそろ疲れが出てきますし、いろいろな2次災害も考えられます。そういう点で、2次災害を防ぐことに大きな努力を傾注していただきたいというふうに思います。その中で、1つだけお聞きしておきますのは、広域の協力ということで最近他県から警察官の方がおいでになって、大変御苦勞をおかけしているわけですが、要は信号機が稼働していないというためにそういう事態が起きているわけではありますが、応援に駆けつけてくださっている皆様には感謝申し上げながら、一体信号機の稼働はいつごろの見通しになっているのか。特に子供たちの通学路になっているところもありますので、そういう点でどういうふうにお聞きしているのかお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど、毎日8時半から塩竈市の対策本部会議を開催しておるということをご紹介申し上げました。その席には塩釜警察署からも、あるいは陸上自衛隊の方々もご参加いただき、情報の共有をさせていただいているところであります。

私のほうからは、塩釜警察署からおいでいただいております職員の方に、ぜひ一日も早く市内の信号機を復旧してほしいということを再三再四申し上げております。ただ、残念ながら

製造メーカーが追いつかないんだそうであります。東北一円でこれだけ被災しております。それらの需要にこたえるためには、とても今の状況では間に合わないということで、かなりの時間がかかりますために、交通指導隊といいますか、手信号でそういった取り組みをさせていただいておりますというご報告をいただいております。私にも具体的にいつまでというお話はちょうだいいたしておりますませんが、でき得る限り早く信号が回復し、子供さんたちが安心して学校に通学いただけるような環境の日が一日も早くまいりますよう努力をいたしてまいります。

○副議長（嶺岸淳一君） 3番小野絹子君。

○3番（小野絹子君） ぜひそういう方向でご努力をお願いしたいというふうに思います。

次に、港湾問題でお聞きしておきたいんですが、先ほど市長のほうからも答弁ありましたけれども、塩釜港が宮城の食料供給基地としての役割、それから東北地方のエネルギー供給基地としての役割を、この大震災の中で果たしていることは非常に重要な指摘だと思います。先ほど冒頭で私も述べましたけれども、天然の良港としての塩釜港が震災にも強い港であるということが、この大震災の中で明らかになったのではないかというふうに思うわけであります。

塩釜港のこれからの役割を展望するとき、これまでの延長線上の役割ではだめだと思います。なぜかといいますと、この20年来、塩釜港は国や県の仙台港一極集中の中で、それまで持っていた多くの機能が失われてきたことも事実だと思います。大震災を通して明らかになった塩釜港の宮城の食料供給基地としての役割、そして東北地方のエネルギー供給基地としての役割をさらに発展させることが、この大震災の教訓を生かすことになるのではないかというふうに考えるわけであります。私はそういうふうに考えるわけでありますが、ここで市長の見解を改めてお聞きしておきたいというふうに思います。

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 小野議員に、塩釜港の果たす役割の重要性を語る述べていただきました。私も同感であります。これだけの災害を受けましたが、塩釜港が例えば3月21日、わずか10日後であります、いち早く第1船が入港できたという事実であります。実はこのことにつきましてもぜひ記憶を新たにさせていただきたいんですが、新聞発表では宮城県につきましては仙台港と石巻港の機能を回復するということがいち早く打ち出されました。私は直ちに知事に電話をいたしまして、「知事、本当に仙台港で例えばエネルギーの供給が今できる状況です

か」と。たしかある石油会社のタンクが、まさに火災の真っ最中でありました。そういうさなかに、じゃあ東北のエネルギー供給基地はどこなんだろうかとということ電話で申し上げました。ぜひ塩釜港区をその港の中に入れるべきですよ、これは単に塩竈のためじゃないんですよ、東北全体のエネルギー供給ということ考えたときに、これは大変重要な役割を持つことになると、ぜひそういったことをお願いしたいということをお願いしたところ、次の日に第二管区海上保安本部の野俣本部長がわざわざ知事のところに、私と同じ趣旨で行かれたようであります。その日の午後に知事から早速電話が入りまして、塩竈の航路の瓦れき類の撤去を県と国の事業でやりますというお話をちょうだいし、ぜひ東北のためにやっていただきたいということをお願いさせていただきました。県のほうでは誠心誠意努力いただきまして、10日後に何とかタンカーが入港できたと。それ以来、急激には申し上げませんが、県内あるいは東北一円の石油不足という問題が徐々に解消されていったということについては、まさに塩竈の果たした役割の重要性ではないかなと思っております。

また、食料についてもしかりであります。避難所暮らしを改めて思い出しますと、本当に食べる物すらなかったときに、塩竈の事業者の方々がさまざまな差し入れを避難所のほうにさせていただきました。そういったものを避難者の方々に食していただき、何とか避難所の運営ができたというのが実態であったかと思えます。改めて塩竈の持つポテンシャルの高さを認識させていただいたところでもありますし、そういった財産を今後とも大切に育ててまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（嶺岸淳一君） 3番小野絹子君。

○3番（小野絹子君） それでは次に、商店街の、先ほど支援事業のかかわりの関係で質問しているわけですが、仮設の店舗ということで先ほど述べたとおりでありますけれども、答弁もありました。私はここで、塩竈の商店街や中小企業の再興に向けて何が必要なのかということをも改めて考えなければならないのではないかとこの10年来の地域経済の急激な落ち込みの中で、本当に市内の商店街は体力も失ったし、深刻な状況に追い込まれてきているというのが実態であります。その上に、この大震災による甚大な被害を受けたわけです。ですから、並々ならぬ状態に商店街や中小企業は置かれているということです。個々の経済努力だけでは、多くのところで再建が困難な状況にあります。もう既にこれは何度も今までも質疑ありました。このまま推移すれば、中心商店街の復興は困難となり、そのことは塩竈市のさらなる衰退につながるのではないかとこのように心配しております。そういうところで、

実際に塩竈市の復興と存亡をかけて、今行政が動くべきときだというふうに思っています。

そのためには、既に岩手県では商店街あるいは工場関係の建物の損壊を補修するために県が補助することや、塩竈では今回罹災商店に対しての支援ということを市独自で取り込まれるということは大変評価できるわけであります。同じように岩手県ではそういう商店街の事業をやるところにも補助するという、2つの取り組みを岩手県ではやっております。残念ながら宮城県はこのどちらもしないというのがありますが、塩竈は先ほど言ったとおりです。

第2点は、何度もここでも取り上げられている二重ローンの問題です。二重ローンの解消へ、何とか第2次補正予算に期待するというのがあるようでありますけれども、そういう点でやっぱりこの二重ローンの解消に向けて国に積極的な働きかけをさらに進めるべきだというふうに思います。

第3点には、仮店舗を分散させるのではなく、集中して市の中心部ににぎわいをつくるということが非常に大事です。聞くところによりますと、そういう意味ではいろいろイメージしてもらえるといいと思うんですけれども、かなり借り賃が高いとか、そういうのはあるかもしれません。どうであっても、そういう意味では何としてもそこを中心にしながら塩竈の復興を図っていくという立場で考えるなら、やはりこの取り組みを1カ所、賑わい地区のところにとめていくということが大きな波及効果になっていくというふうに私どもは考えているわけです。そういうふうな取り組みをすることによって活性化させていくという点で、市当局がよく実情を聞いて、やっぱり実態に合った復興計画を立てることが今大事だというふうに思っております。そういう点で、再度市長の見解をお伺いしておきたいと思っております。

○副議長（嶺岸淳一君） 荒川産業環境部長。

○産業環境部長（荒川和浩君） 商業の復興についてでございますが、水害などいろいろな形でかなりの被害を受けている商店街の復旧は急務であります。それは我々も同じであります。今回、3月22日から中小企業、あと個人事業者の方々についても相談業務を始めました。その中で先ほどもお話ししたとおり、なぜ商業者には住居と同じような支援はないんですかというふうな声がいっぱいありました。我々もやっぱりそういったものは疑問でありました。そういうふうな中で、1次補正に何とか組み入れてもらえないでしょうかというふうな形で、知事初め市長もあらゆるところで要請、要望をしてきたところなんです。であっても、やはり1次補正の中ではなかなかそういったものが組み入れてもらえないというふうなことで、市独自で今回の支援事業になったわけであります。そういうふうな中でであっても、我々が相談を受けた件数が

6月1日まで333件、受けた中でもほとんど、8割が今言ったようなお悩みでした。だから、やはりそういったものが融資とか利子補給といったことだけでなく、何とかお願いしたいということで動いたわけなんですけれども、なかなかそれもままならないというような形です。今回2次補正の中に何とか二重ローンについての規制緩和をしていただけるような手法を出してくれるというふうなお話も聞いておりますので、そういったものの情報収集をしまして、復興に向けて方向を示すものの1つになればなど期待しているところです。以上です。

○副議長（嶺岸淳一君） これをもって市長の施政方針に対する質問は終了いたしました。

ただいま議題となっております議案第38号ないし第49号につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明16日から22日まで常任委員会、東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会並びに議会運営委員会を開催するため休会とし、23日定刻再開いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明16日から22日までを常任委員会、東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会並びに議会運営委員会を開催するため休会とし、23日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時27分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年6月15日

塩竈市議会議長 佐藤 貞夫

塩竈市議会副議長 嶺岸 淳一

塩竈市議会議員 吉川 弘

塩竈市議会議員 伊勢 由典

平成23年 6 月 23 日（木曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 4 日目）

議事日程 第4号

平成23年6月23日(木曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第38号ないし第49号(各常任委員会委員長議案審査報告)
- 第3 請願第14号(民生常任委員会委員長請願審査報告)
- 第4 議員提出議案第6号
- 第5 東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会委員長中間報告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5

出席議員(21名)

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 曾 我 ミ ヨ 君 | 2番 | 中 川 邦 彦 君 |
| 3番 | 小 野 絹 子 君 | 4番 | 吉 川 弘 君 |
| 5番 | 伊 勢 由 典 君 | 6番 | 佐 藤 貞 夫 君 |
| 7番 | 東海林 京 子 君 | 8番 | 伊 藤 博 章 君 |
| 9番 | 浅 野 敏 江 君 | 10番 | 小 野 幸 男 君 |
| 11番 | 嶺 岸 淳 一 君 | 12番 | 志 賀 直 哉 君 |
| 13番 | 佐 藤 英 治 君 | 14番 | 伊 藤 栄 一 君 |
| 15番 | 菊 地 進 君 | 16番 | 今 野 恭 一 君 |
| 17番 | 阿 部 かほる 君 | 18番 | 鈴 木 昭 一 君 |
| 19番 | 鎌 田 礼 二 君 | 20番 | 木 村 吉 雄 君 |
| 21番 | 香 取 嗣 雄 君 | | |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市 長 佐 藤 昭 君 副 市 長 内 形 繁 夫 君

市立病院事業管理者 兼 院 長	伊 藤 喜 和 君	市民総務部長	佐 藤 雄 一 君
健康福祉部長	神 谷 統 君	産業環境部長	荒 川 和 浩 君
建設部長	金 子 信 也 君	市民総務部理事 兼政策調整監 兼震災復興推進室長	伊 藤 喜 昭 君
市民総務部次長 兼総務課長	佐 藤 信 彦 君	会計管理者 兼会計課長	星 清 輝 君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高 橋 敏 也 君	産業環境部次長 兼水産振興課長	小 山 浩 幸 君
建設部次長 兼下水道課長	千 葉 正 君	市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	菊 地 辰 夫 君
市民総務部 政策課長	阿 部 徳 和 君	市民総務部 財政課長	荒 井 敏 明 君
市民総務部 税務課長	赤 間 均 君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	鈴 木 宏 徳 君
市立病院事務部長	菅 原 靖 彦 君	市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴 木 康 則 君
水道部長	福 田 文 弘 君	水道部次長 兼総務課長	尾 形 則 雄 君
教育委員会教育長	小 倉 和 憲 君	教育委員会 教育部長	桜 井 史 裕 君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会 澤 ゆりみ 君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷 古 正 夫 君
選挙管理委員会 事務局長	鈴 木 正 信 君	監 査 委 員	高 橋 洋 一 君
監査事務局長	白 澤 巖 君		

事務局出席職員氏名

事務局 局長	安 藤 英 治 君	事務局 次長 兼議事調査係長	相 澤 勝 君
議事調査係 主査	斉 藤 隆 君	議事調査係 主事	西 村 光 彦 君

午後1時 開議

○議長（佐藤貞夫君） ただいまから6月定例会4日目の会議を開きます。

市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。佐藤市長

○市長（佐藤昭君） 議会の場でお許しをいただき、三升正直前市長に弔意を表させていただきます。

塩竈市第5代市長である三升正直前市長が、去る6月21日ご逝去されました。

ここに市民を代表し謹んで弔意を表させていただきます。

三升前市長におかれましては、戦前に当時の塩竈町役場に奉職をされ、その後収入役、助役などを歴任、平成3年5月には本市の第5代市長に就任をされました。その後、3期12年間にわたり卓越した識見と指導力を持って塩竈市政発展に多大なるご尽力をいただきました。公正かつ円満な性格を身上に、本市の諸問題の解決に信念と熱意を持って当たられ各界各層から広く信望を得ておられました。市長に就任されました当時、都市型水害への対策が急務となっており、本市の丘陵地に囲まれた地形に着目をされ総合治水対策事業に取り組んでいただきました。また、港湾再開発の取り組みによるマリングート塩釜、塩竈生涯学習交流施設ふれあいエスプ塩竈、そして高齢者福祉対策としての巡回型24時間ホームヘルプサービス事業の導入など先駆的な取り組みをいただきました。これら、多くのご功績が評価をされ、市長ご退任されました翌平成16年には旭日章受章の榮譽に浴されております。

ご退任後は平成16年、NPOみなとしほがまの理事長として同会を発足され、ボランティアガイド活動、郷土と塩竈のえにしを深める催し、あるいは新釈奥鹽地名集の出版など郷土愛の醸成、また地域振興の面においても多大なるご尽力を賜りました。

今、私たちの郷土塩竈は試練のときを迎えております。強い郷土愛と豊かな経験、実績を積み重ねました三升前市長を失いますことはまさに痛恨のきわみであり、心よりご冥福をお祈り申し上げます。そして、三升前市長が築かれました幾多の礎の上にさらに市民福祉の向上を市政発展のために邁進することをお誓いを申し上げまして弔意とさせていただきます。

平成23年6月23日、塩竈市長佐藤昭。

ご冥福をお祈りいたします。

○議長（佐藤貞夫君） これより、去る6月15日東京日比谷公会堂で開催されました第87回全国市議会議長会定期総会において、同会の表彰規程により表彰の榮に浴されました方に対し表彰伝達式を行います。

○事務局長（安藤英治君） それでは、初めに全国市議会議長会の議員在職35年以上の表彰でございます。

小野絹子議員、演壇にお進みください。

○議長（佐藤貞夫君） 表彰状。

塩竈市、小野絹子殿。

あなたは市議会議員として36年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第87回定期総会に当たり本会表彰規程により特別表彰いたします。

平成23年6月15日、全国市議会議長会会長関谷 博代読。

○事務局長（安藤英治君） 次に、全国市議会議長会の議員在職20年以上の表彰でございます。

吉川 弘議員、演壇にお進みください。

○議長（佐藤貞夫君） 表彰状。

塩竈市、吉川 弘殿。

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので第87回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成23年6月15日、全国市議会議長会会長関谷 博代読。

○事務局長（安藤英治君） 続きまして、志賀直哉議員、演壇にお進みください。

○議長（佐藤貞夫君） 表彰状。

塩竈市、志賀直哉殿。

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので第87回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成23年6月15日、全国市議会議長会会長関谷 博代読。

○事務局長（安藤英治君） 続きまして、菊地 進議員、演壇にお進みください。

○議長（佐藤貞夫君） 表彰状。

塩竈市、菊地 進殿。

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので第87回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成23年6月15日、全国市議会議長会会長関谷 博代読。

○事務局長（安藤英治君） 続きまして、伊藤栄一議員演壇にお進みください。

○議長（佐藤貞夫君） 表彰状。

塩竈市、伊藤栄一殿。

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので第87回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成23年6月15日、全国市議会議長会会長関谷 博代読。

○事務局長（安藤英治君） 次に、全国市議会議長会の正副議長在職4年以上の表彰でございます。

佐藤貞夫議長が該当しておりますので嶺岸副議長から伝達させていただきます。

佐藤貞夫議長、演壇にお進みください。

○副議長（嶺岸淳一君） 表彰状。

塩竈市、佐藤貞夫殿。

あなたは市議会正副議長として4年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので第87回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成23年6月15日、全国市議会議長会会長関谷 博。おめでとうございます。

○事務局長（安藤英治君） 以上で表彰伝達式を終了いたします。

○議長（佐藤貞夫君） 本日の議事日程は、日程第4号記載のとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤貞夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には7番東海林京子君、8番伊藤博章君を指名いたします。



日程第2 議案第38号ないし第49号（各常任委員会委員長議案審査報告）

○議長（佐藤貞夫君） 日程第2、議案第38号ないし第49号を議題といたします。

去る6月15日の会議において各常任委員会に付託をされておりました各号議案の審査の経過と、その結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。5番伊勢由典君。

○総務教育常任委員会委員長（伊勢由典君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において総務教育常任委員会に付託された関係議案について、6月16日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第38号塩竈市市税条例の一部を改正する条例については、東日本大震災の被災者等に対する税制上の特別措置として地方税法などの一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号塩竈市集会所条例の一部を改正する条例については、塩竈市集会所としての用途を廃止し、希望した団体に払い下げを行うため所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例については、東日本大震災により全壊した塩竈市公民館浦戸分館を廃止するため所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号平成23年度塩竈市一般会計補正予算については、歳出において東日本大震災慰霊祭開催費、集会所関係費、重点分野雇用創出事業のうち、震災対応等臨時職員拡充等、教育関係費等、公立学校施設災害復旧費、塩竈市防災行政無線災害復旧整備事業費等が計上され、また地方債においては公立学校施設災害復旧費等が追加され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられた要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、塩竈市防災行政無線災害復旧整備事業については、平成10年度から導入が図られた塩竈市防災行政無線同報系設備の更新を行うものである。これまでの設備では地形特性による反響などにより放送が聞き取りにくい場合があったことから、整備にあたっては本市の地形を十分研究され難聴区域の改善や未設置地区の解消を図るなど災害などに係る緊急情報の伝達システムの充実に努められ、だれもが安心して暮らせる安全なまちの実現に向けて取り組まれない。

次に、議案第48号損害賠償の額を定めることについては、市公用車による交通事故に係る損害賠償に関し損害賠償の額を定めようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられた要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、議案第48号損害賠償の額を定めることについては、職員の運転する公用車が相手方に衝突し、後遺障害が残る骨折などのけがを負わせた事故の損害賠償を支払うことについて議会の議決を求めるものである。

自治体職員はその職務の遂行に当たっては基本的に市民の生命・財産を守り安全・安心を提供する使命を負う立場にあることから、自動車の運転を行うに当たっては法令遵守はもちろんのこと、常に周囲の状況に注意を払われ的確な状況判断のもと安全な運行に万全を期されたい。

次に、議案第49号塩竈市集会所の指定管理の指定の変更については、塩竈市集会所の指定管理者として指定した団体のうち、当該集会所の払い下げを希望する団体があったことから、指定管理者の指定の変更を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査した案件の経過と結果の大要であります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

総務教育常任委員会委員長 伊勢由典

○議長（佐藤貞夫君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。9番浅野敏江君。

○民生常任委員会委員長（浅野敏江君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、民生常任委員会に付託されました関係議案について、6月17日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第39号塩竈市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等が本年5月2日公布・施行され、東日本大震災の被災者に対する災害援護資金の貸し付けに係る特例措置が講じられたことに伴い、償還期間の延長等の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号平成23年度塩竈市一般会計補正予算については、歳出において東日本大震災災害義援金に伴う扶助費、藤倉児童館の災害復旧事業に伴う工事請負費等、赤ちゃんの駅設置事業に伴う備品購入費、健康増進事業に伴う大腸がん検診委託料等が計上され、また地方債において児童福祉施設災害復旧事業が追加され質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、藤倉児童館については、東日本大震災により被災し建物自体が後ろ側に傾いたため使用

不能となり、修復不可能な状況にあるため早急に建物を解体する必要がある。このため、災害復旧費の国庫補助制度を最大限に活用し、児童館の建てかえに必要な測量設計等委託料や工事請負費等の今般の補正予算として計上したところである。

藤倉児童館の建てかえに当たっては、地域における子供たちの健全育成の拠点として建物の安全性の確保を徹底されるとともに、子供たちがこれまで以上にさまざまな諸活動に取り組むことができるよう十分配慮され当該施設に係る災害復旧事業の推進に鋭意努められたい。

以上が、本委員会で審査した案件の経過と結果の大要であります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

民生常任委員会委員長 浅野敏江

○議長（佐藤貞夫君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。3番小野絹子君。

○産業建設常任委員会委員長（小野絹子君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、6月20日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第42号平成23年度塩竈市一般会計補正予算については、歳出において東日本大震災に伴う災害廃棄物処理事業費、重点分野雇用創造事業のうち被災建物保安パトロール業務委託など魚市場事業特別会計繰出金、中心市街地商業活性化事業、市営住宅改修事業費、道路橋りょう災害復旧事などが計上され、また地方債においては道路橋りょう災害復旧事業費の追加と、災害廃棄物処理事業費などが変更され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、災害廃棄物処理事業費については、東日本大震災により市道などに積まれた瓦れきの撤去及び道路側溝内の泥土を除去する事業であるが、梅雨や台風などの時期においては1次仮置き場における害虫や臭気の発生など衛生管理の問題が懸念されることから、その対策に万全を期されるとともに、担当部門が連携し市内の防疫対策についても計画的に取り組みられ市民の良好な生活環境の確保に努められたい。

1、り災商店再生支援事業については、東日本大震災により罹災した中小企業者、個人事業者などの事業を支援し、事業再開などの促進を図る本市独自の事業であり評価するものであ

る。罹災された事業者などの支援を通し、今後もさらに魅力ある商店街づくりに努めるなど地域経済の再生に向けより一層努力されたい。

次に、議案第43号平成23年度塩竈市交通事業特別会計補正予算については、東日本大震災の被災による各種復旧費用の計上により歳入歳出それぞれ700万円を追加し、総額を2億1,990万円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号平成23年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算については、東日本大震災に伴う災害復旧費の計上により歳入歳出それぞれ2,500万円を追加し総額を1億9,593万円とするものであり、また地方債においては公営企業災害復旧事業として400万円を増額し、3,280万円に変更するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、魚市場施設災害復旧事業については、東日本大震災により被害の大きかった魚市場建物や荷さばき場の効率的な復旧を行うための調査委託と応急復旧工事を行うものであるが、本市魚市場は被災した県内魚市場を補完する重要な役割を担うことから早期復旧を図られ宮城の食糧基地としての役割を果たされるよう努力されたい。

次に、議案第45号平成23年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算については、東日本大震災に伴う災害復旧費などの計上により歳入歳出それぞれ9億8,510万円を追加し、総額を49億190万円とするものであり、また地方債においては公営企業災害復旧事業として3億5,080万円を追加するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号平成23年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算については、東日本大震災に伴う災害復旧費の計上により歳入歳出それぞれ8,300万円を追加し、総額を1億1,130万円とするものであり、また地方債においては公営企業災害復旧事業として1,600万円を新たに起こすものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号平成23年度塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算については、東日本大震災に伴う工事費などに係る損害金の計上により歳入歳出それぞれ940万円を追加し、総額を1億5,040万円とするものであり、また地方債においては土地区画整理事業として940万円を増額し、1,300万円に変更するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審議をした案件の経過と結果の概要でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

産業建設常任委員会委員長 小野絹子

○議長（佐藤貞夫君） 以上で、委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

○議長（佐藤貞夫君） これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

まず、議案第38号ないし49号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤貞夫君） 起立全員であります。よって、議案第38号ないし第49号については委員長報告のとおり決しました。



日程第3 請願第14号（民生常任委員会委員長請願審査報告）

○議長（佐藤貞夫君） 日程第3、請願第14号を議題といたします。

去る12月7日の会議において民生常任委員会に付託されておりました請願審査の経過とその結果について民生常任委員長の報告を求めます。9番浅野敏江君。

○民生常任委員会委員長（浅野敏江君）（登壇） ご報告いたします。

平成22年12月において民生常任委員会に付託され閉会中の継続審査となっておりました請願第14号「高すぎる国民健康保険税の引き下げを求める請願」については、6月17日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査を行った次第であります。今後さらに時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長（佐藤貞夫君） 以上で、委員長の報告は終了いたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

○議長（佐藤貞夫君） これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

請願第14号については、委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤貞夫君） 起立多数であります。よって、請願第14号については委員長報告のとおり決しました。



日程第4 議員提出議案第6号

○議長（佐藤貞夫君） 日程第4、議員提出議案第6号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第6号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第6号について、提案者を代表いたしましてお手元にご配付の同議案別紙を朗読し提案理由の説明にかえさせていただきます。

東日本大震災からの復興に関する決議。

平成23年3月11日午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震は我が国観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、巨大津波は東日本沿岸各地を襲い、人的被害は死者・行方不明者を合わせて約2万3,000人に上ると推定され本市にも甚大な被害をもたらしました。

本市においては45名（6月23日現在）ものとうとい命が失われ、避難所及び仮設住宅での生活を余儀なくされている方々を初め、今なお多くの市民の皆様が困難な生活を強いられてお

ります。

巨大津波により市域の沿岸部一帯を浸水し多くの家屋や車両が流出するなど依然として市民生活や本市産業は深刻な状況にあり大きな打撃を受けております。特に、水産、港湾関連施設は甚大な被害を受け、浦戸諸島は壊滅的な被害などにより存亡の危機に立たされております。

本市議会はここに犠牲となられた方々に対し深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

本市議会では4月28日に東日本大震災塩竈市復興対策特別委員会を全議員で立ち上げ、これまで5回にわたる市内の災害状況の現地調査及び被災者の実情を議論し、市当局に早急なる被災者への復旧対策や支援策を要望してきました。

この未曾有の大震災に当たり、本市議会は市民生活の再建、安定と産業の復興に向け被災者の支援と災害からの復興に最大限の努力を傾注し、本市の一日も早い復興を目指し取り組むことを表明します。

以上、決議します。

以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

○議長（佐藤貞夫君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、議員提出議案第6号については、さよう取り計らうことに決しました。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第6号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤貞夫君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第6号については原案のとおり可決されました。



日程第5 東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会委員長中間報告

○議長（佐藤貞夫君） 日程第5、東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会委員長中間報告を議題といたします。

東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会委員長の報告を求めます。21番香取嗣雄君。

○東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会委員長（香取嗣雄君）（登壇） ただいま議題となりました東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会におけるこれまでの活動に係る中間報告を申し上げます。

本特別委員会は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に係る本市の復旧復興対策を調査検討することを目的に、4月28日開会された平成23年第2回臨時会の本会議において議員全員をもって設置され、同日第1回の特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、副委員長には鈴木昭一委員が選任されたものであります。

5月14日には市内の被災地域の現地調査を行い、5月19日の第2回特別委員会を開催してからきょうまで現地調査を含め5回の特別委員会を開催し、本特別委員会の設置目的である東日本大震災に係る本市の復旧・復興対策について調査検討してまいりましたので、これまでの活動の経過とその概要をご報告いたします。

5月14日の市内被災地域の現地調査では、被災地域の現状と復旧・復興に向けた地域を的確に把握し、今後の復旧・復興計画等の策定や、具体的な施策の実現に向けての総合的な取り組みの一環として、仮設住宅の建設用地、災害廃棄物の1次仮置き場、漁港施設、魚市場、津波の被災地域、被災した加工場、埠頭など特に甚大な被害を受けた地域を中心に現地調査を実施いたしました。

現地調査では、仮設住宅の必要数の確保及び早期建設、瓦れきの早期撤去、漁港施設・魚市場の早期復旧・整備の必要性、観光産業の復興支援に向けた取り組みなど、復興計画等の策定や具体的な施策の実現に向け、市議会一丸となって取り組む強い決意を新たにいたしました。

5月19日、31日に開催した第2回、第3回の特別委員会においては、特別委員会の今後の進め方を議題とし、調査検討を行いました。

特別委員会の今後の進め方については、委員からの主な意見として当局から復旧・復興に係る情報提供を得ながら、議会としての意見・要望を迅速に反映する必要がある。

また、大震災を受け、これまでの枠組みにとらわれない国・県等への要請活動が必要であるなど、全委員の共通認識のもと被災者の支援と災害への復興に向け特別委員会を進めるべきとの意見がありました。

その結果、本特別委員会では、災害復旧復興に向けた調査、国・県等への要請、震災復興計画の策定状況等の調査、東日本大震災の災害復旧復興対策に関する提言などについて、調査検討することを確認したところであります。

6月21日に開催した第4回特別委員会においては、東日本大震災の対応状況について当局より関係者の出席者と資料の提出を求め、詳細な説明の聴取と全委員による活発な質疑を行い、慎重に調査を行ったところであります。

なお、これまでの調査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、塩竈市震災復興計画の策定に当たっては、今後実施が予定されている懇談会やアンケートにより集約される被災者等の意見を十分に反映させるとともに、国の復興の動きや宮城県が策定を進めている復興計画との整合を図りながら市民の暮らし、産業及び都市基盤等の復興に向けた計画づくりに鋭意取り組まれない。

また、同計画は、本市の第5次長期総合計画の安全で安心なまちづくりの分野を担うものであるが、浦戸諸島及び沿岸部が今回の大津波により甚大な被害を受けていることから、計画策定に当たっては、これまでの津波防災対策について詳細に検証を行われ、浸水地区における新たな防災対策及び土地利用の方向性についてその検討を急がれない。

1、水産業及び水産加工業に係る施設については、地震と津波により甚大な被害を受けており、その基盤となる港湾施設、漁港施設の早期復旧が必要であることから、今後も国・県に対し、なお一層の復旧・復興に向けた取り組みを急がれるよう強く要請を行われたい。

1、本市の浅海養殖漁業は、津波により甚大な被害を受け存続の危機にあり、早急な対応が求められている。市当局においては、被災漁業者の自主的な生活再建を強力的に支援するため、漁業施設の復旧対策、融資対策など国・県などと連携し早急な救済が図られるよう努力されたい。

1、今回の東日本大震災により、多くの防潮堤が被災しており、また沿岸部においては地盤

沈下に伴う高潮被害が問題となっている。これらの被害箇所の一刻も早い応急復旧並びに本格復旧に向けて国や県に働きかけられるとともに、今後の地震・津波の発生に備えた安全な避難場所の確保など住民が安全で安心して暮らせる住環境の構築についても検討を深められたい。

以上が、これまでの本特別委員会の活動経過及び委員の主なる要望・意見であります。これ以外にも各委員より述べられました要望・意見につきましても市として最大限の努力を傾注されますよう要望するものであります。

本特別委員会は本市の一日も早い復興をめざし、今後も最大限取り組んでいくことを申し上げ、中間報告といたします。

東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会委員長 香取嗣雄

以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

○議長（佐藤貞夫君） これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会委員長中間報告は終了いたします。

以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 1 時 4 9 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年6月23日

塩竈市議会議員 佐藤 貞夫

塩竈市議会議員 東海林 京子

塩竈市議会議員 伊藤 博章